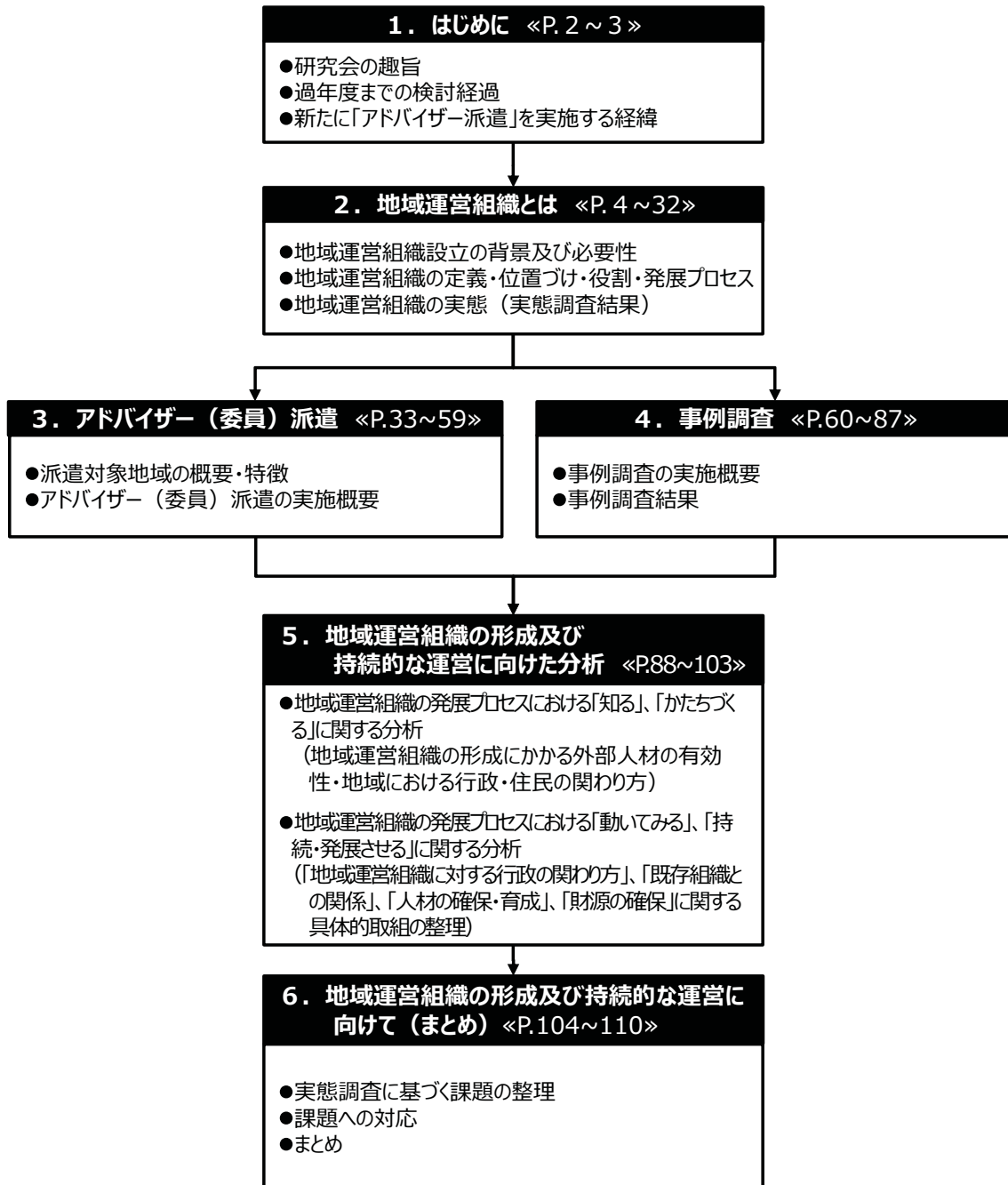

地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する
調査研究事業
報告書

平成 30 年 3 月
総務省地域力創造グループ地域振興室

【目次】

1. はじめに.....	2
2. 地域運営組織とは.....	4
2-1. 地域運営組織設立の背景及び必要性.....	4
2-2. 地域運営組織の定義・位置づけ・役割・発展プロセス.....	7
2-3. 地域運営組織の実態.....	11
3. アドバイザー（委員）派遣.....	33
3-1. 派遣対象地域の概要・特徴.....	33
3-2. 実施概要.....	34
4. 事例調査.....	60
4-1. 鉦打ふるさとづくり協議会の取組（石川県七尾市）.....	61
4-2. 古里住民自治協議会の取組（長野県長野市）.....	66
4-3. 磯路地域活動協議会の取組（大阪市）.....	72
4-4. 久宝寺・南高安小学校区まちづくり協議会の取組（大阪府八尾市）.....	78
5. 地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた分析.....	88
5-1. 「知る」・「かたちづくる」～アドバイザー（委員）派遣をもとに.....	89
5-2. 「動いてみる」・「持続・発展させる」～事例調査をもとに.....	97
6. 地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けて（まとめ）.....	105
6-1. 実態調査に基づく課題の整理.....	105
6-2. 課題への対応.....	106
6-3. まとめ.....	110
【参考資料1】地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する研究会の概要.....	112
【参考資料2】アドバイザー（委員）派遣の概要.....	114
【参考資料3】現地視察の概要.....	116
【参考資料4】地域運営組織に関する実態調査 結果概要.....	117
【参考資料5】市区町村票の都道府県別集計.....	152
【参考資料6】地域運営組織に関する実態調査 クロス集計結果（市区町村）.....	156
【参考資料7】地域運営組織に関する実態調査 クロス集計結果（個票）.....	171
【参考資料8】地域運営組織に関する実態調査 調査票一式.....	200

《報告書の構成》



1. はじめに

人口減少・超高齢化という日本が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、平成26年9月にまち・ひと・しごと創生本部が設置された。平成26年12月には、政府は、日本が目指すべき将来の方向を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するための施策を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」の閣議決定を行った。

また、平成29年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと総合戦略（2017年改訂版）」では、地域課題解決のための持続的な取組体制の確立に向け、地域運営組織を形成することが重要であるとの方針が示されるとともに、平成32年（2020年）までにおいて達成すべき重要業績評価指標（KPI）の一つとして、「住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：5,000団体を目指す」ことが明記された。

総務省では、平成25年度から、「暮らしを支える地域運営組織に関する研究会」（座長：小田切徳美 明治大学教授）を開催し、地域運営組織に関する事例を体系的に整理・提供するとともに、外部人材の有効活用や組織・人材・拠点の一体的な取組に向けた環境整備など、地域運営組織の健全かつ持続的な活動を確保するための方策について調査研究を行ってきた。

これまでの調査研究の成果に基づき、平成28年度は、新たに「地域運営組織の形成及び持続的運営に関する研究会」（座長：小田切徳美 明治大学教授）を設置した。同年度に実施した地域運営組織の活動状況に関する実態調査によれば、地域運営組織の形成数は増加している一方で、「地域運営組織がない」と回答した市区町村の約90%が地域運営組織の必要性を感じていることが明らかとなるなど、今後さらに各地で地域運営組織の形成が進むことが予想される中で、地域運営組織の形成及び持続的な運営に資する「研修用テキスト」を作成したところである。

平成29年度においては、地域運営組織の形成に当たっては、「地域づくりワークショップ」の実施が有効である¹ことを踏まえ、これまでの事例調査に加え、研究会委員がアドバイザーとして、地域運営組織の形成を目指す地域においてアドバイスを行う「アドバイザー（委員）派遣」を実施し、地域運営組織の形成に係る課題等についての検討を行った。

本報告書及び平成28年度から行っている「高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりの推進」への地方財政措置、各府省における様々な支援等により、地域運営組織の形成及び持続的な運営について、一層の推進が図られることを期待する。

¹総務省地域力創造グループ地域振興室「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」（平成28年3月）

【参考】まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)(平成29年12月22日閣議決定)(抜粋)

(イ) 小さな拠点の形成（集落生活圏の維持）

【施策の概要】

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、①地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、②地域の課題解決のための持続的な取組み体制の確立（地域運営組織の形成）、③地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保、④地域における仕事・収入の確保を図る必要がある。

また、これらの取組を進め、暮らしを守るためには、地域住民の活動・交流拠点の強化や、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワークの形成等により利便性の高い地域づくりを図ることが必要である。

このため、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくり（「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持））を推進するとともに、地域に「ひと」を呼び込むため、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の地方へ移住しようとする「田園回帰」の促進や農協や商工会等の地域内外の多様な組織との連携を推進する。

【主な重要業績評価指標】

■ 小さな拠点（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場）の形成数：

1,000か所を目指す

■ 住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：5,000団体をを目指す

【主な施策】

◎(4)-(イ)-② 地域の課題解決のための持続的な取組体制としての地域運営組織の展開と活動の推進

「小さな拠点」の形成などにより持続可能な地域をつくるため、「地域デザイン」に基づき、地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業者の話し合いの下、それぞれの役割分担を明確にしながら、生活サービスの提供や域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）を形成することが重要である。

地域運営組織の立ち上げや運営に当たっては、そのためのノウハウの確立、地域内外からの人材の確保・活用、組織の運営や活動に必要な資金の確保、多様かつ持続的な活動に必要な法人格の取得等の課題があることから、先発事例の体系的な整理・提供とともに、取組効果の「見える化」の推進、地方創生推進交付金や各府省庁の事業、外部人材の導入（「地域おこし協力隊」や人材還流事業、「地方創生カレッジ」等を活用）等を有効に活用し、取組体制の構築から事業の着手を支援するとともに、地域運営組織の持続的な運営に関する調査研究や環境整備を進める。また、地方公共団体と連携し、全国の地域運営組織の実態把握や情報交流を推進し、地域運営組織の活動の深化を図るとともに、地域運営組織の取組支援や人材育成支援のためのプラットフォームづくりを推進する。

特に、「地域の課題解決に向けた地域運営組織に関する有識者会議」の最終報告を踏まえ、法人化促進のためのガイドブック等の活用を促進するとともに、地縁型組織の法人化の促進に向けて、更に具体的な検討を進める。

2. 地域運営組織とは

本章においては、地域運営組織設立の背景及び必要性、定義・位置づけ及び現状等について示す。

2-1. 地域運営組織設立の背景及び必要性

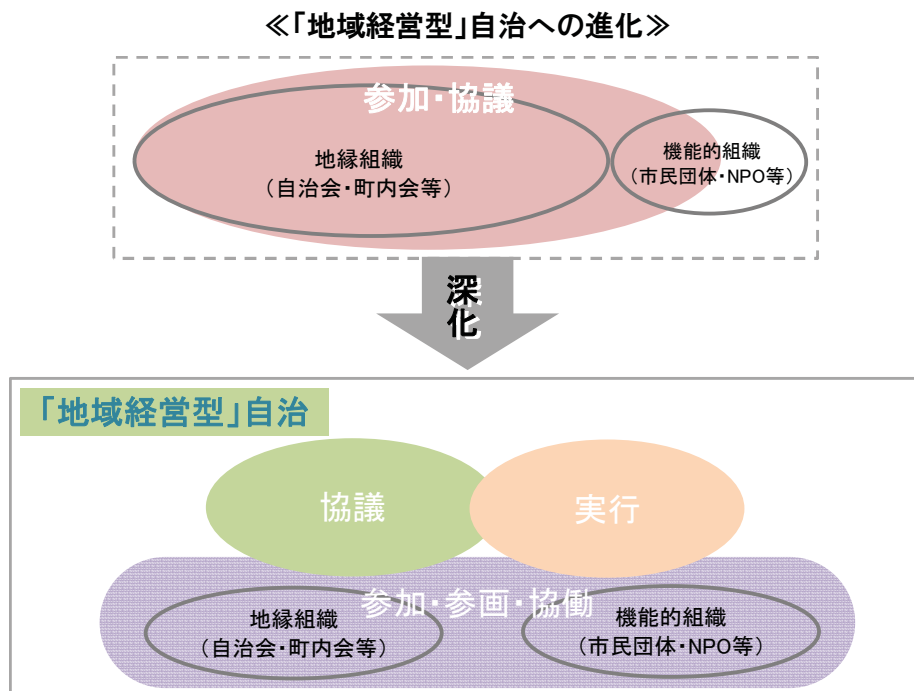
(1) 背景

地域内における意思決定やイベントなどの自治・共助活動、まちづくりなどの地域活動は、地縁組織である自治会・町内会が中心となって行われてきた。

自治会・町内会は、長い歴史に加え、地域に一つしか存在せず、地域の全世帯が加入しているという仕組みにより、地域を代表する団体として認められ、地域の暮らしを支える重要な役割を担ってきた。

しかし、人口減少や高齢化、地縁団体への全国的な加入率の低下による構成員の減少や、市町村合併の進展に伴う地域課題の多様化・広域化等を背景に、自治会・町内会が従来の役割を果たすことが困難となる地域が出てきている。

こうした中、自治会・町内会の機能を補完しつつ、自治会・町内会といった地縁組織に加えて、地域で活動する市民団体やNPO法人といった機能的組織も「参加・参画・協働」し、地域を経営する視点に立って地域の将来ビジョンを「協議」し、そこで決められた指針に従って地域住民自らが「実行」する「地域経営型」自治への深化が求められている。



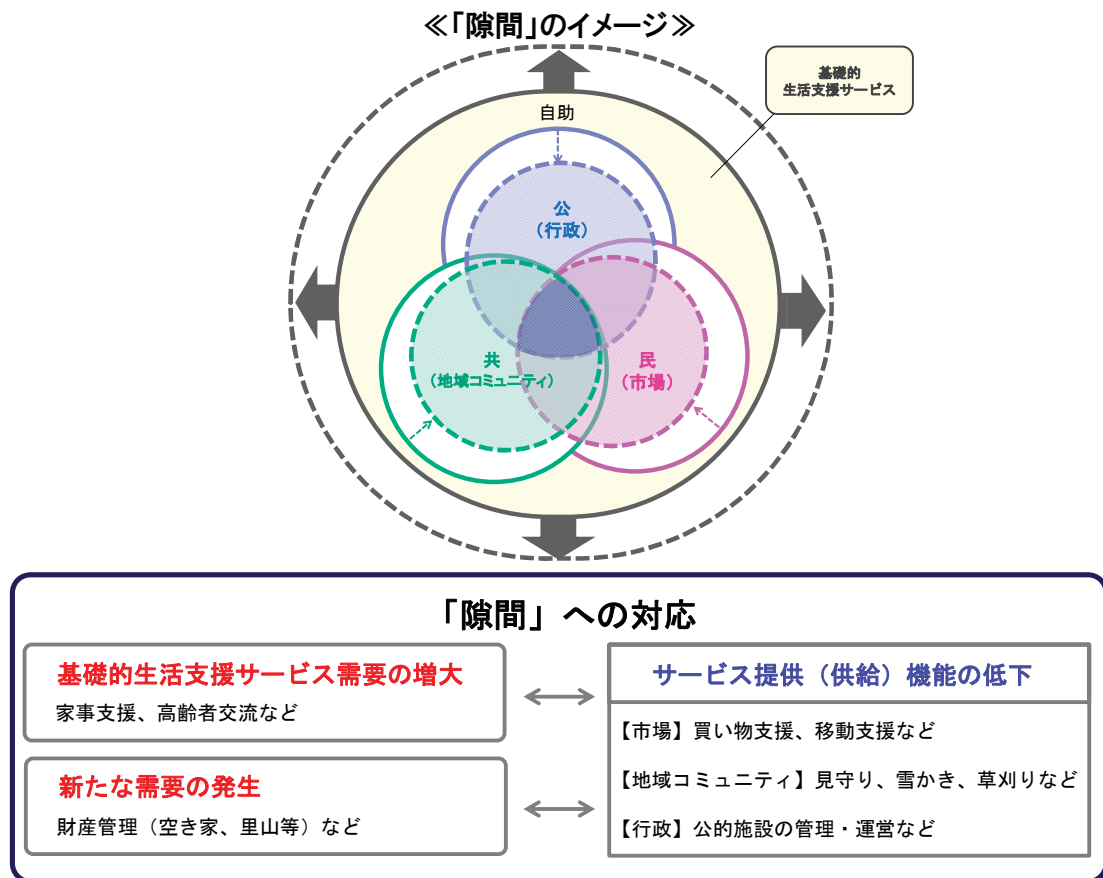
(2) 必要性

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、地域住民の減少に加えて、高齢化に伴う生活機能の低下等により、高齢者の見守りや雪かき、草刈りといった生活支援に関わる需要が増加するとともに、介護需要、空き家や里山等の財産管理など地域の維持に関わる新たな需要が発生している。

一方で、人口減少に伴う経済規模の縮小を背景に、商店や公共交通といった民間事業者が提供する市場サービスが失われてきている。また、地縁組織の構成員である地域住民の減少及び高齢化に伴い、これまで地縁組織が担ってきた生活支援機能も低下している。さらに、厳しい財政状況や職員の削減、市町村合併による面積の拡大などを背景に、公共施設の管理・運営といった従来の行政サービスの水準を維持することも困難になってきている。

このように、地域においては、生活支援サービス需要の増加と「民（市場）」、「共（地域コミュニティ）」、「公（行政）」によるサービス提供機能の低下によって、生活支援サービスの「隙間」が生じるという状況に直面している。

こうした中で、「実行」を中心とした地域活動への参加密度を高め、人と人のつながりを強くし、地域の資源を最大限活用することにより、この「隙間」を埋め、地域で暮らし続けたいという希望を実現するために欠かせないサービスを提供する役割を果たすことが、地域運営組織に期待されている。



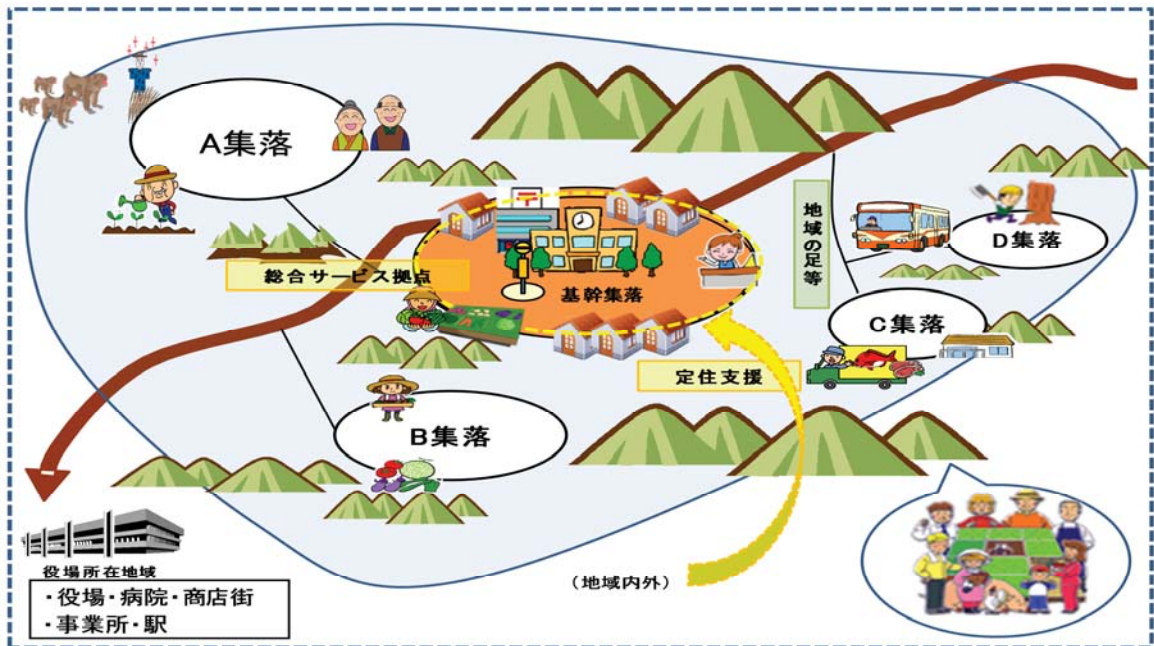
また、こうした地域においては、今後の更なる人口減少を想定しつつ、「小さな拠点」を形成して地域に不可欠な生活・福祉サービスを確保するとともに、「小さな拠点」と周辺集落を交通ネットワーク等で結ぶことにより、地域の暮らしをより低密度な状況で維持する新しい仕組み（低密度居住地域）を構築することが求められている。

これまでは、人口増加・都市化の流れの中で集積度が高まることを前提に、個々人が担う役割を専門・分化し、全体のサービス水準を高めることを目指す仕組みが構築されてきた。しかし、人口減少が進展する中で、専任の専門的資格を有する者だけがサービスを提供できる仕組みを維持しようとする、低密度な地域では必要な専門的人材を確保できずに、サービスの水準を問う以前に、そもそもサービスが提供されない状況となってしまう。外部の専門家の知見等を得ながら、地域にいる人材が複数の役割を担うことによって生産性を高めるという新たな社会システムへの転換が必要になっている。

このようなシステム転換が実現すれば、サービスの担い手自身にとっても、小口の収入機会である「ナリワイ」を複数持つことにより、生活に必要な所得を確保し、地域で暮らし続けることが可能になる。

地域運営組織には、これまでの都市化・集積のメリットを前提としたシステムとは異なるイノベーションを実現し、低密度居住地域を支える新たな仕組みとなり、地域に残る貴重な人材の受け皿の役割を果たすことも求められている。

《小さな拠点のイメージ》



2-2. 地域運営組織の定義・位置づけ・役割・発展プロセス

(1) 定義・位置づけ

本報告書では、地域運営組織を「地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織」と定義する。

前述のまち・ひと・しごと総合戦略においては、地域運営組織を『持続可能な地域をつくるため、「地域デザイン」（今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図）に基づき、地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業者の話し合いの下、それぞれの役割を明確にしながら、生活サービスの提供や域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織』と定義している。

このように、地域運営組織は、「地域課題を共有」し、「解決方法を検討」するための「協議機能」と、「地域課題解決に向けた取組を実践」するための「実行機能」を有する組織と位置付けられる。

(2) 地域運営組織の役割～何をする組織か

地域運営組織の定義・位置づけについては上記のとおりであるが、地域運営組織は地域の特徴・課題等に応じて多様な役割を果たすことが想定され、一律的に役割を決めることは適切ではない。そのため、ここでは地域運営組織が果たす役割の説明として、2つの地域運営組織の活動状況を例示する。

① 特定非営利活動法人かみえちご山里ファン倶楽部(新潟県上越市)

新潟県上越市にある「かみえちご山里ファン倶楽部」は、平成14年に設立された特定非営利活動法人で、現在の会員数は300名となっている。主な活動地域は、新潟県上越市の西部中山間地域の約25の集落（定住人口約1,900名）である。

法人設立以来、上越市の西部中山間地域において、地域の伝統行事の復活や継承の支援、高齢者福祉、体験事業など、地域振興を目的に総合的な活動を実施している。

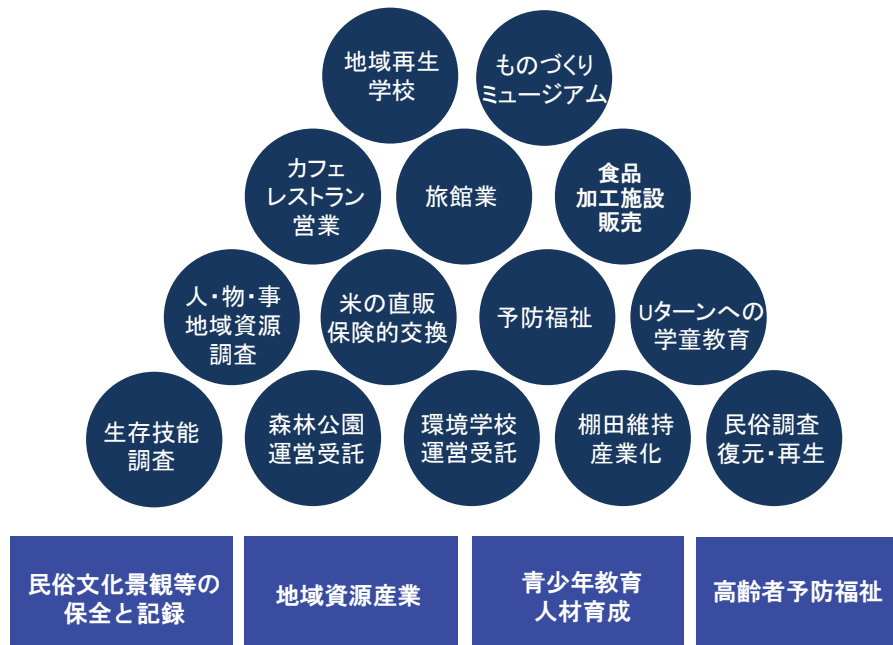
また、再生古民家にてカフェ事業、体験交流事業等を行う自炊の宿「霧山荘」を運営するほか、上越市西部中山間地域を中心とした環境、地域産業に関する活性化事業、教育的事業に関する受託事業も実施（「上越市くわどり市民の森」、「上越市地球環境学校」）している。

さらに、平成27年4月には、地域づくりを目指す若者に向けて実務を中心とした学びの場を提供することを目的として、里の再生を目指す若者育成のための「里創（りそう）義塾」を開講している。

同法人が担う業務は「公」と「業」の2つに大別される。「公」の業務は、地域活動支援や地域インフラ保守、高齢者福祉等、基本的に無報酬にて実施する公的な業務

であり、「業」の業務は、市からの受託事業、農産物（米）の販売、農産加工品の製造・販売、古民家カフェ等の事業である。無報酬である「公」の業務に係る経費を「業」の業務による収入で確保している。

《特定非営利活動法人かみえちご山里ファン倶楽部の業務概要》



②特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク(山形県川西町)

特定非営利活動法人きらりよしじまネットワークが活動している山形県川西町吉島地区は、人口約2,600人、高齢化率32%（平成27年8月末時点）の地域である。

人口減少・高齢化が急速に進展し、住民同士の支え合いが地域の課題となる中、平成16年に地区の各種団体の現状を整理したところ、役員の重複や高齢化、活動のマンネリ化等の課題が明らかになった。

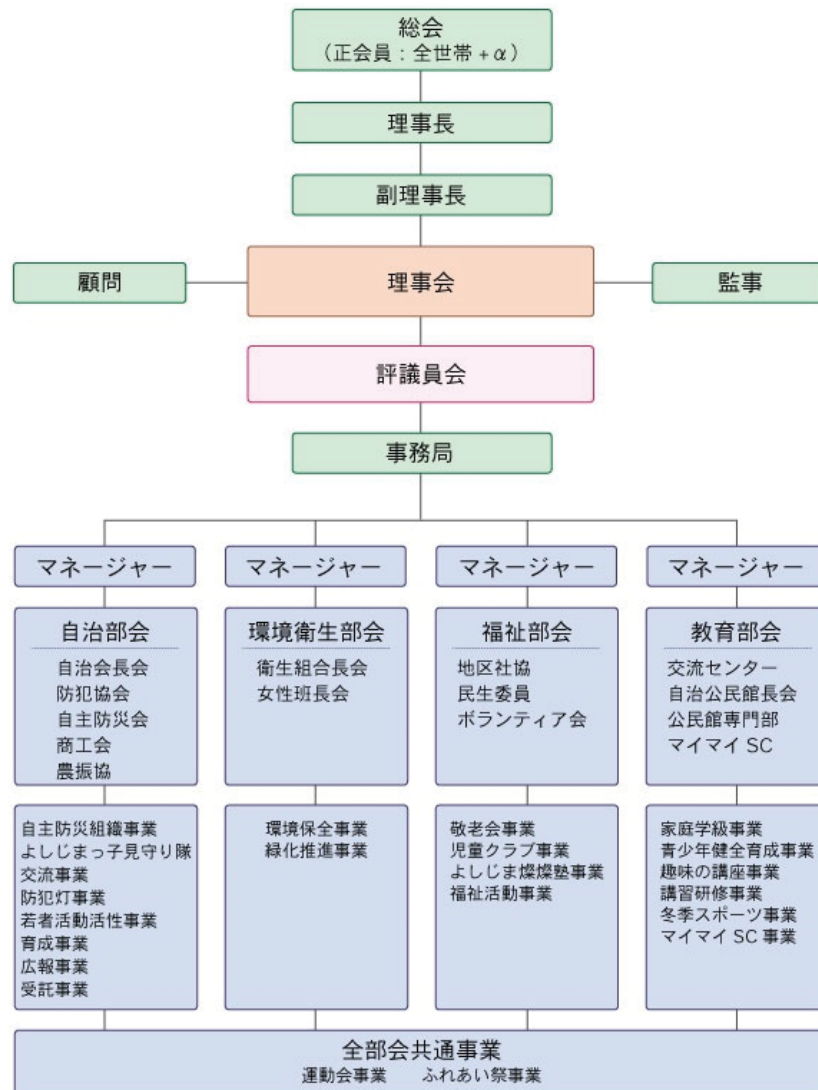
これを受け、各種団体の会計を一元化しつつ、スピードある課題解決や計画に基づいた地域づくり等を推進するための新たな組織の立ち上げに向けた動きが本格化し、3年間の準備期間において住民ワークショップを繰り返し開催して地域住民の合意形成を図り、地区の全世帯が加入する新たな組織として「特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク」を設立した。

地域を永続的に持続させていくために必要な条件として、①経営の視点と知識、②ビジョンと住民の参加、③財源の確保及び④対等の協働実践の4つを掲げるとともに、地域経営の柱として①住民総参加、②住民の主体性・自立（自律）性、③経営管理とビジネス及び④対等なパートナーシップコミュニティの4つを掲げ、幅広い活動を展開している。

具体的には、コンビニエンスストアの休憩スペースを利用した産直朝市、グリーンツーリズム、農家レストラン、6次産業化、地域のスポーツクラブ運営、買い物支

援・見守りサービス等に取り組んでいる。さらに、地域の農業青年が担い手となって都市・農村交流事業にも取り組んでいる。

《特定非営利活動法人きらりよしまネットワークの組織及び業務概要》



(3) 地域運営組織の発展プロセス

地域運営組織の形成及び運営のプロセスとしては、「知る」、「動いてみる」、「かたちづくる」及び「持続・発展させる」の4つに大別される²。

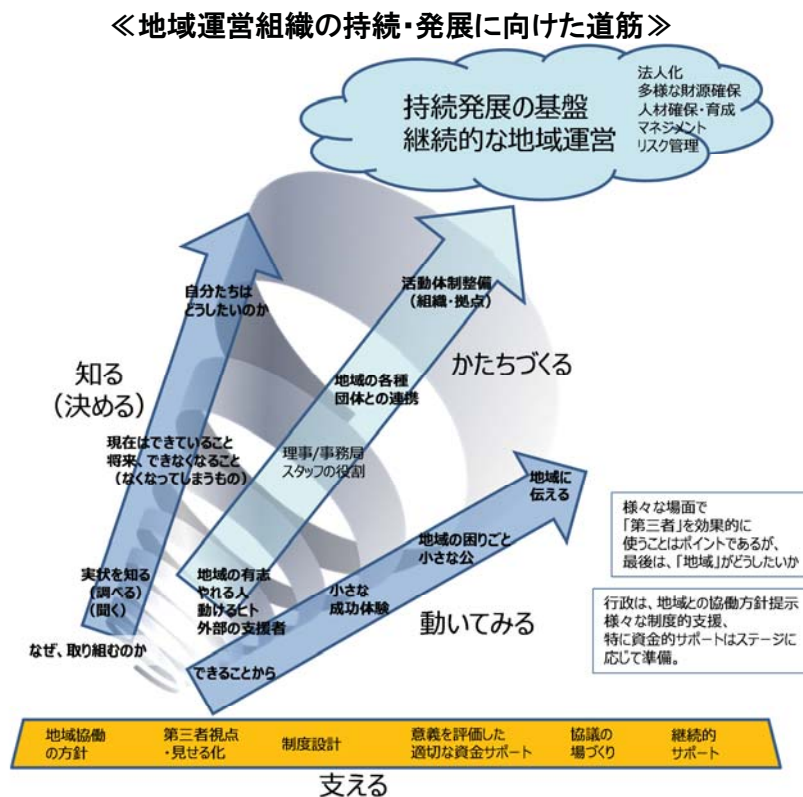
「知る」とは、地域運営組織の必要性について知ること、その必要性について地域で暮らす人々に気付いてもらうこと、及び「気付き」から地域の課題や将来像を考える、そのためにやるべき活動を決めることである。

「動いてみる」とは、地域の将来像に向かって、まずは可能なことから活動し始めることである。

「かたちづくる」とは、地域の課題解決に向けた活動の受け皿として、協議と実行の組織を形成していくことであり、組織内における体制及び役割分担並びに既存組織との連携・役割分担も含まれる。

「持続・発展させる」は、地域運営組織を運営し、地域の課題解決に向けた取り組みをより効率的・効果的に実施するための組織として強化を図っていくことである。

なお、これら4つは『知る』⇒『動いてみる』⇒『かたちづくる』⇒『持続・発展させる』の順になるとは限らない。地域の住民自治の歴史や地域内の組織の状況など各地域の実情に応じて、「動いてみて、知る」、「かたちづくって、動いてみる」など様々な順となることが想定される。また、形成後の運営期でも、各分類の課題（困りごと）への対応を繰り返しながら、進めていくものと考えられる。



² 詳しくは、総務省地域力創造グループ地域振興室「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」(平成29年3月)の「研修用テキスト」参照。

2-3. 地域運営組織の実態

地域運営組織の定義や位置づけは上記のとおりであるが、その活動範囲、活動内容、組織形態等は、その発展プロセスも含めて、多様なものとなっている。

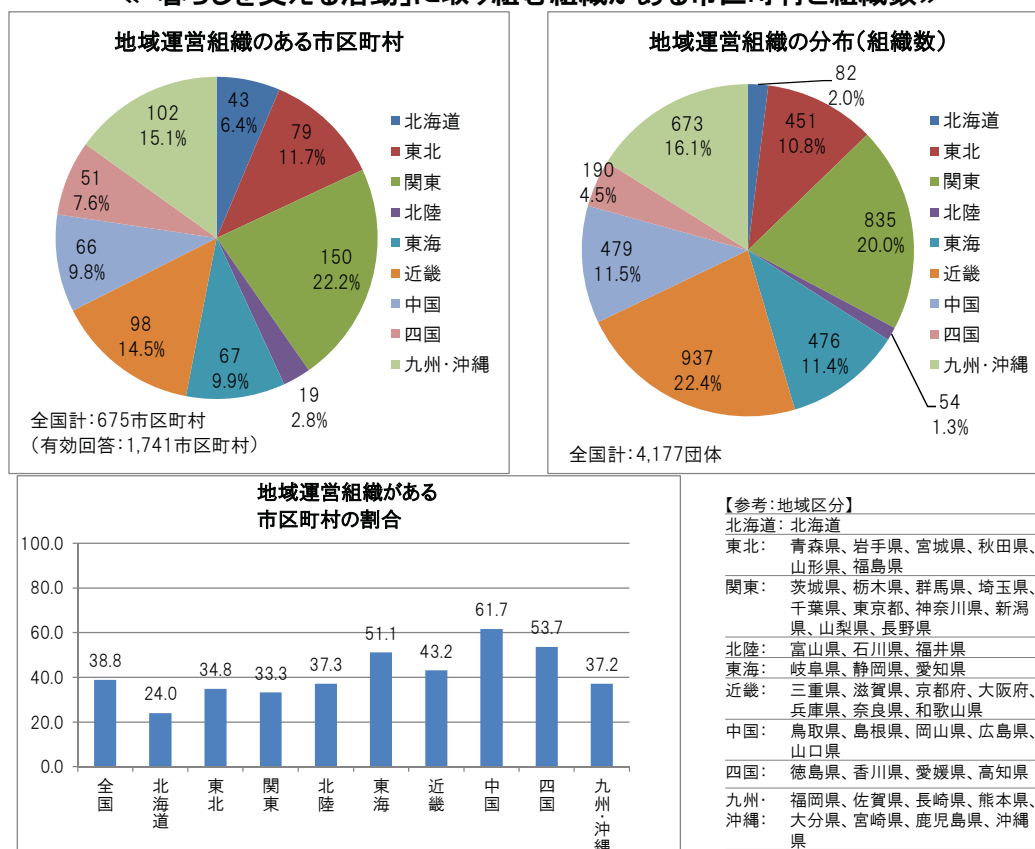
ここでは、本事業において、全国の市区町村及び地域運営組織を対象に実施した「地域運営組織の形成及び持続的運営に関する調査」（平成29年度実施）（以下、「実態調査」という。）の結果をもとに、地域運営組織の実態の概略を示す（詳細は、「【参考資料4】地域運営組織に関する実態調査 結果概要」を参照）。

(1) 地域運営組織の設置状況

「暮らしを支える活動に取り組む地域運営組織がある」と回答した市区町村は、有効回答1,741市区町村中の675市区町村（38.8%）となっており、地域運営組織の組織数は、全体で4,177団体となっている³。

また、地域別にみると、「暮らしを支える活動に取り組む地域運営組織がある」と回答した市区町村の割合は、中国地方（61.7%）が最も多くなっており、次いで四国地方（53.7%）となっている。

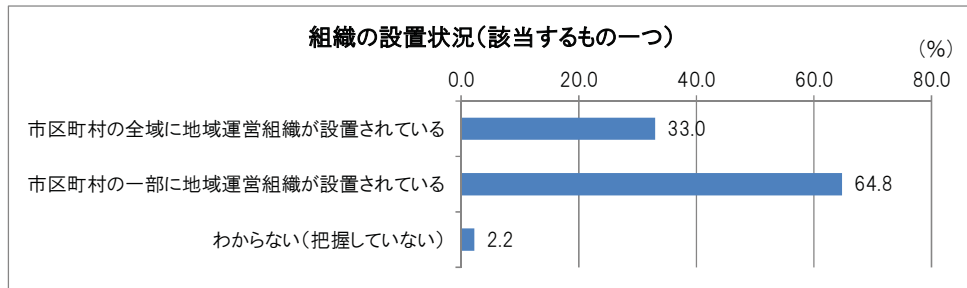
《「暮らしを支える活動」に取り組む組織がある市区町村と組織数》



³ 社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく事業を実施することにより、地域福祉の増進を図ることを目的とした組織であり、地域運営組織の構成員として重要な役割が期待されるものの、本調査の地域運営組織の組織数からは除外している。

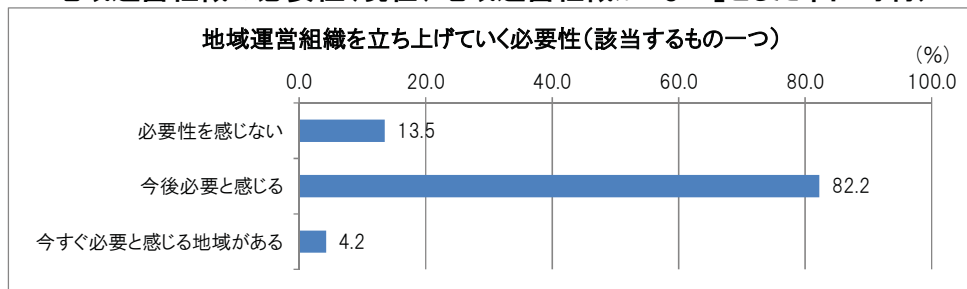
地域運営組織の設置状況をみると、全体の64.8%が市区町村の「一部」に設置されていると回答している。「全域」に設置されているのは全体の33.0%である。

《地域運営組織の設置状況》



「暮らしを支える活動に取り組む地域運営組織がない」と回答した1,017市区町村のうち、地域運営組織の必要性に関する設問に回答のあった1,014市区町村中の877市区町村(86.4%)が、「暮らしを支える活動に取り組む地域運営組織」を、現在ない地域に立ち上げていく必要性を感じている。

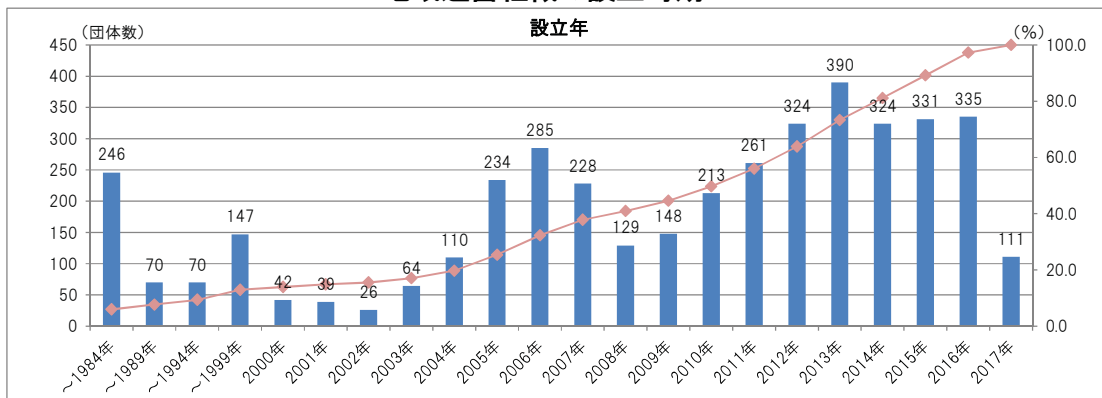
《地域運営組織の必要性(現在、地域運営組織が「ない」とした市区町村)》



(2) 地域運営組織の設立時期

地域運営組織は、平成16年(2004年)頃から設立数が増加している。この時期は、市町村合併が多数なされた時期と重なっており、市町村合併を契機に地域運営組織の重要性が高まったものと考えられる。その後も、多くの地域運営組織が設立され、平成24年(2012年)以降は毎年300を超える団体が設立されている。

《地域運営組織の設立時期》



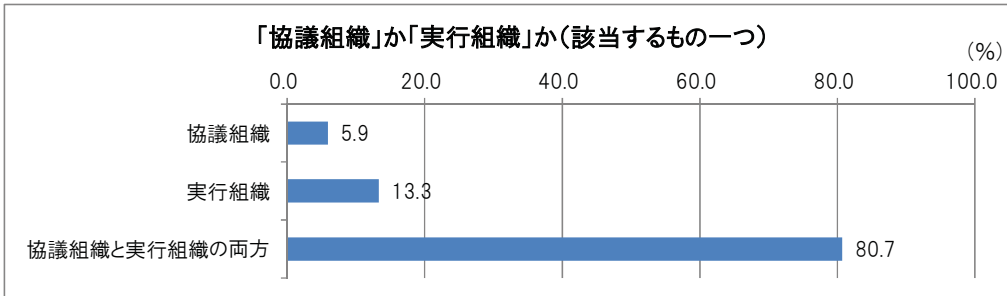
注) 2017年は調査実施年のため参考値

(3) 地域運営組織の備える機能(協議機能と実行機能)

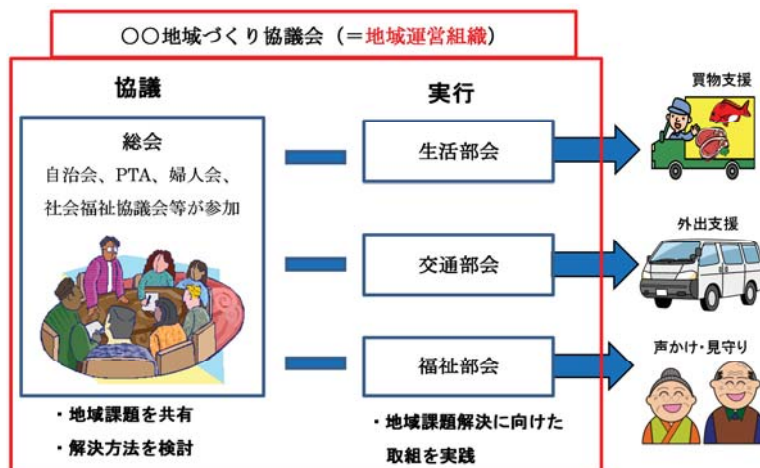
前述のように、地域運営組織は、地域課題を共有し解決方法を検討するための「協議機能」と、地域課題解決に向けた取組を実践するための「実行機能」を有する組織と位置付けられる。

4,177団体の地域運営組織のうち、80.7%がこの両方の機能を備えた「一体型」の組織である（「協議組織と実行組織の両方」）。一方、協議機能のみ（「協議組織」）が5.9%、実行機能のみ（「実行組織」）が13.3%と「分離型」の組織もある。

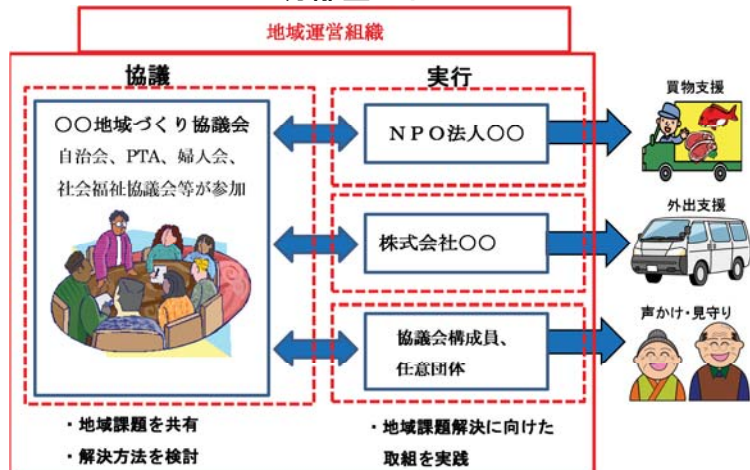
《地域運営組織が備える機能(協議機能を持つ組織か実行機能を持つ組織か)》



《一体型のイメージ》



《分離型のイメージ》



■協議機能・実行機能「一体型」の事例
特定非営利活動法人きらりよじまネットワーク（山形県川西町）

きらりよじまネットワークは地区の全世帯が加入するNPO法人で、「合意形成のシステム」と「資金づくりのシステム」に独自の手法を取り入れている。

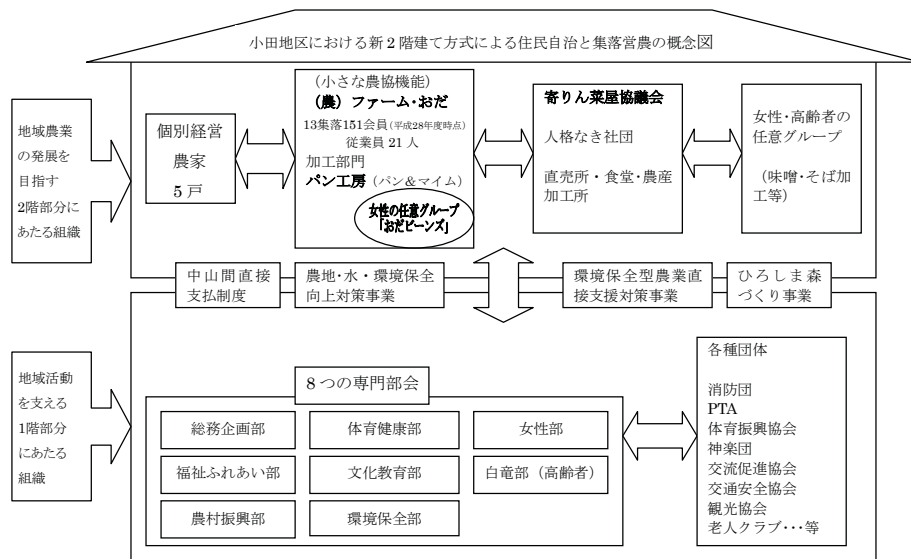
「合意形成のシステム」においては、より多くの住民が参加できるよう、「決めない会議」と「決める会議」とを使い分けている。「決めない会議」は住民ワークショップ等を実施することによって地域の様々な意見や課題を集約していく「参加の場」である。

「決める会議」は「決めない会議」で集約された意見や課題を基に具体的な事業の内容や予算の使い道等を決定する「協議の場」（意思決定機関）としての機能を果たしている。「資金づくりのシステム」においては、コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施するほか、6次産業化の取組や地域のスポーツクラブ運営、買物支援・見守りサービス等に取り組んでいる。今後、都市との地域交流等の観光事業の拡大のため、株式会社の設立も視野に入れた検討を行っている。



■協議機能・実行機能「分離型」の事例
自治組織「共和の郷・おだ」／農事組合法人ファーム・おだ（広島県東広島市）

広島県東広島市小田地区は、13集落、人口549人、高齢化率49.7%の地区である（平成30年1月時点）。小田地区においては、小学校、保育所、診療所の統廃合に伴う住民の危機意識の高まりを背景に、全世帯が加入する自治組織「共和の郷・おだ」が設立（平成15年）された。「共和の郷・おだ」においては、地区内に存在する各種組織を5つの部会に組織した。現在は女性会、老人会、地区社協等8部会に編成し「小さな疑似役場」として様々な地域課題の解決に取り組んでいる。小田地区の地域づくりは、自治活動（コミュニティ活動）を行う「共和の郷・おだ」を1階部分、集落営農組織の「ファーム・おだ」や「寄りん菜屋協議会」等を2階部分とする「新2階建て方式」となっている。



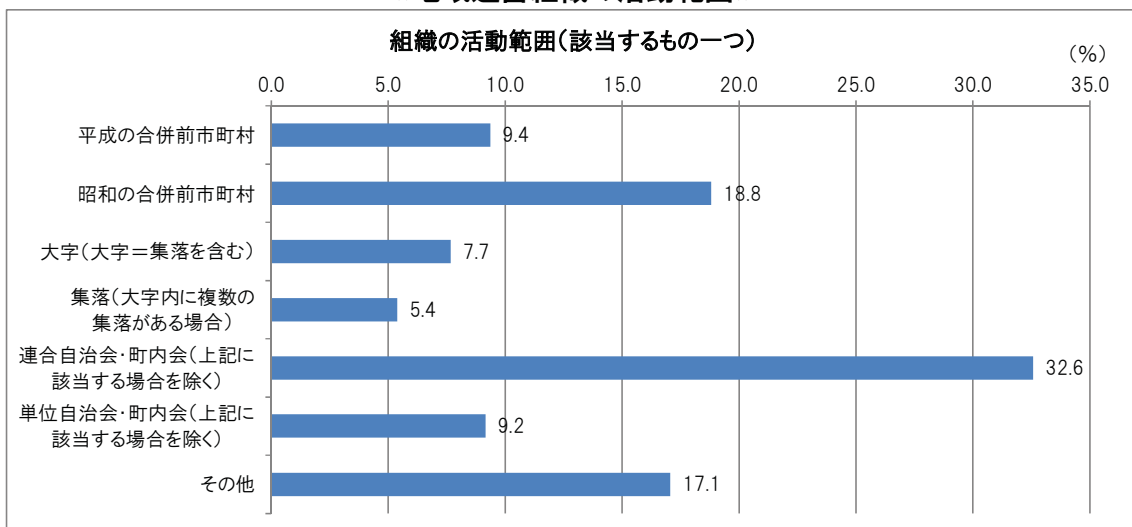
(4) 地域運営組織の活動範囲

ここからは具体的な活動を行っている「実行組織」及び「協議・実行の両方の機能を備えた組織（一体型の組織）」に焦点を絞って、具体的な活動の様子を見ていく。

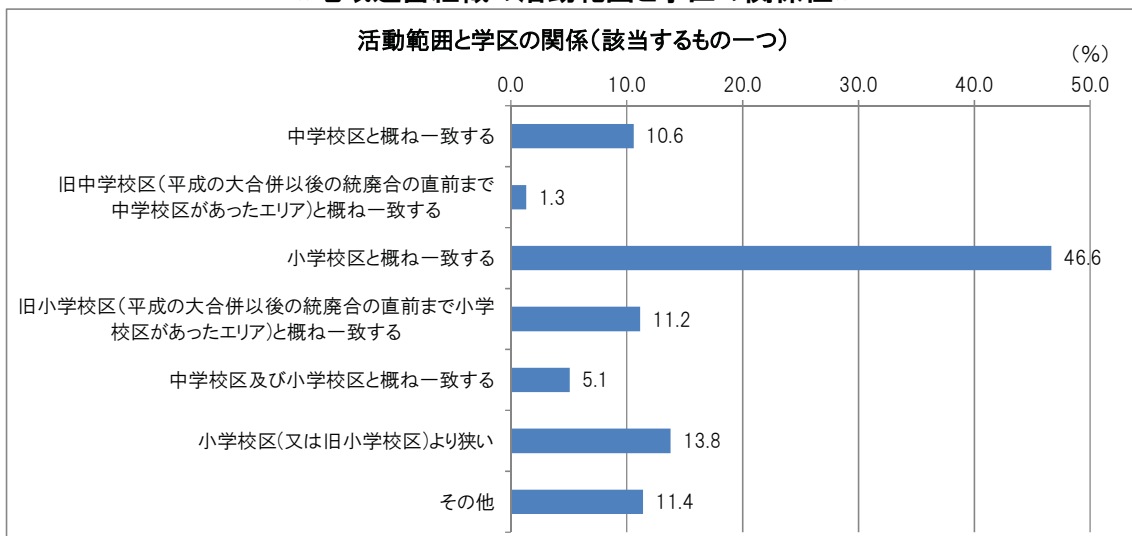
具体的な活動を行っている地域運営組織の活動範囲は、「連合自治会・町内会」(32.6%)が最も多く、次いで「昭和の合併前市町村」(18.8%)となっている。

また、学区との関係性については、「小学校区と概ねと一致する」(46.6%)が最も多くなっており、「小学校区（又は旧小学校区）より狭い」(13.8%)、「旧小学校区（平成の大合併以後の統廃合の直前まで小学校区があったエリア）と概ね一致する」(11.2%)となっている。約60%が概ね小学校区または旧小学校区を活動範囲としている。

《地域運営組織の活動範囲》



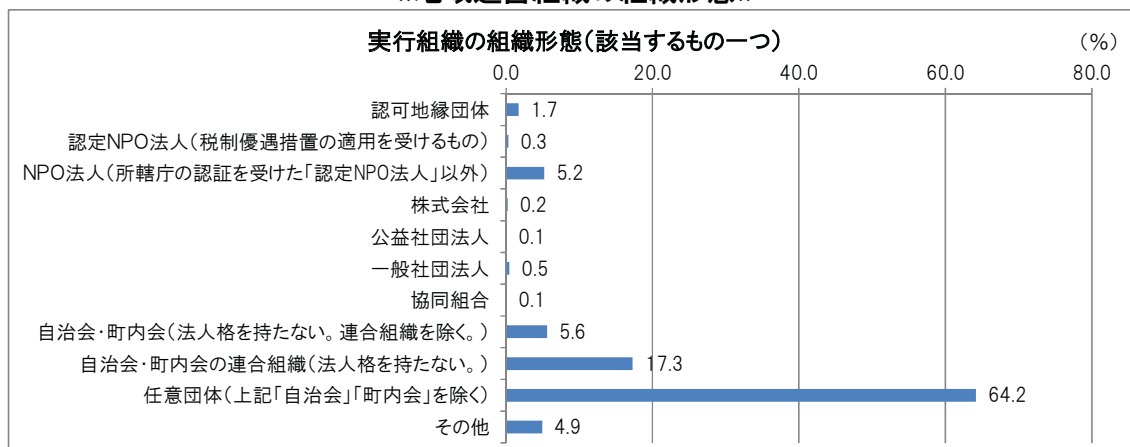
《地域運営組織の活動範囲と学区の関係性》



(5) 地域運営組織の組織形態

地域運営組織の組織形態については、「任意団体（自治会・町内会及びその連合組織を除く）」（64.2%）が最も多くなっており、「自治会・町内会の連合組織（法人格を持たないもの。）」（17.3%）、「自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を除く。）」（5.6%）を加えると、87.1%が法人格を持たない任意団体となっている。また、法人格を有している組織形態の中では、「NPO法人」（5.2%）が最も多くなっている。

《地域運営組織の組織形態》



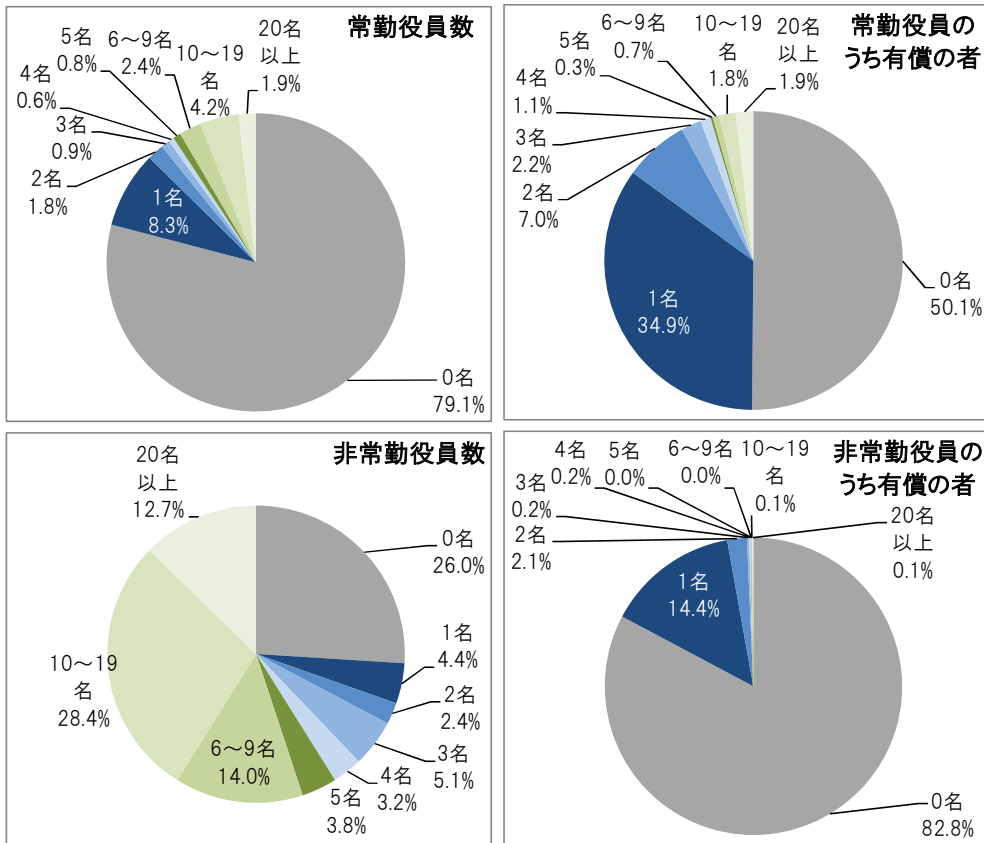
※ 以下、組織形態別の分析を行うに当たっては、次の3つの区分により分析することとする。

- ・法人組織：認可地縁団体、NPO法人（認定NPO法人を含む。）、株式会社、公益社団法人、一般社団法人、協同組合
- ・任意団体等：自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を含む。）、任意団体（自治会・町内会を除く。）、その他
- ・うち自治会等：任意団体等のうち自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を含む。）

(6) 地域運営組織のスタッフ

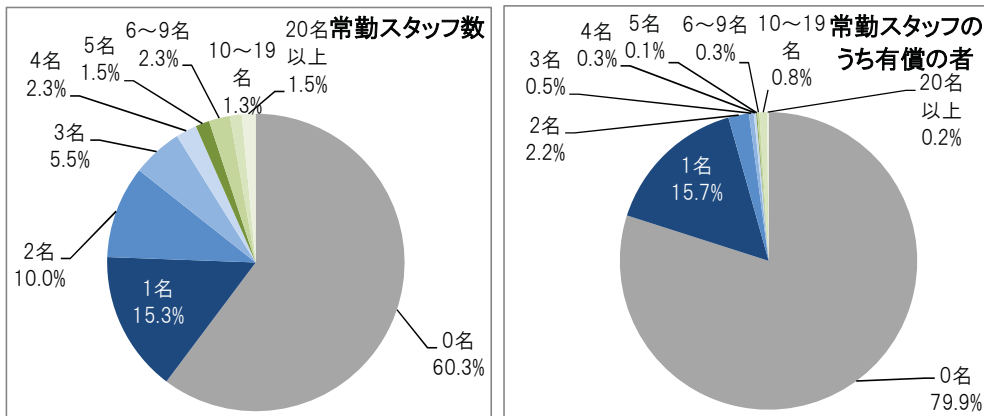
役員については、全体の20.9%が常勤役員を有しており、また、全体の74.0%が非常勤役員を有している。このうち、常勤役員では49.9%（全体の10.0%）、非常勤役員では17.2%（全体の12.7%）が有償の者となっている。

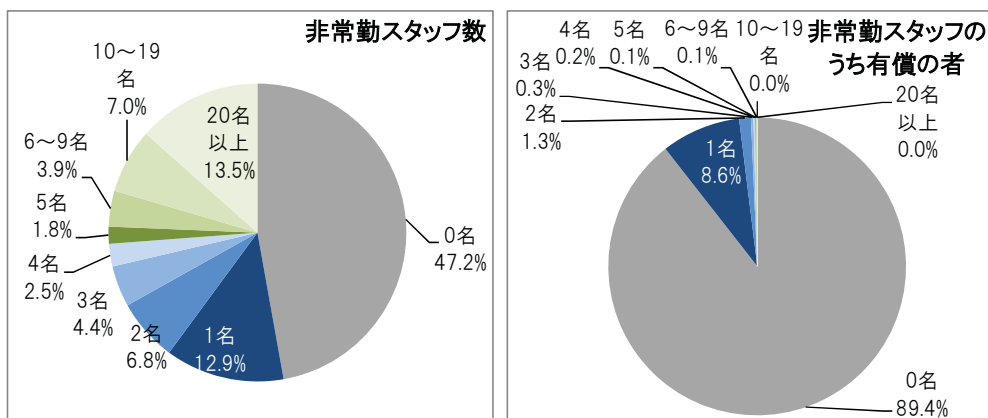
《役員 の 状況》



スタッフについては、全体の39.7%が常勤スタッフを有しており、また、全体の52.8%が非常勤スタッフを有している。このうち、常勤スタッフでは20.1%（全体の6.0%）、非常勤役員では10.6%（全体の5.6%）が有償の者となっている。

《スタッフ の 状況》





(7) 地域運営組織の活動拠点施設

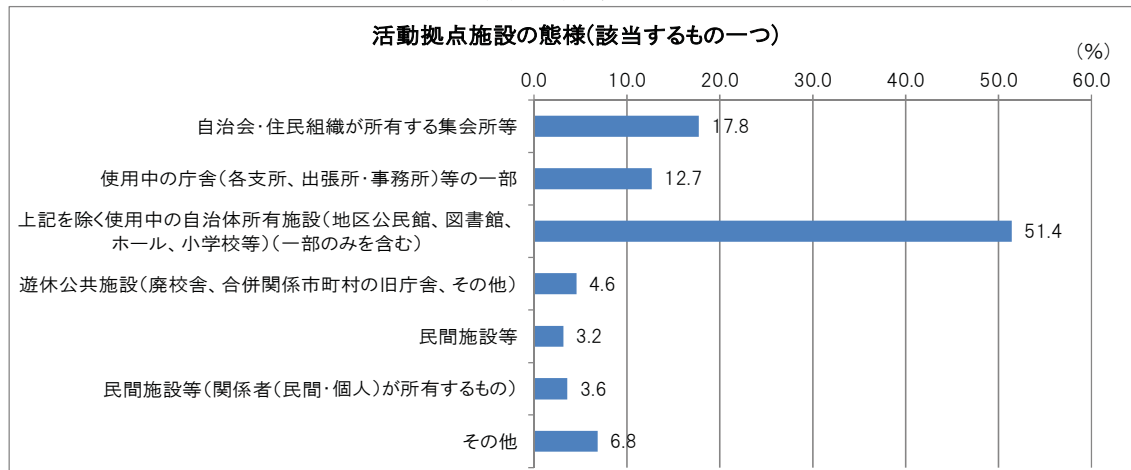
地域運営組織の89.8%が何らかの活動拠点施設を有している。そして、その活動拠点施設は、「使用中の自治体所有の施設（地区公民館、図書館、ホール、小学校等）（一部）のみを含む」（使用中の庁舎を除く）（51.4%）が最も多く、次いで「自治会・住民組織が所有する集会所等」（17.8%）、「使用中の庁舎（各支所、出張所・事務所）等の一部」（12.7%）である。

また、活動拠点施設の確保方法については、「施設を無料で借りている」（64.5%）が最も多く、次いで「指定管理者として施設を管理している」（28.7%）となっている。

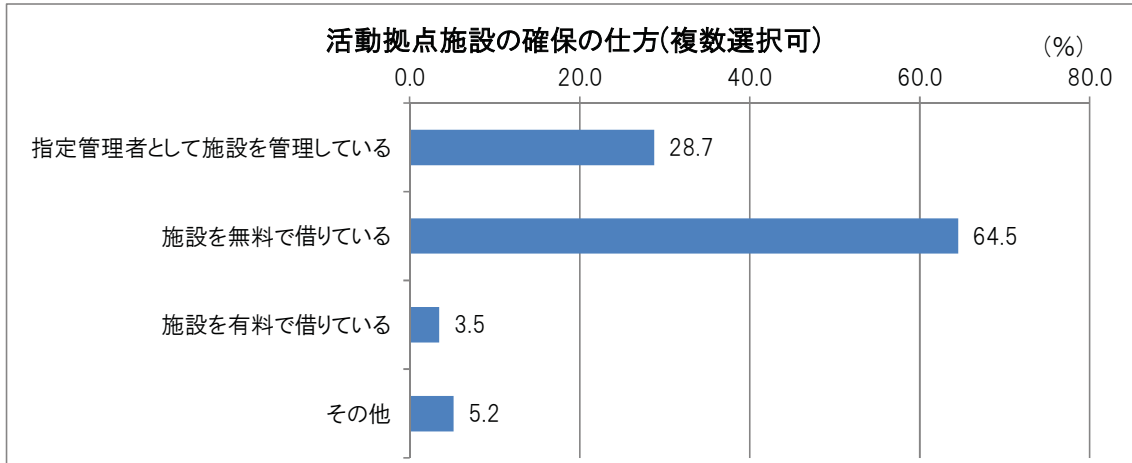
《活動拠点施設の有無》



《活動拠点施設の形態》



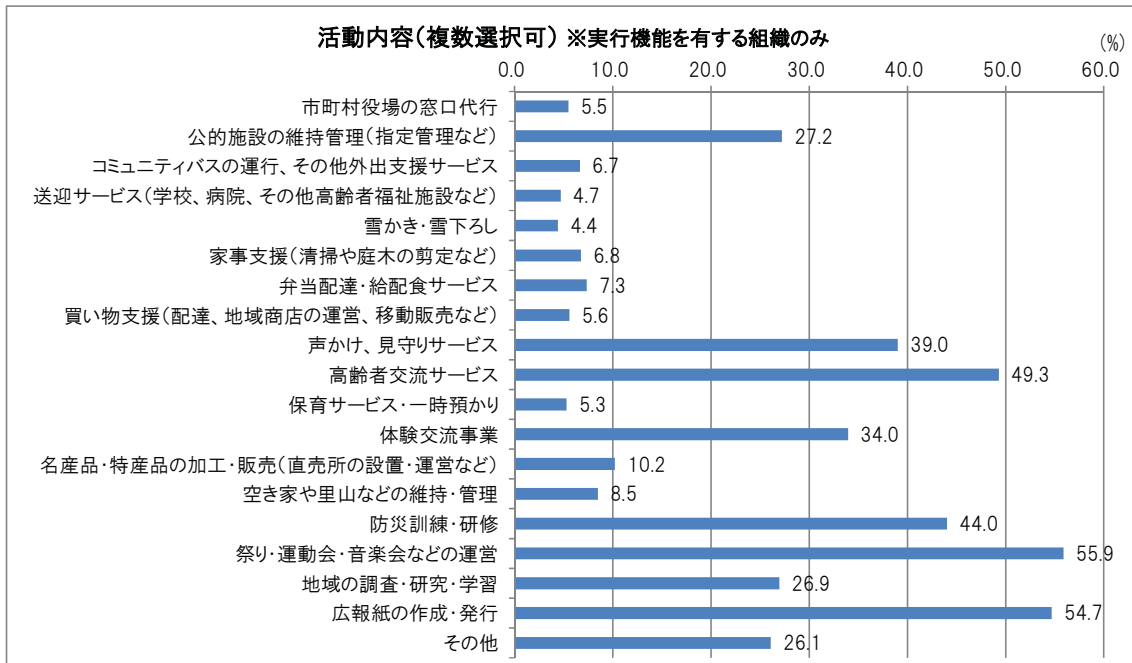
《活動拠点施設の確保方法》



(8) 地域運営組織の活動内容

地域運営組織（一体型と分離型の実行組織）の活動内容は、総計でみると、地域の生活や暮らしを守る取組としては、「高齢者交流サービス」（49.3%）が最も多く、次いで「声かけ・見守りサービス」（39.0%）となっている。また、そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」（55.9%）、「広報紙の作成・発行」（54.7%）といった活動が多い。

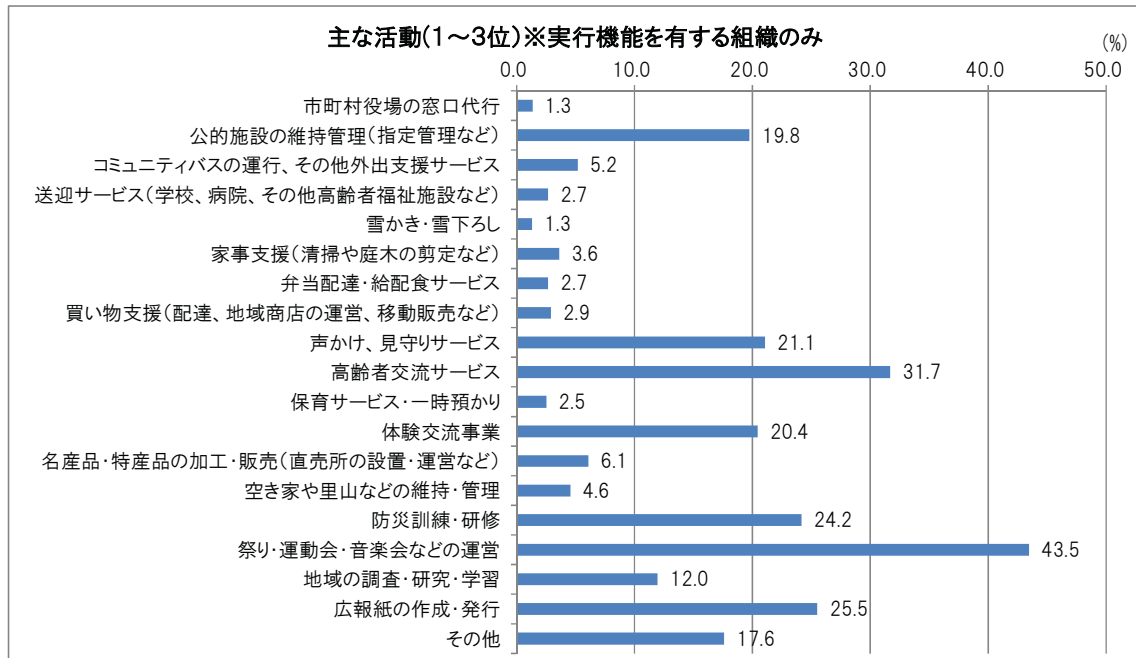
《実施している活動内容(実行機能を有する組織のみ)》



また、地域運営組織（一体型と分離型の実行組織）が実施している主な活動内容（上位3つ）を見ると、地域の生活や暮らしを守る取組としては、「高齢者交流サービス」（31.7%）が最も多く、次いで「声かけ・見守りサービス」（21.1%）となっている。

そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」(43.5%)、「広報紙の作成・発行」(25.5%) が多い。

《実施している主な活動内容(上位3つ、実行機能を有する組織のみ)》



実施している活動内容について、地域運営組織の設立経過年別でみると、大きな差異はないが、「5～6年」は「弁当配達・給配食サービス」(10.2%)、「10年以上」は「公的施設の維持管理(指定管理など)」(42.9%) が全体と比較して多くなっている。

《設立経過年による比較(単位:%)》

	～2年	3～4年	5～6年	7～9年	10年以上	全体
市町村役場の窓口代行	8.9	1.0	1.8	6.3	8.6	5.7
公的施設の維持管理(指定管理など)	31.1	13.8	13.0	20.5	42.9	27.0
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	6.7	5.3	4.4	7.0	7.9	6.6
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	6.7	2.7	2.7	5.9	5.6	4.8
雪かき・雪下ろし	1.1	2.4	4.4	5.0	4.9	4.4
家事支援(清掃や庭木の剪定など)	6.7	4.4	5.6	9.4	6.4	6.8
弁当配達・給配食サービス	2.2	2.4	10.2	7.7	8.1	7.3
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	3.3	4.3	5.3	8.1	4.8	5.6
声かけ、見守りサービス	27.8	32.1	42.5	37.8	41.6	39.0
高齢者交流サービス	42.2	42.6	50.8	50.8	50.1	49.0
保育サービス・一時預かり	2.2	2.6	5.8	6.3	5.8	5.3
体験交流事業	25.6	26.8	29.9	37.5	36.1	33.7
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	4.4	7.2	8.8	12.2	10.7	10.1
空き家や里山などの維持・管理	8.9	5.5	5.0	12.5	8.7	8.6
防災訓練・研修	40.0	37.8	48.5	38.6	47.8	43.7
祭り・運動会・音楽会などの運営	48.9	47.5	59.9	51.0	60.3	55.5
地域の調査・研究・学習	27.8	32.8	23.9	28.2	24.8	26.9
広報紙の作成・発行	51.1	57.6	56.9	52.7	55.1	55.1
その他	18.9	28.9	27.3	24.9	26.2	26.3
(参考)有効回答数	90	585	656	1,000	1,449	3,780

注) グラフ中の色は、「～2年」、「3～4年」などのそれぞれの区分(列)の中で、最も高い数値を濃い灰色、最も低い数値を白色として着色したものである。

実施している活動内容を地域運営組織が存在している市区町村の過疎区分別⁴でみると、「過疎地域」においては、地域の生活や暮らしを守る取組として、「高齢者交流サービス」が最も多くなっており、次いで「体験交流事業」となっている。そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」、「広報紙の作成・発行」といった活動が多い。

「みなし過疎地域」においては、地域の生活や暮らしを守る取組として、「体験交流事業」が最も多くなっており、次いで「高齢者交流サービス」となっている。そのほかの取組としては、「広報紙の作成・発行」、「祭り・運動会・音楽会などの運営」といった活動が多い。

「一部過疎地域」、「非過疎地域」においては、地域の生活や暮らしを守る取組として、「高齢者交流サービス」が最も多くなっており、次いで「声かけ・見守りサービス」となっている。そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」、「広報紙の作成・発行」といった活動が多い。

《過疎区分による比較(単位:%)》

	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
市町村役場の窓口代行	4.0	5.9	11.6	3.0	5.5
公的施設の維持管理(指定管理など)	38.1	22.4	33.0	19.9	27.2
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	4.3	8.2	6.6	7.6	6.6
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	4.9	4.7	6.3	3.8	4.7
雪かき・雪下ろし	10.1	10.6	4.8	1.6	4.4
家事支援(清掃や庭木の剪定など)	6.9	2.4	4.7	8.0	6.8
弁当配達・給配食サービス	8.7	3.5	7.1	7.0	7.3
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	8.7	7.1	4.5	4.8	5.6
声かけ、見守りサービス	35.6	17.6	42.0	39.9	39.0
高齢者交流サービス	46.9	27.1	49.4	51.1	49.3
保育サービス・一時預かり	5.3	4.7	4.2	5.9	5.3
体験交流事業	41.0	48.2	35.8	29.4	34.0
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	22.0	25.9	7.9	5.7	10.2
空き家や里山などの維持・管理	15.6	11.8	8.2	5.5	8.5
防災訓練・研修	33.5	17.6	55.0	44.0	44.0
祭り・運動会・音楽会などの運営	51.0	56.5	63.8	53.8	55.8
地域の調査・研究・学習	21.2	49.4	37.1	23.2	26.9
広報紙の作成・発行	47.6	71.8	66.4	50.9	54.7
その他	23.3	24.7	28.4	26.2	26.1
(参考)有効回答数	829	85	998	1,973	3,885

注) グラフ中の色は、「過疎」、「みなし過疎」などのそれぞれの区分(列)の中で、最も高い数値を濃い灰色、最も低い数値を白色として着色したものである。

⁴ 過疎地域市町村は、過疎地域自立促進特別措置法に定める「過疎地域の要件」(人口要件・財政力要件)に定義される。過疎地域市町村を含む合併があった場合は、合併後市町村が「過疎の要件」に合致しない場合であっても、過疎対策事業を引き続き円滑に実施できるよう、省令によって定められる「過疎地域とみなす要件」(規模要件・人口要件・財政力要件)に合致する場合は「みなし過疎」(合併後の全域を過疎地域市町村とみなす)もしくは「一部過疎」(合併前の旧市町村のみを過疎地域とみなす)とされる。

実施している活動内容を地域運営組織が存在している地域別でみると、「北海道」においては、地域の生活や暮らしを守る取組として、「高齢者交流サービス」が最も多くなっており、次いで「公的施設の維持管理（指定管理など）」となっている。そのほかの取組としては、「防災訓練・研修」、「祭り・運動会・音楽会などの運営」といった活動が多い。

「東北」においては、地域の生活や暮らしを守る取組として、「公的施設の維持管理（指定管理など）」が最も多くなっており、次いで「高齢者交流サービス」となっている。そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」、「広報紙の作成・発行」といった活動が多い。

「関東」においては、地域の生活や暮らしを守る取組として、「高齢者交流サービス」が最も多くなっており、次いで「体験交流事業」となっている。そのほかの取組としては、「広報紙の作成・発行」、「祭り・運動会・音楽会などの運営」といった活動が多い。

「北陸」においては、地域の生活や暮らしを守る取組として、「高齢者交流サービス」、「体験交流事業」が最も多くなっている。そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」、「広報紙の作成・発行」といった活動が多い。

「東海」、「近畿」においては、地域の生活や暮らしを守る取組として、「高齢者交流サービス」が最も多くなっており、次いで「声かけ・見守りサービス」となっている。そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」、「広報紙の作成・発行」といった活動が多い。

「中国」、「九州・沖縄」においては、地域の生活や暮らしを守る取組として、「声かけ・見守りサービス」が最も多くなっており、次いで「高齢者交流サービス」となっている。そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」、「広報紙の作成・発行」といった活動が多い。

「四国」においては、地域の生活や暮らしを守る取組として、「体験交流事業」が最も多くなっており、次いで「高齢者交流サービス」となっている。そのほかの取組としては、「広報紙の作成・発行」、「祭り・運動会・音楽会などの運営」といった活動が多い。

《地域による比較(単位:%)》

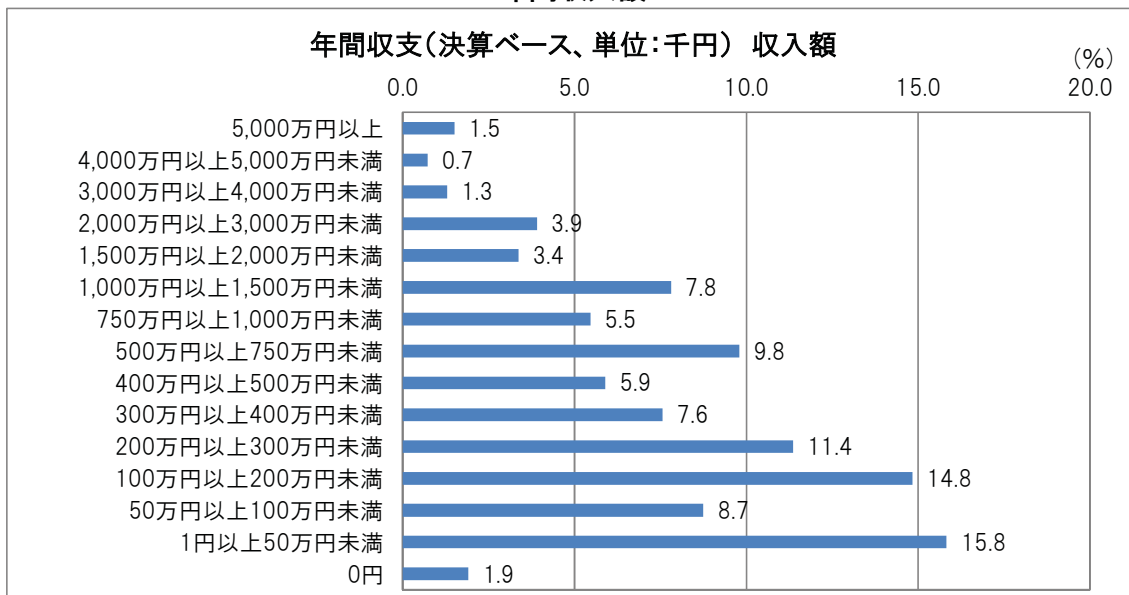
	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
市町村役場の窓口代行	2.6	6.6	5.9	5.9	0.9	6.4	0.9	4.4	10.9	5.5
公的施設の維持管理(指定管理など)	26.0	50.5	15.0	17.6	19.9	22.0	33.0	36.8	35.2	27.2
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	5.2	5.9	9.1	19.6	7.8	7.1	5.6	3.8	2.9	6.6
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	7.8	1.5	10.1	3.9	4.3	3.1	4.1	3.3	2.6	4.7
雪かき・雪下ろし	22.1	14.5	5.5	13.7	1.1	0.6	7.8	0.0	0.2	4.4
家事支援(清掃や庭木の剪定など)	11.7	1.8	14.1	3.9	6.5	5.2	3.9	3.8	5.5	6.8
弁当配達・給配食サービス	3.9	2.8	5.6	2.0	2.8	11.6	12.3	9.9	6.2	7.3
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	9.1	3.1	6.6	5.9	5.0	4.2	7.8	3.8	6.7	5.6
声かけ、見守りサービス	24.7	19.9	28.3	17.6	38.7	43.7	61.8	31.9	47.7	39.0
高齢者交流サービス	40.3	39.8	47.6	27.5	44.2	62.0	50.3	44.5	46.7	49.3
保育サービス・一時預かり	10.4	3.1	5.6	3.9	5.2	6.7	4.3	3.3	5.3	5.3
体験交流事業	18.2	38.8	32.0	27.5	25.5	33.5	36.9	52.2	35.4	34.0
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	6.5	11.5	5.6	21.6	4.8	8.0	19.2	23.6	11.3	10.2
空き家や里山などの維持・管理	1.3	8.4	6.6	13.7	6.9	6.0	15.1	15.4	9.2	8.5
防災訓練・研修	27.3	40.6	28.0	39.2	32.5	61.7	49.7	43.4	49.4	44.0
祭り・運動会・音楽会などの運営	27.3	59.7	38.5	41.2	45.9	70.1	51.6	48.8	74.2	55.8
地域の調査・研究・学習	10.4	34.9	23.6	31.4	24.9	26.1	25.5	31.3	30.3	26.9
広報紙の作成・発行	23.4	58.4	44.6	39.2	45.7	66.5	49.7	52.2	65.6	54.7
その他	24.7	18.6	27.3	15.7	26.6	27.4	39.7	22.5	18.5	26.1
(参考)有効回答数	77	392	801	51	462	672	463	182	585	3,885

注) グラフ中の色は、「北海道」、「東北」などのそれぞれの区分(列)の中で、最も高い数値を濃い灰色、最も低い数値を白色として着色したものである。

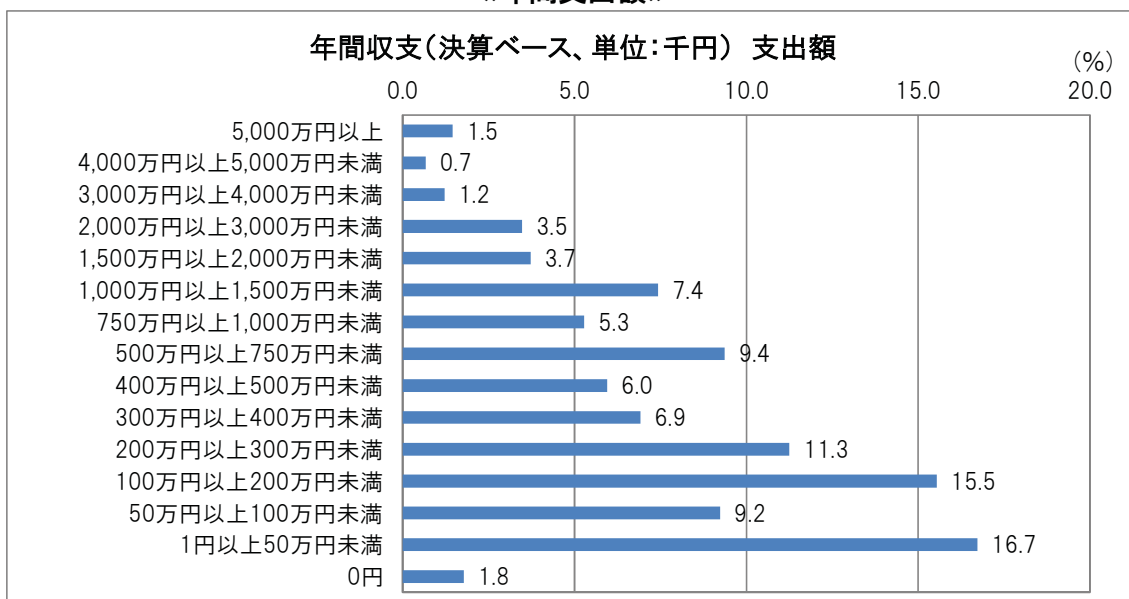
(9) 地域運営組織の運営経費

年間収入額は、「1円以上50万円未満」（15.8%）が最も多く、次いで「100万円以上200万円未満」（14.8%）となっている。支出額も同様の傾向である。

《年間収入額》

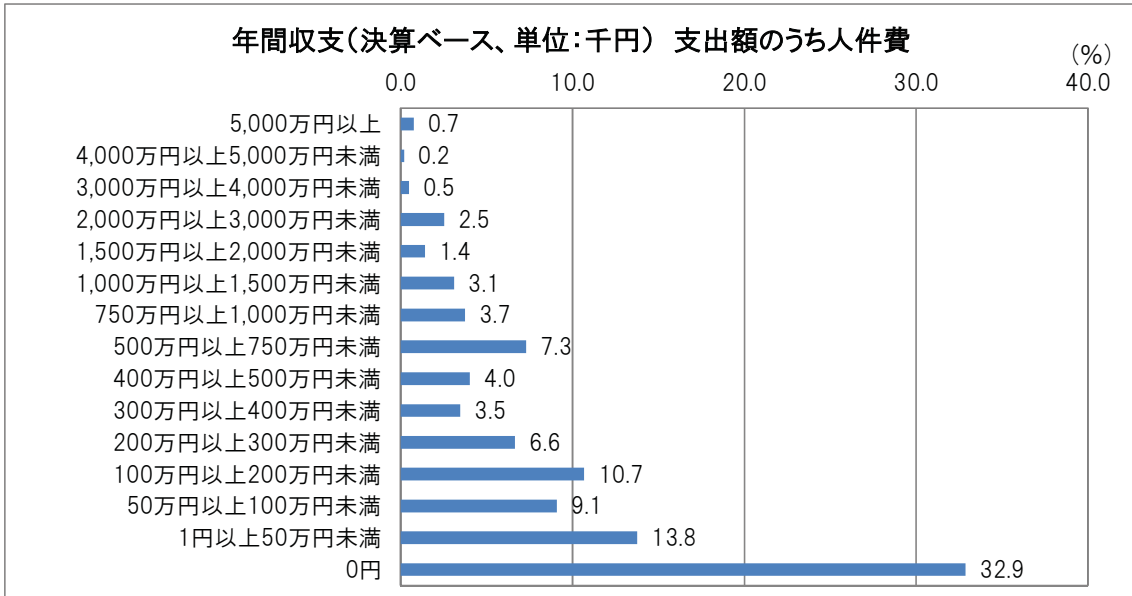


《年間支出額》



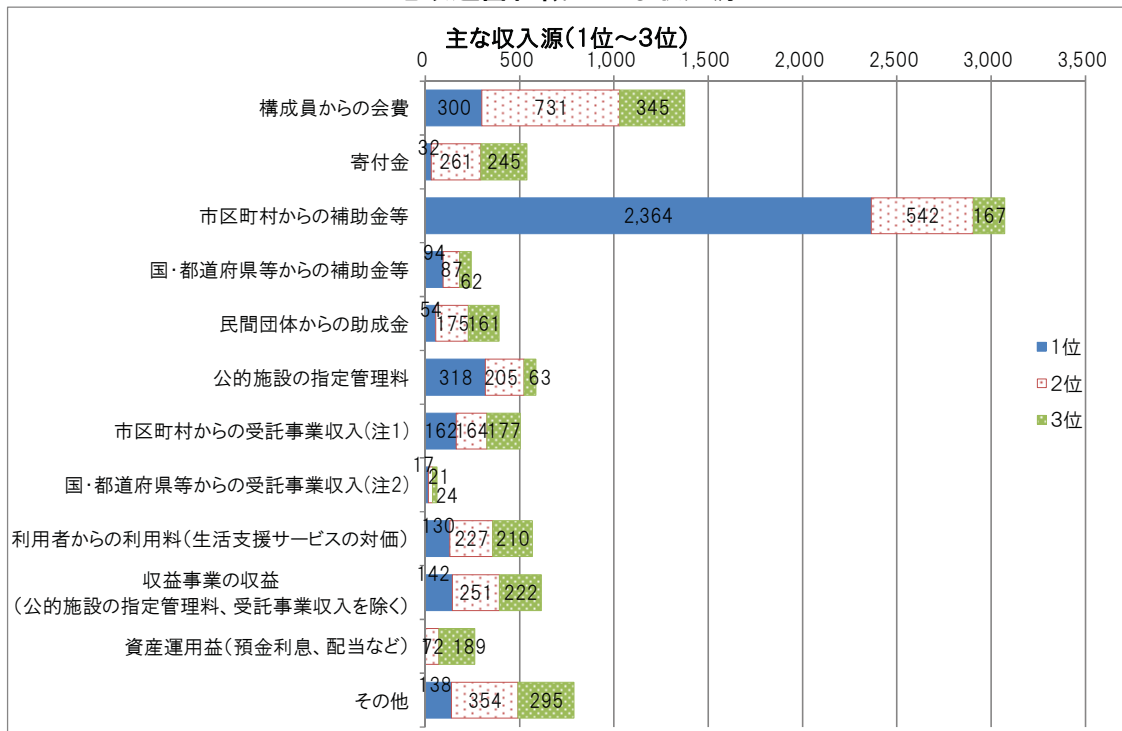
年間の人件費は、「0円」(32.9%)が最も多く、次いで「1円以上50万円未満」(13.8%)となっている。

《年間の人件費》



主な収入源は、「市区町村からの補助金等」が最も多く、次いで「構成員からの会費」、「公的施設の指定管理料」、「利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)」及び「収益事業の収益(公的施設の管理料、受託事業収入を除く)」となっている。

《地域運営組織の主な収入源》

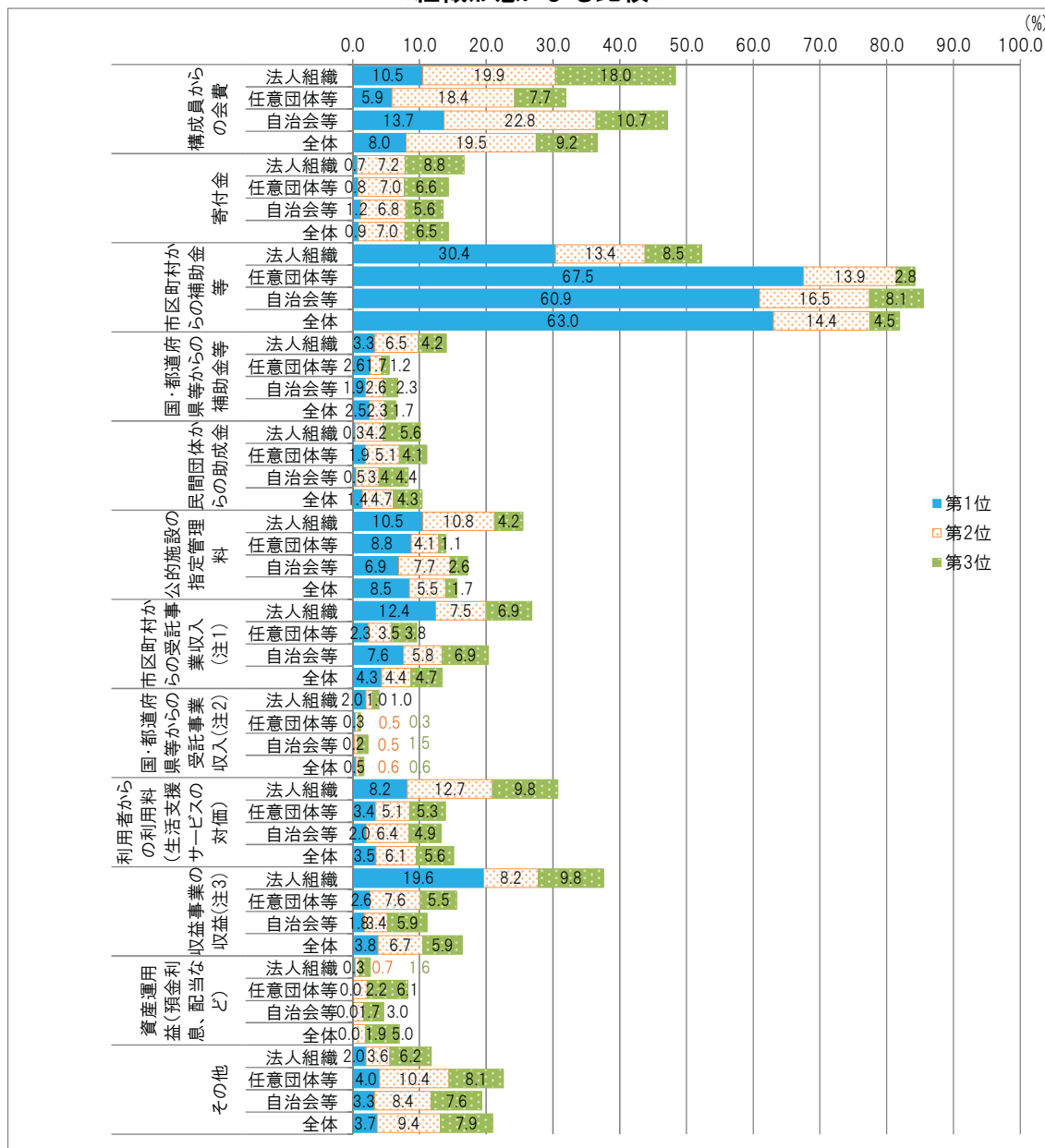


注1) 「市町村からの助成金等」「公的施設の指定管理料」以外

注2) 「国・都道府県等からの助成金等」「公的施設の指定管理料」以外

組織形態別にみると、法人組織では、任意団体等と比較して「利用者からの利用料（生活支援サービスの対価）」や「収益事業の収益（利用者からの利用料収入を除く）」及び市区町村からの受託事業から収入を得ている団体の割合が高く、「市区町村からの補助金等」の割合は低い。

《組織形態による比較》



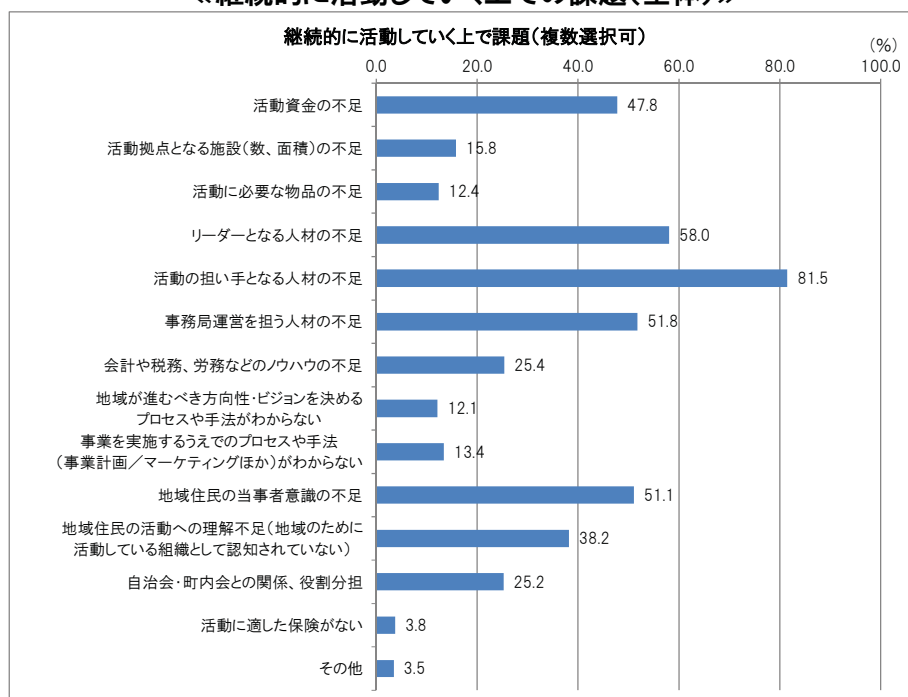
注1) 「市区町村からの助成金等」「公的施設の指定管理料」以外
 注2) 「国・都道府県等からの助成金等」「公的施設の指定管理料」以外
 注3) 「公的施設の指定管理料」「受託事業収入」以外

(10) 地域運営組織が継続的に活動していく上での課題

地域運営組織が継続的に活動していく上での課題については、「活動の担い手となる人材の不足」(81.5%)が最も多くなっており、次いで「リーダーとなる人材の不足」(58.0%)、「事務局運営を担う人材の不足」(51.8%)、「地域住民の当事者意識の不足」(51.1%)、「活動資金の不足」(47.8)となっており、人材・資金面での課題を抱えている団体が多くなっている。

組織形態別にみると、いずれも「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっているが、法人組織については、「活動資金の不足」、任意団体等及び自治会等については、「リーダーとなる人材の不足」が「活動の担い手となる人材の不足」に次いで多くなっている。任意団体等及び自治会等においては、「地域住民の当事者意識の不足」の割合も大きい。

《継続的に活動していく上での課題(全体)》



《継続的に活動していく上での課題(組織形態別)》

	法人組織	任意団体等	自治会等	全体
活動資金の不足	65.1	45.7	48.1	47.8
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	18.7	15.8	14.7	15.8
活動に必要な物品の不足	15.2	11.7	13.5	12.4
リーダーとなる人材の不足	52.7	57.7	61.0	58.1
活動の担い手となる人材の不足	80.0	82.2	80.1	81.5
事務局運営を担う人材の不足	55.2	53.5	45.4	51.8
会計や税務、労務などのノウハウの不足	35.9	25.9	20.4	25.4
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	7.3	12.5	12.6	12.1
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	7.0	14.2	13.2	13.4
地域住民の当事者意識の不足	34.0	52.3	53.5	51.1
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	25.1	41.8	31.9	38.2
自治会・町内会との関係、役割分担	12.1	27.7	22.4	25.2
活動に適した保険がない	3.2	4.4	2.0	3.8
(参考)有効回答数	315	2,704	894	3,913

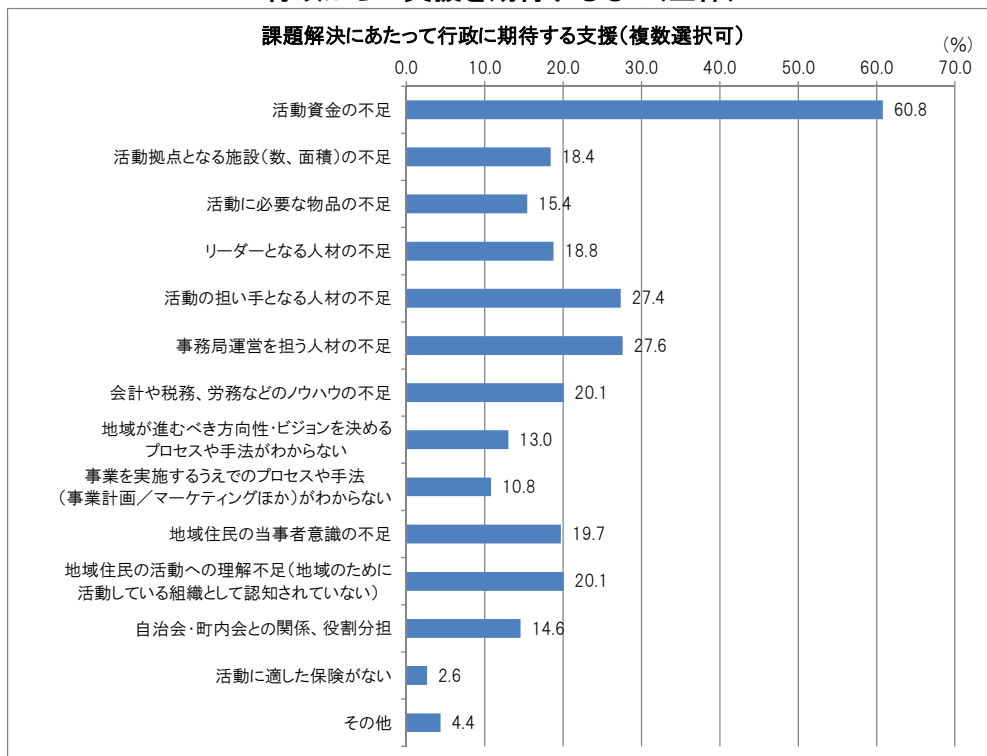
注) グラフ中の色は、「法人組織」、「任意団体等」などのそれぞれの区分(列)の中で、最も高い数値を濃い灰色、最も低い数値を白色として着色したものである。

(11) 行政からの支援を期待するもの

行政からの支援を期待するものについては、「活動資金の不足」(60.8%)が最も多くなっており、次いで「事務局運営を担う人材の不足」(27.6%)、「活動の担い手となる人材の不足」(27.4%)となっている。組織に対する支援が上位に来ているが、「地域住民の活動への理解不足(地域のために活動している組織として認知されていない)」(20.1%)、「地域住民の当事者意識の不足」(19.7%)といった回答もあり、住民に対する働きかけを行政に期待する組織も少なくない。このほか、「会計や税務、労務などのノウハウの不足」に対する支援を希望する声もある(20.1%)。

組織形態別にみると、法人組織、任意団体等、自治会等いずれの組織形態区分においても、「活動資金の不足」が最も多くなっているが、法人組織、自治会等については、「活動の担い手となる人材の不足」、任意団体等については、「事務局運営を担う人材の不足」が「活動資金の不足」に次いで多くなっている。

《行政からの支援を期待するもの(全体)》



《行政からの支援を期待するもの(組織形態別)》

	法人組織	任意団体等	自治会等	全体
活動資金の不足	68.3	57.9	66.5	60.8
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	16.9	18.9	17.4	18.4
活動に必要な物品の不足	16.2	14.9	16.6	15.4
リーダーとなる人材の不足	14.0	19.5	18.3	18.8
活動の担い手となる人材の不足	23.7	27.5	28.1	27.4
事務局運営を担う人材の不足	15.1	30.4	23.8	27.6
会計や税務、労務などのノウハウの不足	14.7	22.5	14.9	20.1
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	7.9	12.5	16.4	13.0
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	3.2	11.6	11.3	10.8
地域住民の当事者意識の不足	13.7	21.3	17.3	19.7
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	15.1	22.0	16.2	20.1
自治会・町内会との関係、役割分担	8.6	17.0	9.4	14.6
活動に適した保険がない	1.8	3.0	2.0	2.6
(参考)有効回答数	278	2,266	764	3,308

注) グラフ中の色は、「法人組織」、「任意団体等」などのそれぞれの区分(列)の中で、最も高い数値を濃い灰色、最も低い数値を白色として着色したものである。

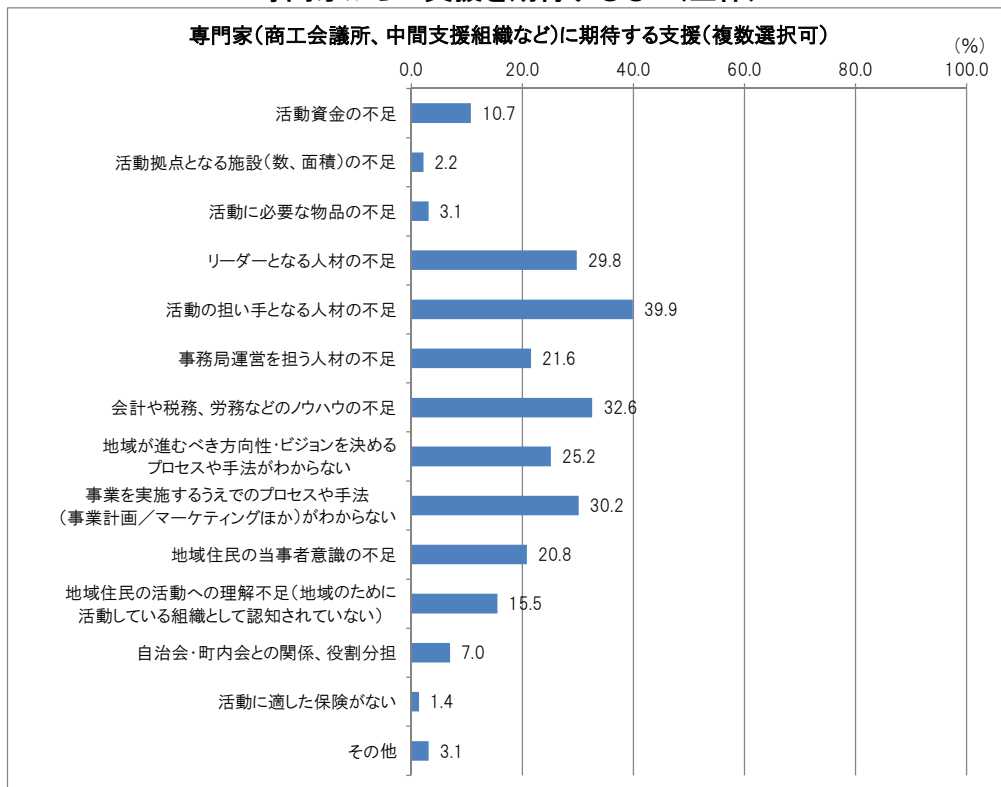
(12) 専門家からの支援を期待するもの

専門家からの支援を期待するものについては、「活動の担い手となる人材の不足」(39.9%)が最も多く、次いで「会計や税務、労務などのノウハウ不足」(32.6%)、「事業を実施するうえでのプロセスや手法(事業計画/マーケティングほか)がわからない」(30.2%)、「リーダーとなる人材の不足」(29.8%)となっている。

組織形態別でみると、法人組織においては、「会計や税務、労務などのノウハウの不足」が最も多くなっており、次いで「活動の担い手となる人材の不足」となっている。

任意団体等、自治会等においては、「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっているが、任意団体等については、「会計や税務、労務などのノウハウの不足」、自治会等については、「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」が「活動の担い手となる人材の不足」に次いで多くなっている。

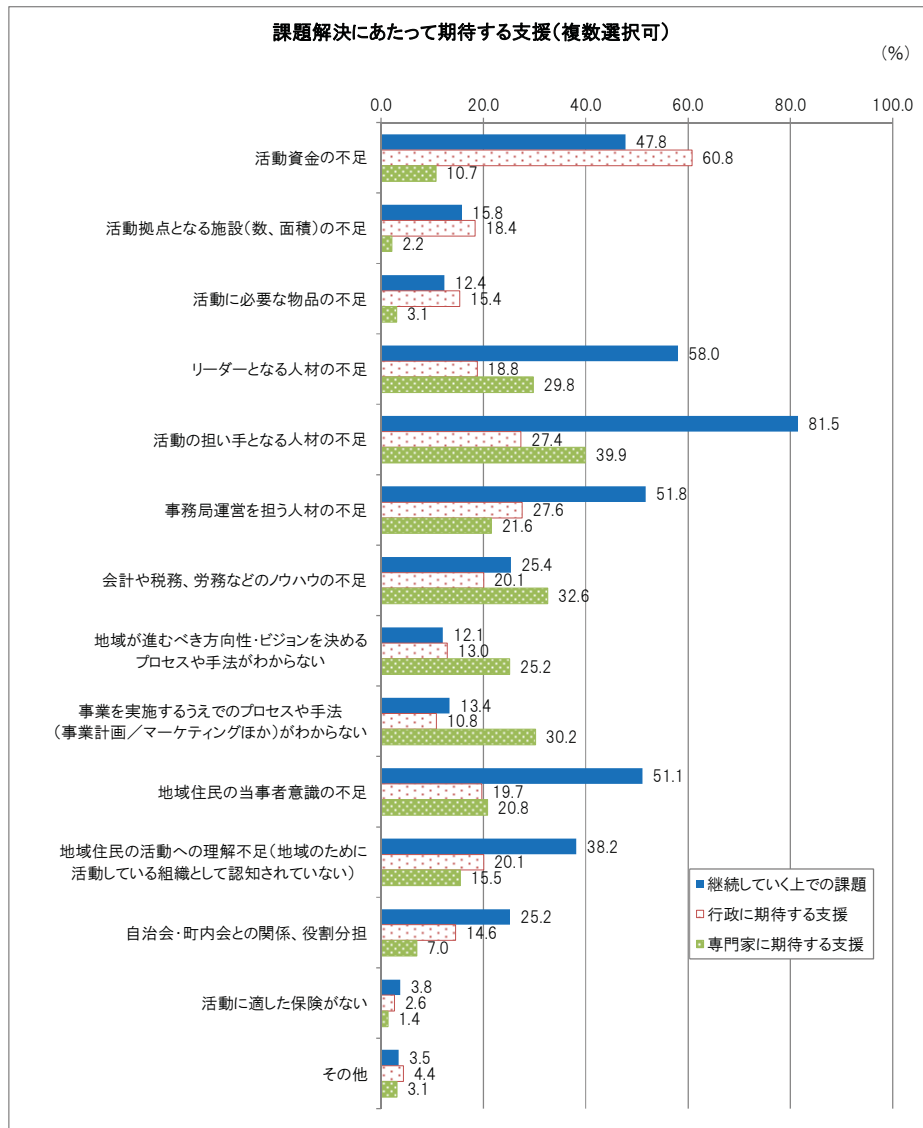
《専門家からの支援を期待するもの(全体)》



《専門家からの支援を期待するもの(組織形態別)》

	法人組織	任意団体等	自治会等	全体
活動資金の不足	12.5	11.7	7.2	10.7
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	2.7	2.6	0.7	2.2
活動に必要な物品の不足	4.9	3.0	2.6	3.1
リーダーとなる人材の不足	24.1	30.1	31.2	29.8
活動の担い手となる人材の不足	25.9	41.2	41.9	39.9
事務局運営を担う人材の不足	19.2	22.2	20.7	21.6
会計や税務、労務などのノウハウの不足	47.8	33.5	23.6	32.6
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	14.3	26.8	24.7	25.2
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	18.8	31.4	31.2	30.2
地域住民の当事者意識の不足	11.2	20.6	25.5	20.8
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	9.8	17.6	11.6	15.5
自治会・町内会との関係、役割分担	3.6	7.6	6.5	7.0
活動に適した保険がない	0.4	1.6	1.1	1.4
(参考)有効回答数	224	1,626	542	2,392

注) グラフ中の色は、「法人組織」、「任意団体等」などのそれぞれの区分(列)の中で、最も高い数値を濃い灰色、最も低い数値を白色として着色したものである。



3. アドバイザー(委員)派遣

「2-3 地域運営組織の現状」で示したように、多くの市区町村で地域運営組織の必要性が認識されている。こうした状況を踏まえ、本事業では、地域運営組織の形成に係る課題や外部人材活用の有効性等について、具体的な事例を通して検討を行うため「アドバイザー(委員)派遣」を実施した。

「アドバイザー(委員)派遣」では、選定された4つの地域運営組織の形成に取り組む地域について、計4名の本研究会委員のアドバイザーが年2回～4回程度訪問し、ワークショップ等での助言を行った。

ここでは、対象4地域の状況及び全4回程度の派遣実施概要を整理する。

3-1. 派遣対象地域の概要・特徴

各委員により事前に寄せられた地域運営組織形成に向けた具体的な動きが見込まれる派遣先候補の中から、地域バランス等を勘案し、岩手県遠野市、新潟県佐渡市、島根県奥出雲町、大分県日田市の4地域を派遣対象とした。

対象4地域の特徴を整理した表を以下に示す。

《対象4地区の特徴》

	岩手県遠野市 小友地区 (若菜委員)	新潟県佐渡市 小木地区 (関原委員)	島根県奥出雲町 布勢地区 (作野委員)	大分県日田市 中津江地区 (斎藤委員)
条例等	みんなで築くふるさと遠野指針	—	—	日田市自治基本条例
支援メニュー	みんなで築くふるさと遠野推進事業(地区まちづくり一括交付型モデル事業)	佐渡市元気な地域づくり支援事業	奥出雲町住民提案型きらり輝く地域づくり事業	—
地域担当職員等	地域活動専門員	各支所又は行政サービスセンターに所属する職員による支援	—	—
現地の関係者	地区センター職員が事務局機能を担う。 平成28年度より、若菜委員及び岩手大学教授が地域づくり計画の作成に係るワークショップ運営を支援。	鼓童文化財団	奥出雲ラボ	地域振興局職員が事務局機能を担う。

3-2. 実施概要

アドバイザー（委員）派遣は、各地域の狙い・目標に合わせて2回～4回実施された。次頁以降に各地域における実施概要を示す。

(1) 岩手県遠野市小友地区（担当：若菜委員）

地域の状況	
○小友地区は、平成 28 年度に小友地区地域づくり連絡協議会を母体として、概ね月 1 回のペースでワークショップを実施し、5つのプロジェクトで構成する「地域づくり計画」を策定。 ○平成 29 年度は、昨年度作成した「小友地区地域づくり計画書」の実践 1 年目である。	
アドバイザーの狙い	
○具体的な活動を進めながら、住民自治のあり方や継続的、持続的な活動に必要な仕組み等を作り上げる。	
第1回 通算10回目	《プロジェクト実施準備》 ○プロジェクト毎に分けられた班で、「小友地区地域づくり計画書」の実行に向けた検討を行い、次回の作業予定・そのための作業・事務局への依頼事項を全体で共有。
第2回 世話人会	《ワークショップの事前打合せ》 ○各班の作業進捗の確認、各班の予算配分の見直しに関する協議、ワークショップ名称の決定を実施。
今後	○引き続き、「小友地区地域づくり計画書」の実行に向けた準備のためのワークショップ及び世話人を対象とした事前打合せを実施。 ○年度末には、今年度の部会活動のふりかえりと評価、これからの進め方の検討を行うとともに、新たなる取り組みたい課題等を出し合って、次年度の活動項目を決定するワークショップを開催。

①地域の状況

ア 地勢等

遠野市は、岩手県南東部の内陸に位置し、東は釜石市と大槌町に、南は奥州市と住田町に、西は花巻市に、北は宮古市に接している。県庁所在地である盛岡市へは約 70 km、仙台市へは約 180 km、東京へは約 350 km の距離になる。同市は昭和 29 年 12 月に 1 町 7 村が合併して誕生し、平成 17 年 10 月に宮守村と合併して、新遠野市となった。市の面積は約 826 km² であり、平成 30 年 1 月現在の人口は、27,772 人となっている。

今回の対象地域である小友地区は、遠野市の南部の中山間地に位置、面積約 102 km²、人口 616 人の農村である。

《対象地域の位置⁵》



イ これまでの地域づくり活動

遠野市では、平成 19 年 2 月に「市民と行政の協働」の取り組みのあり方や方向性についてまとめた「みんなで築くふるさと遠野指針」を策定し、これに基づき、地域づくり連絡協議会、自治会その他の団体等が地域の特性を生かし、創意と工夫を凝らした特色ある“ふるさと”づくりの推進を目的とした補助事業「みんなで築くふるさと遠野推進事業」を開始した。

さらに、平成 28 年度において、当該補助事業のメニューの 1 つとして、「地区まちづくり一括交付型モデル事業」を新設した。これは、小学校区（＝地区センター）を単位とした 11 地区において、「地域づくり計画」を策定した地域づくり連絡協議会に対して一括交付金（300 万円）を交付するものである。平成 28 年度は 3 地区での地域づくり計画を実施し、平成 30 年度までの 3 カ年で全 11 地区の計画策定を目指している。

小友地区は、平成 28 年度実施の 3 地区のうちの 1 つであり、小友地区地域づくり連絡協議会を母体として、概ね月 1 回のペースでワークショップを実施し、5 つのプロジェクトで構成する「地域づくり計画」を策定済みである。

ウ 現地の関係主体

活動拠点は、小友地区センター（公民館）であり、所長、主事、地域活動専門員の行政職員が、日程調整、会場準備、資料の取りまとめ等の事務局的な役割を担っている。地域活動専門員は、地域に潜在する課題を掘り起こし、当該課題及び顕在

⁵ 遠野市「2017 遠野市勢要覧」より作成。

している課題を解決するための必要な支援を行うことにより、地域の自立及び活性化の促進を図ることを目的に設けられたものである。

平成 28 年度の「地域づくり計画」の策定に当たっては、市が当該支援に係る経費の一部を負担していたが、平成 29 年度は小友地区が市から交付された一括交付金から負担するようになっている。

5つのプロジェクトごとに部会が設けられ、各部会については、地域住民が独自に会合を開催して実施している。概ね月 1 回の全体会合において、部会間の情報共有を図っており、アドバイザー（委員）は、この全体会合において助言を行っている。

②アドバイザーの狙い

遠野市小友地区へのアドバイザー（委員）派遣は、岩手県内の地域づくり活動の支援をしている特定非営利活動法人である「いわて地域づくり支援センター」の事務局長である若菜委員が担当した。若菜委員は、平成 28 年度の「地域づくり計画」の策定の段階から支援を行っており、地域の状況を把握している。

若菜委員のアドバイザーとしての狙いは次のとおりである。

ア 遠野市小友地区における地域運営組織の形成活動の方向性

昨年度作成した「小友地区地域づくり計画書」の実践 1 年目として、活動を進めながら、住民自治のあり方や継続的、持続的な活動に必要な仕組み等を作り上げることを目指す。

イ アドバイザー(委員)派遣の設計

小友地区では、概ね月 1 回の割合で全体会合（ワークショップ）を開催し、各部会の活動を進めながら、全体としての活動内容の共有と対応が必要な課題等の整理を行い、対応策を検討している。

各回の全体会合の開催に当たり、その事前準備のため、各部会のリーダーが集まる世話人会を開催している。

これらの会合のうち、全体会合と世話人会を各 1 回ずつ視察した。

《遠野市小友地区のアドバイザー(委員)派遣の全体像》

	狙い・概要
第1回	《プロジェクト実施準備》 プロジェクト毎に分けられた班で、「小友地区地域づくり計画書」の実行に向けた検討を行い、次回の作業予定・そのための作業・事務局への依頼事項を全体で共有。
第2回	《世話人会による事前打合せ》 翌日に開催される全体会合(ワークショップ)の実施に向け、各班の作業進捗の確認、各班の予算配分の見直しに関する協議、ワークショップ名称を検討

③各回の内容

ア 第1回(通算10回目)～プロジェクト実施準備

遠野市小友地区のワークショップは、計画づくりの段階から、すでに9回開催されている。今回が通算10回目となり、計画に示されたプロジェクトの実践準備を目的としたものである。平成29年7月20日に小友地区センターで実施した。

参加者数は25名程度であり、男女比は概ね5:5。20歳代から30歳代を中心とした比較的若い世代の参加者が多いのが特徴である。

地域づくり計画に示された5つのプロジェクト(①社会教育、②生活・福祉・健康づくり、③産業・仕事、④観光・交流、⑤まつり)ごとにすでに班分けがなされており、今回のワークショップでは、若菜委員によるファシリテーションにより、班ごとに計画の実行に向けた検討を行った。

検討結果については、①今日決めたこと、②次回の作業予定、③次回までにやっておくこと、④事務局に頼みたいこと、の4項目で発表し、全体で共有した。

ワークショップの終了後、各班から選出されている世話人が残り、反省会を実施した。

《ワークショップの様子》



《反省会》



イ 第2回(世話人会)～ワークショップの事前打合せ

第2回は、翌日に開催されるワークショップの事前打ち合わせとして、市職員(地区センター)3名、世話人9名にて開催された(平成29年10月11日に小友地区センターにて開催)。打ち合わせは、主に以下を議題として進められた。

第1は、各班の進捗状況の確認である。班ごとに活動の状況や課題との報告を行うとともに、翌日のワークショップで協議する内容についての説明が行われた。

第2は、各班の予算配分についてである。10月までの支出状況等に応じて、班ごとの予算配分の見直し等について報告と協議が行われた。

第3は、ワークショップの名称についてである。これまで開催してきたワークショップの名称を決定するに当たり、複数の候補の中から「お不動^{ふどう}みのたけ倶楽部～

小友にどっぷり～」を世話人としての案として一本化した。

以上の協議の後、若菜委員より、以下のアドバイスがあった。

《若菜委員からのアドバイス》

- ①他の人の協力を得る必要性(チーム内でためずに、既存の活動団体に協力を得ることが重要であり、これにより、ワークショップの活動が知られることになる。
- ②情報のやりとりでの SNS の活用。
- ③事業の拠点(ハード整備)の必要性(行政も巻き込む)。
- ④活動の掛け算の重要性:各チームが個別に活動するだけでなく、イベント等において、チーム間の協働、相乗り等を行うことにより、効果と効率を上げる。

《世話人会による打ち合わせの様子》



(2) 新潟県佐渡市小木地区（担当：関原委員）

地域の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ○これまでにまちづくり等を行う団体が多く誕生していたが、全体として必ずしも十分な活動ができていたわけではなく、住民の中には「何とかしたい」という思いがあった。 ○小木地区で活動する「鼓童文化財団⁶」が、地域運営組織の有用性を理解し、活動基盤である佐渡市の地域コミュニティの維持のために具体的な協力をしたいと考えていた。 ○任期付きで地域の支援を行っていた若者が任期後も地域に残り、「地域運営組織を作りたい」という声をあげていた。 	
アドバイザーの狙い	
<ul style="list-style-type: none"> ○地域運営組織を理解した「コア人材」がいれば、その人材が地域全体の理解を進める役割を担えることに加え、具体的な活動を行っていくことが地域全体の理解促進につながることから、できる限り早急に地域運営組織の立ち上げを行うことを目指す。 ○地元自治体のサポートも欠かせないことから、地元自治体の理解度向上にも努める。 	
第1回	〈種蒔きセミナー〉 <ul style="list-style-type: none"> ○将来の佐渡市の地域コミュニティの様子を示し、地域運営組織の必要性を共有。 ○地域運営組織に必要な機能を紹介し、目指すべきゴールを共有。
第2回	〈土壌分析ワークショップ〉 <ul style="list-style-type: none"> ○かつての地域活性化の試みとその結末の分析を通して、過去の取組の「上手くいった理由」と「上手くいかなかった理由」を把握し、これからすべきことを共有。
第3回	〈芽だしワークショップ①〉 <ul style="list-style-type: none"> ○過去の取組を踏まえて、地域運営組織のあるべき組織像（組織形態・構造・資金・人材等）について、実現可能性も考慮しながら検討。
第4回	〈芽だしワークショップ②〉 <ul style="list-style-type: none"> ○地域運営組織の構造・機能・段階的成長のロードマップを確定させるとともに、地域運営組織の設立に向けた合意形成を実施。
今後	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 30 年度に地域運営組織を N P O 法人として設立予定。常勤スタッフ予定者を中心に、定款作成をはじめとした諸準備を進めていく予定。

①地域の状況

ア 地勢等

佐渡市は新潟県北西部に位置する佐渡島を市域とする人口 56,605 人（平成 29 年 12 月現在）の市である。本土とは航路で結ばれており、1 時間～2 時間程度でアクセスが可能である。

現在の佐渡市は、平成 16 年 3 月に佐渡島内の全市町村（1 市 7 町 2 村）の合併により誕生した。合併後は、旧町村単位で行政支所やサービスセンターが配置されている。

⁶ 太鼓芸能集団「鼓童」が拠点である佐渡で社会教育や地域活性化等の公益活動を行うために設置した公益財団法人。正式名称は「公益財団法人 鼓童文化財団」。主な活動は、「人づくり」、「地域おこし」、「芸術文化の振興」、「国際交流」の4つ。

今回の派遣対象地は市南西部の小木三崎地区である。合併前の小木町に該当する地域で、佐渡の西の玄関口である小木港を擁する。

《対象地域の位置⁷》



イ これまでの地域づくり活動

佐渡市では、平成 25 年に「佐渡市元気な地域づくり支援事業実施要綱」を制定し、平成 29 年 3 月にこれを全面改正している。この事業は、地域活動団体等(自治会、集落、NPO法人、ボランティア団体、商工会、イベント実行委員会、各種協議会等の市民が主体となって組織する団体)が実施するコミュニティ活動促進事業及び地域のまつり活性化事業に対して、補助金を交付するものである⁸。

また、平成 16 年の合併を契機に 10 地区で「まちづくり協議会」が形成された。イベントの企画等を行ってきた協議会が多いが、現在は活動が縮小しており、全体として十分な活動ができているとは必ずしも言えない状況となっている。

小木三崎地区ではこれまで、商店街活性化や旧小学校の活用、佐渡の伝統文化である鬼太鼓の振興等、様々な活動が行われてきたが、多くの組織が、主に財源不足と事務局への負担の集中により活動が行き詰まり、活動の縮小や自然消滅してしまっている。

しかしながら、地域住民は少子高齢化の進展等に直面し、「何かしなくてはならないのではないかと」いった危機感を漠然と抱いていた。

ウ 現地の関係主体

太鼓芸能集団「鼓童」が拠点である佐渡で社会教育や地域活性化等の公益活動を行うために設置した公益財団法人鼓童文化財団（以下、「鼓童財団」）が、佐渡市小

⁷ EsriJapan「ArcGIS」で作成。

⁸ 同要綱では、コミュニティ活動促進事業を「地域の個性及び自主性を活かした活動であって、地域課題の解決や交流等を深めるために必要な地域活動を促進する事業」、地域のまつり活性化事業を「地域資源を活用し、賑わいの創出による地域の活性化を目的としたイベントを開催する事業」と定義する。

木地区に所在する。鼓童財団は「芸術文化の振興」、芸術文化と地域社会の担い手としての「人づくり」、「地域おこし」、「国際交流」の4つを柱として活動している。「地域おこし」では、地域住民や各種団体と協働して、佐渡観光振興、特産品開発、町並み保全・活用、廃校利用等に取り組んでいる。なお、「人づくり」の一環として、鼓童財団は演者を育成するための研修制度を設けており、島外から一定数の若者が佐渡を訪れる。その結果として、一部の研修生は小木地区等に定住するということも生じている。

鼓童財団では、「地域おこし」活動に関連し、活動基盤である佐渡市の地域コミュニティの維持のためにさらなる具体的な協力をしたいと考えていた。鼓童財団は関原委員との付き合いも長く、地域運営組織の有用性についても深く理解していたことから、今回のアドバイザー（委員）派遣では佐渡市における事務局のような役割を鼓童財団が担った。

なお、小木地区には地域運営組織の母体となるような既存組織は無い。

②アドバイザーの狙い

佐渡市小木地区へのアドバイザー（委員）派遣は、新潟県上越市に拠点を置く特定非営利活動法人である「かみえちご山里ファン倶楽部」において、里山・里海の地域振興や、環境保全、文化や芸能の継承・育成などを実践してきた関原委員が担当した。関原委員は、当該地区の集落資源調査を実施した経験もあり、地域の状況を把握している中で、アドバイザー（委員）としての狙いを次のように置いている。

ア 佐渡市小木地区における地域運営組織の形成活動の方向性

関原委員は、地域運営組織を理解した「コア人材」がいれば、その人材が地域全体の理解を進める役割を担えることに加え、具体的な活動を行っていくことが地域全体の理解促進につながると考え、地域全体で地域運営組織を形づくっていくというよりも、有志による地域運営組織の立ち上げを選択した。

さらに、関原委員は小木地区にこれまで6年以上関わっていたため、過去の活動の中で「コア人材」の候補を見つけていた。そこで、来年度から具体的な活動ができるようにできる限り早く地域運営組織を立ち上げることを目指した。なお、通常の地域の場合は、この状態になるまでに少なくとも3年を要すると関原委員は指摘している。

また、地域運営組織の持続的な運営には、地元自治体のサポートが欠かせないことから、セミナーへの参加やワークショップの進捗の共有などにより、地元自治体の理解度向上にも努めることとした。

イ 全4回のアドバイザー（委員）派遣の設計

関原委員は、全4回のアドバイザー（委員）派遣を、有志が地域運営組織の概念を理解するところからスタートし、小木地区の近未来のために「あるべき組織」の構造を模索し、その段階的達成のロードマップを作成することを通じて、具体的な組織設

立に向けた発起人会を組織することをゴールとするように設計した。

各回の狙いと内容は以下のとおりである。

第1回目は「種蒔き」と位置付け、セミナー形式で、地域運営組織の必要性を示して機運を醸成するとともに、目指すべきゴールの共有を目指す。第2回目は、これからすべきことを共有するために、かつての地域活性化の試みとその結末の分析を通して、過去の取組の「上手くいった理由」と「上手くいかなかった理由」を把握する。第3回目では、過去の取組を踏まえて、地域運営組織のあるべき組織像（組織形態・構造・資金・人材等）について、実現可能性も考慮しながら検討する。第4回目では、これまでの検討を踏まえ、地域運営組織の構造・機能・段階的成長のロードマップを確定させるとともに、地域運営組織の設立に向けた合意形成を目指した。

なお、第1回目のセミナーのみで住民（参加者）の地域運営組織に対する理解が十分に得られるとは考え難いため、第2回～第4回の検討等の中でこれまでの組織と対比する形で地域運営組織について説明することで、第4回が終了する頃には、ある程度の理解度に到達していることも目指したものである。

《佐渡市小木地区のアドバイザー(委員)派遣の全体像》

	狙い・概要
第1回	《種蒔きセミナー》 将来の佐渡市の地域コミュニティの様子を示し、地域運営組織の必要性を共有 地域運営組織に必要な機能を紹介し、目指すべきゴールを共有。
第2回	《土壌分析ワークショップ》 かつての地域活性化の試みとその結末の分析を通して、過去の取組の「上手くいった理由」と「上手くいかなかった理由」を把握し、これからすべきことを共有。
第3回	《芽だしワークショップ①》 過去の取組を踏まえて、地域運営組織のあるべき組織像（組織形態・構造・資金・人材等）について、実現可能性も考慮しながら検討。
第4回	《芽だしワークショップ②》 地域運営組織の構造・機能・段階的成長のロードマップを確定させるとともに、地域運営組織の設立に向けた合意形成を実施。

③各回の内容

ア 第1回 ～種蒔きセミナー

種蒔きセミナーと位置付けた第1回目は、平成29年7月3日（月）に、佐渡市新穂地区にあるトキのむら元気館・コミュニティホールにて開催した。

参加者数は約50名であった。なお、当初は小木三崎地区を対象に開催する予定であったが、佐渡市の住民等から佐渡全土を対象としてほしいと要望を受け、佐渡市全域から参加を受け付けた。

セミナーは、「第1部 地域運営組織が最終的に果たすべき12の機能と具体的実例」、「第2部 組織構造と機能」の2部構成とした。

第1部では、佐渡市における将来人口推計結果を示しながら、地域の技能・伝統の喪失といった近い将来起こり得る事象を説明し、地域運営組織の必要性について

共有した。その後、地域運営組織が具備すべき 12 の機能を指摘し、その 12 の機能を備えた先行事例の 1 つとしてかみえちご山里ファン倶楽部の活動を紹介することで、目指すべき具体的なゴールイメージの共有を図った。ここで具体的な機能を示した背景には、地域を経営する視点に立って地域の将来ビジョンを踏まえて必要取組を行う「地域を運営する組織」と、イベントなどの企画・実施を主な活動とする「地域で活動する組織」の区別を参加した地域住民や行政職員に理解してもらう意図もあった。そのため、あえて目標設定を行った。

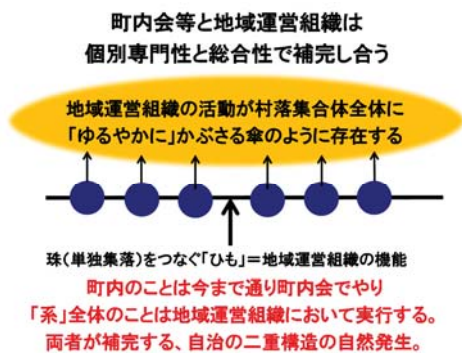
《地域運営組織が具備すべき12の機能》 《かみえちご山里ファン倶楽部での事例》

地域運営組織・12の機能					
1 生活保全	2 民俗文化 景観遺産 維持保全	3 高齢者 健康年齢 伸長	4 小さな 公共交通	5 児童生徒 リターン 教育	6 自然保護 農地林地 保全
7 地域資源 産業創出	8 公的事業 委託運営	9 往還者 創出事業 都市交流	10 塞ノ神 機能 統一窓口	11 総合事務 機能 つなぎ機能	12 人材育成 機能



第 2 部では地域運営組織と既存組織の連携や、組織体制等の説明を行った。

《既存組織の連携の考え方》



《講演の様子》



ウ 第3回 ～芽だしワークショップ①(地域運営組織の青写真作成)

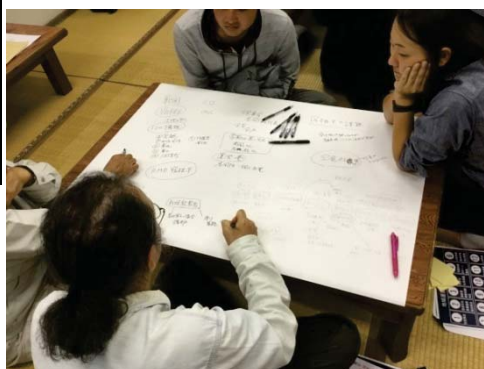
第2回で既往の地域づくり活動から得た「学び」を踏まえ、平成29年10月12日(木)にこれから形成を目指す地域運営組織の青写真の作成を目的として第3回を実施した。会場は第2回同様に深浦集落センターとした。参加者は25名であった。

ワークショップには佐渡市全域から参加者があったことから、居住地域ごとに形成を目指す地域運営組織の構想を練るため、全体を5つの班に分けて実施した。そのうえで、「活動範囲とする地域・人口・土地の形」、「組織体制及び構成メンバー」、「活動費用及び資金」「活動内容」について検討を行った。

《検討項目》

- ①活動範囲となる地域・その地域の人口・土地の形
- ②組織体制及び構成メンバー(理事会・会員・協力者・常勤スタッフ)
- ③活動費用及び資金
- ④活動内容

《ワークショップの様子》



検討に当たっては、まず、関原委員より、前回のワークショップの総括と地域運営組織についての再説明を行った。後者については、既往の組織とこれから形成・運営する地域運営組織とを比較することで、参加者の理解が深まるようにした。

その後の班別の検討では、第2回で既往組織の多くが課題を抱えていたことが分かった「組織体制」、「構成メンバー」及び「年間活動費及び資金」について、過去の失敗例を繰り返さないという観点から、関原委員は特に多くのアドバイスをし、各班が可能な限り具体的に検討できる状況を作った。

ワークショップの最後には、各班で作成した地域運営組織の構想の発表と、関原委員からの講評(コメントやアドバイス)を行った。さらに、地域運営組織としてのあり方を参加者により具体的に理解してもらうことや、実際の組織形成につながることを意図して、関原委員は各班の検討結果を添削し、参加者全員に対して郵送にてフィードバックを行った。

《フィードバックされた資料(一部)》

地域運営組織RMO 設立計画・2017 佐渡市一③		総務省 RMO 研究会 WS (関原)
組織の名前	未定 松ヶ崎・岩首地区 RMO	
活動範囲	松ヶ崎・岩首地区	
対象人口	550 人	ちょうどよい人口です。
土地の形・歴史による整合性	海から山まで車で 15 分。	
理事会構成	岩首・かずみあんちゃん/松崎・たかね/浦ノ川内・くめお・いげむおっちゃん 多田・寺島夫婦/浜河内・秀さん・としあきあきさん/丸山・ちえこさん 計=9 名 サポーター・豊田さん・山下さん・FJUIIZAKI	よいと思います。肝になるのは理事長と専務理事です。
対象会員	地域住民	自由意志での参加です
常勤スタッフ	3 名	まずは 1 名から
協力団体	松夢会	
果たすべき機能 (12 より)	まず導入する予定の機能 ●機能⑤・学童クラブ UI ターン教育 (自分の地域が好き・他の地域の子供と夕方まで遊べる場) ●機能⑦・地域資源産業 (伝統建築宿泊・お米販売・まちなみガイド・海産物 (イカ・エビ)・たけのこ・深層水・日蓮さん ●機能⑧公的事業委託 (UI ターン促進・ジオパーク案内 DMC・談義所 (集落サロン) ●機能⑨往還者創出 (祭り応援・家並み保存) ●機能⑩人材育成 (地域の世代交代)	よいと思いますが、まずは窓口・事務機能・地域資源産業から
運営費額・内訳	運営費総額 500 万円	15 万×1 名から →300 万円
運営費の獲得方法 (会費等)	50 万円 (10%)	
運営費の獲得方法 (地域資源産業)	地域資源産業 150 万円 (30%)	将来的に達成
運営費の獲得方法 (受託事業)	指定管理 150 万円 (30%) 高齢者見守り・UI ターンサポートセンター150 万円	将来的に達成
運営費の獲得方法 (制度助成)	上記収入が無い場合は 300 万円	制度助成を利用しましょう 300 万円
運営展望		

エ 第4回 ～芽だしワークショップ②(地域運営組織設立に係る合意形成)

最終回である第4回では、第3回で作成された構想を基に、地域として形成を目指す地域運営組織のイメージの共有及び設立に係る地域内での合意形成を目的として、平成29年11月10日(金)に開催した。会場は前回同様に深浦集落センターで、小木三崎地区居住者を中心に12名が参加した。荒天により予定を早めて島外に出た住民が多く、これまでと比べて参加者が少ない中での開催となった。

まず、前回のワークショップの結果を踏まえ、小木地区における地域運営組織の構想を関原委員が提示した。具体的には、次頁のとおりである。小木地区内で3つの地域運営組織をNPO法人として設立し地域レベルの活動を行いつつ、高齢者サロン事業や小さな公共交通事業といったやや広域性を帯びる事業については3つの地域運営組織の連合協議会として設置する「小木地区RMO連合協議会」で担うという案である。また、中間支援の役割は鼓童財団が担うことも示された。

その後、この構想に関する意見交換を行い、構成メンバーに対して意思確認がなされると共に、設立に向けた合意形成が参加者全員で行われた。

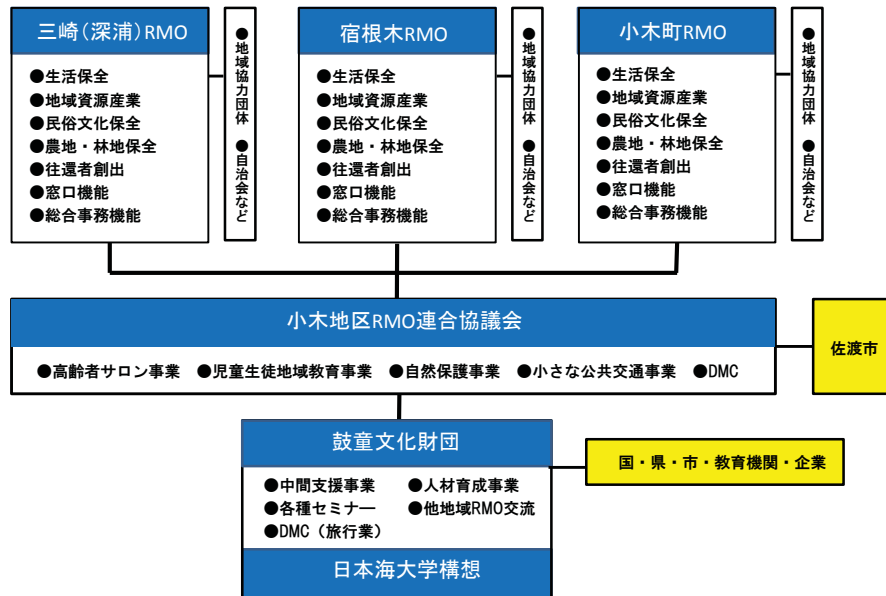
最後に、形成に向けた具体的な手順やスケジュールの説明が関原委員から行われた。

《会合の様子》



《地域運営組織の構想》

小木地区近未来RMO・関原提案 2017/11/10



④今後の展望

地域運営組織（NPO法人）の設立は来年度を予定している。現在は常勤スタッフを中心に、定款の作成をはじめ、設立に向けた諸準備を進めている。

(3) 島根県奥出雲町（担当：作野委員）

地域の状況	
○「福祉振興協議会」や公民館等による活動が活発に行われているが、高齢化が進行する中で現在の課題に対応できる新たな活動・組織が必要ではないかという意識があった	
○島根大学教育学部地理学研究室が平成 28 年に奥出雲全体をフィールドとする活動拠点として「奥出雲ラボ」を地区内に設置。元奥出雲町職員が地域研究員として活動中	
アドバイザーの狙い	
○地域運営組織の設立に向けての素地を作るとともに、実働組織の基礎を形成する	
○そのために、以下のことを達成する	
①地域資源を活用したり、地域課題を解決したりするためには、地域運営組織が有効であることを地区住民が理解する	
②地区住民が、地区に魅力と課題が存在していることを認識する	
第1回	＜地域運営組織の意義・必要性に対する共通認識の醸成＞ ○地域づくりに成功している事例を示し、具体的な行動の必要性を共有 ○当地区での地域づくりの進め方を提案し、地域づくりへの参加者を募る
第2回	＜まちむらたんけん＆ワークショップ＞ ○地域社会の成り立ちや暮らしのあり方を体験し、地域の魅力や課題を把握する ○地区を元気にするアイデアの検討を通し、地域課題の解決策を検討する素地を作る
今後	○形成した実働組織の主体性を更に高めるため、地域運営組織の形成に向けた活動をこの実働組織が今以上に自ら考えて進められるよう支援を継続する ○地域の若者のさらなる参加を促し、地域での検討を進めていく

①地域の状況

ア 地勢等

島根県奥出雲町は、平成 17 年 3 月に旧仁多町と旧横田町の合併により誕生した、島根県の東南端に位置する面積約 368k m²、人口約 13,055 人（平成 29 年 8 月 1 日現在）の町である。同町は、古事記、日本書紀のヤマタノオロチ退治やスサノオノミコトが降臨したと伝えられる出雲神話の発祥の地として知られている。

今回の対象地区は、町内の 9 つの地区のうち旧仁多町布勢地区である。布勢地区は、奥出雲町の北西に位置し、北は雲南市大東町、西は雲南市木次町と接する。地区内を県道 25 号線が通り、松江市から奥出雲町へ移動する場合の玄関口となっている。尾原ダム、奥出雲多根自然博物館、佐白温泉長者の湯をはじめとした地域資源にも恵まれ、地域資源を活用するための NPO 法人も組織されている。

《対象地域の位置⁹》



イ これまでの地域づくり活動

奥出雲町では、平成 17 年の合併以降、地域資源である奥出雲椎茸や仁多米（にたまい）、奥出雲酒造の地域ブランド化による産業振興や空き工場・空き家を活用した企業誘致・定住対策の促進など、地域の自立活性化を目指した取組みを総合的かつ幅広く行っており、「地域資源を活用した活力に満ちた地域づくり」として過疎地域自立活性化優良事例表彰の総務大臣賞を平成 20 年に受賞している。

奥出雲町では、住民組織が町と連携・協働により、特色ある地域づくりの推進を図ることを目的として、住民自ら主体的に企画・実施する公益性のあるまちづくり事業に対し、交付金を交付する「奥出雲町住民提案型きらり輝く地域づくり事業実施要綱」を平成 22 年に制定している。

対象の布勢地区は、旧仁多町時代から公民館活動や福祉振興協議会による活動が積極的に行われてきた地区である。また、平成 23 年に完成した尾原ダムによって一部の集落が移転対象となったことや、新たに出現したダム湖周辺の活用を考えていく必要があったことなどから、地域資源の有効活用等も含めた地域づくりの取組も行われてきた。さらに、佐白地区の温泉「長者の湯」を管理する NPO 法人「奥出雲布勢の郷」が平成 23 年に設立され、地域課題解決に向けた活動も行っている。

このように様々な活動が地域で展開される一方で、地域のリーダー層を中心に、進行する高齢化を前に、現在の課題に対応できる新しい活動・組織が必要ではないかという課題意識が共有されていた。

ウ 現地の関係主体

布勢地区では、布勢地区自治会長会のもとに佐白・八代・馬馳（まばせ）・上三所（かみみところ）の 4 地区自治会長会があり、その下に各自治会が組織されている。自治会の規模は 30 世帯前後である。

地区には、自治会のほか、福祉振興協議会、NPO 法人布勢の郷、布勢公民館、奥出雲多根自然博物館といった組織がある。また、島根大学教育学部地理学研究室が分室として設置した奥出雲ラボがある。奥出雲ラボでは、元奥出雲町職員の尾方氏が地域研究員として活動している。

⁹ EsriJapan「ArcGIS」で作成。

②アドバイザーの狙い

奥出雲町布勢地区へのアドバイザー（委員）派遣は、島根大学教授の作野委員が担当した。作野委員は農業・農村問題、中山間地域問題、都市問題等を地域的視点から解明する人文地理学を専門領域とし、兵庫県豊岡市を始め、全国での地域運営組織の形成支援も多数実施している。奥出雲町には島根大学の奥出雲ラボが設置されるなど、委員と関係のある地域である。

作野委員のアドバイザーとしての狙いは次のとおりである。

ア 奥出雲町布勢地区における地域運営組織の形成活動の方向性

地域づくりは10年が1タームで、特に最初の3～4年は特に苦しいことから、拙速に地域運営組織の設置を目指すのではなく、今年度は、地域運営組織の設立に向けて地域が自律的に活動できる素地を作る。

そのために、今年度は、「地域資源の活用や地域課題の解決には、地域運営組織が有効であることを地区住民が理解する」、「地区住民が、地区に魅力と課題が存在していることを認識する」ことを第1のゴールとして設定する。

また、地域が自律的に活動できる素地として、今回のアドバイザー（委員）派遣を地域側で推進する組織を立ち上げ、ワークショップの企画や参加者募集等を担うことで、地域運営組織の実働組織の基礎を形成する。

イ 全2回のアドバイザー（委員）派遣の設計

作野委員は、全2回のアドバイザー（委員）派遣を通して、セミナーとワークショップによる活動を通じて、「ア」で設定した狙いを達成できるように設計した。

各回の狙いと内容は以下のとおりである。

第1回目は、「地域運営組織の意義・必要性に対する共通認識の醸成」を行う回と位置付け、セミナー形式で具体的な行動や地域運営組織の必要性に対する理解を促すとともに、今後布勢地区で行っていく地域づくりの進め方を提案して、地域づくりへの参加者の増加を目指した。第2回目は、住民が「地区に魅力と課題が存在していることを認識する」ために、「まち歩き」とその結果を踏まえたワークショップを通して、地域の魅力や課題を把握し、地域課題の解決策を検討する素地を作ることを目指したものである。

《奥出雲町布勢地区のアドバイザー（委員）派遣の全体像》

	狙い・概要
第1回	《地域運営組織の意義・必要性に対する共通認識の醸成》 地域づくりに成功している事例を示し、具体的な行動の必要性を共有。 当地区での地域づくりの進め方を提案し、地域づくりへの参加者を募る。
第2回	《まちむらたんけん&ワークショップ》 地域社会の成り立ちや暮らしのあり方を体験し、地域の魅力や課題を把握する。 地区を元気にするアイデアの検討を通し、地域課題の解決策を検討する素地を作る。

③各回の内容

ア 第1回 ～地域運営組織の意義・必要性に対する共通認識の醸成

地区住民に地域づくりの必要性や地域運営組織の意義・必要性について理解してもらうこと、地域づくりの担い手を少しでも増やすこと等を目的とした第1回は、平成29年7月8日に布勢コミュニティセンターにおいて実施した。当日は地区内で葬儀があったものの、奥出雲町長や副町長、島根県職員を含め約30名の参加者があった。

第1回は、「第1回布勢地区地域づくりフォーラム～『自分たちの地域は自分たちが創る』ための第一歩～」として、作野委員による講演と4人一組に分かれての簡単なグループワークの2部構成で開催した。

講演では、主に「日本における地方の現状」、「奥出雲町・布勢地区における人口動態」、「布勢地区における地域づくりの具体像」及び「地域づくりの参考となる事例（島根県邑南町出羽地区の発表会）」について説明した。日本全体で少子高齢化・人口減少が問題となっている中で島根県の合計特殊出生率は全国2位であることを示し、人口減少時代において布勢地区は優れた地域であるとして、まず地域住民を励ました上で、地域づくりが上手くいっている地域の例を示し、布勢地区でも具体的に行動していく必要性を訴えた。その後、布勢地区での地域づくりの進め方の提案を行い、近隣での地域づくりの事例を紹介し、地区住民の地域づくりに対するモチベーションを高めた。

グループワークでは、講演を踏まえて各参加者が感じたことを話し合い、最後に全体で各グループの意見交換の内容を共有した。

《第1部の様子》



《第2部の様子》



なお、第1回目のフォーラムを実施するに当たり、布勢地区内の組織代表を主な構成員とする「布勢地区地域づくり研究会」（以下「地域づくり研究会」）が実働組織の基礎として住民主導で新たに組織された。このフォーラムの準備も、地域づくり研究会が中心となって行った。この組織の誕生により、布勢地区内の組織代表が集まって意見交換を行えるようになり、布勢地区の地域づくりの実現に向けた一歩を踏み出すことができた。

また、奥出雲ラボ研究員の尾方氏が作野委員と地域づくり研究会、行政の間の調整を一手に担い、現地に常駐しないアドバイザーの現地パートナーとして、重要な役割を担った。

イ 第2回 ～まちむらたんけん&ワークショップ

地域社会の成り立ちや暮らしのあり方を体験し、地域の魅力や課題を空間的、立体的に把握した上で、地区を元気にするアイデアを提示することで、地域課題の解決策を検討する素地を作り、地域づくりへの参画と課題解決の意欲を醸成すること意図して、第2回はまち歩きとその結果を踏まえたワークショップを行った（平成29年10月1日に布勢地区全体を会場として開催、ワークショップは布勢コミュニティセンターで開催。）。なお、参加者が「まちむらたんけん」で地域を歩くことを通じて、まだ参加していない地区住民に対して地域づくり活動を積極的に行っていることをアピールすることも意図したものである。

地域内外から約30名の参加者があり、地区住民といわゆる「よそ者（地区外からの参加者）」からなる5つの班を作って活動を行った。

「まちむらたんけん」では、班内の地元住民の先導により班別に設定された約2kmのルートを約2時間かけて歩いた。地元住民がメンバーの疑問に答えながら「たんけん」することで、当該エリアの魅力や課題に対する深い理解につながったほか、「よそ者」の目線が入ることで、新たな発見が多数出てきた。

ワークショップでは、「まちむらたんけん」で発見したことをマップに落とし込み、魅力や課題の検討を班ごとに行った。その後、各班の代表者が全体に検討内容を発表・共有した。マップとして可視化することにより、班員の目的意識が統一されて効率的な議論が展開され、その内容を全体へ発表することで、地域での機運醸成やアイデアの「わがごと」化につながった。

《まちむらたんけんの様子》



《ワークショップの成果物》



なお、このまちむらたんけん&ワークショップを開催に当たっては、作野委員がアドバイスをを行いながら、地域づくり研究会が中心となって打合せを複数回開催して全体のスケジュールやルート等を検討した。

④今後の展望

第1回のフォーラム、第2回のまちむらたんけん&ワークショップの開催を通じて、地域運営組織の形成に向けた実働組織として「布勢地区地域づくり研究会」を立ち上げることができた。これまでは作野委員がアドバイスをを行いながら、地域づくり研究会が活動を行ってきたが、今後は地域づくり研究会の主体性を更に高めるため、地域運営組織の形成に向けたアドバイザー活動のサポートを、地域づくり研究会が今以上に自ら考えて進めていけることを主眼とした支援に切り替えながら、地域運営組織の形成に向けた取組を継続していく。

布勢地区での形成に向けた今後のステップについては、地域の若者のさらなる参加を促すための「若者を中心としたワークショップ」を開催した上で、「はじめの一歩」の実施に向けた計画づくりを行い、実行組織の仮形成に向けた協議を行っていくことが想定される。

(4) 大分県日田市（担当：斎藤委員）

地域の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ○日田市では、地域運営組織の形成に向け、住民意向の可視化を進めつつ、組織立ち上げの機運醸成に向けた取組を平成 28 年度から実施。 ○地域運営組織に関する地域の合意形成を進めていくため、外部人材による組織の形成支援が市から望まれていた。 	
アドバイザーの狙い	
<ul style="list-style-type: none"> ○地域運営組織の立ち上げまで「あともう一步」という状況になっていることから、地域の方々だけでは超えられない「最後の一步」の背中を押し、実際に動くところまで支援を行う。 ○地域運営組織形成後の自律的運営を見据えて、当事者意識のさらなる醸成を進める。 	
第1回	＜当事者意識の醸成＞ <ul style="list-style-type: none"> ○将来の人口推計結果を踏まえ、将来に対する危機感を共有。 ○同様の条件を持つ地域の活動事例の紹介等により、地域住民のやる気を高め、当事者意識を醸成。
第2回	＜具体的な活動イメージの共有及び検討＞ <ul style="list-style-type: none"> ○「身近な暮らしの困りごと」にフォーカスし、「自分たちですぐに取り組めることは何か」を話し合うことで、組織の具体的な活動内容を検討。
第3回	＜組織立ち上げに向けた動きの加速＞ <ul style="list-style-type: none"> ○アドバイザーが提示する組織体制素案をもとに、具体的な組織体制・構成メンバー等を検討し、組織立ち上げに向けた動きのスピードを一段階引き上げる。
今後	<ul style="list-style-type: none"> ○組織が設立に至った後、はじめの一步として、比較的取り組みやすい活動を実験的に行う。 ○組織の役割や意義等について検討し、既存組織（自治会、振興協議会等）の棚卸を徐々に行っていく。

①地域の状況

ア 地勢等

大分県日田市は、平成 17 年 3 月に旧日田市と旧前津江村・中津江村・上津江村・大山町・天瀬町の合併により誕生した、大分県の西部に位置し福岡県と熊本県に隣接する面積約 666k m²、人口 66,873 人（平成 29 年 12 月現在）の市である。津江山系等を源流とする諸河川が日田盆地で合流し、その水が澄んでいる様子から「水郷」として知られ、江戸時代に天領として育まれた独特の文化が現在も受け継がれている。

今回は、合併前は中津江村であった「中津江地区」を対象とした。中津江地区は、日田市の南部に位置し、北は前津江地区、南は上津江地区と接する。地区内を大分県大分市と福岡県大川市を結ぶ国道 442 号線が通っている。2002 年に日本と韓国の共催で開催された 2002 F I F A ワールドカップにおいて、カメルーン代表チームのキャンプ地として利用された「鯛生スポーツセンター」、かつて東洋一の黄金郷であった「鯛生金山」等の地域資源が存在する。

《対象地域の位置¹⁰》



イ これまでの地域づくり活動

日田市は、「市民協働のまちづくり」を目指し、自治会・NPO等の団体によるまちづくり活動への支援、若者・女性等多くの市民が市政に参加しやすい環境の整備、移住・定住の推進・支援等を行ってきた。また、今後のまちづくりの参考とするため、各地区の住民に対して、暮らしに関する意識調査を行う等、まちづくりに関する住民のニーズの把握に努めている。

地域運営に関しては、日田市と中津江地区内の4つの自治会及び振興協議会が中心となって活動してきたが、地域運営をより主体的に担う組織の必要性が高まってきたことから、平成28年度から地域運営組織の形成を進めている。

住民に対して地域運営組織に関する説明を実施してきたが、住民の合意形成が十分になされていなかった経緯から、外部人材を活用した地域運営組織の形成を進めることとしたものである。

②アドバイザーの狙い

日田市中津江地区へのアドバイザー（委員）派遣は、新潟県岩船地域に拠点を置く特定非営利活動法人「都築沙羅パートナーズセンター」で事務局長を務める斎藤委員が担当した。斎藤委員は、全国各地において、当該地域の実情を踏まえた地域づくり活動の中間支援を多数実施している。

斎藤委員のアドバイザーとしての狙いは次のとおりである。

ア 日田市中津江地区における地域運営組織の形成活動の方向性

中津江地区では、行政によって住民の意向調査や地域運営組織の立ち上げに向けた説明も行われており、地域運営組織の立ち上げまで「あともう一歩」という状況になっているが、地域運営組織の形成の「最後の一歩」が地域の方々だけでは超え

¹⁰ 日田市「都市計画マスタープラン」より作成。

られないため、外部者として内部の声を代弁しながら、地域の背中を押し、実際に動くところまで支援を行う。

斎藤委員は、地域の当事者意識が十分に醸成されず、また、具体的に何をすることが決まらないまま組織だけが立ち上がることがあるという知見から、中津江地区においても地域運営組織形成後の自律的運営を見据えて、当事者意識のさらなる醸成を進めるとともに、具体的な活動内容の検討も行いながら、地域運営組織の形成に向けた活動を進めることとした。

イ 全3回のアドバイザー(委員)派遣の設計

前述のように、中津江地区の住民の当事者意識の醸成と具体的な活動内容の検討を行いながら、地域運営組織の形成に向けた最後の一步を踏み出せるようにするとともに、形成後のサポートも想定し、全3回のアドバイザー(委員)派遣の設計を行った。

第1回は「当事者意識の醸成」を行う回と位置付け、将来の人口推計結果を踏まえて、将来に対する危機感を共有しつつ、簡単に始められる活動事例を紹介して地域住民のやる気を高めることを狙う。第2回は、「身近な暮らしの困りごと」にフォーカスし、「自分たちですぐに取り組めることは何か」を話し合うことで、組織の具体的な活動イメージの共有及び検討を行う。第3回は、第2回の結果を踏まえて、斎藤委員が組織体制の素案を提示し、これをもとに具体的な組織体制・構成メンバー等を検討することで、組織立ち上げに向けた動きを加速させることを目指す。

《日田市中津江地区のアドバイザー(委員)派遣の全体像》

	狙い・概要
第1回	《当事者意識の醸成》 将来の人口推計結果を踏まえ、将来に対する危機感を共有 簡単に始められる活動事例の紹介等を通して、地域住民のやる気を高め、当事者意識を醸成
第2回	《具体的な活動イメージの共有及び検討》 「身近な暮らしの困りごと」にフォーカスし、「自分たちですぐに取り組めることは何か」を話し合うことで、組織の具体的な活動内容を検討
第3回	《組織立ち上げに向けた動きの加速》 アドバイザーが提示する組織体制素案をもとに、具体的な組織体制・構成メンバー等を検討し、組織立ち上げに向けた動きのスピードを一段階引き上げる

③各回の内容

ア 第1回 ～当事者意識の醸成

日田市では、平成28年度より地域運営組織の設立に向けて、市長をはじめとする市役所の職員が丁寧に住民説明を実施してきたが、なかなか地域運営組織の必要性等の理解が浸透しなかった。こうした経緯から、外部人材による講演会を実施し、改めて地域運営組織の必要性や市の考え方を知ってもらい、組織立ち上げの機運を高めることを目的とした。第1回は、平成29年6月27日に日田市中津江振興局で

開催され、参加者は約 35 名であった。

「住民自治の進化の必要性～将来を見据えた「備え」を今からはじめよう！」と題して、斎藤委員による講話があり、その後、グループに分かれて講話についての感想・意見交換を行った。

講話では、主に「日田市・中津江地区の人口ピラミッドの経年変化」についての説明及び地域運営組織の事例紹介（島根県雲南市等）を行った。人口ピラミッドの経年変化をグラフによって可視化し、参加者に人口減少・高齢化によって財政が厳しくなる行政の対応が限界を迎えるという危機感を明確に示した。一方で、地域運営組織の活動は、単なる「行政の肩代わり」ではないことを強調する、同様の条件を持つ地域の活動事例の紹介を行う等、参加者の「何かできそう」、「やってみよう」という意欲をかき立て、当事者意識の醸成を促進する工夫を行った。

《講話の様子》



《グループ討論の様子》



イ 第2回 ～具体的な活動イメージの共有及び検討

地域運営組織を立ち上げるに当たって、初めから組織体制を議論しても機能せず形骸化してしまう可能性が高いため、住民自らで「何をするか」を先に考え、それを実行するための体制づくりを考えるというプロセスが重要であるという観点から、第2回は、参加者同士の対話を通じて組織の具体的な活動内容についての意見を出し合うことで、実行性のある組織設立に向けた下地づくりを行うことを目的とした（平成 29 年 7 月 14 日に日田市中津江振興局において開催、参加者は約 30 名）。

斎藤委員がアイデアの出し方・発想法についてレクチャーを行った後、「中津江の将来を見据えて『自分たちでできそうなこと』は何か？～自分たちで『何をやるか・何ができるか』～」と題して、事前住民アンケートで重要度が高かった5つのテーマに沿って班分けを行い、ワークショップ形式で「自分たちでできそうなこと」について具体的なアイデア出しを行った。参加者間で出し合ったアイデアを班ごとに発表し、参加者全体で共有した。その後、参加者全員に青（これはすぐにできそう）・赤（これは面白そう（ぜひやりたい））の2色のシールを配布し、考案したアイデアへの投票を行った。

自分たちの住む地域を自らが主体となって良くしていくための活動アイデアを考えた結果、参加者が地域の将来を「わがこと」として捉え、また、多数考案された

アイデアの中には、実現可能性の高いアイデアも複数あったため、地域運営組織を立ち上げた後の具体的な活動イメージが醸成されたと考えられる。

《アイデアの発表》



《アイデアへの投票》



ウ 第3回 ～組織立ち上げに向けた動きの加速

前回において、参加者間で地域運営組織の設立が徐々に「わがごと」化されてきたことを受けて、第3回では、具体的な組織体制についての検討を行うことで、組織設立に向けた動きを一気に加速させることを目的とした（平成29年8月4日に日田市中津江振興局において開催、参加者は約20名）。

斎藤委員から前回までの議論を踏まえた組織体制素案を提示し、これを題材にワークショップ形式で具体的な組織体制・構成メンバー等の検討を行った。

組織体制素案の提示の際に、斎藤委員はダーウィンの進化論や小田切座長の論文を例示し、活動しながら考え、常に進化する組織であることの重要性を伝えた。今回の取組を通して、地域運営組織の具体的な活動イメージを思い浮かべた上で組織体制の検討を行うことができたため、参加者の当事者意識がより一層高まり、地域運営組織設立に向けて着実に前進したと言える。

《組織体制素案等の提示》



《ワークショップの様子》



④今後の展望

日田市では、平成 29 年 8 月までに全 3 回のアドバイザー（委員）派遣を終え、以降は、行政と地域住民との間で地域運営組織の設立に向けた検討を行ってきた。地域運営組織内の役員や事務局の人選などの具体的な調整に時間を要したものの、地域運営組織の設立に目途が立ちつつある状況である。

斎藤委員は、成功体験を積み重ねることで組織は成長すると考えており、組織活動の「はじめの一步」として、比較的取り組みやすい活動を 1 つ検討し、実験的に行うことを想定している。

また、実際に活動を行いながら、組織の役割や意義等についても検討し、自治会や振興協議会等の既存組織の棚卸を徐々に行っていくことも想定している。

4. 事例調査

組織形成や持続的運営の要因、及び地域課題等を調査することを目的として、興味深い取組等を行っている地域運営組織及び当該組織の活動地域の地方公共団体に対しヒアリングを実施した。

1	銚打ふるさとづくり協議会	所在 石川県七尾市 人口 53,919 人(平成29年12月末日現在)
	事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 農業継続・地域活力低下に対する危機感から地域有志が設立 協議会は協議機能に特化。実行機能は協議会構成団体として外部化 地域製品の6次産業化、介護施設の運営など幅広く活動
	同行委員コメント	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事業まで行っている点が特に素晴らしい 理想的な地域運営組織の一つと言っても過言でない
2	古里住民自治協議会	所在 長野県長野市 人口 380,442 人(平成30年1月1日現在)
	事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 長野市の都市内分権の推進の流れを受けて設立 三才駅を起点として観光客の取り込みを目指した活動のほか、次世代育成のための活動も実施
	同行委員コメント	<ul style="list-style-type: none"> ベッドタウンのような地区において、イベント的取組のみでなく、次世代育成活動など課題解決型の取組まで行っている点が素晴らしい 行政がリーダーシップを取り、自治会連合会を解散する前提で組織を立ち上げている。行政が時間をかけて進めた点が特に参考になる
3	磯路地域活動協議会	所在 大阪市 人口 2,714,710 人(平成29年12月1日現在)
	事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 市の政策転換を契機に、既存まちづくり団体のネットワークとして設立 役員の75歳定年制を導入し、意図的に人材の流動性を高める
	同行委員コメント	<ul style="list-style-type: none"> PTAを起点とした組織運営、収入獲得手法が特に参考になる 定年制を導入して固定化を防いでいる点が素晴らしい
4	久宝寺小学校校区まちづくり協議会 南高安小学校校区まちづくり協議会	所在 大阪府八尾市 人口 267,642 人(平成29年12月末日現在)
	事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 市の地域分権の推進の流れを受けて設立 地域運営組織は既存団体の活動の「隙間を埋める」存在として活動
	同行委員コメント	<ul style="list-style-type: none"> 地区社会福祉協議会が中心となり、校区まちづくり協議会と両輪で進められている事例として参考になる(両小学校区) 校区まちづくり協議会の設立により、まち(地域)づくりの目標が明確になったという言葉が印象的だった(久宝寺小学校区)

回設けている。加えて、鉦打地区内の各集落との話し合いについても年6回程度行っている。

役員は、会長1名、副会長2名、監査委員2名、委員23名の合計28名で、事務局は事務局長以下4名で構成している。

(3) 活動内容 ～地域製品の6次産業化、介護施設の運営など幅広く活動

鉦打ふるさとづくり協議会では、主に地域づくりと農業生産に関連した多岐にわたる活発な活動を展開している。

① 地域づくり ～地域のニーズをくみ取って介護施設の運営まで手掛ける

鉦打ふるさとづくり協議会では、仕事をしている時間は家にいる高齢者の行動が把握できないという声が多かったことから、構成団体として「NPO法人なたうち福祉会」を設立し、デイサービス施設「なたうちニコニコホーム」の運営や買物代行・病院送迎サービス「ニコニコ便」の運営を行っている。また、「なたうちニコニコホーム」では、女性を中心として14名を雇用しており、地域福祉の推進だけでなく、地域の雇用創出の役割も果たしている。

このほか、集落の枠を超えた地区住民の一体感の醸成に向けて、伝統的なまつりに加えて、住民自らが楽しむ「郷土芸能祭」や「なたうち茶屋祭り」を開催している。また、地域外の活力を積極的に取り込むため、都市住民や学生、留学生等を対象とした農業体験や祭りの体験を通じたグリーン・ツーリズム¹¹を協議会として展開している。

《NPO法人 なたうち福祉会の取組》

なたうちニコニコホーム (小規模多機能介護施設)

- ・閉鎖をなつた保育園を活用
- ・職員数：14名（施設長も含め女性10名）
- ・利用者：21名



ニコニコ便

- ・職員数：4名（すべて女性）
- ・買物代行（1,100名）、安否確認（1,100回）、病院等への送迎、配膳サービス



② 農業生産 ～6次産業化をキーワードに製品の開発・販売を手掛ける

平成の市町村合併により地域の小学校が廃校となったことなどから、地域としての存続に対する危惧が生まれ、地域の過疎化・高齢化への対策として、所得や雇用の確保を目指すこととした。所得確保の方法としては、新しい製品を創り出すので

¹¹ 農林水産省 HP(http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kyose_tairyu/k_gt/)によると「農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」。

はなく、従来からある産品を生かそうというコンセプトの下、平成20年、高品質な米を差別化し「なたうち米」としてブランド化した。「なたうち米」は発売当初から年間約30 t 売れ、ヒット商品となった。

また、6次産業化をキーワードに、「なたうち米」の他にも能登野菜等、地域資源を生かした特産品の生産及び、能登野菜等の加工品の製造、これらの直接販売までを全て鉦打ふるさとづくり協議会で行っている。

これらの他にも、平成22年より活動をしている構成団体「朱鷺の棲む里山クラブ」による耕作放棄地の再生等の里山保全、平成25年より活動をしている構成団体「農事組合法人なたうち」による将来を見据えた新たな集落営農等、多岐にわたる活発な活動をしている。

《「能登の里山」資源を活かした特産品づくりの取組》

<p>① 鉦打米</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 天日による「ハザ干し」 ・ 近隣の国民宿舎等に直接販売 ・ 売上：約1,200万円 	<p>③ 加工品の製造・販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性グループが、能登野菜の規格外品を利用した漬物や地場産大豆を原料とした田舎みそを製造 ・ 専門家の支援を得て、商品開発 ・ 農産物直売所やイベント等で販売 ・ 売上：約470万円   <p>【漬物加工】 【物産展での販売】</p>
<p>② 能登野菜</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 能登地方の伝統野菜である、「中島菜」、「小菊かぼちゃ」、「金糸瓜」を栽培 ・ 売上：約300万円    <p>【中島菜】 【小菊かぼちゃ】 【金糸瓜】</p>	

(4) 財源 ～年間25万円の予算で活動

鉦打ふるさとづくり協議会では、会費を委員からのみ1人当たり年間5,000円徴収し、年間予算25万円で活動している。なお、各構成団体が独自に活動できる体制を整えているため、鉦打ふるさとづくり協議会としてはこの金額で十分とのことである。

(5) 人材育成 ～30代を対象としたリーダー養成講座で知識・ノウハウを継承

協議会では、昭和40年代から地域のイベント運営等を担ってきた「10人衆」と呼ばれる中核人材が大きな役割を果たしているが、後継者育成も必要となってきたことから、平成26年から主に30代を対象として「鉦打地区リーダー養成講座」を開講している（希望制）。

講師は、「10人衆」が中心となって務めている。

(6) 今後の課題 ～住民自治の意識の薄れに危機感

設立以来、活発な活動をしてきたが、時が経つごとに「住民自治の意識」が薄れてきていると感じており、地域で意識改革をしなくてはならないという危機感を持っている。

《事務局員関さんと事務局長村田さん》



《活動拠点施設の上島集会所》



■七尾市の取組

●地域運営組織の形成に向けた取組 ～公民館を中心とした地域づくりからの転換

七尾市では、平成24年に市民と議会及び行政の協働を推進することを理念とした「まちづくり基本条例」を施行。平成26年には、行政財政改革の一環として、公民館を中心とした地域づくりの仕組みから新たな地縁組織である「地域づくり協議会」（以下「協議会」と言う。）を中心とした仕組みに変更することを決定し、同年11月に「七尾市地域づくり協議会の認定等に関する要綱」を制定した。

こうした動きを踏まえ、七尾市では、地域運営組織の形成に向けた住民等への協議会設立に関する説明を丁寧実施し、平成29年7月までに七尾市内全15地区で協議会の設立を完了した。なお、協議会は、合併前の旧七尾市では公民館単位、旧田鶴浜町・旧中島町・旧能登島町では旧町単位での設立となった。

●地域運営組織の持続的運営に向けた取組～ 一括交付金の交付担当者の配置

地域づくり協議会の持続的な運営に向け、七尾市では財政的・人的支援等を行っている。

財政面では、協議会に一括交付金を地区世帯数に応じて交付しているほか、協議会が提案し市長認定を受けた事業については、事業費の事業費の3分の2かつ限度額50万円の範囲内で補助金の交付している。

人材面では、「市民生活部地域づくり支援課」を設置し、地区ごとに担当者を配置して各協議会に対する支援を行っている。

そのほか、活動拠点の確保のため、コミュニティセンターの利用を書く協議会に許可している。

《七尾市が実施している主な支援策》

	内容
財政的支援	<p><地域コミュニティ交付金></p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会が、身近な地域課題を自主的に解決し地域づくり活動を行うための一括交付金。1,000世帯未満の地区は30万円、1,000世帯から500世帯増えるごとに5万円増額 各協議会必須の防災・防犯・福祉活動のために、各地区で一律50万円を交付 翌年度へ全体の5%を繰越すことが可能 <p><地域の底力支援事業補助金></p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会から提案のあった事業のうち、市長が認めたものに対し、事業費の3分の2かつ限度額50万円の範囲内で補助金の交付
人的支援	<ul style="list-style-type: none"> 協議会等に対する支援業務を行う部署として、市民生活部地域づくり支援課を設置。7名の職員が1名当たり2～8地区を担当
その他	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の活動拠点として、コミュニティセンター(旧公民館)を無償で提供

●その他

旧田鶴浜町・旧中島町・旧能登島町では、主に人材面での問題から協議会は旧町単位での設立となったが、旧町内では今回の視察先である鉦打ふるさとづくり協議会のように、旧町時代に旧町内での地区レベルで設立され活動してきた地域運営組織も存在する。市としては、こうした組織は協議会の構成団体となることを想定しているが、設立経緯や活動方針等に差違があるなど課題もある。

4-2. 古里住民自治協議会の取組(長野県長野市)

<事例のポイント>

- 長野市の都市内分権の推進の流れを受けて設立
- 三才駅を起点として観光客の取り込みを目指した活動のほか、次世代育成のための活動も実施

(1) 組織形成の経緯 ～長野市の都市内分権推進の流れを受けて設立

古里地区は、昭和29年の合併で長野市に編入した旧古里村の村域とほぼ同じ範囲にある地区で、長野市北東部に所在する。人口は約14,000人である。

長野市では、後述のように、市民要望の複雑化・多様化や各地域の地域特性に配慮した施策を展開し、地域の課題を迅速かつ効果的に解決することを目的として、平成15年から「都市内分権」の推進を開始し、この流れを受けて古里地区では平成19年7月に「古里地区住民自治協議会」を設立した。

協議会の設立に当たっては、組織の二重化を避けるため、同地区で独立した役割を担って存在していた社会福祉協議会や交通安全協会等の既存組織を廃止し、住民自治協議会として統合したため、設立時には反対の声があった。

その後、古里地区では、組織の名称を「古里地区住民自治協議会」から、「古里住民自治協議会」(以下、「同協議会」という。)とした。「地区」という言葉を用いない理由は、古里地区だけではなく隣接する地区等と協働しながら地域運営をしていきたいという思いが込められているためである。

《古里地区の三才駅》



(2) 組織体制 ～常勤2名を含む5名の事務局体制

同協議会では、議決機関として「評議委員会(総会)」、「常任評議会」及び「企画調整委員会」を設置し、各事業の執行機関として「部会」及び「事業委員会」を設置している。事務局は5名で構成している。

また、古里地区内の8区をそれぞれ「支部」とし、同協議会と協力・連携して活動する組織としている。

① 部会

部会は、「総務部会」の下に「安心・安全部会」、「福祉・健康部会」、「文化・教育部会」及び「ふるさと部会」の4つの部会を置いている。

「総務部会」は、古里地区内8区の各区長、各副区長、各環境美化推進会長で構

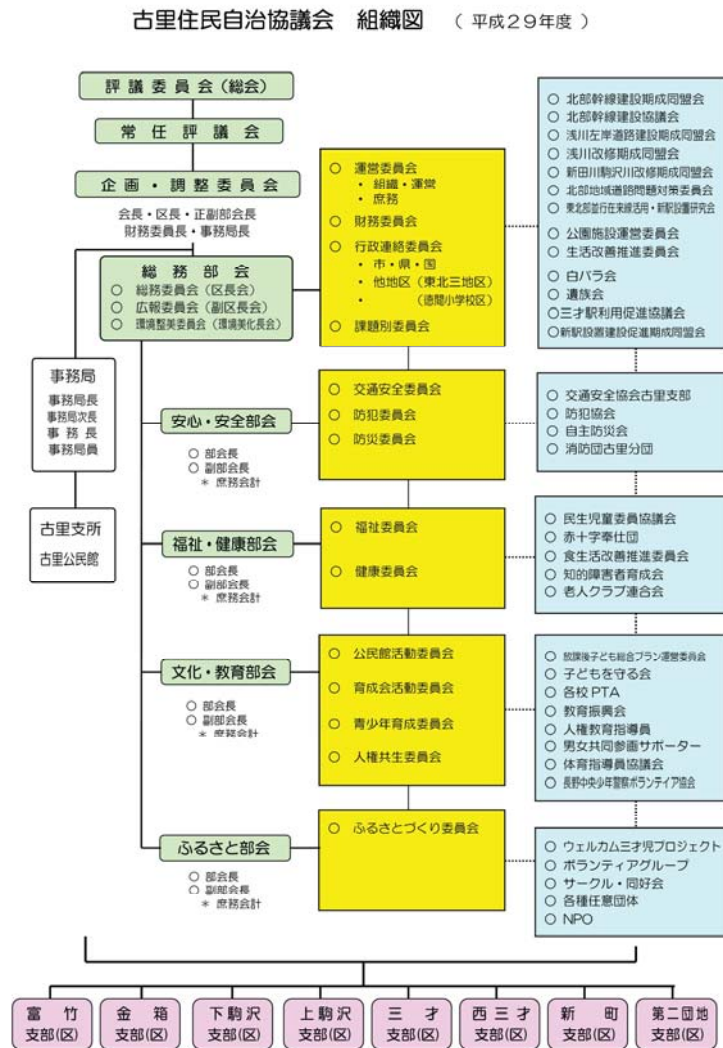
成され、同協議会の要となる意思決定等の役割を担う。「安心・安全部会」、「福祉・健康部会」、「文化・教育部会」及び「ふるさと部会」は、各支部から選出された評議委員で構成する。

これら部会のうち、「ふるさと部会」は、長野市内32地区の住民自治協議会の中で同協議会のみが設置している部会であり、特徴ある地域づくりを目指した事業の企画・運営等を行っている。

② 事務局

同協議会の事務局は、事務局長（常勤）、事務局次長（常勤）、事務長（非常勤）、事務局員（非常勤）、地域福祉ワーカー（非常勤）の5名で構成されている。事務局の人件費には、長野市からの一括交付金を充てている。

《古里住民自治協議会の組織図(平成29年度)》



(3) 活動内容 ～三才駅を起点として観光客の取り込みを目指して活動

同協議会では、ふるさと部会が中心となって、地域資源の発掘等、地域活性化を目的とした事業を行っている。

例えば、JR信越本線（現しなの鉄道北しなの線）の赤字経営を防ぎ、維持していくために、三才駅を拠点とした地域活性化及びJR信越本線（現しなの鉄道北しなの線）の利用促進を図る「ウエルカム三才児プロジェクト」を平成25年度から実施している。このプロジェクトは、「三才駅」に七五三などの記念に三歳児を連れたファミリーが多く訪れることから、会員が交代で駅前に立ち来訪者をお迎えするというものである。記念写真の撮影サポートに加えて、周辺への観光の起点として簡単な観光案内も行っている。

また、平成27年3月の北陸新幹線 長野駅－金沢駅間の開業により、並行在来線の経営がしなの鉄道(株)に移管されることに伴い、三才駅を将来にわたって維持・存続させるため、住民及び関係機関・団体が一体となって更なる利用を促進する「三才駅利用促進協議会」を同年2月に設立した。「三才駅利用促進協議会」では、三才駅キャラクター“サイまる”の着ぐるみを作成し、「ウエルカム三才児プロジェクト」とともにふれあい活動などを行っている。

他の事業として、古里AKB事業“地域をみんなで歩いて（A）、考え（K）、ビューティフル（B）な地域づくり”を行っている。平成28年度は、住民に地域の歴史等をより深く知ってもらうために、長野市から助成を受けてパンフレットを作成し全戸配布した。このパンフレットは、地元住民でも知らなかった地域資源を新たに発見できたという好評を博した。

《「三才駅」で“サイまる”と記念撮影の様子》



(4) 財源 ～長野市からの交付金・補助金が主な財源

長野市では地区住民自治協議会に対して一括交付金、事務局人件費や事業費に対する補助金を交付しており、同協議会も他の地区の住民自治協議会と同様に交付を受けている。

(5) 人材育成 ～広く住民を対象として地域学習の機会を提供

同協議会では、将来を担う人材の育成を図るため「古里未来楽校（F u F u F u）」を開講し、住民に地域学習の機会を提供している。本事業は、長野市が推進する「一支所一モデル事業」として取り組んでおり、長野市からの補助金を3年間受けることが可能となっている。年5回開催しており、古里の歴史の学習、フィールドワーク、昔の食事の体験、まちづくりについての意見交換等を行っている。

(6) 今後の課題 ～人材育成を進めるものの、人材不足の課題は拡大中

同協議会では、地域活動の企画・実施や人を集めることのできるリーダー格の人材の不足が課題となっている。人材育成を目的として「古里未来楽校（F u F u F u）」を開講しているものの、自主的な講座参加者が多くないという状況である。

また、古里地区全体で見ると高齢化・人口減少は特段問題となっていないが、区レベルでは高齢化や人口減少が進んでいる区もあるため、区単位での担い手の人材不足も課題となっている。

《視察にご対応いただいた皆さん》



《活動拠点施設》



■長野市役所の取組

●地域運営組織の形成に向けた取組 ～マニュアル作成や説明会開催を通じた設立支援

長野市では、平成15年1月に庁内組織として「長野市都市内分権調査・研究プロジェクトチーム」を設置して検討を開始し、平成17～18年の「都市内分権審議会」における調査及び審議を経て、平成18年1月に答申を受け「長野市都市内分権推進計画」を策定した。

第一期都市内分権推進計画（平成18～21年度）では、都市内分権推進のため「住民自治協議会」の設立を目標とし、設立と活動の支援に関する施策の創設等の制度整備を行った。これに伴い、住民自治協議会と既存組織の二重組織化を避けるために、市主導で設置した既存組織及び委嘱制度のいくつかを廃止した。

平成21年3月には「長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例」を制定した。同条例では、市と住民自治協議会は、共通の目的である住民の福祉の増進に向かって協働する関係であるとしている。

こうした市側の取組みと並行しながら、設立及び活動に関するマニュアル・周知用パンフレットの作成を行い、住民等に対し都市内分権に関する説明会の開催等を通して協議会設立への合意形成を進め、平成22年2月までに市内全32地区での設立を完了した。

なお、第一期都市内分権推進計画では、協議会の設立を目的とした「住民自治組織設立支援補助金」及び、協議会の運営費や事業費等の補助を目的とした「すくぐく支援事業交付金」を創設し、住民自治協議会に対して財政的支援を行った。

●地域運営組織の持続的運営に向けた取組 ～組織の成長段階に合わせた財政的支援

平成22年の住民自治協議会の設立完了後は、財政的・人的支援のための制度的枠組みの整備等を進めた。

組織の成長段階に合わせた財政的支援

財政面では、住民自治協議会設立完了直後の平成22年度には、できる限り用途を指定せず柔軟な活用が可能な「地域いきいき運営交付金」、地区独自の問題解決に向けた事業等への支援を目的とした「地域やる気支援補助金」、中山間地域における共助機能の維持・拡大を図ることにより、地域特有の課題を解決するための支援を目的とした「やまざと支援交付金」を創設し、できたばかりの住民自治協議会の支援を行った。

平成24年度には、協議会の自立促進及び活動の継続性を担保するため、事務局の充実が欠かせないことから、事務局長雇用経費の支援を目的とした「住民自治協議会自立支援補助金」を創設。平成27年度には、「地域いきいき運営交付金」の見直しを行い活動費補正額として約3,000万円を増額したことに加え、協議会の財政運営の自由度を高めることを目的として「住民自治協議会自立支援補助金」及び「地

区住民自治活動保険料助成金」を同交付金に含めて交付することとした。

地域活動支援課・地区支所を通じた人的支援

長野市では、協議会等に対する支援業務を行う部署として、地域・市民生活部地域活動支援課を設置している。また、協議会との接触は主に地域・市民生活部の各支所が行っている。

《平成29年度 住民自治協議会への主な財政支援メニュー》

名称	内容	対象
地域いきいき運営交付金	<ul style="list-style-type: none"> • 用途を柔軟に決定できる一括交付金 • 協議会の自主的かつ自律的な取組みを支援 • 平成29年度予算総額約3億7,000万円 • 1地区当たり平均約1,100万円を交付（事務局長雇用経費等の人件費や地区住民自治活動保険料を含む） • あらかじめ事業計画を定めることで積立可能 • 当該年度交付金額の3割以内で翌年度への繰越可能 	長野市内全32地区住民自治協議会
地域やる気支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> • 協議会からの事業提案を受け、選考の上補助対象事業を決定 • 平成29年度予算総額810万円 • 1地区当たり70万円を上限 • 新規・継続2年目の事業は事業費の8割以内、継続3年目の事業は事業費の6割以内を上限 	各地区住民自治協議会
やまざと支援交付金	<ul style="list-style-type: none"> • 中山間地域13地区（浅川、小田切、芋井、篠ノ井、松代、若穂、七二会、信更、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条）の協議会が日常生活を支障なく送るための課題を解決するために行う公益的事業を支援 • 1地区当たり180万円を上限 	中山間地域13地区住民自治協議会

活動拠点施設の確保

長野市では、協議会の活動拠点として同市支所等の一部を無償で住民自治協議会に貸出している。

●その他 ～持続的な運営に向けた課題

住民自治協議会が持続的に運営を行っていくに当たっては、地域コミュニティの希薄化や地域を担う人材の減少が課題として挙げられる。各協議会からも担い手不足が課題として挙げられている。長野市では、こうした状況下においても各住民自治協議会が独自事業等をさらに展開し組織として発展していくためには、協議会組織をスリム化することも一つの方策と考えている。

4-3. 磯路地域活動協議会の取組(大阪市)

<事例のポイント>

- 市の政策転換を契機に、既存まちづくり団体のネットワークとして設立
- 会長の75歳定年制を導入し、意図的に人材の流動性を高める

(1) 組織形成の経緯 ～市の政策転換を契機に、既存まちづくり団体のネットワークとして設立

磯路地域は、人口6,147人、世帯数3,349世帯（いずれも平成27年10月時点）の大阪市港区磯路小学校校区と一致する地域である。

大阪市では平成22年から地域活動協議会設立に向けた取組を始め、平成25年度には地域活動協議会への新たな補助金制度を設けた。この補助金制度の創設が契機となって、形成に向けた話し合いが加速した。

協議会設立に当たっては、まず市から当地域に対して、地域活動協議会に関する説明及び形成の打診があった。これを受けて、磯路地区社会福祉協議会において今後のまちづくりの方針等を協議した。地域活動協議会の設立に対して「市は既存のまちづくり活動を否定しているのか」という声もあったが、「将来を見据えて、新しいまちづくりの仕組みを作りたい」という市の考えを受け止め、地域活動協議会設立の準備を進めることとした。設立準備のために、企画委員会という組織を新たに発足させ、検討を行った。その結果、既存団体を4つのグループに分け、それぞれを地域活動協議会の部会とすることとした。

《磯路地域が属する港区の位置》



(2) 組織体制 ～会長の75歳定年制を導入し、意図的に人材の流動性を高める

磯路地域活動協議会は、「やさしさ部会」、「あんしん部会」、「すこやか部会」及び「すみよい部会」の4つの部会と、各部会の代表等から成る運営委員会で構成されている。地区社会福祉協議会と地域のまちづくり団体35団体が構成団体となっており、先述のとおり構成団体はそれぞれ各部会に参加している。

運営委員会は各部会の部会長・副部会長・広報・書記・会計で構成される。そのうち、若干名が事務局機能を担っている。事務局機能を担うスタッフは、いずれも無償ボランティアである。スタッフにかかる負担は大きいものの、無償の方が活動しやすい面もあるため、このような形としている。

協議会規約により、会長は75歳にて退任することとなっている。人材の流動化を促進し、若い人材が活動に参加しやすくなる仕組みを設けている。

なお、磯路地域では元々PTAのつながりが強く、現在運営委員会を構成するメンバーの多くはPTA活動を通じて顔見知りとなった方々である。PTA時代から関連な意見交換が行われる風土があったため、地域活動協議会設立時の協議や現在の会合

においても、互いに意見を言い合いやすい環境ができているとのことである。

(3) 活動状況 ～年間100以上の活動を行う

① 主な活動

磯路地域活動協議会では、子育てや防災、高齢者福祉等に関する活動を定期・不定期を併せて、年間100以上の活動を行っている。

そのほか、会報「磯路地域活動協議会通信」の発行や、活動予定や活動報告を行うウェブサイトの運営を通し、地域に対して活動状況等の情報を頻繁に発信するようにしている。

《会報「磯路地域活動協議会通信」》



② 協議会における会議

活動内容や今後の方針等を検討するための全体会議を年に3回開催している。部会毎の会合は適宜開催としている。そのほか、中間支援組織とも頻繁に意見交換を実施しており、その頻度はほぼ毎日に近い。

個々の活動ベースでも、改善に向けてイベント等が終了したその日に必ず会合を開催している。当日感じたことや反省等、全員が必ず発言することをルールとした上で、議事録を作成することで、会合の内容を次回以降の活動に反映できるようにしている。

(4) 財源 ～スタッフはボランティアで活動

主な活動資金は行政の補助金である。補助金は、さまざまな地域活動の財源として活用されている。また補助金事業以外に、資源集団回収などの地域ビジネスを自主的に実施することにより、資金使途を限定されない自主財源を確保している。

人件費は無く、役員等も含めボランティアで行っている。

(5) 活動拠点 ～市の施設を有償で使用

活動拠点は市の施設である「老人憩いの家」である。協議会与会館運営委員会との契約による使用料金を支払って使用している。

《磯路地域活動協議会の活動拠点施設》



(6) 今後の展望・課題

当面の課題は、老朽化が進む活動拠点「老人憩いの家」の改修である。トイレをはじめ、バリアフリー化等を進めたい意向がある。磯路地区の当該施設は公設民営であるが、同協議会としては地域ビジネスによって得た資金を改修費用に充てたいと考えている。

また、後継者の不在も課題である。しかし、ボランティアで働く事務局スタッフは、プライベートの時間を削って活動しているため負担は大きく、後継者を探すのは容易ではない。

なお、磯路地域活動協議会では、設立準備の段階から将来的には非営利活動法人等の法人格を取得することを見据えている。会則等はすでにそれに則した内容となっている。

■大阪市の取組

●地域運営組織の形成に向けた取組 ～新たな補助金制度の新設により設置を加速

大阪市では、自治会加入率の低下傾向が続いた場合でも、地域住民全体に対するまちづくり活動を継続させるため、新たな仕組みとして「地域活動協議会」のあり方に関する検討を平成22年度に開始し、「なにわルネッサンス2011～新しい大阪府をつくる市政改革基本方針～」を策定した。平成25年度に地域活動協議会に係る補助金制度を新設した。これを契機に設立が加速し、平成23年度から形成を開始した地域活動協議会は、平成25年度末には327地域中300地域で形成が進んだ。平成29年4月時点までに設立済の地域は325地域まで拡大している。

「地域活動協議会」は、「各地域でまちづくりを展開する団体が集まり、課題解決のための協議やまちづくり活動に取り組む連合組織」と位置づけられる。具体的には、以下の要件等を満たしていることを各区長から認定されることで地域活動協議会となる。

《地域活動協議会の位置付け(主要なもののみ抜粋)》

- | | |
|---|--|
| ア | おおむね小学校区域を単位として活動することを基本としていること |
| イ | 地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関するさまざまな活動主体が幅広く参画していること |
| ウ | 民明的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されていること |
| エ | 特定の分野ではなく、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど広く地域のまちづくり全般を活動対象としていること |

多くの地域活動協議会は、既存組織のネットワーク化により形成され、組織全体の活動内容や方針等を協議する運営委員会等が設けられている。事務局機能をこの運営委員会等が担っている場合が多い。事務局専任のスタッフが在籍する地域は非常に少ない。各構成団体はこの運営委員会にぶら下がるような構造を取っており、各団体の代表等により運営委員会が構成されているケースが多い。運営委員会は半年に1度、もしくは四半期に1度開催される。

地域活動協議会はおおむね小学校区を単位としている。日常にお互いの顔が見えること、既存の地域活動が行われてきたため地域のまとまりがある程度あることを考慮し、このようなエリア設定となった。

●地域運営組織の持続的運営に向けた取組 ～中間支援組織を活用した支援

財政的支援

市では、地域活動協議会補助金という補助金制度を設けている。当該補助金は「活動費補助金」及び「運営費補助金」の2種類で構成されている。活動費補助金は、地域活動協議会が市民活動に要する物件費を補助するものである。ただし、無償ボランティアとして活動する住民への補助として「みなし人件費」を含んでいる。一方、運営費補助金は、地域活動協議会の運営に要する経費を補助す

るものである。各補助金の上限はそれぞれ以下のとおりである。

《地域活動協議会補助金》

活動費補助金	運営費補助金	
●補助率上限 (物件費+みなし人件費)×1/2	●補助率上限 活動費補助金の交付額により異なる。	
※みなし人件費=物件費×1/2	活動費補助金の額	運営費補助金
	200万円以上	活動補助金交付額の1/2
	100万～200万円未満	活動補助金交付額の1/4
	100万円未満	50万円

なお、当該支援制度開始と同時に、既存各団体への市からの個別の支援の多くを廃止した。これまで各団体に個別に給付していた補助金を、地域活動協議会に一括することを契機とし、地域活動協議会の形成が促進された。これにより、地域活動協議会における協議や調整を経て、まちづくりに関する地域の総意を形成した上での活動が行われるようになった。

中間支援組織

大阪市では、24区中22区において地域事情に応じた業務を中間支援組織に委託し、地域活動協議会の支援を行っている。残る2区ではアドバイザー業務として非常勤嘱託職員を採用している。

主な支援は、事務局運営や活動等に係るノウハウの共有である。大阪市は中間支援組織に「地域活動協議会による自立的な地域運営を支援すること」を求めているため、中間支援組織は個別の作業の請負ではなく、あくまでもアドバイスの実施やノウハウ提供に徹している。なお、具体的な支援内容としては、地域住民の参画を促すための広報等のノウハウの提供や会計面でのアドバイスが多い。これらは、新補助金制度創設に伴って補助金の柔軟な活用が可能になった反面、開かれた組織運営、会計の透明性のさらなる確保を求められるようになったことを反映している。

地域公共人材バンク

大阪市では地域公共人材バンクという制度を設けている。市民活動や地域活動の経験がある市民や市職員、まちづくりの知見を持つ学識経験者等が約120名登録されている人材バンクである。利用者は市に対して申請を行い、適当な人材からアドバイスを受けることができる。利用者の費用負担は無く、行政から人材に対して謝金が支払われる仕組みである。

情報提供

区によって形式は異なるが、地域活動協議会と行政の間の情報共有の場は、いずれの区においても定期的に設けられている。さらに、区を跨いだ中間支援組織同士の情報共有の場、各区の行政職員による情報共有の場も設けられている。今

後は地域ごとの活動状況の違いがより濃くなっていくことが想定されており、課題が見つかった際に事例の横展開等を行えるよう、中間支援組織同士及び行政内部での情報共有を強化する必要があると認識している。

●**その他 ～持続的な運営に向けた課題**

地域活動協議会によるまちづくりを推進し始めてから5年が経過し、地域によってその活動に濃淡が出てきた。今後は各地域の要望がさらに細かく、差が大きくなっていくことが予想される。中間支援組織等、現在の支援ツールを活用しながら、これらの声に対応していく必要がある。

また、市が行ったアンケートでは、「地域活動協議会を知らない」との回答が6割を占めていたため、今後は地域活動協議会を市民に広く知ってもらえるような取組も必要と考えている。

4-4. 久宝寺・南高安小学校区まちづくり協議会の取組(大阪府八尾市)

<事例のポイント>

- 市の地域分権の推進の流れを受けて設立
- 地域運営組織は既存団体の活動の「隙間を埋める」存在として活動

(1) 久宝寺小学校区まちづくり協議会の取組

① 組織形成の経緯 ～地域でのまちづくりに関する議論の深まりから設立

久宝寺小学校区は、人口約11,000人の地域である。

校区まちづくり協議会の設立以前から、久宝寺小学校区内には既存団体がネットワーク化された存在として「久宝寺地区福祉委員会」（以下「福祉委員会」と呼ぶ。）が存在していた。平成18年の「地域福祉活動推進計画」の策定に向けて準備部会を立ち上げて様々な議論を行ったことが転機となり、平成25年に「久宝寺小学校区まちづくり協議会」（以下「同協議会」という。）の設立に至った。

《久宝寺寺内町の町並み》



なお、福祉委員会が母体となっていることもあり、福祉委員会と同協議会の構成団体や役員は福祉委員会と同じである。

② 組織体制 ～既存の25団体で協議会を構成

同協議会は、久宝寺小学校区内の25団体で構成されている。部会等は設置されておらず、今後の検討課題となっている。

役員は計35名で、各部会長6名及び、構成団体から代表者29名が選出されている。

《構成団体一覧》

- | | |
|--------------------|--------------------|
| • 久宝寺地区福祉委員会 | • ボランティアの会 |
| • 久宝寺地区自治振興委員会 | • 八尾地区保護司会 |
| • 久宝寺地区民生委員児童委員協議会 | • 八尾市遺族会 |
| • 久宝寺地区女性会 | • 久宝寺寺内町まちづくり推進協議会 |
| • 八尾地区更生保護女性会 | • 八尾市スポーツ推進委員協議会 |
| • 久宝寺地区高齢クラブ連合会 | • 八尾市赤十字奉仕団婦人部 |
| • 久宝寺地区ジュニア青少年育成会 | • 八尾市消防団久宝寺分団 |
| • 久宝寺地区ジュニア青少年指導員会 | • 八尾市身体障害者福祉会久宝寺支部 |
| • 久宝寺地区青少年育成会 | • 久宝寺青年団 |
| • 久宝寺地区青少年指導員会 | • ひまわりの会 |
| • 久宝寺中学校PTA | • 八尾市地域コーディネータ協議会 |
| • 久宝寺小学校PTA | • 青藍塾 |
| • 久宝寺幼稚園PTA | |

③ 活動状況 ～地域の既存団体により協議会を構成

ア わがまち推進計画

久宝寺小学校区わがまち推進計画では以下の5つを基本目標として掲げている。久宝寺小学校区におけるまちづくり活動はこれらの基本目標に沿って行われている。

《久宝寺小学校区 まちづくりの基本目標》

目標1 町会加入を促進し、地域の多様な資源を活用して住民相互が助け合い支え合うまちづくり
目標2 世代間交流などを通じ、子どもから高齢者までみんなの笑顔があふれるまちづくり
目標3 大震災の発生を想定した防災訓練や日常安否確認活動と防犯活動で、安全・安心のまちづくり
目標4 地域の環境を守り、「美しいまち、久宝寺」をめざすまちづくり
目標5 久宝寺寺内町などの歴史的資源を活かし、「歴史あるまちなみとふれあいのまち、久宝寺」をめざすまちづくり

イ 福祉委員会との役割分担

前述のとおり、同協議会設立以前から福祉委員会が活動しており、イベントの企画や会報の発行、高齢者支援等、様々な活動を行っていた。そのため、同協議会の活動は、福祉委員会をはじめ既存団体による活動が行われていない分野を対象とし、隙間を埋める役割を果たしている。

福祉委員会と同協議会を兼ねている役員が多い構造上、まずは地域で実施したい活動全体を話し合い、その後、福祉委員会と同協議会のどちらが主体となる活動かを協議し、分担を決定するようにしている。

(ア) 福祉委員会の活動内容

現在も、地域におけるまちづくり活動の大半は福祉委員会によって行われている。

福祉委員会では、6つの部会（総務・生活更生・青少年・高齢者・保健・ボランティア）を設置しており、幅広い分野の活動を行っている。平成28年度に各部会で行われた主な活動は以下のとおりである。

《各部会における主な活動一覧(平成28年度)》

部会名	主な活動	
総務	広報活動	2種類の機関紙を年間計7回発行
	何でも言わん会	地域ブロック別に計7回開催
生活更生	見守り・声かけ・友愛訪問	身障者支援訪問を実施。また見守りや声かけを実施
	高齢者サロン及び交流活動	幼稚園での子育て支援を実施。民生等と連携
青少年	久宝寺まつり	他部会と連携しながら実施
	るんるん教室	水曜日の放課後及び土曜日に文化活動等を実施
高齢者	高齢者友愛訪問	自治振興委員会や高齢クラブとの連携による友愛訪問
	ひとり暮らし高齢者支援	ひまわりの会の支援
保健	地域環境美化運動	清掃活動
	献血助け合い運動	愛の献血
ボランティア	リハビリとサロン活動	体と心のリハビリ活動

特徴的な活動には、「るんるん教室（放課後子ども教室）」の開催及び「何でも言わん会」の開催がある。

「るんるん教室（放課後子ども教室）」は児童向けの講座で、地域の高齢者や保護者等が講師となって様々なことを教えている。年20～25回程度開催し、年間延べ参加者は約3,000人である。多い時には1回200人程度が参加するほど地域に浸透している。

「何でも言わん会」とはその名のとおり、地域住民が地域に関して自由に意見交換をする場である。自治振興委員会の町会ブロックごとに開催している。この会は、地域住民の意見を直接受け止め、まちづくり活動に反映するために開催されている。この場でも出された改善点や問題点を整理して、行政機関等へ要請や意見具申を行っている。また、これらの経過は福祉委員会が発行する広報誌にて報告を行っている。住民だけでなく地域内の学校園、地域包括支援センター、介護サービス事業所及び企業等も数年前から参加しており、まちづくりに対する多様な意見を集める場となっている。

《何でも言わん会の様子》



ウ 久宝寺小学校区まちづくり協議会の活動内容

同協議会では、既存団体だけでは取組みにくい防災・防犯活動や、地域のイベントである「燈路まつり」や「さくら祭」の開催支援、婚活支援事業などを実施している。

防災・防犯活動としては、安全パトロールや防災訓練の実施、地域内に設置する消火器、防犯カメラの整備、防犯用の笛の購入等を行っている。また、地域企業と連携して防災マップを作成している。これらの活動メニューは、福祉委員会本部役員会議や各部会、「何でも言わん会」での意見や提案が尊重されている。

そのほか、八尾市のまちづくり協議会主催では初となる婚活支援事業として、婚活パーティを開催した。

なお、これらの活動は昨年度立ち上げたウェブサイトにて随時発信しているとのことである¹²。

¹² <http://kyuhoji-machikyo.net>

④ 財源 ～活動資金は市のまちづくり交付金を活用

同協議会の活動費は、主に市のまちづくり交付金を活用している。

なお、福祉委員会の活動資金は大阪府からの補助金、社会福祉協議会からの活動支援金、委託事業の委託金、地域企業からの賛助金等で賄われている。

⑤ 活動拠点 ～コミュニティセンターを使用

久宝寺コミュニティセンターを活動拠点としている。また、校区内には町会が利用する集会場が8か所あり、こちらの会場が利用される場合もある。

《活動拠点施設の久宝寺コミュニティセンター》



⑥ 今後の展望・課題 ～次世代の担い手の確保が命題

同協議会は、活動の継続・発展に向け、次世代の担い手の確保の必要性を強く認識している。福祉委員会を中心に、地域でまちづくり活動に取り組む住民に対して行われたアンケートからは「現状の取組みで既に負担が大きい」、「現状以上の活動の拡大は難しいのではないか」という声が多く挙がった。福祉委員会や同協議会の中心を担ってきたメンバーの高齢化が進んでおり、後継者も不足していることから、特に事務局を担うスタッフの負担感が強まっているとのことである。また、後継者不足の要因としては、高齢者や女性を含め働く人が増加していること、子ども会や町会への参加に抵抗がある親が増えたこと、地域を担う意識の低下等が考えられるとのことである。地域活動に関心のある潜在的な人材や新たな協力者を増やしていくことが必要となっている。

(2) 南高安小学校区まちづくり協議会の取組

① 組織形成の経緯 ～八尾市からの打診を受けて立ち上げ

南高安小学校区は、人口約15,000人の地域である。

校区まちづくり協議会の設立以前から、南高安小学校区では地域活動を行う団体の長によって構成される「南高安地区福祉委員会」（以下「福祉委員会」という。）が存在していた。

南高安小学校区まちづくり協議会（以下「同協議会」という。）の設立は、八尾市から校区まちづくり協議会設立の打診を受けたことが契機となった。平成24年度に準備会を立ち上げ、「わがまち推進計画」の策定を行い、平成25年から本格的な活動を開始した。

《南高安コミュニティセンターの掲示板》



② 組織体制 ～既存の20団体で協議会を構成

同協議会は20団体で構成されている。「総務部会」、「福祉部会」、「防犯部会」、「防災部会」、「青少年児童部会」及び「広報部会」の6つの部会が設置されており、各部会では、特定の分野の活動を行っている。部会として活動しているのは、現在「青少年児童部会」及び「総務部会」のみである。それ以外は、構成団体が各々の分野の活動を行っている状態である。

《部会一覧》

部会名	活動内容
総務部会	総会をはじめ各種会議を掌握する。
福祉部会	福祉委員会等との連携を密にし、関連事業を行う。
防犯部会	地区防犯委員会等との連携を密にし、関連事業を行う。
防災部会	地区自主防災組織等との連携を密にし、関連事業を行う。
青少年児童部会	地区青少年育成連絡協議会やPTA、子育て支援関連団体等との連携を密にし、関連事業を行う。
広報部会	各事業内容を報告することによって地区住民の参画意識を高める。

構成団体のリストは次頁のとおりである。同協議会の構成員は基本的には団体から選出されるが、例外として会長が指名した場合は個人でも加入することが出来る。これは、市民活動に関心が高いものの、いずれの団体にも属していない住民が活動に参加できるようにするための措置である。

なお、まちづくり協議会の会長は総会により選出されている。

《構成団体一覧》

- | | |
|---------------|-------------|
| • 区長 | • スポーツ推進委員 |
| • 自治振興委員会 | • 少年補導員 |
| • 民生委員児童委員協議会 | • 消防団南高安分団 |
| • 高齢クラブ連合会 | • 保護司会 |
| • 南高安成人病予防会 | • 健康教室OB会 |
| • 南高安自主防災会 | • 母の木会 |
| • 青少年育成連絡協議会 | • 身体障がい者福祉会 |
| • 南高安中学校PTA | • 青年団 |
| • 南高安小学校PTA | • 各部会 |
| • 南高安幼稚園PTA | • パトロール協議会 |

③ 活動状況 ～子供向けの活動が特徴

ア わがまち推進計画

南高安小学校区わがまち推進計画において掲げられている目標は以下の5つである。

《南高安小学校区 まちづくりの目標》

- | | |
|-----|----------------------------|
| 目標1 | 地域住民の安全・安心をめざします |
| 目標2 | 地域で交流のある、心のふれあうまちをめざします |
| 目標3 | 子どもの笑顔があふれる若い力を育てるまちをめざします |
| 目標4 | 地域の魅力あふれるまちをめざします |
| 目標5 | 地域で健康づくりに取り組むまちをめざします |

イ 既存組織との役割分担

同協議会も、久宝寺小学校区まちづくり協議会同様、地域の既存組織の活動の隙間を埋めるような役割を果たしている。

ウ 活動内容

主な活動内容は子ども向けのイベントの開催、防犯活動、会報「そよかぜ通信」の発行である。

同協議会では、子どもを対象とした活動に特に力を入れており、年間を通じて様々なイベントを行っている。「むかしあそび祭」、「焼きイモ祭」、地蔵菩薩の縁日である地蔵盆の日に合わせた夜店祭、ジャガイモやサツマイモの苗植え及び収穫体験といったものである。世代間交流を活発にしたいという意図がある。

防犯活動としては、交付金を活用して地域に防犯カメラを設置することや、地域のパトロールを行う青色パトロール活動や小学生の登校の見守りを行っている。

会報には、校区まちづくり協議会や地域内の各団体の取組やお知らせ等を掲載しており、年に6回程度発行している。同協議会のイメージキャラクターを作成し、当該会報やその他広報物に掲載している。

《子供向けのイベント(夜店祭)の様子》



《イメージキャラクター「たいころう」》



エ 会議

全体の会議は年に6～7回程度開催している。会議次第等は総務部会が作成している。総務部会の会合は月に1度程度開催している。

④ 財源 ～校区まちづくり交付金と福祉委員会からの助成金

基本的な活動資金は八尾市からの校区まちづくり交付金及び福祉委員会からの助成金である。なお、会費は集めていない。

⑤ 活動拠点 ～コミュニティセンターを利用

南高安コミュニティセンターを活動拠点としている。

《活動拠点施設》



⑥ 今後の展望・課題 ～事務局スタッフの確保が最大の課題

人材不足及び事務局の負担が大きく、これ以上の活動拡大は難しいことから、事務局スタッフの確保が最大の課題となっている。

また、平成27年に実施された住民アンケートでは、現在掲げている5つのまちづくりの目標のうち、「2. 地域で交流のある、心のふれあうまちを目指します。」に対して、現在の校区まちづくり協議会の活動が有効かわからないという声が多く集まっており、今後このような声に対応していく必要がある。

■八尾市の取組

●地域運営組織の形成に向けた取組 ～地域分権推進の一環として設立を進める

取組の全体像

八尾市は地域分権実現のための様々な施策を推進しており、その主たるものが「校区まちづくり協議会の設立」及び「わがまち推進計画の策定」である。

「校区まちづくり協議会」とは、各小学校区を基本単位とし、地域の課題を解決するために地域に関わる各種団体がネットワーク化することで形成する組織であり、平成22年度～平成25年度にかけて市内の全ての校区において設立が進められた。平成22年度は、校区まちづくり協議会設立準備会を各小学校区（1校区のみ中学校区）に立ち上げ、各小学校区で「わがまち推進計画」の策定や校区まちづくり協議会設立に向けた様々な準備が行った。その後、各小学校区において順次、校区まちづくり協議会への移行が進み、平成25年11月には全ての小学校区において校区まちづくり協議会が設立された。

八尾市では校区まちづくり協議会としての認定を受けるためには、「わがまち推進計画」の策定を必須としている。この計画は、地域が主体となって、各校区のまちづくりの方向性を定めたものである。

校区まちづくり協議会と既存組織との関係

それまでの八尾市において地域活動の中心を担っていたのは、自治振興委員会（町会）や地区福祉委員会といった団体である。前者は、昭和26年に八尾市自治振興委員会が設立されて以降、小学校区に近い地域区分で市内に28組織の形成が進められ、住民同士の交流や防犯・防災、環境活動等、住みよい地域の創造を目指して活動が行われてきた。後者に関しては同じく昭和26年に八尾市社会福祉協議会が設立されて以降、各地域で設立が始まり、こちらは32団体が設立された。

地域福祉に関する事業を、後述する校区まちづくり交付金制度の前身である地域まちづくり支援事業として実施していたことから、校区まちづくり協議会設立の際には福祉委員会が中心となり準備が進められる校区が多く見られた。

校区まちづくり協議会への交付金が設立された一方で、各団体に対する個別の補助金制度も残っている。そのため地域においては、各既存組織の活動に加えて、校区まちづくり協議会の活動が行われることとなり、結果として校区まちづくり協議会は既存組織の支援や、既存組織の活動の隙間を埋めるような活動を行っている。

●地域運営組織の持続的運営に向けた取組 ～中間支援組織を活用した支援

現在、八尾市では各校区で、わがまち推進計画に沿って主体的なまちづくり活動を推進できるよう支援を行っている。主な支援は「校区まちづくり交付金（地域予算制度）」、「コミュニティ推進スタッフの配置」、「地域担当制」の3つである。

校区まちづくり交付金(地域予算制度)

八尾市は平成25年度から校区まちづくり交付金制度(地域予算制度)を開始している。これは校区まちづくり協議会に対して交付金を交付する制度である。わがまち推進計画を基に、主体的に行われる地域活動に対する財政的な支援である。交付額は均等割、人口割、各種加算によって決定する。それぞれの上限は均等割50万円、人口割100万～175万、各種加算は最大95万円であり、合計最大320万円が交付される。

八尾市の場合、わがまち推進計画の策定及び校区まちづくり協議会の設立により、校区まちづくり交付金を受け取ることができる仕組みができたが、一方で各まちづくり団体に対して行われていた既存の財政支援も継続している。

《校区まちづくり交付金 交付金額イメージ》



出所)八尾市「平成29年度 八尾市校区まちづくり交付金の手引き」より作成

《校区まちづくり交付金 交付金額》

区分	交付金の上限額	
均等割額	1協議会につき、500,000円とする。	
人口割額	1協議会につき、次の各号に掲げるその校区を構成する地域の人口の総数(前年9月末日現在)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)5,000 人未満 1,000,000 円 (2)5,000 人以上 10,000 人未満 1,250,000 円 (3)10,000 人以上 15,000 人未満 1,500,000 円 (4)15,000 人以上 1,750,000 円	
加算額	事業の目的が次の各号に掲げる事業に合致すると認められる場合は、1協議会につき、当該各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	
	(1)安全安心加算額	800,000円
	(2)健康増進加算 (3)次世代育成加算 (4)情報発信加算 (5)組織基盤強化加算 (6)協働広がり加算	150,000円 ※複数の加算事業を申請した場合でも加算上限額は変わらない。

出所)「平成29年度 八尾市校区まちづくり交付金の手引き」(八尾市)を基に作成

コミュニティ推進スタッフの配置

八尾市では平成20年度からコミュニティ推進スタッフ制度を導入している。各地域のまちづくり支援を行う職員で、地域から直接情報収集を行い、庁内部局に共有する役割を担っている。

市内にはおよそ中学校区に1か所、計12か所のコミュニティセンターと人権コミュニティセンターがある(そのうち10か所は出張所を併設している)。コミュニティ推進スタッフはこれらの地域拠点に配置されている。したがって、1人の

コミュニティ推進スタッフが各中学校区に含まれる2～3の小中学校区を担当している。

地域担当制

平成23年度より地域担当制を導入した。八尾市の各部局と地域拠点が連携するための職員体制である。市内10か所ある出張所を含めた地域拠点側、及び部局側で情報共有を行い、コミュニティ推進スタッフを中心に集めた地域からの声を施策に反映するための体制である。

●その他 ～持続的な運営に向けた課題

現在は、平成25年度に全ての校区におけるわがまち推進計画の策定及び校区まちづくり協議会の設立が完了し、各地域における新たなまちづくりが始まった段階である。八尾市では今後、市民の地域活動への関心が高まるよう、まちづくりの支援機能の充実が必要と考えている。また、地域のまちづくりの担い手の不足、及び町会の加入率の減少への対応も課題と認識している。

今後は、出張所等の地域拠点の機能再編を進め、地域の特性に応じて、市民に身近なところでの「地域と向き合う行政」の施策展開を図っていきたいと考えている。また、地域活動の拠点となるコミュニティセンターの機能更新や、小中学校区集会所の整備・充実及び地区集会所の整備促進にも取り組んでいく方針である。

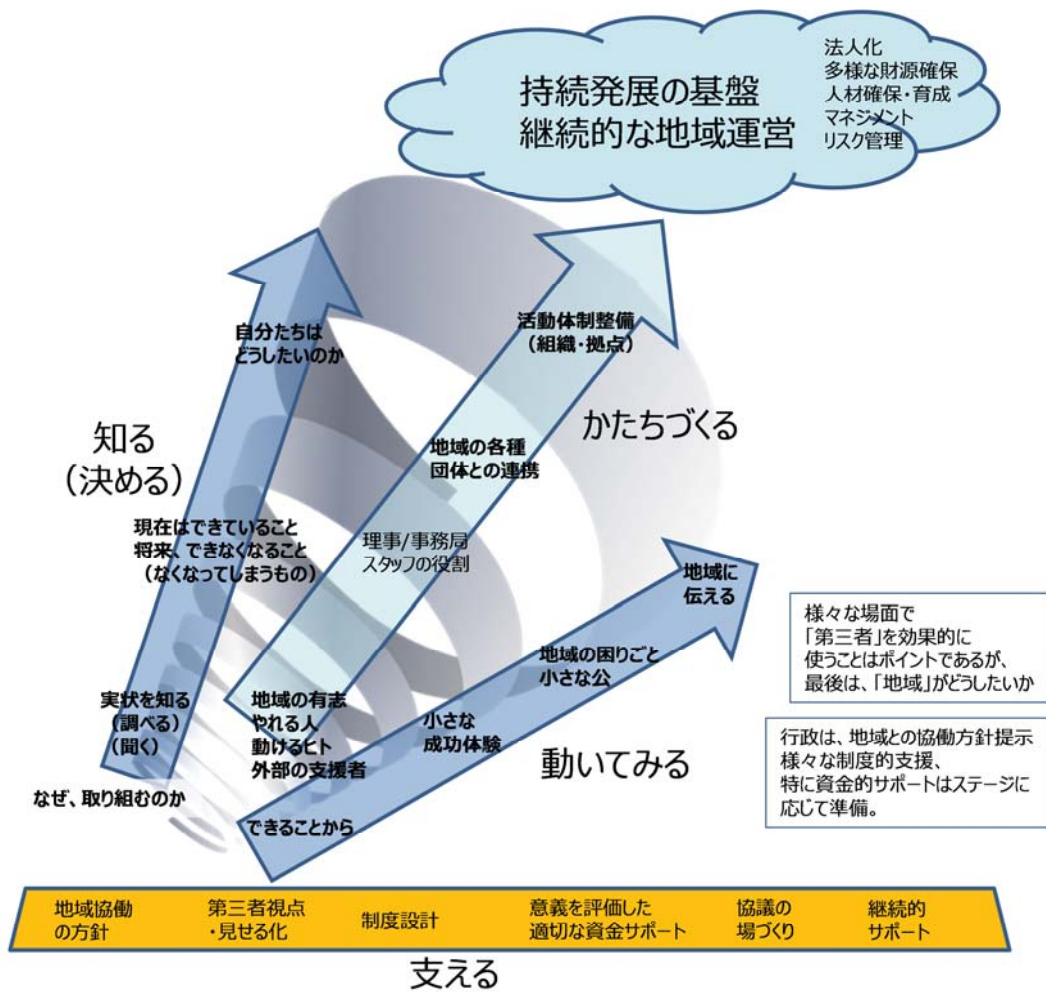
また、各校区まちづくり協議会から「事務局の負担が大きい」という意見が多く出ているとのことであり、市としては地域拠点の職員による支援を強化し、また校区まちづくり交付金や中間支援組織によって支援を行うことも検討している。

5. 地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた分析

地域運営組織の形成及び持続的な運営については「2-2(3)地域運営組織の発展プロセス」として、「知る」、「動いてみる」、「かたちづくり」、「持続・発展させる」の4項目を示した。

本年度の調査では、「知る」及び「かたちづくり」については主に「3.」のアドバイザー（委員）派遣による分析を行い、また、「動いてみる」及び「持続・発展させる」については、主に「4.」の事例調査による分析を行った。

《地域運営組織の持続・発展に向けた道筋》(再掲)



5-1. 「知る」「かたちづくる」～アドバイザー(委員)派遣をもとに

地域運営組織の形成に当たっては、組織の形成前に、地域における課題は何なのか、今後どのような課題が起り得るのか、それらの課題の解決に向けてどのような取組が重要となるのか等について、地域住民が主体的に検討・共有し、課題解決のためにふさわしい取組体制（組織）を形成することが求められる。この場合、地域内の様々な関係主体の参画の下、地域住民が自ら「地域の現状把握」、「課題の発見・共有」及び「課題の解決に資する地域の特産物、歴史、文化、自然等の地域資源の発掘・共有・地域を担う人材の確保」等を行いつつ、地域経営の指針を策定し、地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践するための組織の形成等について協議・実行（実践）するワークショップが有効であり、ワークショップの運営に当たっては、外部専門家や中間支援組織等による助言等が有効である。¹³

そのため、本調査研究では、実際に地域運営組織の形成段階にある地域に対して、本研究会委員をアドバイザーとしてワークショップを開催することで、外部人材活用の有効性を検証した（第3章参照）。

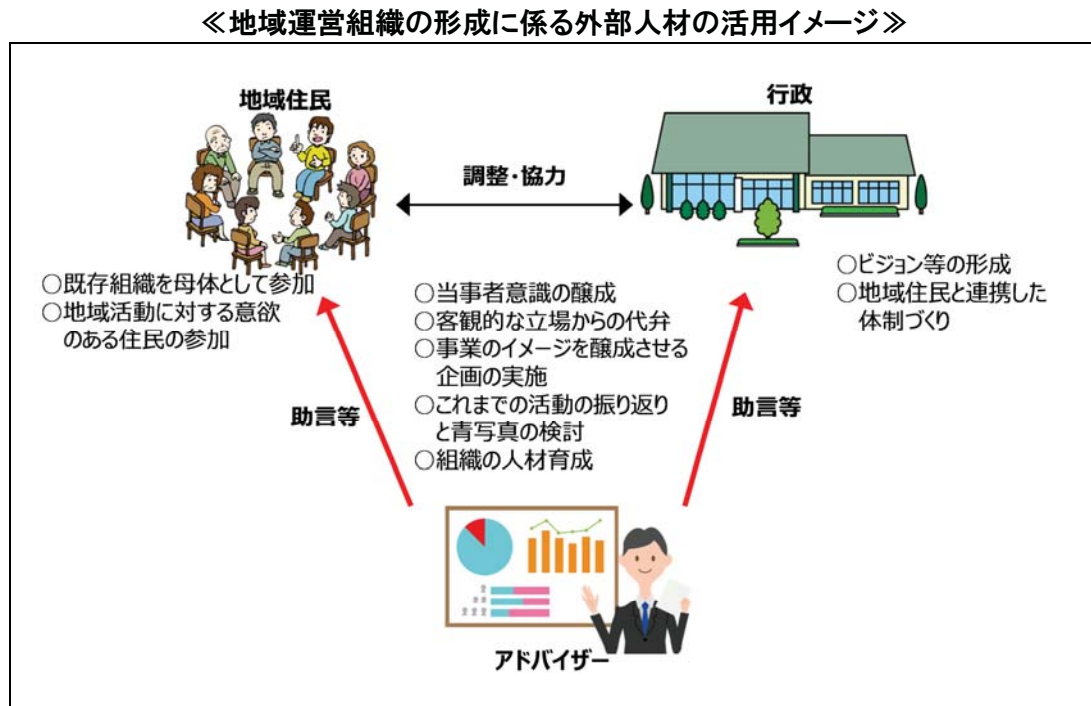
これを、上記の発展プロセスに当てはめると、おおむね、地域運営組織について知ること、その必要性について地域で暮らす人々に気付いてもらうこと、また、気付きから地域の課題や将来像を考え、そのためにやるべき活動を決めることである「知る」と、地域の課題解決に向けた活動の受け皿として、協議と実行の組織を形成していくことである「かたちづくる」の場面であることを踏まえて、以下整理する。

＜平成27年度調査におけるポイントとアドバイザー(委員)派遣＞



¹³総務省地域力創造グループ地域振興室「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」(平成28年3月)p.23

まず、将来の持続的な運営を目標とした、地域運営組織の発展プロセスにおける「知る」・「かたちづくる」における外部人材の活用についてのイメージを示すと以下のとおりとなる。



以下では、地域運営組織の形成に係る外部人材の有効性及び地域における各主体のあり方について分析する。

(1) アドバイザーの関わり

地域運営組織の形成に向けて取り組んでいる地域に対して実施した今年度のアドバイザー（委員）派遣では、①当事者意識の醸成、②外部人材による代弁、③事業イメージを醸成させる企画の実施、④これまでの振り返りと青写真の検討、⑤組織の人材育成の5点において、外部人材を活用することの有効性を確認することができた。

《外部人材活用の有効性》

- ① 当事者意識の醸成
- ② 客観的立場からの代弁
- ③ 事業イメージを醸成させる企画の実施
- ④ これまでの活動の振り返りと青写真の検討
- ⑤ 組織の人材育成

①当事者意識の醸成

対象4地域のうち、佐渡市、奥出雲町及び日田市において、第1回目の派遣時にアドバイザー（委員）による講演が実施され、地域運営組織の必要性に関する説明を行った。

それぞれ、データを活用して地域の将来についての認識の共有を図りつつ、外部人材が有する豊富な事例を紹介することで、地域住民が当事者意識を持って地域運営組織を形成することの必要性についての共通認識を高めることができる点で、外部人材の有効性が発揮できたといえる。

《外部人材による地域運営組織の必要性の説明におけるデータ活用・事例紹介》

	データ活用	事例紹介
佐 渡 市	市の将来人口推計を示しながら、地域の技能・伝統の喪失といった近い将来起こり得る事象を説明。	地域運営組織が果たすべき12の機能を示し、その機能を備えた事例としてかみえちご山里ファン倶楽部の活動を紹介。
奥 出 雲 町	町・地区の人口動態や島根県の合計特殊出生率が全国2位であることを提示。	地域づくりが上手くいっている事例を紹介し、当地区でも具体的に行動していく必要性を強調。
日 田 市	市・地区の人口ピラミッドの経年変化を示し、行政による対応が限界を迎える点を指摘。	同様の条件を持つ地域の活動事例の紹介を行うことで、参加者の「何かできそう」、「やってみたい」という意識を醸成。

②客観的な立場からの代弁

地域運営組織の必要性についての意識醸成を図るなど、地域運営組織の形成に当たっては、これを推進する行政からの働きかけに加えて、外部人材が第三者の視点から説明することが効果的である場合がある。

日田市では、第1回派遣時におけるアドバイザー（委員）による講演により、地域運営組織の必要性について説明を行ったところ、参加者から「大変わかりやすく、これからの組織作りに意欲が湧いた」等の意見があった。

③事業のイメージを醸成させる企画の実施

奥出雲町では、第2回目の派遣時において、「まちむらたんけん&ワークショップ」を実施し、外部人材の持つ「よそ者」の目線とともに地域を歩き回ることにより、地域の魅力や課題を新たに発見し、課題解決の方向性と地域の魅力の活用方法を体感できる取り組みを実施した。

地域運営組織の必要性や役割・機能について、大卒の理解ができたところで、具体的にどのような活動を行うのかということについて、理解の促進を図る上では、通常のワークショップだけでなく、外部人材とともに行うフィールドワークを追加することが効果的な場合がある。

④これまでの活動の振り返りと青写真の検討

佐渡市では、市内における地域活動団体の組織概要及び活動上の課題について振り返りを行うことで、組織が抱えやすい課題とその対処法の共有を図り、その上で、これから設立を目指す地域運営組織の青写真の検討を行った。

地域内においては、地域の課題を解決することを目標・理想に掲げて活動している組織が既に存在しているものの、何らかの理由で頓挫している場合がある。その理由を検討するに当たり、外部人材の持つ経験・知見を活用することは有効であり、頓挫した理由を踏まえた新たな地域運営組織の青写真の検討にも役立てることができる。

⑤組織の人材育成

地域運営組織の持続的な運営に当たっては、組織内の人材の育成を図っていく必要がある。¹⁴

遠野市では、地域活動の具体的な準備を進めるためのワークショップを開催し、その中で、アドバイザー（委員）が「準備の進め方」を指導することにより、担い手の育成を図るとともに、ワークショップの世話人に対し、ワークショップ後の反省会や事前打合せを実施することにより、将来のリーダー候補の育成も併せて行っている。

外部人材の多くは活動団体に対する中間支援組織としての役割を担っており、これまでの中間支援の実績に基づき、効果的な人材育成が可能である。

¹⁴総務省地域力創造グループ地域振興室「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」(平成28年3月)p.31

(2) 行政の関わり

地方公共団体が地域運営組織との連携・役割分担・支援等を通じて、地域づくりを協働するに当たっては、地域と地方公共団体との信頼関係が不可欠である。この信頼関係を醸成するためには、地方公共団体において、補助金・交付金を通じた財政的支援に加え、地域の声を受け止め、地域に寄り添いながら、当事者意識を持って地域をサポートすることが重要である。¹⁵

また、地方公共団体が運営交付金の交付をはじめとする支援を実施するに当たっては、厳しい財政状況の中、限られた財源を有効に活用する観点から、地域で暮らし続けるために最低限維持されるべき機能は何か（コミュニティ・ミニマム）、当該機能を維持するために必要とされるサービスは何か（コミュニティ・ニーズ）及び地方公共団体として地域運営組織に何を期待するのか、といったことをあらかじめ明らかにすることが重要である。¹⁶

この点について、アドバイザー（委員）派遣の対象となった地域では、行政が市民等との協働に関するビジョン等を示している例や、地域運営組織の形成に向け、ビジョン等を提示するとともに、地域住民と連携して、ワークショップの実施体制を構築する動きが見られた。

①ビジョン等の提示

行政が地域づくりに対する姿勢を示すものとして、以下のような例が挙げられる。

例えば、岩手県遠野市では、昭和46年から各町に地区センターを整備し、それぞれの地域で「まちづくり」に取り組んできた。市民の持つ多様な価値観に対応したまちづくりを進めるに当たっては、市民一人ひとりが主役のまちづくりの推進が不可欠との認識のもと、市民との協働に向けた行政の役割として、職員の意識向上と協働事業への参画促進や事業促進の支援制度の充実を図るといった姿勢を示している。¹⁷

また、大分県日田市でも、まちづくりの主体は市民であるという理念のもと、市民、市議会及び市長等が互いに理解を深め信頼し合う関係を築くことで、市民を主体としたまちづくりの実現を目指すというビジョンを掲げている。¹⁸

¹⁵総務省地域力創造グループ地域振興室「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」（平成28年3月）p.46

¹⁶総務省地域力創造グループ地域振興室「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」（平成28年3月）p.40

¹⁷遠野市「みんなで築くふるさと遠野指針」（平成19年2月）

¹⁸日田市「日田市自治基本条例」（平成25年日田市条例第53号）

②地域住民と連携した体制づくり

各地区におけるワークショップの実施体制は以下のとおりであった。

ア)遠野市

遠野市では、「みんなで築くふるさと遠野推進事業」という補助制度のメニューの1つとして、「地区まちづくり一括交付型モデル事業」を創設した。これにより、11の地区センターを単位として、「地域づくり計画」を策定した地域づくり連絡協議会に対して一括交付金（約300万円）を交付する仕組みを設けた。また、地域づくり計画の策定を支援する外部人材に対する経費負担も実施している。

なお、遠野市では、各地区センターに地域活動専門員を配置するとともに、地域づくり計画の策定に当たっての事務局機能を地区センター職員及び地域活動専門員が担っている。

イ)佐渡市

佐渡市では、平成25年に創設した「佐渡市元気な地域づくり支援事業」を平成29年3月に全面改正し、地域活動団体等が実施するコミュニティ活動促進事業に対して補助金を交付するとともに、当該補助金申請に当たっては、各支所又は行政サービスセンターに所属する職員が手続きについて支援することとしている。

ただし、ここでいう「地域活動団体等」は、自治会、集落、NPO法人、ボランティア団体、商工会、イベント実行委員会、各種協議会等、多様な組織が対象となっている。

なお、アドバイザー（委員）派遣においては、地域の活動団体である「鼓童文化財団」が現地パートナーとして各種調整等事務局の役割を担っていた。

ウ)奥出雲町

奥出雲町では、平成22年から「奥出雲町住民提案型きらり輝く地域づくり事業」を展開している。この事業は、住民自治組織、ボランティア団体、NPO法人、その他団体が提案する協働事業に対して補助金を交付するものとなっている。

なお、アドバイザー（委員）派遣においては、島根大学が設置した奥出雲ラボが現地パートナーとして各種調整等事務局的な役割を担っていた。

エ)日田市

日田市では、平成17年に1市2町3村の合併前の旧5町村に地域振興局を設置しており、平成28年度より地域振興局を単位とする地域運営組織の形成に向けての地域住民への働きかけを行ってきたところである。

アドバイザー（委員）派遣においては、地域振興局職員が事務局機能を果たしていた。

(3) 地域住民(既存組織)の関わり

地域運営組織の発展プロセスにおける「知る」の場面では、地域の「いま」を共有し、また、「いま」を踏まえて「これから」を考える際には、従来から集まっている「固定メンバー」だけでは、「いま」が当たり前のことになってしまうため、地域内外の方々からみた地域への視点や考え方を聞くことも有効である。¹⁹

この点について、アドバイザー（委員）派遣の対象となった地域では、いずれも、合併前の旧町村単位での既存組織を母体として、地域活動に対する意欲のある住民が中心となって、地域運営組織の形成に向けた協議等に参加していた。

①遠野市

遠野市小友地区では、平成28年度に「地域づくり計画」を策定し、一括交付金の交付を受けている。この交付金の交付先は、小友地区の「地域づくり連絡協議会」となっている。小友地区では、地域づくり計画の段階から、「地域づくり連絡協議会」を母体としたワークショップを開催しており、平成29年度は、策定された計画に掲げられた5つのプロジェクトごとに班分けを行い、計画実行に向けた準備を行った。

②佐渡市

佐渡市においては、地域には地域運営組織の母体となるような既存組織はないものの、以前より多様な地域活動団体が存在し、それぞれに活動を行ってきた。開催されたワークショップ等へは、小木地区だけでなく、佐渡市全体から関心を持った有志（地域活動団体の構成員を含む。）が参加した。

各活動団体のこれまでの取り組みや課題等についてワークショップの議題とした上で、振り返りを踏まえて、地域運営組織の青写真を検討し、これをもとに、アドバイザー（関原委員）により、新たに設立する地域運営組織の構想が示された。

③奥出雲町

奥出雲町では、アドバイザー（委員）派遣においては、振興協議会や自治会長会等の既存組織の代表により「準備会」を開催した上で、研究会を発足させている。研究会へは、意欲ある地域住民が参加した。

地域運営組織の形成と円滑な運営に当たっては、地域の既存組織との役割分担や連携が重要となる。このため、特に形成期においては、既存の地縁組織が地域運営組織に対する理解を得ることが必要となる。奥出雲町のように、地縁組織の代表が、地域運営組織の形成に当たっての「準備会」を開催することは、円滑な組織形成にとって有効と考えられる。

¹⁹総務省地域力創造グループ地域振興室「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」(平成29年3月)p.27

④日田市

日田市では、中津江地区の振興協議会を母体として、平成29年度に「むらづくり会議」を設置し、その中で、地域運営組織の形成に向けた検討が行われた。この会議において、地域運営組織の必要性についての認識を共有した後、地域運営組織の活動内容（アイデア）を検討し、組織体制及び構成メンバーの検討を行った。

(4)まとめ

地域運営組織を形成していく上では、地域住民が地域運営組織の必要性を認識し、当事者意識を持つことが重要であるとともに、持続的な運営を可能にする組織体制づくりが求められる。

まず、地域住民は、地域内の様々な活動への参加意欲のある住民を中心として、既存の地域組織を母体とする、あるいは既存組織と連携し、地域運営組織の形成に向けた協議の場を設けることが重要である。

また、行政も、地域づくりに対する姿勢や地域住民等との協働に関するビジョン等を示し、当該ビジョン等に基づき、地域運営組織の形成及び運営に係る支援措置等を明確に示すことが必要である。

このような、地域運営組織の発展プロセスにおける「知る」、「かたちづくり」という場面においては、地域住民が協議する場であるワークショップの手法を取り入れること、外部人材を活用することが有効であることは既に示したとおりである。

外部人材の活用は、①当事者意識の醸成、②外部人材による代弁、③事業イメージを醸成させる企画の実施、④これまでの振り返りと青写真の検討、⑤組織の人材育成の5点において有効である。ただし、地域側（行政・地域住民）は、外部人材活用はあくまでも地域運営組織の発展プロセスにおいて有効な一手段である点に留意する必要がある。

5-2. 「動いてみる」・「持続・発展させる」～事例調査をもとに

既に示したように、地域運営組織の発展プロセスにおける「動いてみる」とは、地域の将来像に向かって、まずは可能なことから活動し始めることであり、「持続・発展させる」とは、地域運営組織を運営し、地域の課題解決に向けた取組を、より効率的・効果的に実施するための組織として強化を図っていくことである。

このことを踏まえて、以下、本調査研究において、石川県七尾市、長野県長野市、大阪府大阪市及び八尾市の4市を訪問して、地域運営組織の活動を支える行政や現在活動を行っている組織に対してヒアリングを行った結果をもとに「地域運営組織に対する行政の関わり方」、「既存組織との関係」、「人材の確保・育成」及び「財源の確保」の具体的な取組を整理する。

(1) 地域運営組織に対する行政の関わり方

本調査研究では、大きく①財政的支援、②人的支援、③拠点の支援の3種類の支援が確認できた。

① 財政的支援

視察した4市は、地域運営組織の形成を推進する施策の中で、地域に対する新たな財政支援制度を設けている。4市の財政的支援制度に見られる特徴は以下のとおりである。

ア) 交付金制度

全ての市において、地域運営組織に対する交付金制度が設けられており、いずれも一括交付金の形態をとっていた。

《各市における一括交付金》

市名	交付金の項目	
七尾市	七尾市地域コミュニティ交付金	世帯数によって決定する「基礎的活動費」等で構成
長野市	地域いきいき運営交付金	世帯数及び事務局職員人件費等の固定費で構成
大阪市	地域活動協議会補助金	物件費を基に算出。「みなし人件費」を含む
八尾市	校区まちづくり交付金	全地区一律の「均等割」、地域人口により金額が決定する「人口割」等で構成

ここで留意すべき事項として、地域運営組織の組織形態や活動内容は組織や地域によって多種多様であり、取組のペースも大きく異なることを勘案すると、地方公共団体においては、一斉・一律ではなく、地域運営組織の発展段階など、それぞれの組織や地域の実情に応じた交付金を交付することも考えられる。

また、地域住民の主体性を引き出し、地域運営組織の活動を地域全体でバックアップするという観点から、全額を地方公共団体の交付金等で賄うのではなく、地域

住民による会費負担や寄附・出資等によって賄うことも考えられる。²⁰

イ)交付金の加算制度

例えば八尾市において「安全安心加算額」として、防犯・防災等を対象とした活動に対して交付金が加算されるように、特定の分野の活動を行う場合、交付額が加算される。

ウ)人件費の支援

長野市及び大阪市においては、交付金及び補助金の中に事務局の人件費を支援するための項目が設けられている。

《各市における人件費支援》

市名	交付金の項目	
長野市	地域いきいき運営交付金	事務局長雇用経費等、人件費を含む
大阪市	地域活動協議会補助金	物件費の1/2を「みなし人件費」として交付 運営費は人件費を含む

エ)申請事業に対する補助金(七尾市・八尾市)

一括の交付金以外に、申請があった事業に対する補助金制度を設けている自治体がある。

七尾市については、地域づくり協議会から事業の申請があり、市長が認めたものに対して補助金を給付している。

また、八尾市については、校区まちづくり協議会への交付金制度の設立以降も、校区まちづくり協議会を構成する各団体が行う事業に対する補助金制度を維持している。

②人的支援

市によって人的支援の形式は異なり、主に（ア）行政職員による支援、（イ）中間支援組織による支援、（ウ）外部人材による支援の3つに大別される。

ア)行政職員による支援

行政職員による支援には、直接的な支援と情報共有等のための行政内部の体制整備等が挙げられる。

例えば、七尾市では地域支援を行う課の職員が各地区を分担して担当している。また、長野市や八尾市においては、地域内にある行政の拠点（支所・出張所）に在籍する職員が地域の支援を担っており、行政職員が直接地域運営組織の活動の支援や、意見交換等を行う。さらに、地域を担当する職員の意見を施策に反映するため、

²⁰総務省地域力創造グループ地域振興室「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」(平成 28 年3月)p.40,48

関係部署との定期的な連絡会を開催している。

大阪市では、地域担当制等を実施している区役所もあり、地域ごとの会議や行政に積極的に参加するとともに、市政・区政に関する情報や各種統計情報を積極的に提供し、地域課題の把握や共有化、地域課題の解決に向けた取組が地域で活発に行われるよう、他地域の取組事例などの紹介、各種団体とのコーディネート、行政機関との連絡調整を行っている。

イ)中間支援組織による支援

大阪市では、(24区中) 22区がまちづくりの専門性を有する中間支援組織に委託を行い、地域に寄り添って地域実情に応じたきめ細やかな支援を行っている。一方で、その他2区ではアドバイザー業務として非常勤嘱託職員を採用し、それぞれの特性及び専門性を活かし、地域運営組織を支援している。

ウ)外部人材による支援

七尾市における外部コーディネーターの活用や、大阪市における地域公共人材バンクのように、まちづくり活動を支援する外部人材を地域が活用できるような仕組みを行政側で整備している場合もある。外部人材は業務を引き受けるような直接的な支援を行うのではなく、ノウハウの共有やアドバイスによる支援を行っている。

③拠点の支援

今回視察した4市は、いずれも地域運営組織の活動拠点の確保に関して支援を行っていた。

七尾市及び八尾市はコミュニティセンターの一角を無償で貸し出しており、長野市は同様に支所等の一角を無償で貸し出していた。一方、大阪市は市の施設である「老人憩いの家」を有償で貸し出していた。

(2) 既存組織との関係

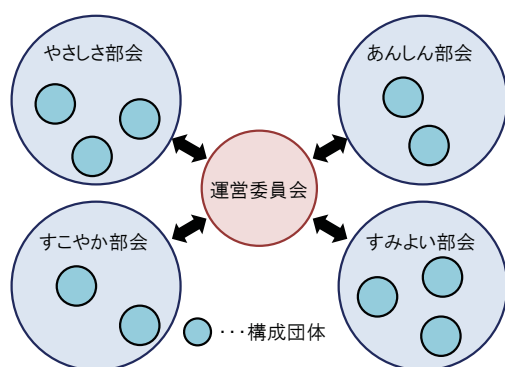
今回の事例視察の対象となった地域運営組織は、既存の市民組織をネットワーク化する形で形成されたが、大阪市の磯路地域活動協議会は「俯瞰的」な役割（地域の総意形成を図る役割）となっている一方、八尾市の久宝寺小学校区まちづくり協議会及び南高安小学校区まちづくり協議会は「隙間」を埋めるような役割となっている。

① 地域のまちづくりを俯瞰して調整する役割(磯路地域活動協議会:大阪市)

磯路地域活動協議会の場合、地区社会福祉協議会を中心に地域活動協議会が形成されていった。当初は地区社会福祉協議会の場で地域全体に関する協議が始まり、そこから、やがて地域全体についての議題を専門で取扱う企画委員会が発足した。

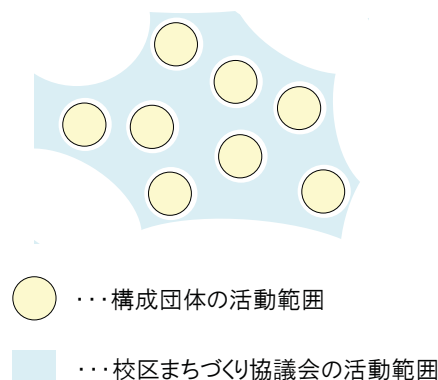
現在はこの企画委員会が中心となり、地域全体における活動の調整や組織の運営を行っている。地域活動協議会の発足により、既往の活動の多くは地域活動協議会として行われることとなった。市からの交付金の活用方法もこの企画委員会を中心に決定される。地域内の活動を俯瞰して調整することが地域活動協議会の主な役割である。

《磯路地域活動協議会の組織イメージ》



▶調整の下、地域活動協議会として各組織が活動

《久宝寺・南高安小学校区まちづくり協議会と構成団体の役割分担イメージ》



② 既存組織の活動の隙間を埋める役割(久宝寺小学校区まちづくり協議会及び南高安小学校区まちづくり協議会:八尾市)

八尾市においては、既に各団体のネットワーク化により形成された福祉委員会の存在があったため、結果として、福祉委員会と校区まちづくり協議会の2つの組織が併存する形となっている。このため、構成員の多くは、福祉委員会と校区まちづくり協議会の二役を担うという現象が生じている。

既に福祉委員会を中心に、別の財源の下に盛んにまちづくり活動が行われていたため、校区まちづくり協議会は既存組織において活動が行われていない分野の活動、もしくは今まで必要性を感じながらも手を出せていなかった防犯カメラやAEDの設置といったハード面の整備等を担うこととなっている。つまり、既存組織の活動の隙間を埋め、補完するような役割を担っている。

(3) 人材の確保・育成

いずれの地域運営組織においても、後継者の確保や育成は共通する課題であった。その解決に向け、各地域運営組織は以下のような取組を行っている。

①リーダー養成講座

七尾市の鉦打ふるさとづくり協議会では、「鉦打地区リーダー養成講座」を開講し、地域のイベント等の運営を担ってきた「10人衆」の後継者の育成を行っている。講座は30代の希望者に対して開かれている。内容は地域で開催するイベントの企画等を実際に行うものである。協議会の中心メンバー等が講師を務める。

②大学生の招致

同じく鉦打ちふるさとづくり協議会では、主に大学生を中心に都市部の住民をターゲットとし、祭りや野菜作りを体験してもらうツアーを展開している。これにより、都市部住民が地域の暮らしの魅力に触れ、関心を持ってもらうきっかけを生み出している。

③古里未来楽校(FuFuFu)による人材育成

長野市の古里住民自治協議会では、人材育成を目的に「古里未来楽校 (F u F u F u)」を年に5回程度開催している。内容は古里の歴史学習、フィールドワーク、昔の食事体験、まちづくりに関する意見交換等である。

④PTAの繋がり活用

大阪市の磯路地域活動協議会や八尾市の久宝寺小学校区まちづくり協議会においては、新たな人材確保の一手段としてPTAの繋がりを活用している。いずれの団体も、形成時の役員にPTA経験者がいたことから、かつて一緒に活動していた地域住民に対して、後任の打診が行われたとのことである。

(4) 財源の確保

財源の確保においては、以下のような取組が見られた。

① 介護施設運営、農業経営

七尾市の鉤打ふるさとづくり協議会は、市から直接的な財政支援は受けていない。会費の徴収も行っているが、活動費の多くは事業の収益によるものである。

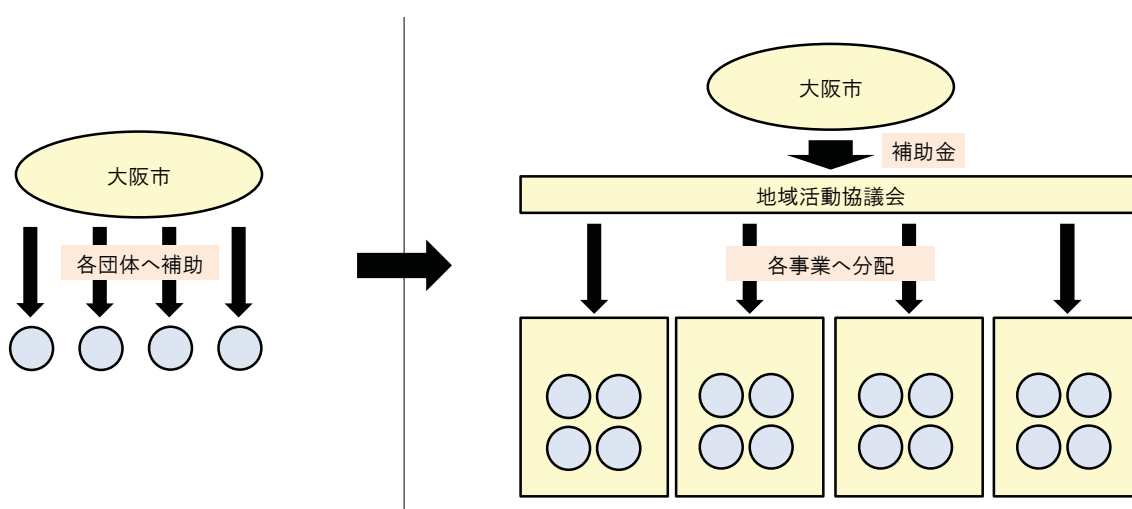
主な事業の1つは農業であり、「なたうち米」のブランディングや、能登野菜の6次産業化に取り組んでいる。販路拡大時に農協等の支援を受けているが、生産・加工・販売をすべてふるさとづくり協議会で行っている。

また、構成団体の1つであるNPO法人なたうち福祉会は、デイサービス施設の運営や、買い物代行・病院送迎サービスの運営を行っている。

② 既存組織を主体とした活動と協働

大阪市では、地域活動協議会形成の推進に際して、市から市民団体への財政的支援の制度が変更された。それまでは各団体の事業に対して行われた支援の多くは廃止され、地域活動協議会に一括して交付金が交付される仕組みになった。(公園愛護会に対する交付金等は残っている。) これにより、これまで各団体が市の支援を受けて行ってきた既存団体の多くは、全て地域活動協議会として活動するようになり、補助対象事業の選択や、新たな事業の立ち上げに係る検討も地域ごとに協議し、より柔軟に行うことが出来るようになった。

《大阪市における補助金制度の変化 イメージ》

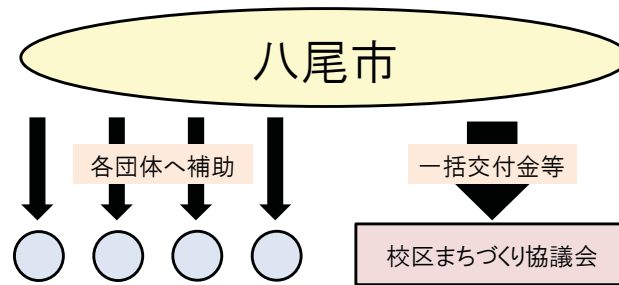


③ 既存組織を主体としつつ、市からの交付金で隙間を埋める

大阪市が地域活動協議会へ一括して補助金の多くを交付する仕組みを構築したのに対し、八尾市においては、校区まちづくり協議会に対する交付金制度が新設された後も、各既存組織の個別の活動に対する補助金制度が残っている。この結果、福祉協議

会等の既存組織による活動を主体とし、校区まちづくり協議会は既存組織の活動の隙間を埋める役割を担う形態となっている。

《八尾市における財政的支援制度 イメージ》



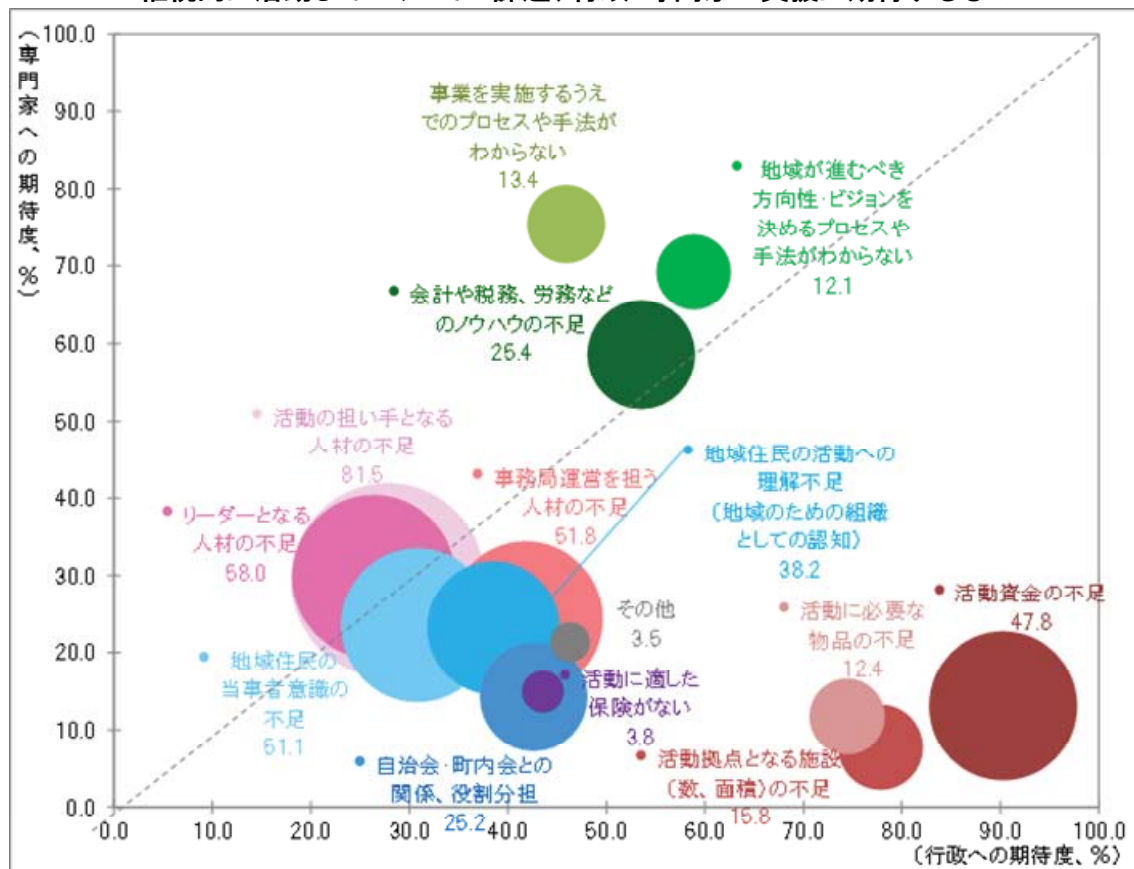
6. 地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けて(まとめ)

6-1. 実態調査に基づく課題の整理

「2-3」において示したとおり、地域運営組織の形成数は、4,177団体となっており、着実に増加してきている。

一方で、「継続的に活動していく上での課題」も多く見られる。特に多くの地域運営組織で生じている課題は、「活動の担い手となる人材の不足」(81.5%)、「リーダーとなる人材の不足」(58.0%)、「事務局を担う人材の不足」(51.8%)といったように、人材面での課題が多く挙げられている。また、「活動資金の不足」(47.8%)も回答数が多い。これに加え、「地域住民の当事者意識の不足」が51.1%となっている。

《継続的に活動していく上での課題、行政・専門家の支援に期待するもの》



上のグラフは、各項目について課題であるとの回答のあった割合の大きさを円の大きさで示し、これらの課題に対する行政又は専門家への支援を期待する度合いの高さを、それぞれ横軸・縦軸で示したものである。

行政からの支援を期待するものとして回答割合が高かったものは、「活動資金の不足」、「活動拠点となる施設の不足」、「活動に必要な物品の不足」となっている。

専門家からの支援の期待するものとして回答割合が高かったものは、「地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない」、「会計や税務、労務などのノウハウの不足」、「事業を実施する上でのプロセスや手法がわからない」といった、ノウハウ・手法に関するものとなっている。

6-2. 課題への対応

実態調査に基づく課題は以上に示したとおりであるが、これらの課題に対して、今年度実施したアドバイザー（派遣）及び事例調査から以下の対応方策が考えられる。

また、参考として、「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業」（平成29年3月）において作成した研修用テキストの該当項目も併せて示す。

(1) 活動の担い手の確保(地域住民の当事者意識の醸成)

この課題について、アドバイザー（委員）派遣では、人口減少・少子高齢化の今後の状況については、グラフを用いるなど可視化を図るとともに、人口減少・少子高齢化に加え、行政の財政的制約から、これまで実施されてきたこと（技能・伝統の承継を含む。）が維持できなくなることを示すことで、地域の将来に対する危機感の共有を図るとともに、先行する地域運営組織の活動を紹介することで「できそう」、「やってみよう」という意識の醸成を図っている。

また、事例調査では、七尾市の鉦打ふるさとづくり協議会において、都市部の大学生を中心とする住民に、地域の祭りや野菜作りを体験してもらうツアーを展開することにより、地域の暮らしの魅力に触れ、関心を持ってもらう仕組みを設けているほか、大阪市の磯路地域活動協議会及び八尾市の久宝寺小学校区まちづくり協議会では、PTAでの人的なつながりを活用することにより、継続的な担い手の確保が円滑に行われているなど、担い手の確保に係る独自の取組がみられた。

その他、長野市において、「古里未来楽校（F u F u F u）」で古里の歴史学習、フィールドワーク等を通じての人材育成が行われている。

【参考】研修用テキスト

【2.動いてみる】⇒【2-4 活動の担い手をどのように確保していくか】

- ① 地域内の人材を探しましょう
- ② 地域外の人材を活用しましょう
- ③ 地域の関係団体と連携

(2) リーダーとなる人材の育成

この課題について、アドバイザー（委員）派遣では、遠野市においてリーダー人材の育成・確保に向けた取組が行われた。遠野市では、地域活動の具体的な準備のためのワークショップメンバーから世話人を定め、ワークショップ開催前の事前打合せや開催後の反省会を通じて、将来のリーダー候補の人材育成を行っている。

事例調査では、七尾市の鉦打ふるさとづくり協議会において、「リーダー養成講座」を開講し、これまで地域のイベント等を担ってきたリーダー人材の後継者育成を、協議会の中心メンバーや市が派遣するコーディネーター等が講師を務めて実施している。また、大阪市では、PTAの繋がりを活用し、地域運営組織の役員の後任の打診を行っている例がある。

【参考】研修用テキスト

【3.かたちづくり】⇒【3-3 地域運営組織の中での役割】

※リーダーにとっての大切なポイント

- 多様な意見を取りまとめる包容力
- 地域の皆様を引っ張るリーダーシップ
- 地域の代表であることの想い

【4.持続・発展させる】⇒【4-3 人材の確保育成に向けてどのようなことをすればよいか】

- ① 人材の確保・育成サイクルを構築しましょう
- ② 座学と実践の併用により人材を育成しましょう

(3) 事務局を担う人材の確保

この課題について、アドバイザー（委員）派遣では、遠野市において、各地域に設置されている地区センター職員及び地域活動専門員がワークショップ開催に係る調整及び資料作成を担っている事例があり、また、日田市では、合併前の旧町村に設置されている地域振興局の職員が調整及び会議運営を行うとともに、ワークショップの記録等も行政職員が行うことで、地域住民が議論に集中できる仕組みを設けている。

このほか、佐渡市では地域の活動団体である鼓童文化財団が、奥出雲町では、奥出雲ラボが、それぞれ事務局的作用を担っている。

また、事例調査では、長野市及び大阪市において、交付金の中に事務局の人員費を支援するための項目が設けられていることが確認できるほか、行政による人的支援として、七尾市では地域の支援を専任で行う職員を配置しており、さらに、長野市や八尾市では、地域内の行政拠点に在籍する職員が地域の支援を行っている例がみられた。

このほか、大阪市では、各区が中間支援組織に地域運営組織の支援を委託しており、各地域の実情に応じた地域運営組織の事務局機能の確保が図られている。

【参考】研修用テキスト

【3.かたちづくり】⇒【3-3 地域運営組織の中での役割】

- 地域の多様な関係主体で構成されるチームであるため、チーム内の事務的な調整が大切
- 事務的な調整は多岐にわたるため専任スタッフとして常駐することが望ましい
- 1人では困難な場合は、他の方と役割分担、又は中間支援組織の支援を受ける
- 地方公共団体の支所職員や地域担当職員が担うことも

(4) 活動資金の確保

この課題について、遠野市においては、地域づくり計画の策定に当たってのワークショップ実施経費（アドバイザー謝金等を含む。）を市が負担するとともに、事務局機能を市の職員が担うことで対応している。

日田市については、形成段階の事務局機能を市の職員が担うとともに、地域運営組織の運営に係る経費等への支援措置について現在検討しているところである。また、日田市におけるワークショップの中で、アドバイザー（委員）から、地域運営組織の活動内容のアイデアを検討するに当たり、「足し算」ではなく「掛け算」の考え方が重要とのアドバイスがあった。これは、例えば、「高齢者の見守り」という業務に行政からの「水道検針業務の受託」といった業務を組み合わせることで収益を確保しながら地域課題に対応するということである。

事例調査の対象とした4市のうち、長野市及び大阪市においては、交付金の中に事務局の人件費が盛り込まれている。また、七尾市及び八尾市では、地域運営組織から事業の申請があった場合に、補助金を交付している。

大阪市や八尾市では、既存組織に対する個別の補助金交付から、地域運営組織に対する一括交付に変更することで、既存組織を活用した効率的な財源運営ができる仕組みを構築している。

一方、七尾市の鉦打ふるさと協議会では、市からの直接的な財政支援を受けずに、会費収入と事業収入により経費を賄っている。具体的には、農業のブランディング化や6次産業化への取組による収入、デイサービス・買い物代行・病院送迎サービスによる収入である。

【参考】研修用テキスト

【2.動いてみる】⇒【2-3 活動資金をどのように確保していくか】

○市町村からの補助金、会費、サービスの対価が主な財源ですが、多様な手段があります
⇒市町村からの業務受託、地域資源を活用した商品の開発・販売、観光事業収入、クラウドファンディングの活用など

【3.かたちづくり】⇒【3-4 組織の立ち上げ・事務局運営のための財源をどう確保するか】

- ① 地域運営組織の立ち上げにお金は必要か
- ② 地域運営組織に対する支援措置があります

【4.持続・発展する】⇒【4-2 安定的な財源を確保するためにはどうすればよいか】

- ① 活動資金の確保、効率的な使い方を考えましょう
- ② 事業の「合わせ技一本」による運営

6-3. まとめ

地域運営組織を形成していく上では、地域住民が地域運営組織の必要性を認識し、当事者意識を持つことが重要であるとともに、持続的な運営を可能にする組織体制づくりが求められる。

まず、地域住民は、地域内の様々な活動への参加意欲のある住民を中心として、既存の地域組織を母体とする、あるいは既存組織と連携し、地域運営組織の形成に向けた協議の場を設けることが重要である。

また、行政も、地域づくりに対する姿勢や地域住民等との協働に関するビジョン等を示し、当該ビジョン等に基づき、地域運営組織の形成及び運営に係る支援措置等を明確に示すことが必要である。

さらに、地域運営組織の形成に当たっては、地域内の様々な関係主体が参加するワークショップの手法を取り入れることが有効であることに加えて、必要に応じて外部人材を活用することで、以下の効果が期待される。

《外部人材活用の有効性》

① 当事者意識の醸成	② 客観的立場からの代弁
<ul style="list-style-type: none">● データを活用して地域の将来についての認識を共有。● 外部人材が有する豊富な事例の紹介。	<ul style="list-style-type: none">● 場合によっては、外部人材が第三者の視点から地域運営組織の必要性などを説明することが効果的。
③ 事業イメージを醸成させる企画の実施	④ これまでの活動の振り返りと青写真の検討
<ul style="list-style-type: none">● 外部人材とともに行うフィールドワークにより、地域の魅力や課題を新たに発見。● 課題解決の方向性と地域の魅力の活用方法を体感。	<ul style="list-style-type: none">● 既存団体の組織概要・活動上の課題を振り返り、組織が抱えやすい課題と対処法を外部人材とともに検討・共有● 検討結果を踏まえ、新たな地域運営組織の青写真を検討。
⑤ 組織の人材育成	
<ul style="list-style-type: none">● ワークショップの「準備の進め方」を指導。● ワークショップ前後の打合せ・反省会を通して、将来のリーダー候補人材を育成。	

ただし、地域運営組織の形成とその後の持続的な運営は、外部人材活用によってのみ実現されるものではなく、地域住民や行政が協力し外部人材の受入等の体制を整える必要がある。

以上のように、本調査研究では、地域住民と行政が協働しながら、必要に応じて外部人材を効果的に活用することで、地域運営組織の形成と持続的な運営の実現に近づくということを確認した。

なお、本調査研究では、地域運営組織の形成段階にある地域に対するアドバイザー（委員）派遣を実施し、外部人材を活用することの有効性を確認したが、研究会においては、地域運営組織の形成段階以外でも、外部人材の活用が有効ではないかといった議論や、外部人材そのものの育成等についての議論もあったところである。

地域運営組織の形成等に関わるアドバイザー（外部人材）は、地域ごとに異なる実情（行政の考え方、地域住民の地域に対する認識、中間支援機能の入り込み状況等）を十分に把握した上で、これらに応じた適切な助言を行うことが可能である者が適当であり、今後は、このような役割に対応できるアドバイザー（外部人材）の育成と、紹介する仕組みの構築等も求められる。

本調査研究で得られた成果も踏まえながら、引き続き、地域運営組織の健全かつ持続的な運営を確保するため、実態調査に基づく課題である「人材の不足」、「財源の不足」等の解決に向けて、地域における各主体の役割（地域運営組織の形成及び持続的な運営のための体制づくり）を整理するなど、更なる調査・研究を行っていくことが必要である。

【参考資料1】地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する研究会の概要

(1) 研究会の目的

高齢化による生活機能の低下、人口減少・過疎化による集落の生活支援機能の低下が進む中、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する地域運営組織について、先進事例を体系的に整理・提供するとともに、外部人材の有効活用や組織・人材・拠点の一体的な取組等に向けた環境整備など、同組織の健全かつ持続的な活動を確保するための方策について調査研究を行うため、地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する研究会を開催する。

(2) 研究会の構成委員

【座長】

小田切 徳美 明治大学農学部 教授

【委員(50音順)】

池本 桂子	特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 常務理事
板持 周治	雲南市役所政策企画部地域振興課 企画官
斎藤 主税	特定非営利活動法人都岐沙羅パートナーズセンター 事務局長・理事
作野 広和	島根大学教育学部共生社会教育講座 教授
櫻井 常矢	高崎経済大学地域政策学部 教授
関原 剛	特定非営利活動法人かみえちご山里ファン倶楽部 里創義塾 講師
高橋 由和	特定非営利活動法人きらりよじまネットワーク 事務局長
山浦 陽一	大分大学経済学部地域システム学科 准教授
若菜 千穂	特定非営利活動法人いわて地域づくり支援センター 常務理事

(3) 研究会の開催概要

回	開催日・場所	主な内容
第1回	平成 29 年 6 月 7 日(水) ハロー貸会議室新橋	<ul style="list-style-type: none">○ 委員紹介・座長選任○ 今年度事業の内容・スケジュール等○ アドバイザー(委員)派遣について○ 現地視察等の候補について○ 実態調査について○ 意見交換
第2回	平成 29 年 8 月 7 日(月) ハロー貸会議室新橋	<ul style="list-style-type: none">○ アドバイザー(委員)派遣実施報告○ 現地視察について○ 意見交換
第3回	平成 29 年 10 月 17 日(火) ハロー貸会議室新橋	<ul style="list-style-type: none">○ 第2回研究会を受けての今後の対応○ アドバイザー(委員)派遣実施報告○ 現地視察結果報告○ 意見交換
第4回	平成 28 年 12 月 8 日(金) 日比谷図書文化館	<ul style="list-style-type: none">○ アドバイザー(委員)派遣実施報告○ 現地視察結果報告○ 報告書骨子について
第5回	平成 30 年 1 月 26 日(金) ハロー貸会議室新橋	<ul style="list-style-type: none">○ 報告書について○ 意見交換

【参考資料2】アドバイザー(委員)派遣の概要

総務省「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する研究会」 アドバイザー（委員）派遣について

1. 制度概要

本研究会委員をアドバイザーとして、地域運営組織の形成に取り組む地域におけるワークショップを年間3回から4回程度開催し、地域運営組織の形成及び外部人材の活用に関するノウハウの取得を行うもの。

2. 制度の狙い

アドバイザーがワークショップで地域の課題に対するアドバイスを行った結果やワークショップにより生じた地域の変化について、研究会に報告し、以下の点について、研究会で整理・分析を行い、報告書により横展開を図る。

- ①地域運営組織の形成に係る課題の抽出・整理
- ②地域運営組織の形成段階における外部人材の活用についての有効性（どのような課題の解決に外部人材の活用が有効か）の検証
- ③地域運営組織の形成に向けたワークショップ等の開催による地域住民の意識の変化等の分析
- ④昨年度作成の研修用テキストの有効性評価及び改善事項の検討

3. 派遣先について

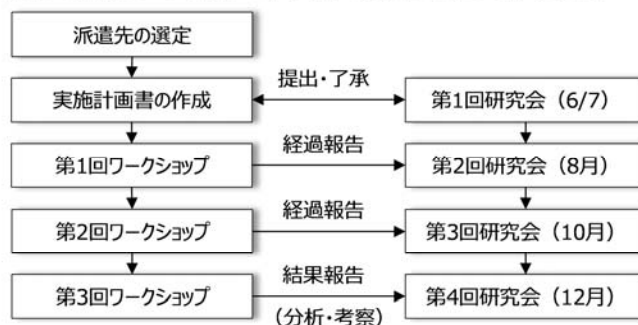
各委員により事前に寄せられた、組織形成に向けた具体的な動きが見込まれる派遣先候補につき、①地域バランス、②地方公共団体のサポート状況、等を勘案し、以下の4地区を選定（詳細は別添のとおり。）。

所在都市	対象地域	担当アドバイザー（委員）
岩手県遠野市	小友地区	若菜委員
新潟県佐渡市	小木三崎地区	関原委員
島根県奥出雲町	布勢地区	作野委員
大分県日田市	中津江地区	斎藤委員

4. 実施方法

(1) 実施手順

- ①本年11月までに3回から4回程度のワークショップ開催を想定
- ②事前に全3回程度のワークショップ実施計画を作成
- ③実施計画に基づき、ワークショップを開催
- ④各ワークショップの経過・結果について、第2回～第4回研究会にて、アドバイザー（委員）から報告



(2) アドバイザー及び事務局の役割分担について

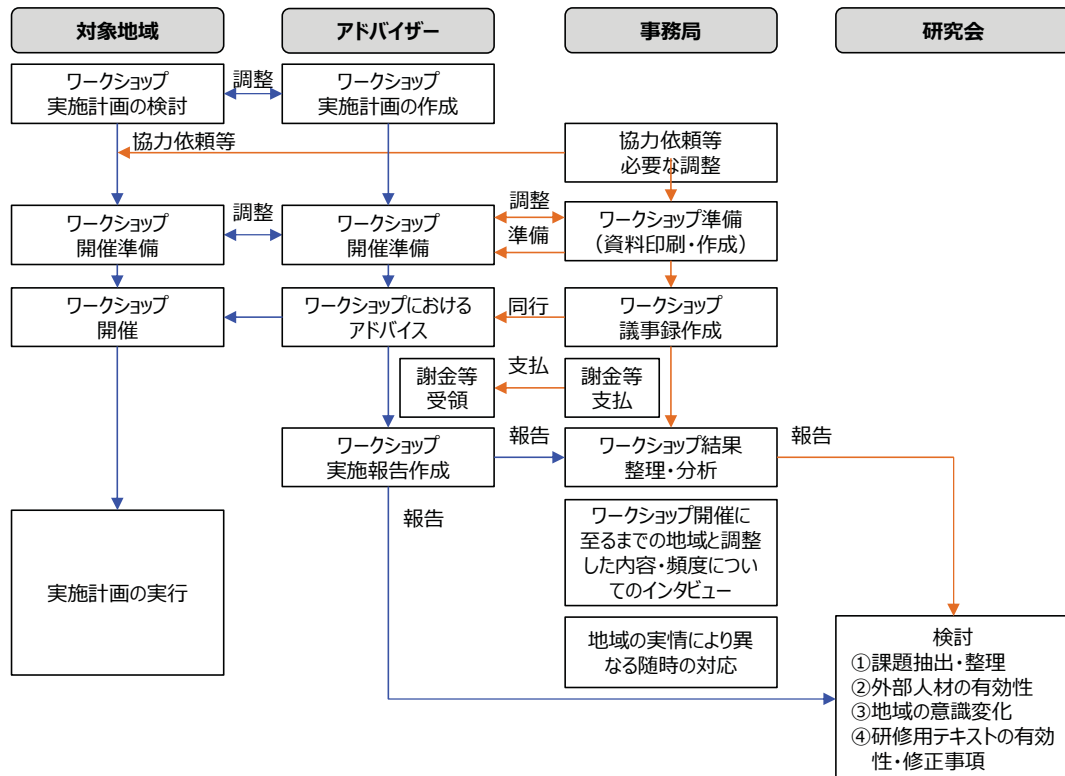
限られた時間の中で、研究会として地域運営組織の形成に係る課題の抽出・整理や地域運営組織の形成段階における外部人材の活用についての有効性の検証などを行うため、公募ではなく、各委員がすでに地域と関わっている、あるいは、これから関わろうとしている地域を選定。

選定した地域における取組の中から、年間3回から4回のワークショップを研究の対象として、当該ワークショップについて、研究会委員をアドバイザーとして派遣。

研究の対象としたワークショップについて、アドバイザー及び事務局の役割分担は、以下のとおり。

アドバイザー	事務局
①対象地域と調整の上、ワークショップの実施計画を作成すること。	①派遣先の地方公共団体への協力依頼など必要な調整を行うこと。
②①に基づくワークショップにおいてアドバイスをすること。	②アドバイザーの旅費・謝金及び諸経費を支払うこと。
③ワークショップ実施後、実施報告を作成し、研究会において報告を行うこと。	③ワークショップ開催にあたり、アドバイザーとの調整に基づき、必要となる準備（資料の印刷、広報の依頼等）を行うこと。
	④ワークショップに同席し、議事録を作成すること。
	⑤ワークショップの結果について整理・分析すること。
	⑥ワークショップ開催に至るまでにアドバイザーが対象地域と調整した内容・頻度等について、委員からのインタビューを実施し、研究会に報告すること。
	⑦その他、対象地域の実情により異なる随時の対応を行うこと。

<フローチャート>



【参考資料3】現地視察の概要

(1) 日程・視察先参加委員

日程	主な視察先	参加委員
平成 29 年 9 月 11 日(月)～12 日(火)	◎石川県七尾市 ・七尾市役所 ・ <small>なたうち</small> 鉦打ふるさとづくり協議会 ◎長野県長野市 ・長野市役所 ・古里地区住民自治協議会	小田切座長 板持委員 齋藤委員
平成 29 年 10 月 18 日(水)～19 日(木)	◎大阪府大阪市 ・大阪市役所 ・磯路地域活動協議会 ◎大阪府八尾市 ・八尾市役所 ・ <small>きゅうほうじ</small> 久宝寺小学校区まちづくり協議会 ・ <small>みなみたかやす</small> 南高安小学校区まちづくり協議会	板持委員 作野委員 山浦委員 若菜委員

(2) ヒアリング概要

自治体	地域運営組織
<ul style="list-style-type: none"> ●地域運営組織の必要性に対する認識、期待 ●地域運営組織の位置づけ、行政との役割分担（まちづくり基本条例等の有無、方針等の有無） ●地域運営組織形成への行政の関与 ●地域運営組織があることで感じるメリット・経済的效果 ●地域運営組織に対する支援 ●地域運営組織の形成や持続的運営に向けた行政としての課題 ●地域運営組織に望むこと ●市区町村としての地域運営組織への今後の方針（引き続き支援、一層の支援、自立を促す等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●現在の活動の状況 ●組織立ち上げの経緯 ●人材の確保・育成の現状 ●活動財源と支出の状況 ●組織運営・活動実施上の課題 ●過去に直面した課題・失敗とその後の対応 ●取り組みを行ってうれしかったこと、大変だったこと ●行政に望むこと ●地域住民に望むこと（住民主体の地域運営組織として） ●今後に向けた想い（ステップアップや自律的運営に向けた課題を含む。）

【参考資料4】地域運営組織に関する実態調査 結果概要

1. 実態調査の概要

本事業では、地域運営組織の活動状況等に関する全国的な実態を把握することを目的として実態調査を実施した。

実態調査の実施概要及び調査対象は以下のとおりである。

実施主体	総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室
調査期間	平成 29 年 9 月 1 日～平成 29 年 10 月 13 日
調査対象	全市区町村(1,741)（東京都特別区含む）
回答数	1,741 市区町村（回収率 100.0%）、個票：4,177 団体

■調査対象

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。
具体的には、従来の自治・相互扶助活動から一步踏み出し、次のような活動を行っている組織。

総合的なもの 生活支援関係	市区町村役場の窓口代行、公的施設の維持管理（指定管理など） コミュニティバスの運行、送迎サービス、雪かき・雪下ろし、家事支援（清掃、庭の手入れなど）、弁当配達・給配食サービス、買い物支援（配達・地域商店運営、移動販売など）
子育て支援関係	高齢者福祉関係 声かけ・見守り、高齢者交流サービス* 保育サービス、一時預かり
地域産業関係	体験交流事業、名産品・特産品の加工・販売（直売所の設置・運営など）
財産管理関係	空き家や里山の維持・管理など

*集会所等に集まり時間を共有することで、孤立化の防止やコミュニティ機能を維持向上。

※以下のように一般の経済活動の一環として行われているものは調査の対象外。

- ・民間事業者による交通事業
- ・生活協同組合、農業協同組合等による店舗運営、配達・移動販売等
- ・主として介護保険の適用を受ける事業を行っている事業者による介護事業等
- ・学校法人、医療法人、社会福祉法人等による事業（学校・保育所、病院、介護施設等）
やそれに付帯する送迎等

<市区町村集計結果> 2. 地域運営組織の概要

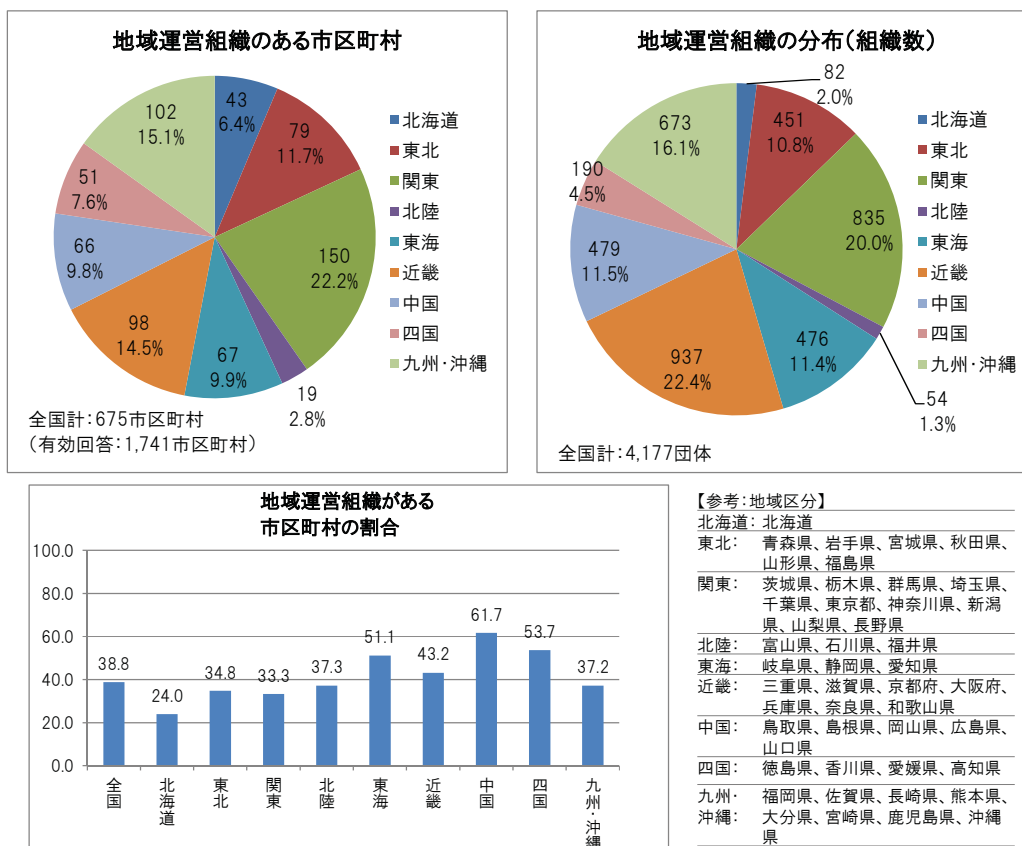
「暮らしを支える活動に取り組む地域運営組織がある」と回答した市区町村は、有効回答 1,741 市区町村中の 675 市区町村 (38.8%) となっており、地域運営組織の組織数は、全体で 4,177 団体※となっている。

また、地域別にみると、「暮らしを支える活動に取り組む地域運営組織がある」と回答した市区町村の割合は、中国地方 (61.7%) が最も多くなっており、次いで四国地方 (53.7%) となっている。

さらに、「暮らしを支える活動に取り組む地域運営組織がない」と回答した 1,017 市区町村のうち、地域運営組織の必要性に関する設問に回答のあった 1,014 市区町村中の 877 市区町村 (86.4%) が、「暮らしを支える活動に取り組む地域運営組織」を、現在ない地域に立ち上げていく必要性を感じている。

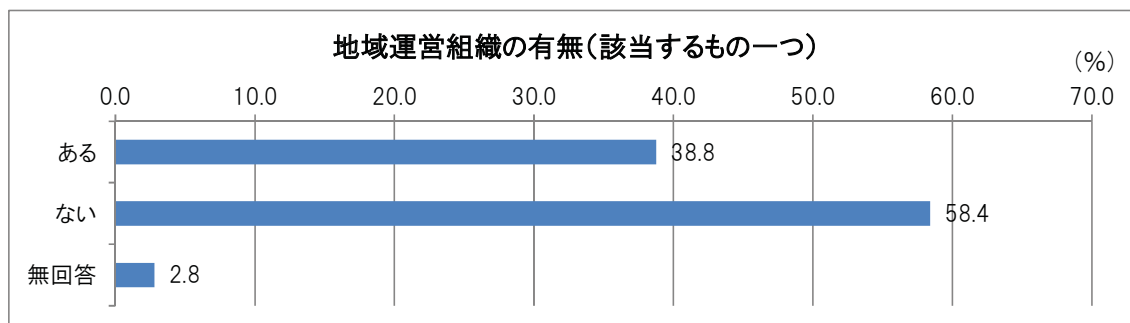
※社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく事業を実施することにより、地域福祉の増進を図ることを目的とした組織であり、地域運営組織の構成員として重要な役割が期待されるものの、本調査の地域運営組織の組織数からは除外している

■ 「暮らしを支える活動」に取り組む組織がある市区町村と組織数



2-1. 地域運営組織の有無

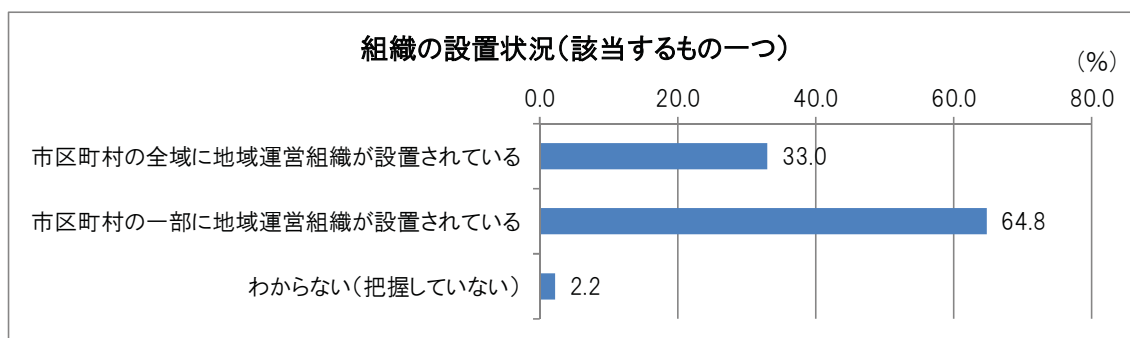
- ・地域運営組織が「ある」(38.8%)となっている。



2-2. 地域運営組織の設置状況

(地域運営組織があると回答した市区町村(675 団体)への追加質問)

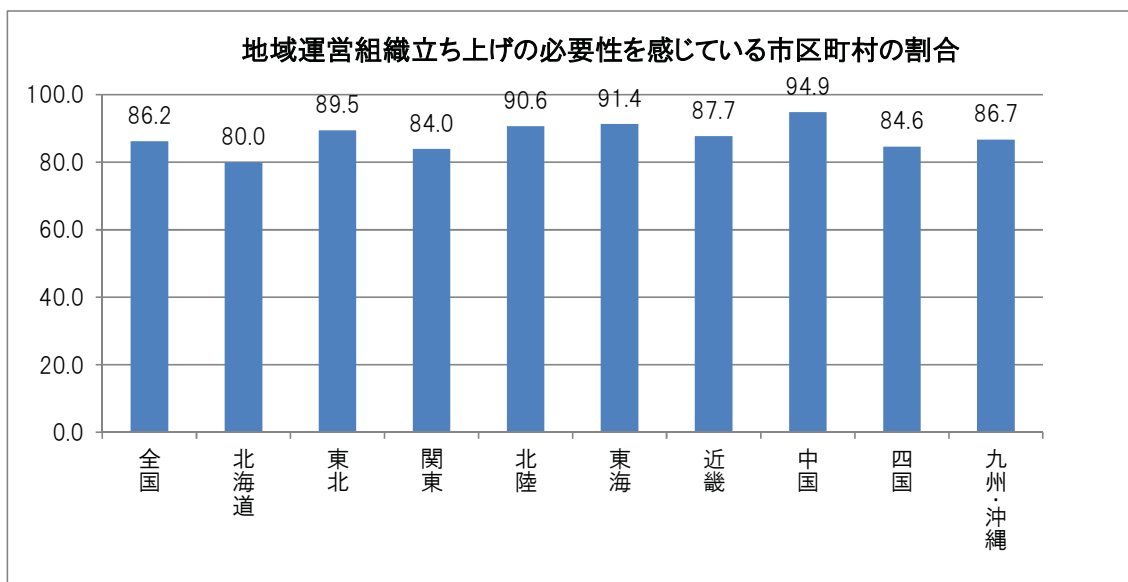
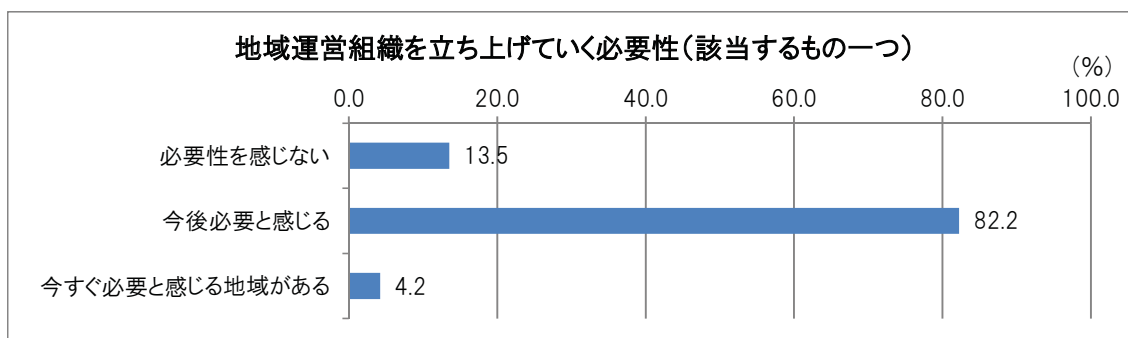
- ・「市区町村の一部に地域運営組織が設置されている」(64.8%)、「市区町村の全域に地域運営組織が設置されている」(33.0%)となっている。



2-3. 地域運営組織の必要性

(地域運営組織がないと回答した団体(1,017)への追加質問)

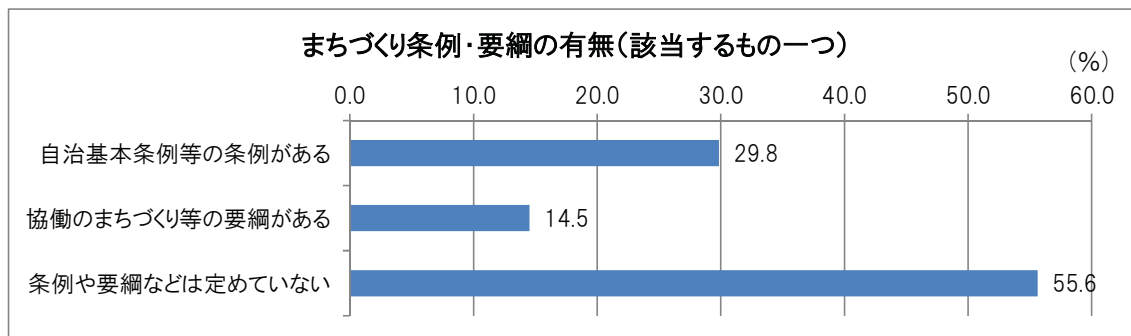
- ・「今後必要と感じる」(82.2%)が最も多くなっており、「今すぐ必要と感じる」(4.2%)を加えると、8割以上の市区町村が地域運営組織の必要性を感じている。また、地域別にみると、地域運営組織の必要性を感じている市区町村は、中国地方(94.9%)で最も多くなっており、次いで東海地方(91.4%)となっている。



3. 地域住民とのまちづくりに関する条例等の状況(問1)

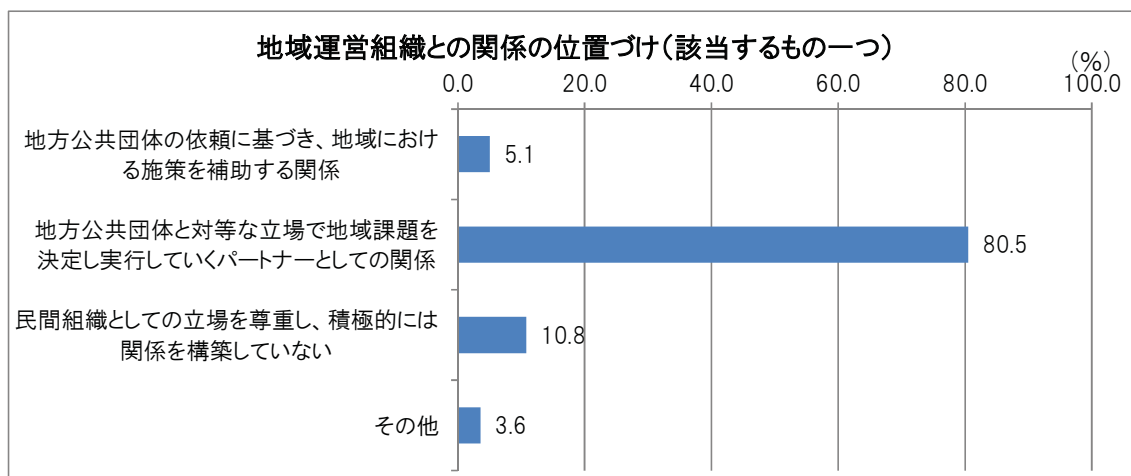
3-1. 住民との協働でのまちづくり条例等の有無(問1-1)

- ・「自治基本条例等の条例がある」(29.8%)、「協働のまちづくり等の要綱がある」(14.5%)となっている。



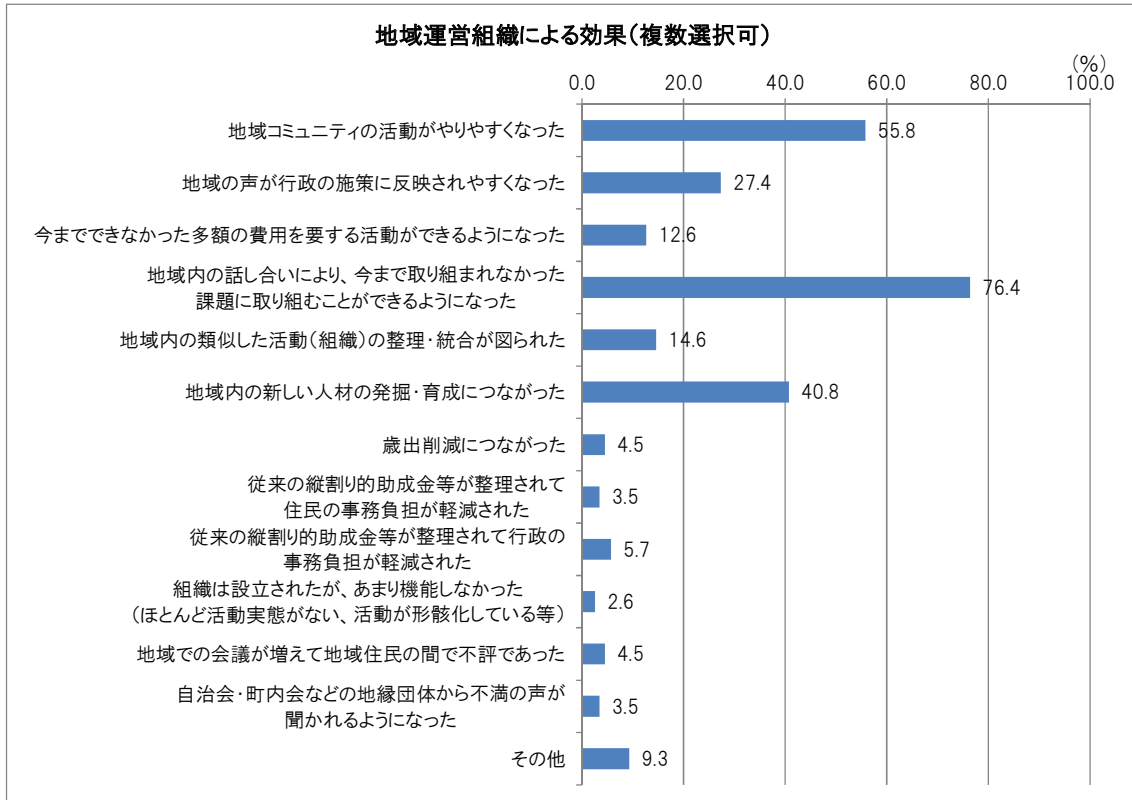
3-2. 地域運営組織との関係(問1-2)

- ・「地方公共団体と対等な立場で地域課題解決を決定し実行していくパートナーとしての関係」(80.5%)が最も多くなっている。



3-3. 地域運営組織設置による効果(複数回答)(問1-5)

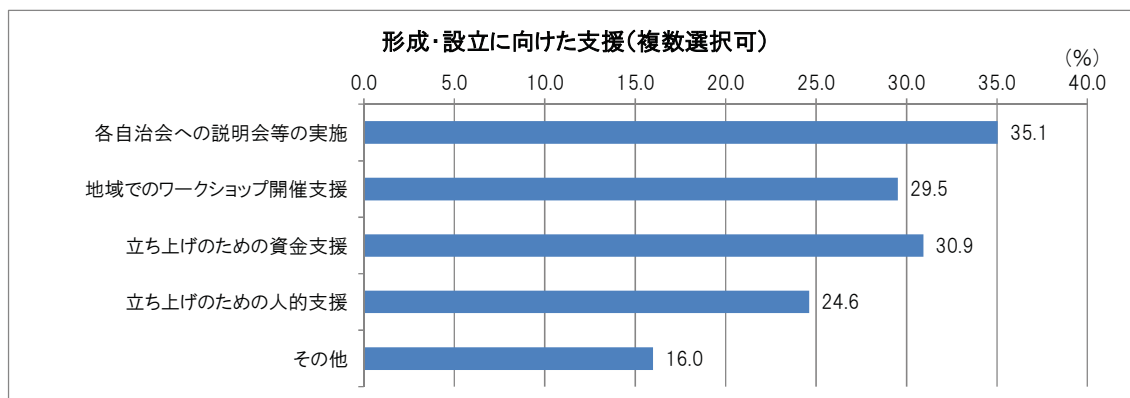
- ・「地域内の話し合いにより、今まで取り組まれなかった課題に取り組むことができるようになった」(76.4%)が最も多くなっており、次いで「地域コミュニティの活動がやりやすくなった」(55.8%)、「地域内の新しい人材の発掘・育成につながった」(40.8%)となっている。



4. 地域運営組織に対する支援の実態等(問2)

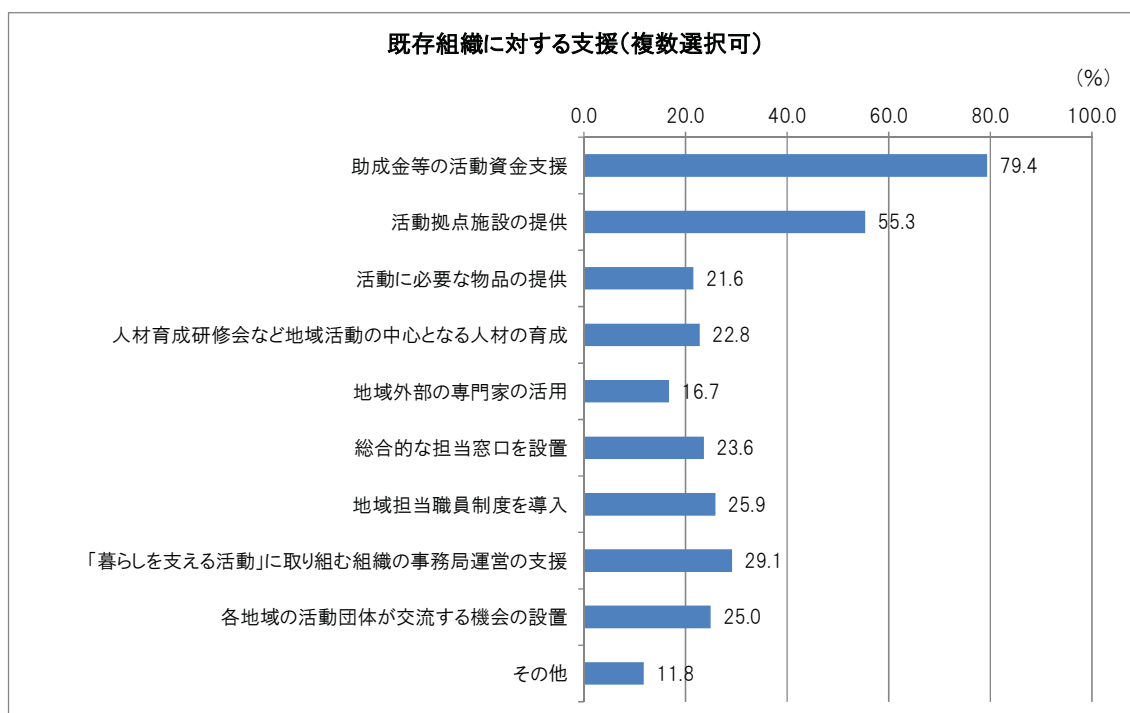
4-1. 形成・設立に向けた支援(複数回答)(問2-1)

- ・「各自治会への説明会等の実施」(35.1%)が最も多くなっており、次いで「立ち上げのための資金支援」(30.9%)となっている。



4-2. 既存組織に対する支援(複数回答)(問2-2)

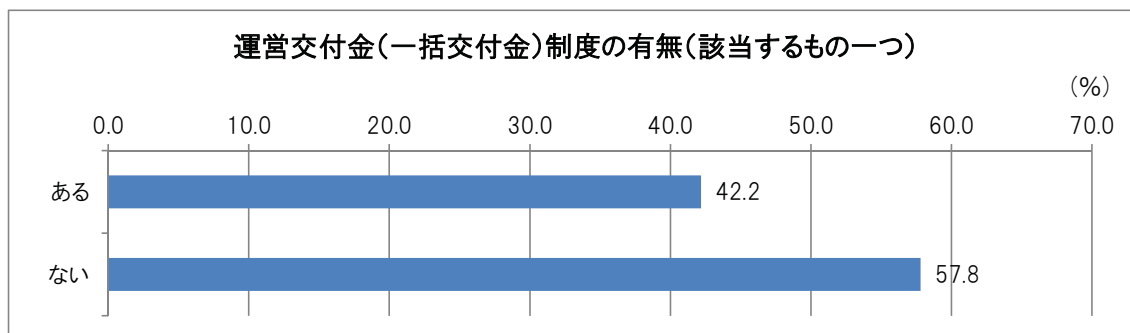
- ・「助成金等の活動資金支援」(79.4%)が最も多くなっており、次いで「活動拠点施設の提供」(55.3%)、「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援」(29.1%)となっている。



4-3. 運営交付金制度について(問2-3)

(1) 運営交付金(一括交付金)制度の有無

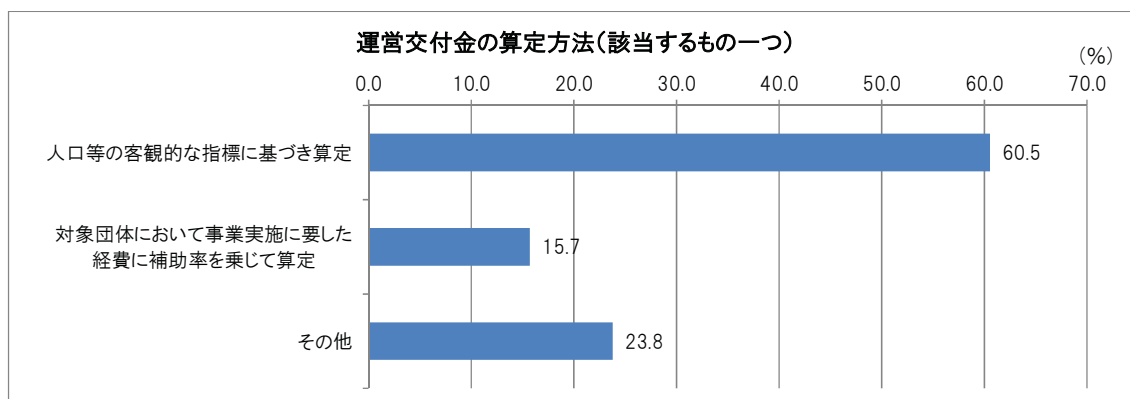
- ・運営交付金制度が「ある」市区町村が 42.2%となっている。



(2) 運営交付金の算定方法

(運営交付金制度があると回答した市区町村への追加質問)

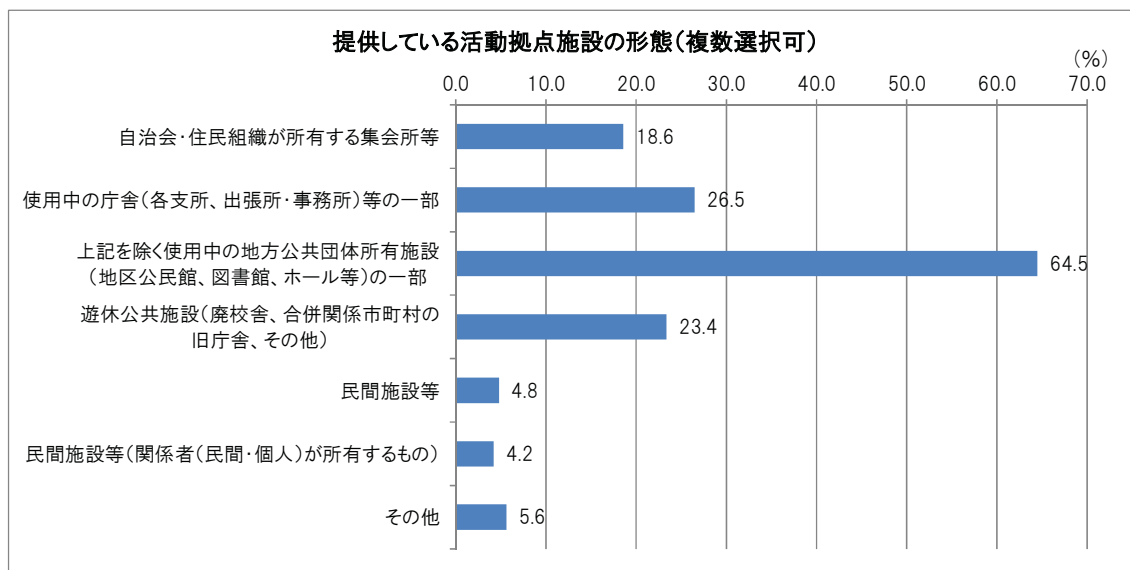
- ・「人口等の客観的指標に基づき算定」(60.5%)が最も多くなっている。



4-4. 地域運営組織に対する活動拠点施設の提供について (活動拠点施設を提供していると回答した市区町村への追加質問)

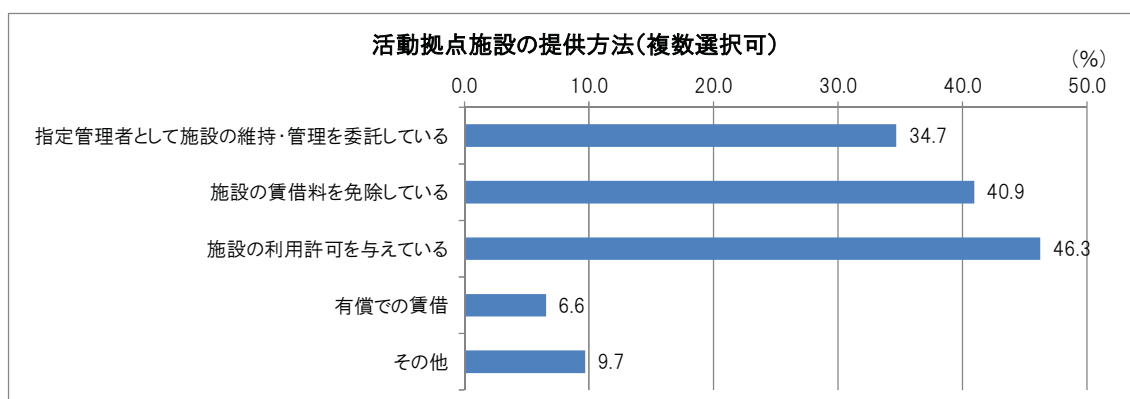
(1) 提供している活動拠点施設の形態(複数回答)(問2-4)

- ・「使用中の自治体所有施設（地区公民館、図書館、ホール等）の一部」（64.5%）が最も多くなっており、次いで「使用中の庁舎（各支所、出張所・事務所）等の一部」（26.5%）、「遊休公共施設（廃校舎、合併関係市町村の旧庁舎、その他）」（23.4%）となっている。



(2) 活動拠点施設の提供方法(複数回答)(問2-5)

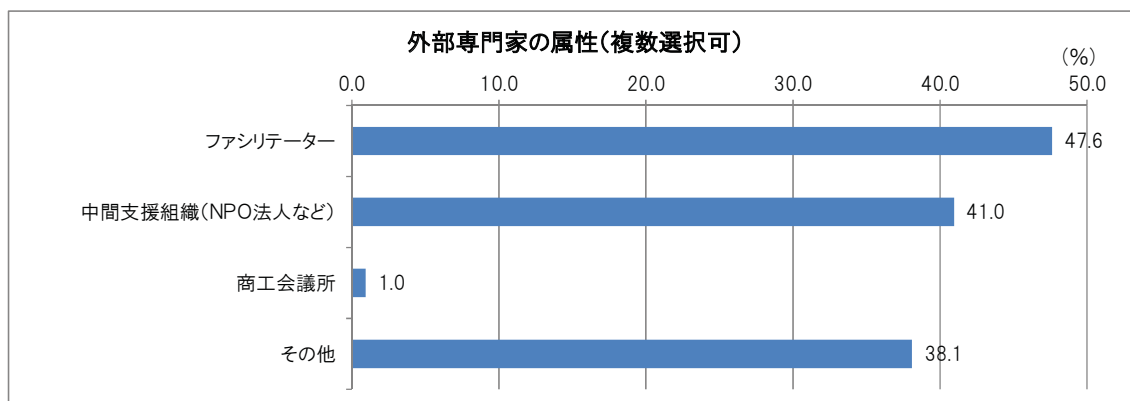
- ・「施設の利用許可を与えている」（46.3%）が最も多くなっており、次いで「施設の賃借料を免除している」（40.9%）、「指定管理者として施設の維持・管理を委託している」（34.7%）となっている。



4-5. 地域外部の専門家の属性(複数回答)(問2-6)

(地域外部の専門家を活用していると回答した市区町村への追加質問)

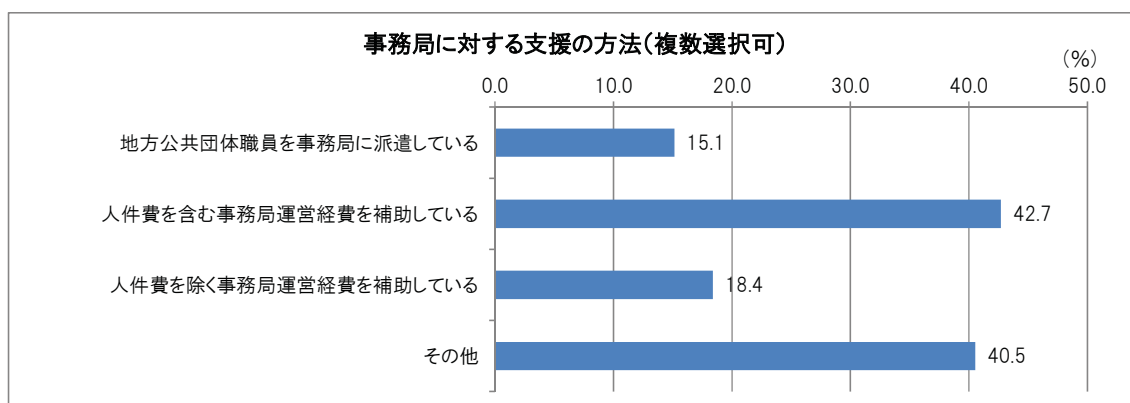
- ・「ファシリテーター」(47.6%)が最も多くなっており、次いで「中間支援組織(NPO法人など)」(41.0%)となっている。「その他」では、大学教員が多い。



4-6. 地域運営組織の事務局運営に対する支援方法(複数回答)(問2-8)

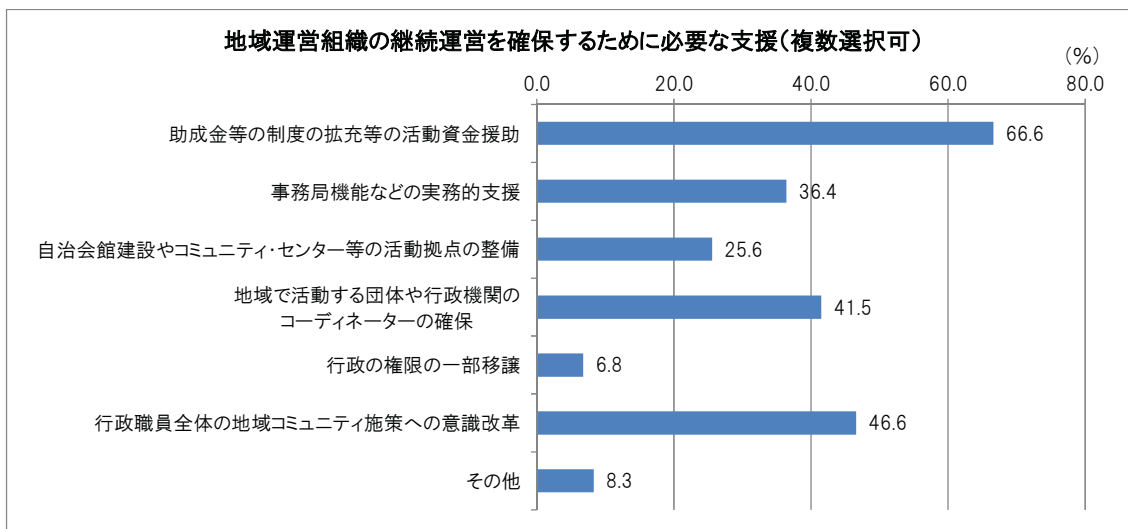
(事務局運営を支援していると回答した市区町村への追加質問)

- ・「人件費を含む事務局運営費を補助している」(42.7%)が最も多くなっており、次いで「人件費を除く事務局運営経費を補助している」(18.4%)となっている。
- ・「その他」では、職員が事務局運営のサポートやアドバイスを行っている等の回答が多い。



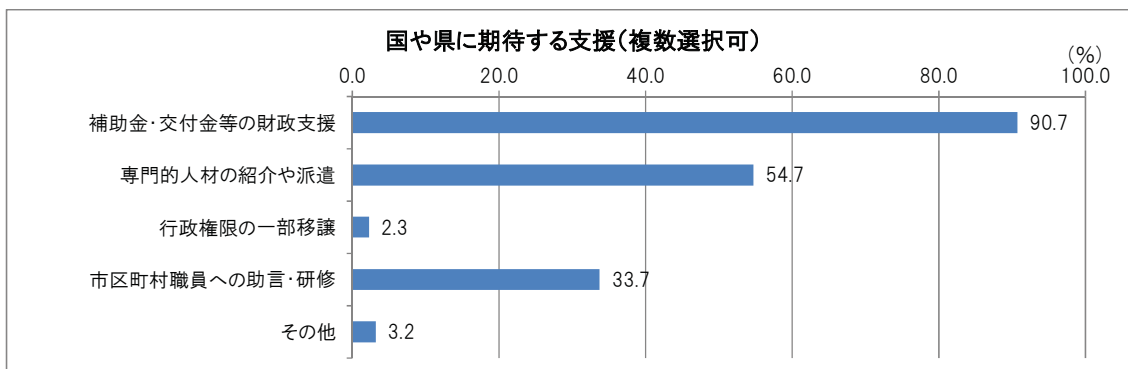
4-7. 地域運営組織の継続的運営に必要な支援策(複数回答)(問2-9)

- ・「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」(66.6%)が最も多くなっており、次いで「行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革」(46.6%)、「地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保」(41.5%)、となっている。



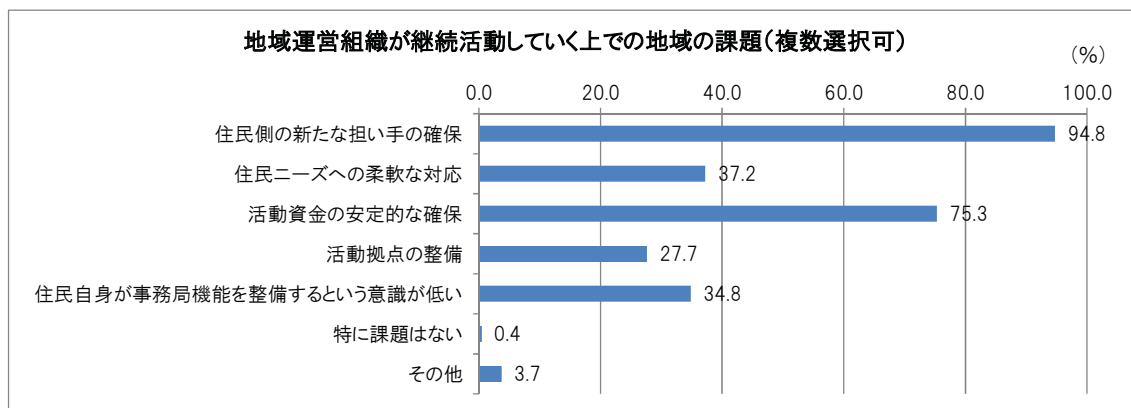
4-8. 国や県に期待する支援(複数回答)(問2-10)

- ・「補助金・交付金等の財政支援」(90.7%)が最も多くなっており、次いで「専門的人材の紹介や派遣」(54.7%)、「市区町村職員への助言・研修」(33.7%)となっている。



4-9. 地域運営組織の継続的活動に対する地域側の課題(複数回答)(問2-11)

- ・「住民側の新たな担い手の確保」(94.8%)が最も多くなっており、次いで「活動資金の安定的な確保」(75.3%)、「住民ニーズへの柔軟な対応」(37.2%)となっている。

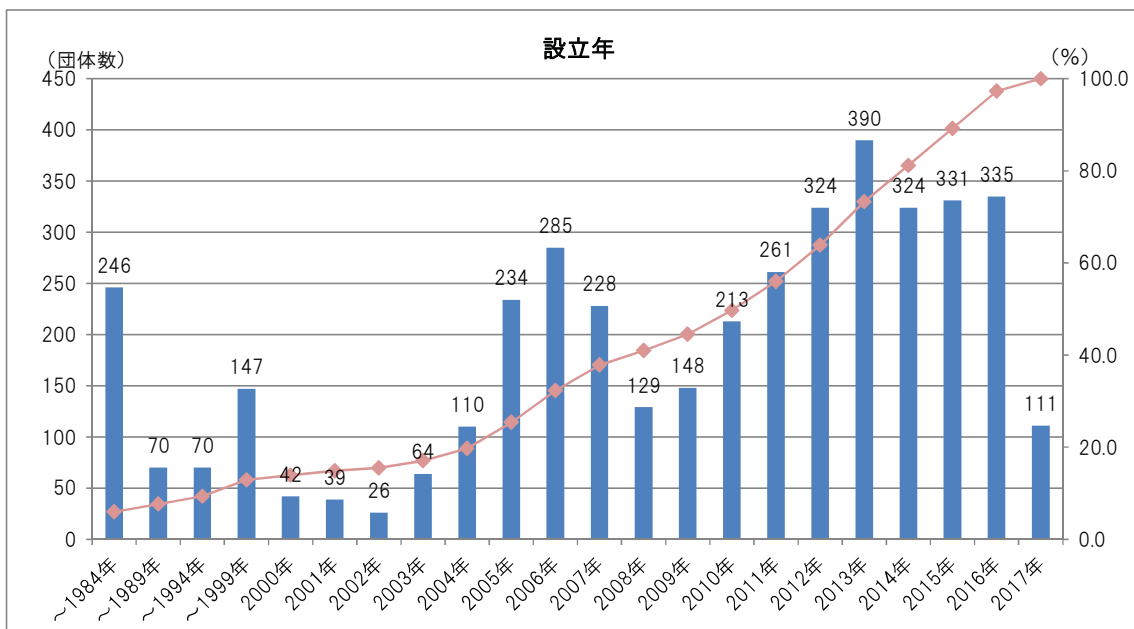


<個票集計結果>

5. 組織の概要について

5-1. 団体設立時期(個票 問1)

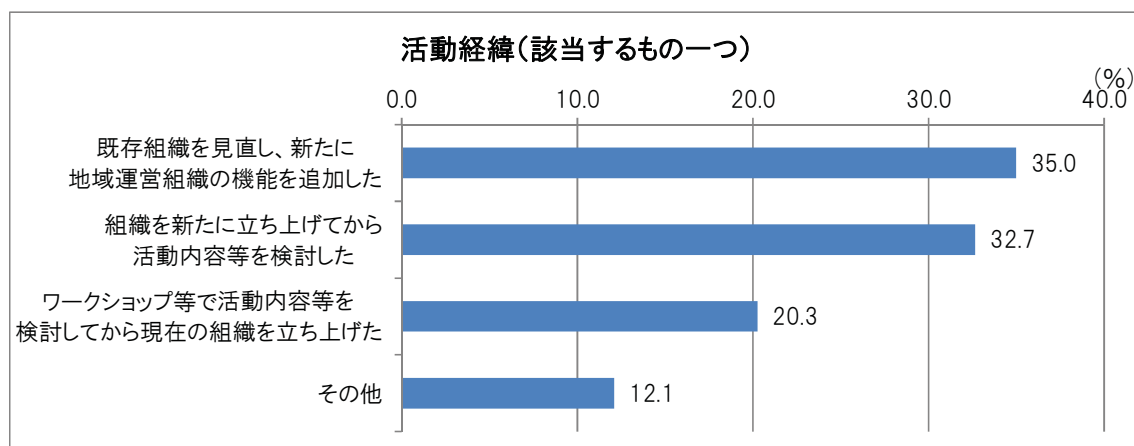
- ・設立のピークは2013年(390団体)である。2012年以降は300以上の団体が毎年設立されている。



注) 2017(平成29)年4月1日時点での組織を対象とした調査のため、2017年の件数は参考値

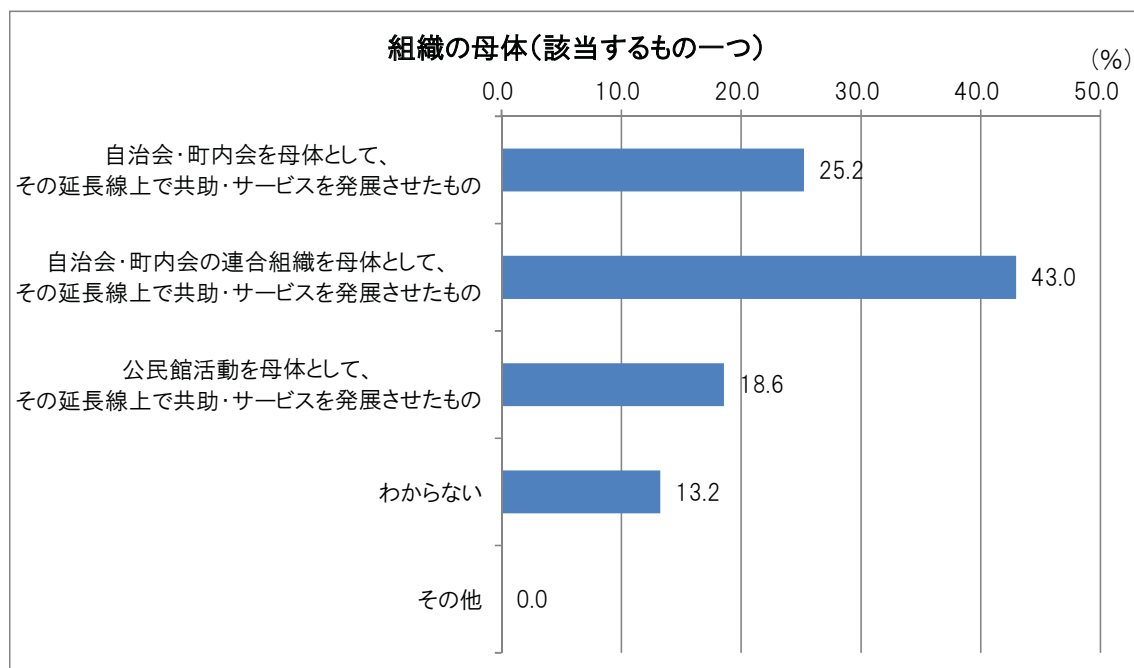
5-2. 地域運営組織として活動するに至った経緯(個票 問1-1)

- ・「既存組織を見直し、新たに地域運営組織の機能を追加した」(35.0%)が最も多く、次いで「組織を新たに立ち上げてから活動内容等を検討した」(32.7%)である。地域運営組織として新たな組織を立ち上げた割合(「組織を新たに立ち上げてから活動内容等を検討した」と「ワークショップ等で活動内容等を検討してから現在の組織を立ち上げた」の合計)は53.0%で、約半数が地域運営組織として活動するために設立された組織である。



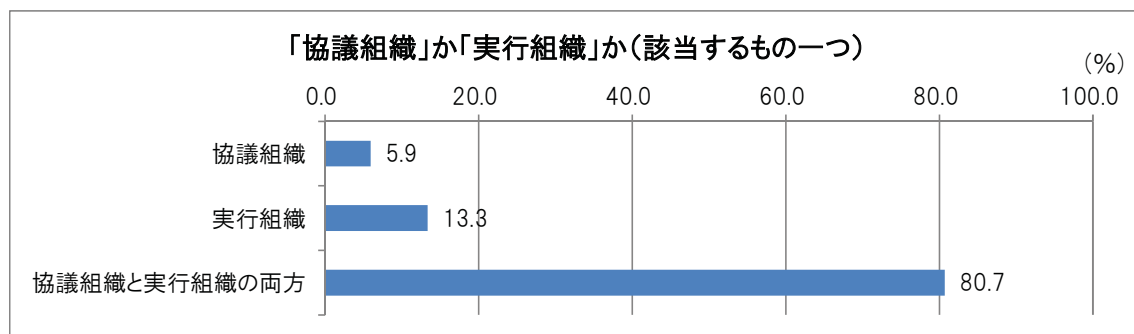
5-3. 地域運営組織の母体(個票 問1-1-1)

- ・「自治会・町内会の連合組織を母体として、その延長線上で共助・サービスを発展させたもの」(43.0%) が最も多くなっている。



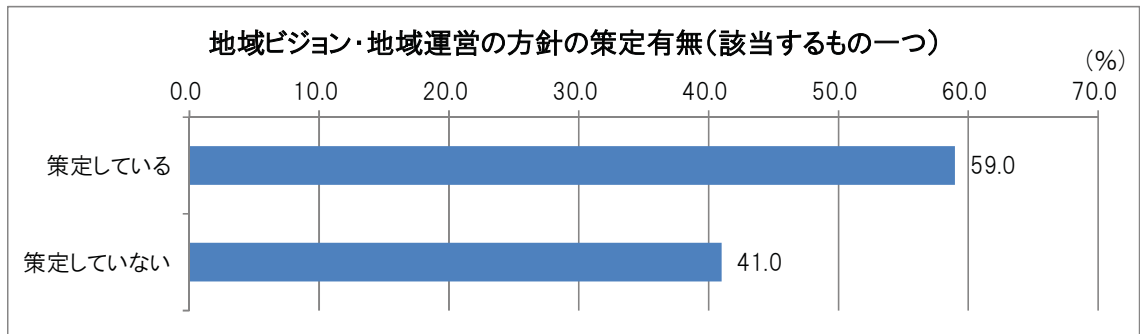
5-4. 協議組織と実行組織(個票 問1-2)

- ・「協議組織と実行組織の両方」(80.7%) が最も多くなっている。



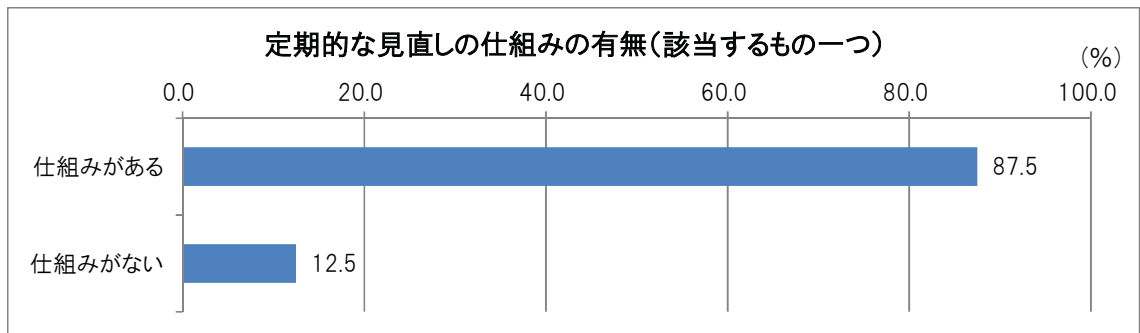
5-4. 地域の将来ビジョン策定の有無(個票 問1-3)

- ・「策定している」(59.0%)、「策定していない」(41.0%)となっている。



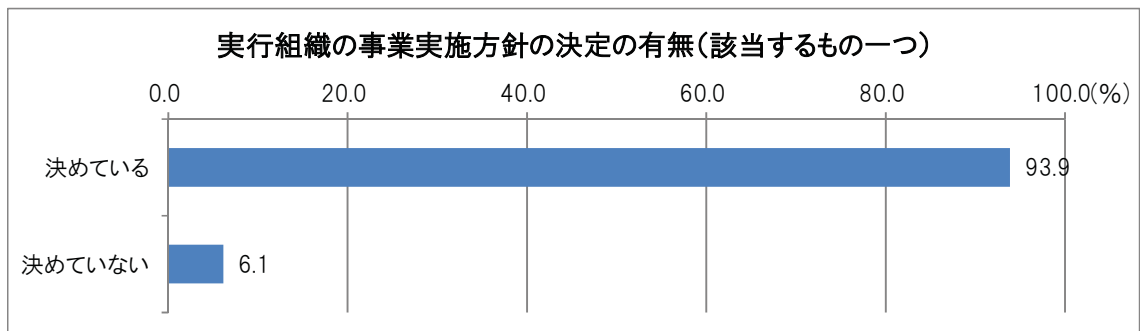
5-4-1. 地域のビジョンや地域運営の方針の定期的な見直しを行う仕組みの有無(個票 問1-3)

- ・「仕組みがある」(87.5%)となっており、地域の将来ビジョンを策定している地域運営組織の多くが、定期的に見直しを行う仕組みを備えている。



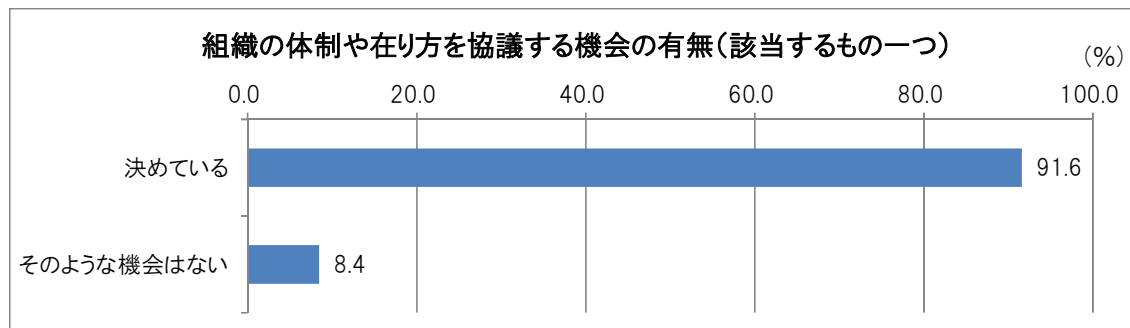
5-5. 実行組織の事業実施方針(事業計画や予算等)の決定の有無(個票 問1-4)

- ・「決めている」(93.9%)となっており、93.9%の地域運営組織が実行組織の事業方針を決定している。



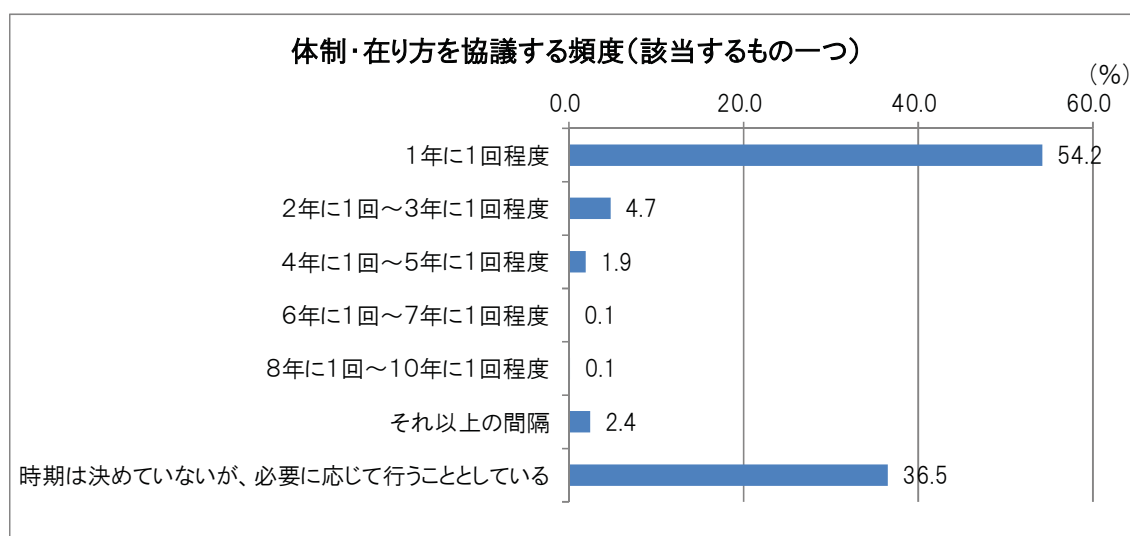
5-6. 自らの組織の体制・在り方等に関する協議を行う機会の有無 (個票 問1-5)

- ・自らの組織の体制・在り方等に関する協議を行う機会を「決めている」組織が 91.6%である。



5-6-1. 体制・在り方に関する協議の開催間隔(頻度)(個票 問1-5-1)

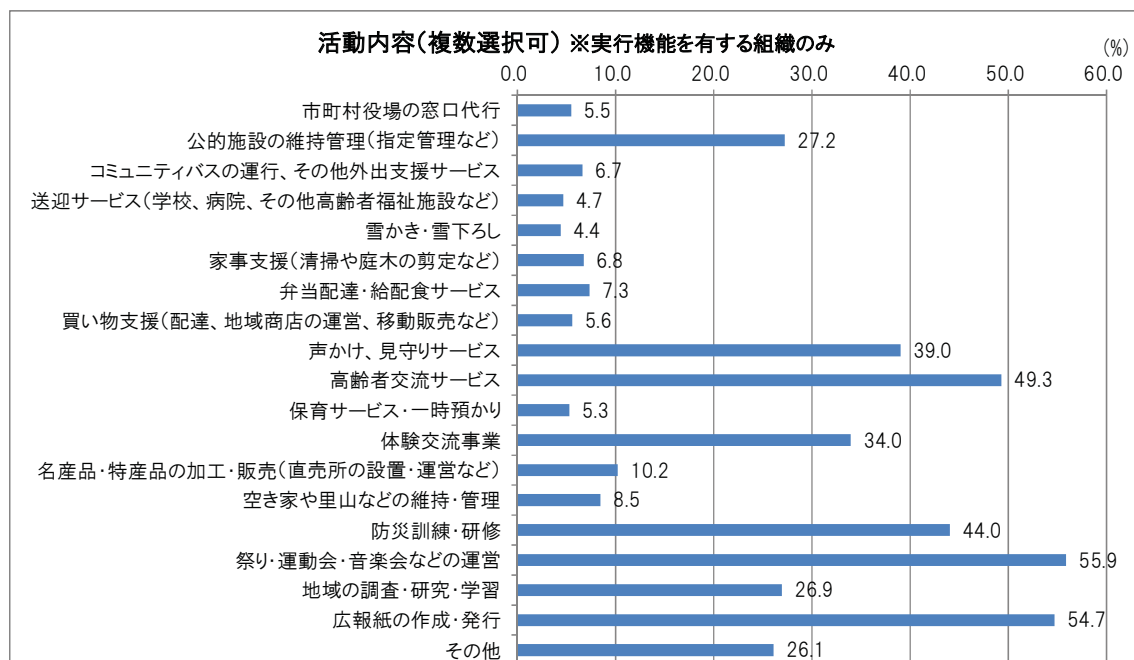
- ・自らの組織の体制・在り方等に関する協議を行う機会を決めている組織のなかでは、「1年に1回程度」(54.2%)が最も多い。次いで「時期は決めていないが、必要に応じて行うこととしている」(36.5%)が多い。



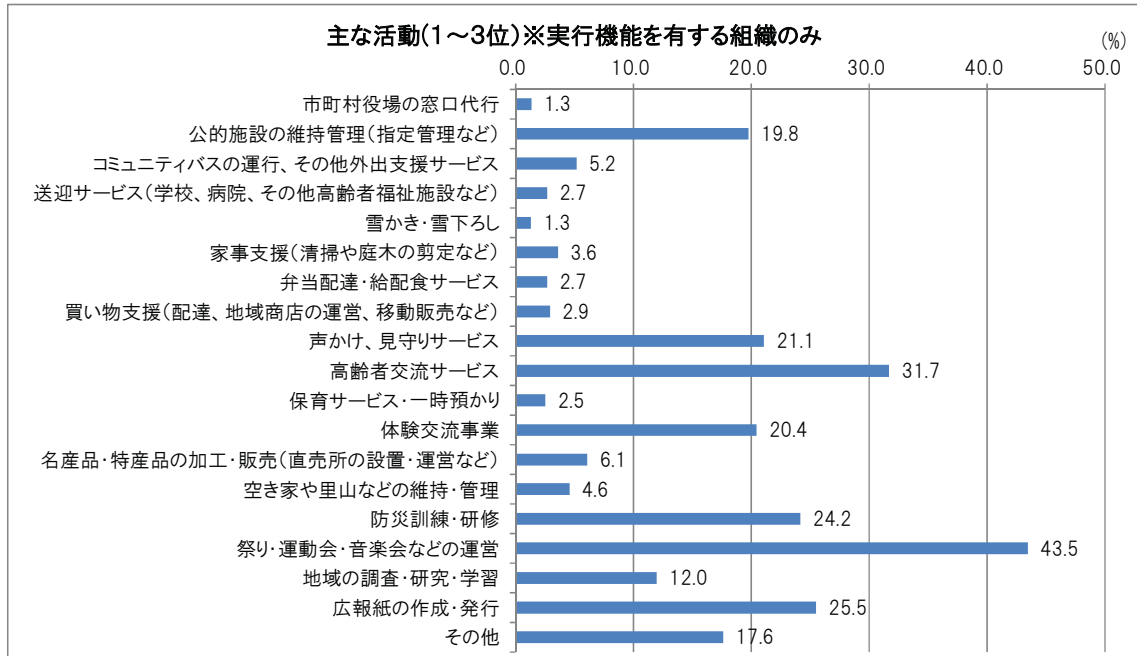
6. 実行組織の活動

6-1. 行っている活動(個票 問1-6、問1-6-2)

- ・地域の生活やくらしを守る取組としては、「高齢者交流サービス」(49.3%)が最も多く、次いで「声かけ・見守りサービス」(39.0%)となっている。また、その他の取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」(55.9%)、「広報紙の作成・発行」(54.7%)といった活動が多い。

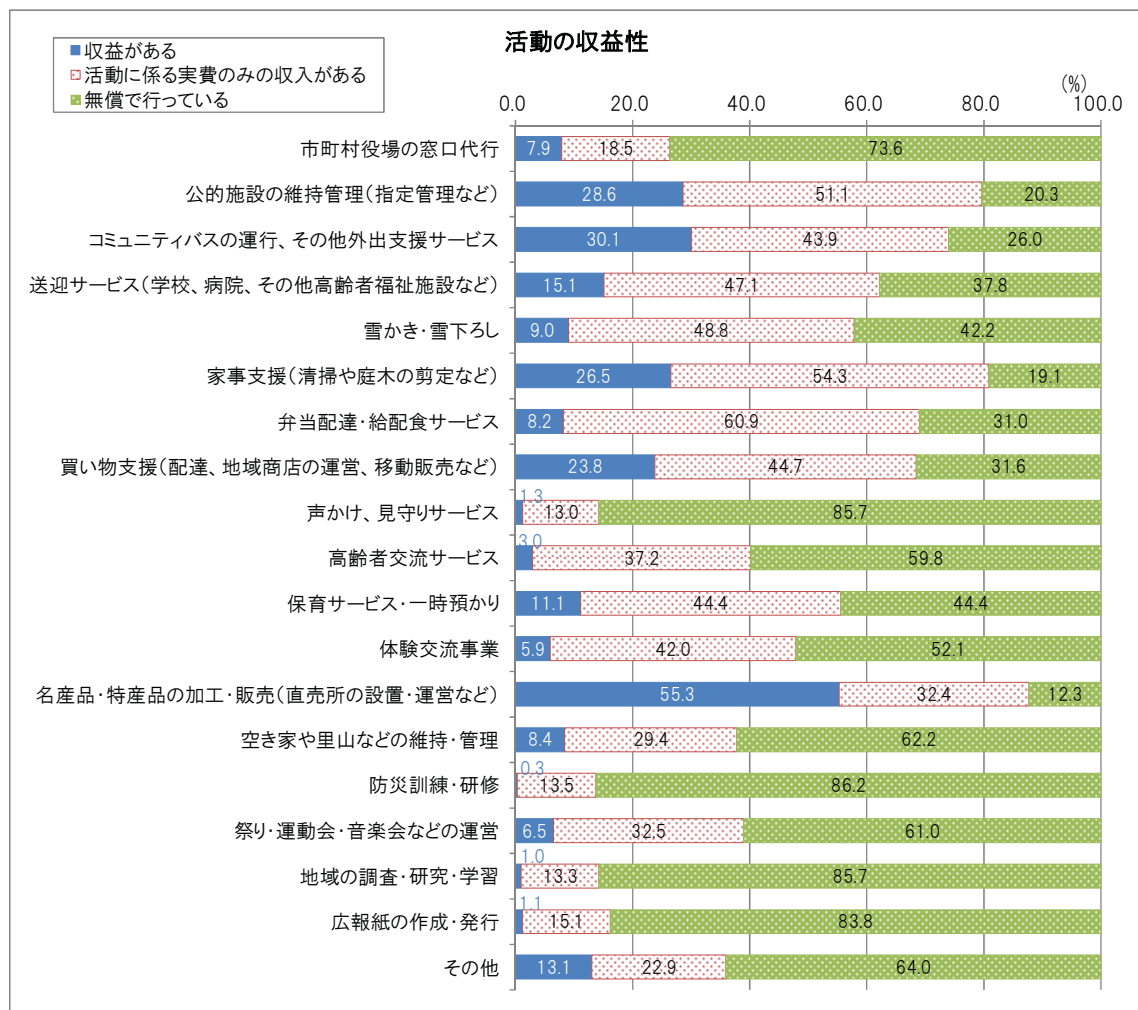


- ・主要上位3つの活動を見ると、地域の生活や暮らしを守る取組としては、「高齢者交流サービス」(31.7%)が最も多く、次いで「声かけ・見守りサービス」(21.1%)となっている。そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」(43.5%)、「広報紙の作成・発行」(25.5%)などが多い。



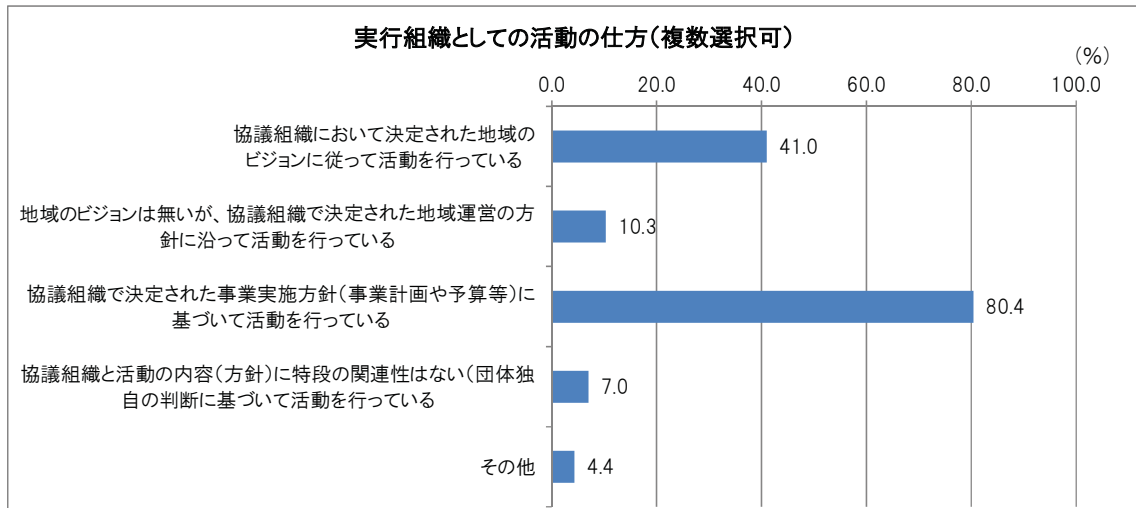
6-1-1. 行っている活動の収益性(個票 問1-6-1)

- ・「収益がある」と回答した組織が多い活動は「名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)」(55.3%)である。
- ・「活動に係る実費のみの収入がある」と回答した組織が多い活動は、「弁当配達・給配食サービス」(60.9%)が最も多く、次いで「家事支援(清掃や庭木の剪定など)」(54.3%)、「公的施設の維持管理(指定管理など)」(51.1%)、となっている。
- ・「無償で行っている」組織が多い活動としては、「防災訓練・研修」(86.2%)が最も多く、「声かけ、見守りサービス」(85.7%)、「地域の調査・研究・学習」(85.7%)となっている。



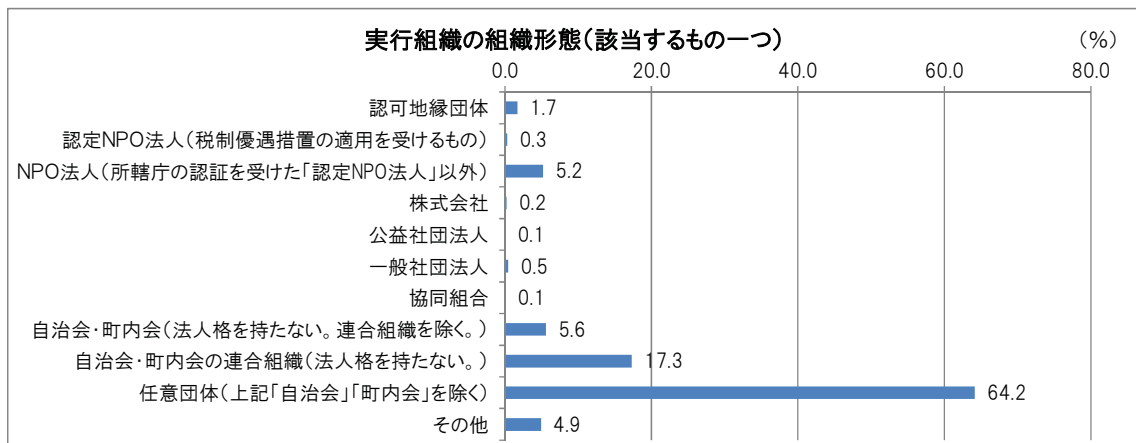
6-2. 協議組織との関係(個票 問3-1)

- ・「協議組織で決定された事業実施方針(事業計画や予算等)に基づいて活動を行っている」(80.4%)が最も多く、次いで「協議組織において決定された地域のビジョンに従って活動を行っている」(41.0%)となっている。



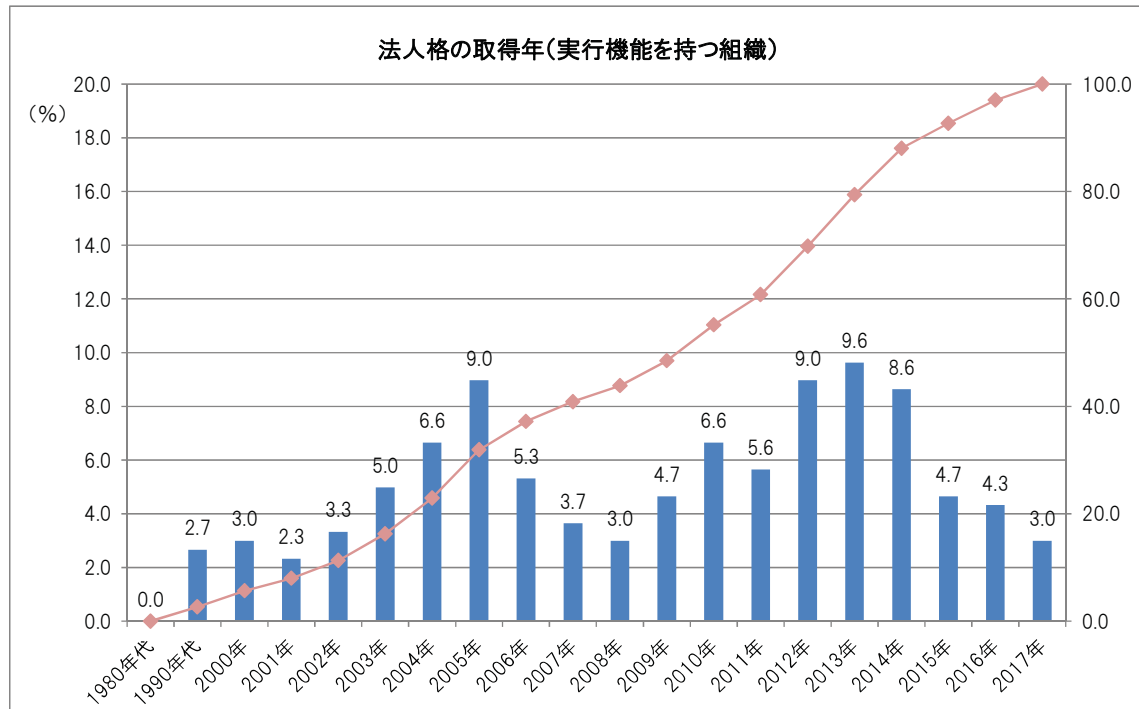
6-3. 地域運営組織の組織形態(個票 問3-3)

- ・「任意団体(自治会・町内会及びその連合組織を除く)」(64.2%)が最も多くなっており、「自治会・町内会の連合組織(法人格を持たないもの。)」(17.3%)、「自治会・町内会(法人格を持たないもの。連合組織を除く。)」(5.6%)を加えると、87.1%が法人格を持たない任意団体となっている。また、法人格を有している組織形態の中では、「NPO法人(所轄庁の認証を受けた「認定NPO法人」以外)」(5.2%)が最も多くなっている。



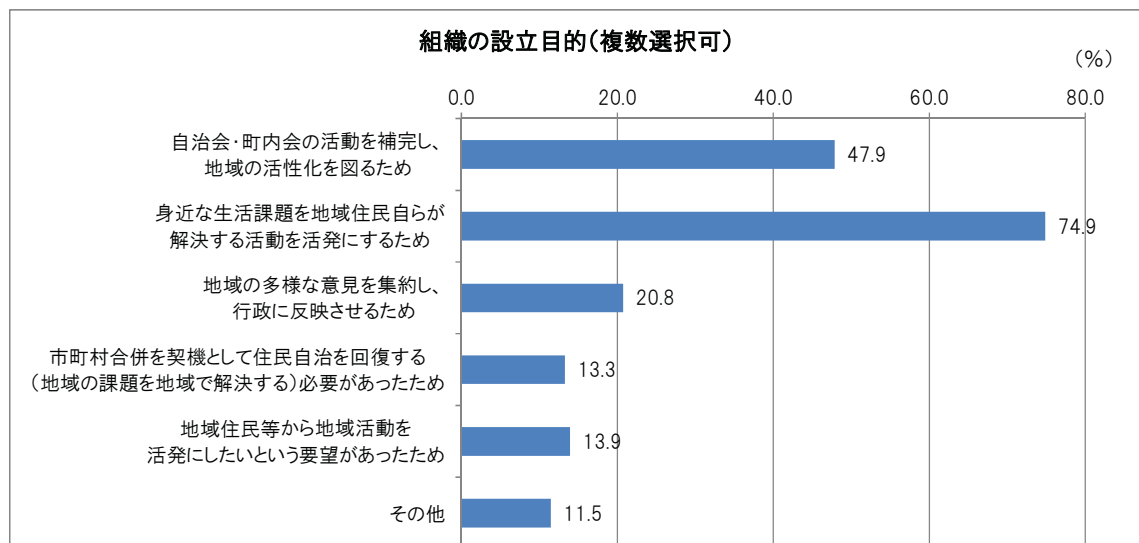
6-3-1. 法人格取得年(個票 問3-4)

- 法人格を取得した組織数は 2005 年まで増加しその後減少したが、2008 年を境に増加基調に転じ、2013 年にピークを迎えた。2014 年以降は減少基調にある。



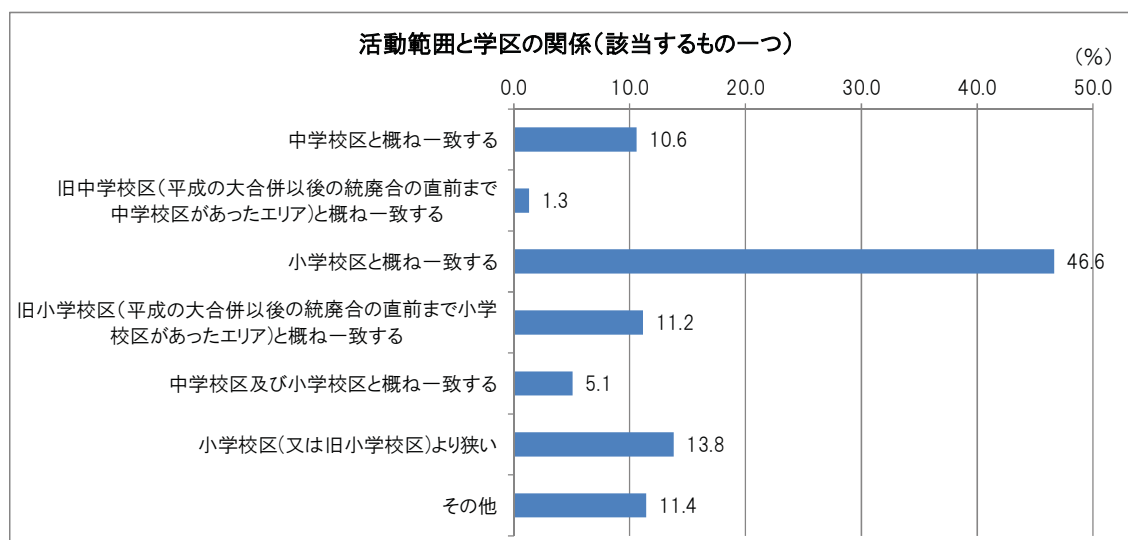
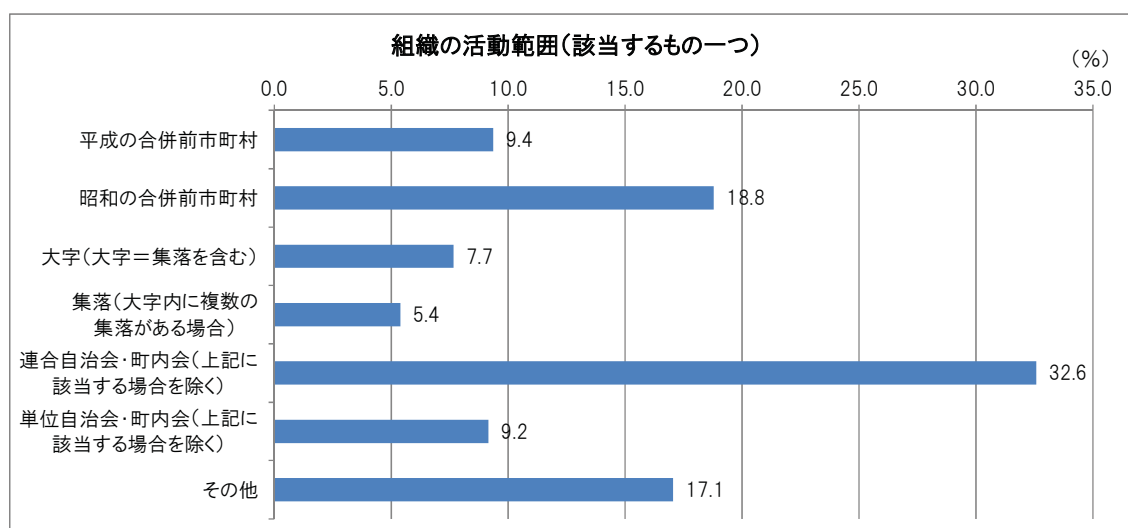
6-4. 地域運営組織の設立目的(複数回答)(個票 問3-5)

- 「身近な生活課題を地域住民自らが解決する活動を活発にするため」(74.9%) が最も多くなっており、次いで「自治会・町内会の活動を補完し、地域活性化を図るため」(47.9%) となっている。



6-5. 地域運営組織の活動範囲(個票 問3-6、3-7)

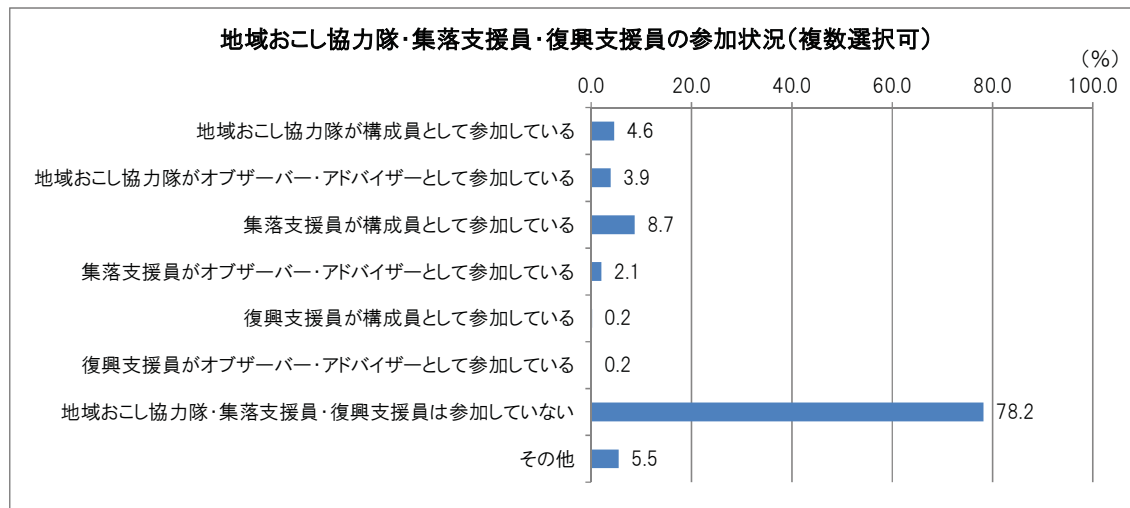
- ・「連合自治会・町内会」(32.6%) が最も多くなっており、次いで「昭和の合併前市町村」(18.8%) となっている。
- ・また、学区との関係性については、「小学校区と概ねと一致する」(46.6%) が最も多くなっており、「小学校区(又は旧小学校区)より狭い」(13.8%)、「旧小学校区(平成の大合併以後の統廃合の直前まで小学校区があったエリア)と概ね一致する」も 11.2% となっている。全体の約 60% が概ね小学校区または旧小学校区を活動範囲としている。



6-6. 地域おこし協力隊等の参加状況について

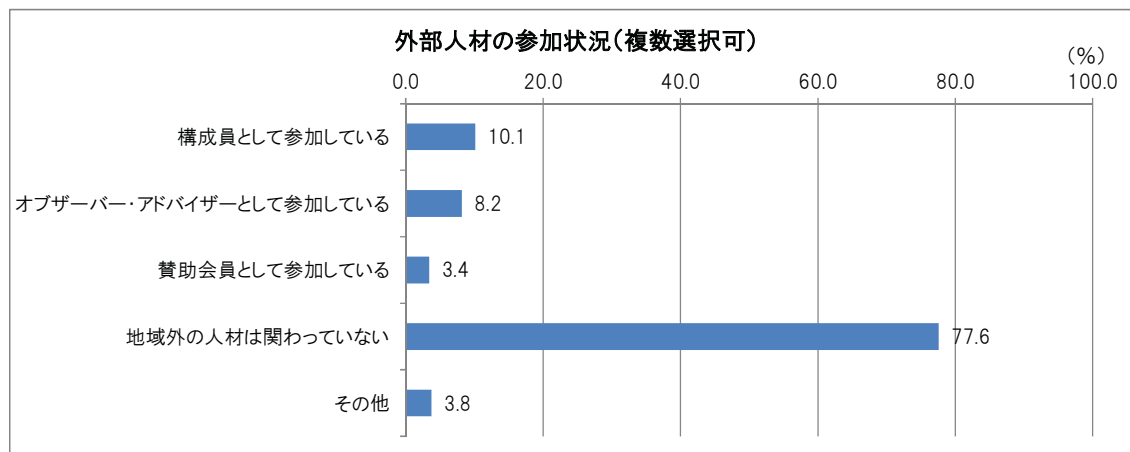
(1) 地域おこし協力隊等の参加状況(複数回答)(個票 問3-8)

- ・「地域おこし協力隊・集落支援員・復興支援員は参加していない」(78.2%) が最も多くなっており、「参加している」との回答の中では「集落支援員が構成員として参加している」(8.7%) が最も多くなっている。



(2) 地域おこし協力隊等以外の地域外の人材の参加状況(複数回答)(個票 問3-9)

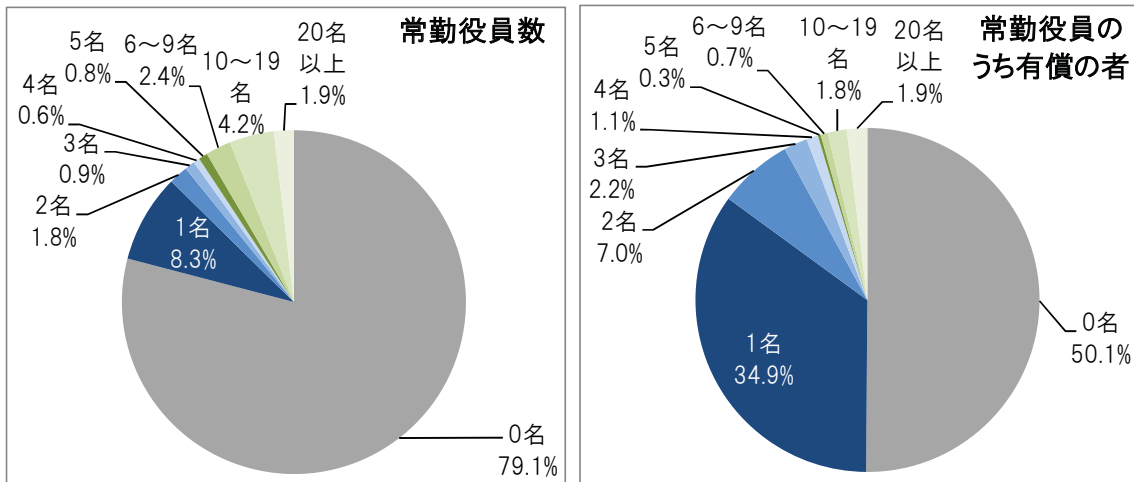
- ・「地域外の人材は関わっていない」(77.6%) が最も多くなっており、「参加している」との回答の中では「構成員として参加している」(10.1%) が最も多くなっている。



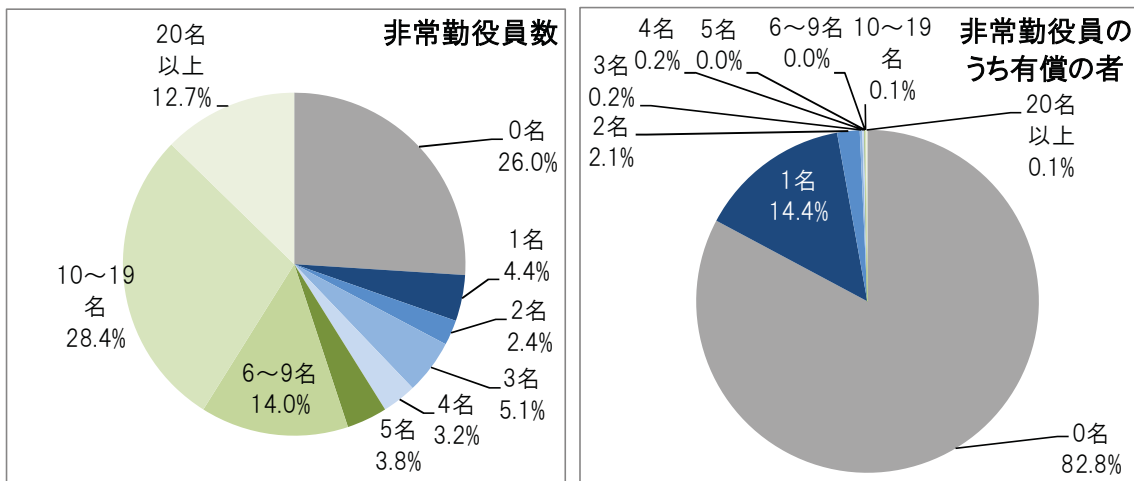
6-7. 地域運営組織の専任事務スタッフ

(1) 役員について(個票 問3-10)

- ・ 常勤役員数は、「0名」が最も多く（79.1%）、次いで「1名」（8.3%）、「10～19名」（4.2%）となっている。
- ・ 常勤役員のうち有償の者については、「0名」が最も多く（50.1%）、次いで「1名」（34.9%）、「2名」（7.0%）となっている。

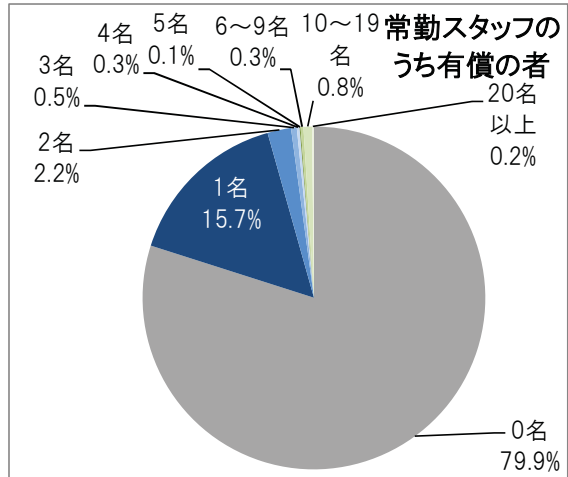
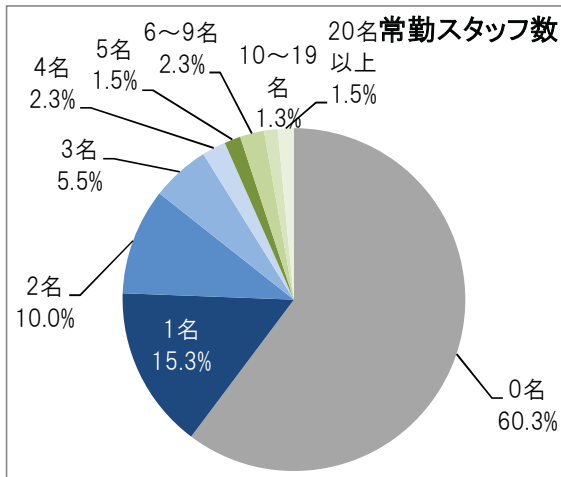


- ・ 非常勤役員数は、「10～19名」が最も多く（28.4%）、次いで「0名」（26.0%）、「6～9名」（14.0%）となっている。
- ・ 非常勤役員のうち有償の者については、「0名」が最も多く（82.8%）、次いで「1名」（14.4%）、「2名」（2.1%）となっている。

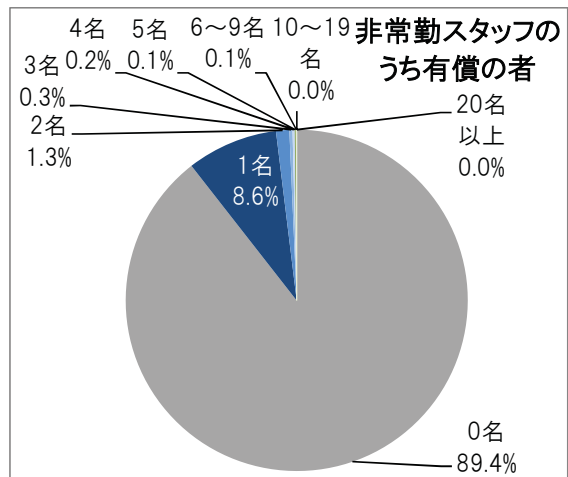
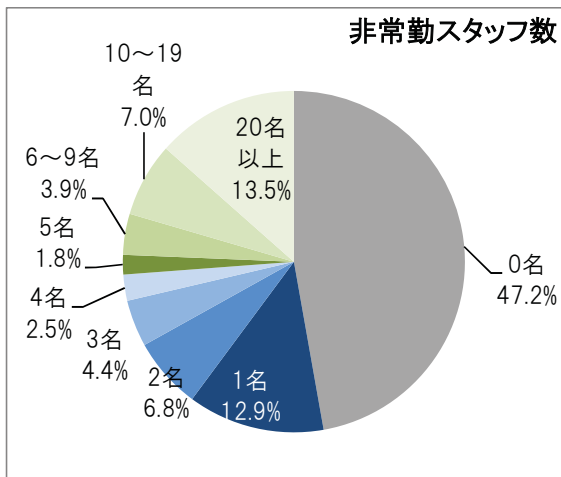


(2)スタッフについて(個票 問3-10)

- ・常勤スタッフ数は、「0名」が最も多く（60.3%）、次いで「1名」（15.3%）、「2名」（10.0%）となっている。
- ・常勤役員のうち有償の者については、「0名」が最も多く（79.9%）、次いで「1名」（15.7%）、「2名」（2.2%）となっている。

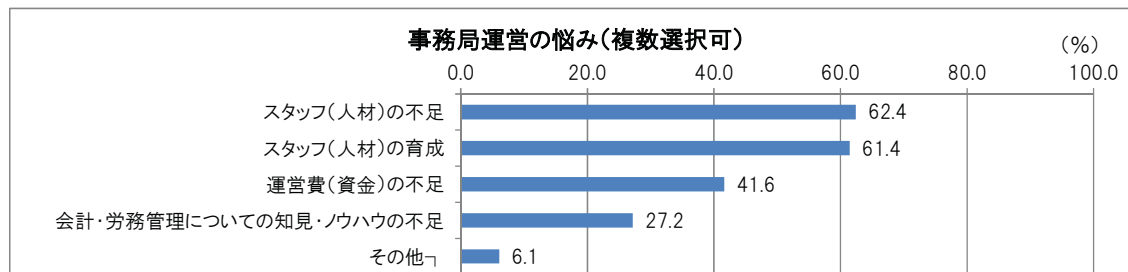


- ・非常勤役員数は、「0名」が最も多く（47.2%）、次いで「20名以上」（13.5%）、「1名」（12.9%）となっている。
- ・非常勤役員のうち有償の者については、「0名」が最も多く（89.4%）、次いで「1名」（8.6%）、「2名」（1.3%）となっている。



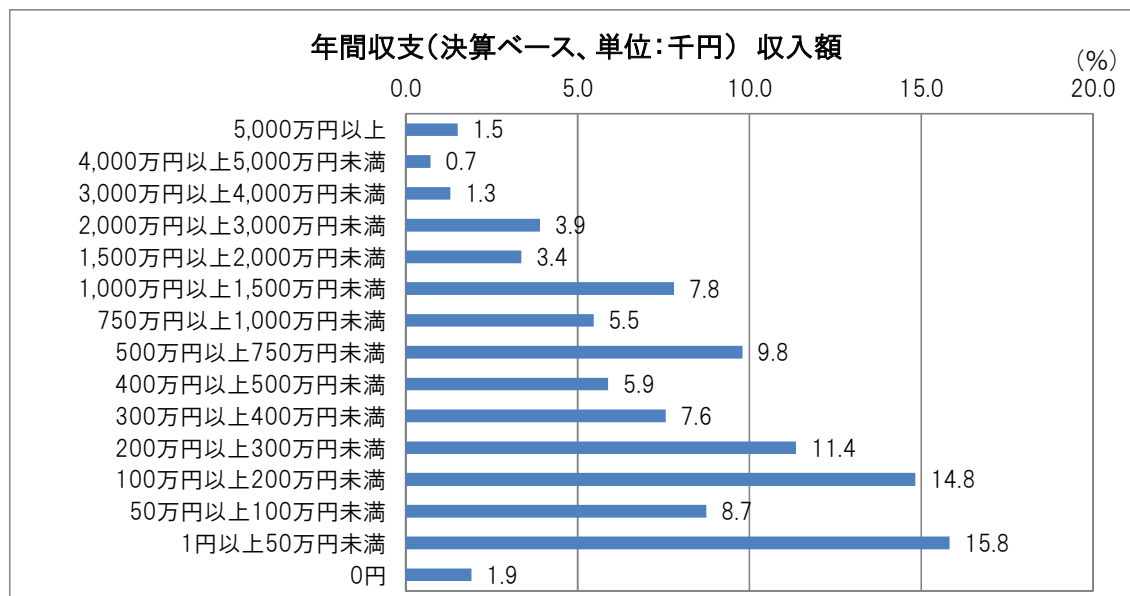
6-7. 事務局運営に当たって困っていること(複数回答)(個票 問3-11)

- ・「スタッフ（人材）の不足」(62.4%) が最も多く、次いで「スタッフ（人材）の育成」(61.4%) となっている。

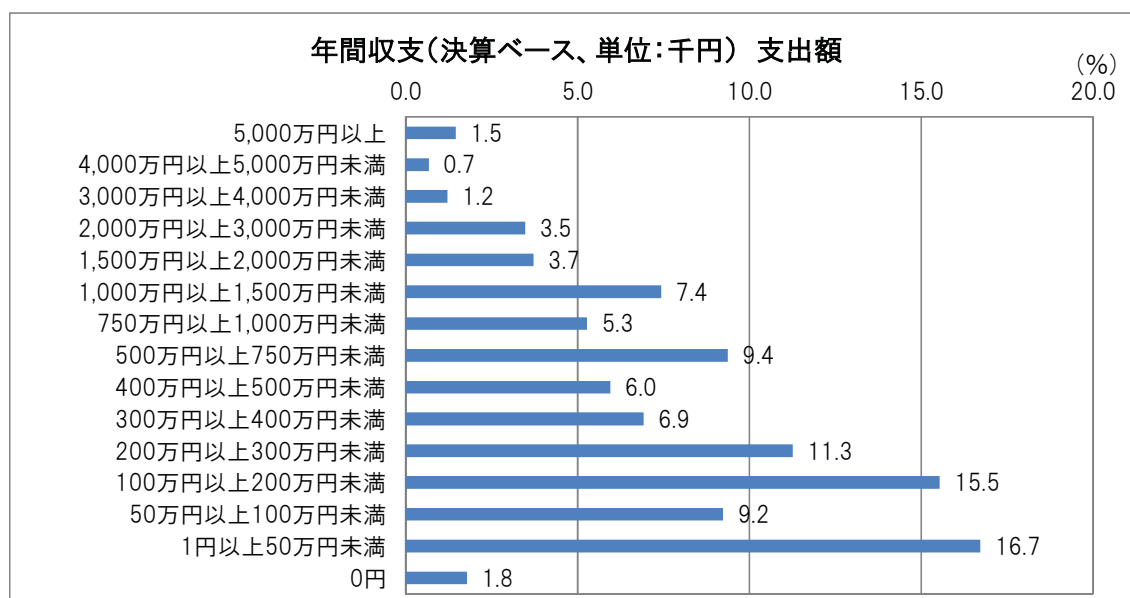


6-8. 運営経費(個票 問3-12)

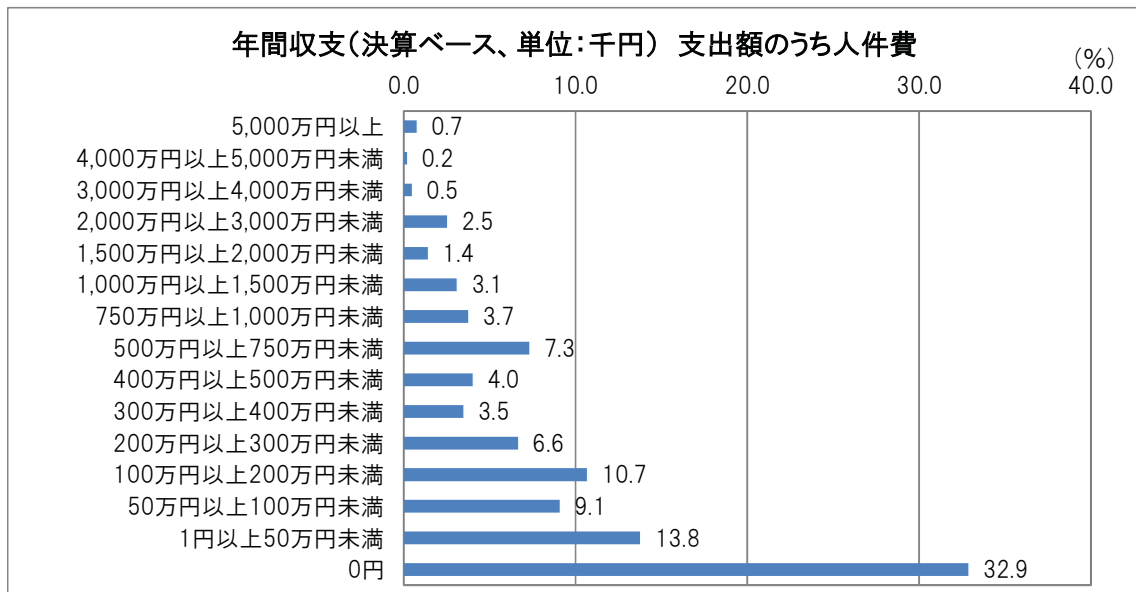
- ・年間の収入額では、「1 円以上 50 万円未満」(15.8%) が最も多く、次いで「100 万円以上 200 万円未満」(14.8%) となっている。約半数が「300 万円未満」である。



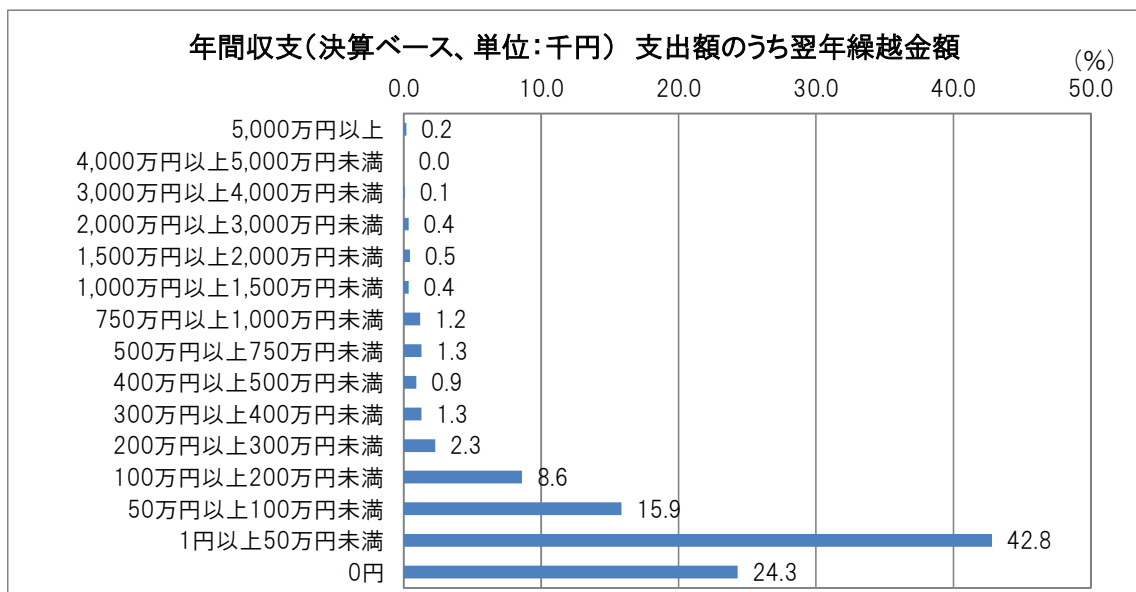
- ・年間の支出額では、「1 円以上 50 万円未満」(16.7%) が最も多く、次いで「100 万円以上 200 万円未満」(15.5%) となっている。収入額と同様、約半数が「300 万円未満」である。



- ・年間の人件費では、「0円」(32.9%)が最も多く、次いで「1円以上50万円未満」(13.8%)となっている。

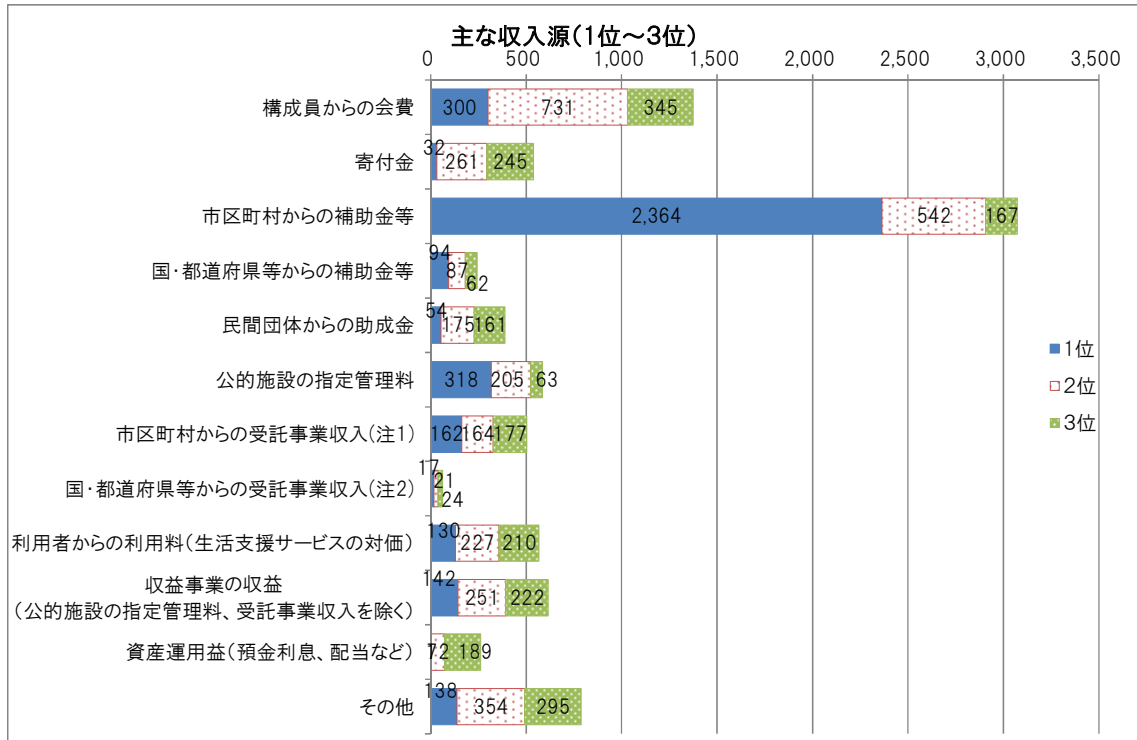


- ・年間の支出額のうち翌年繰越金額については、「1円以上50万円未満」(42.8%)が最も多く、次いで「0円」(24.3%)となっている。



6-8-1. 地域運営組織の主な収入源(個票 問3-13)

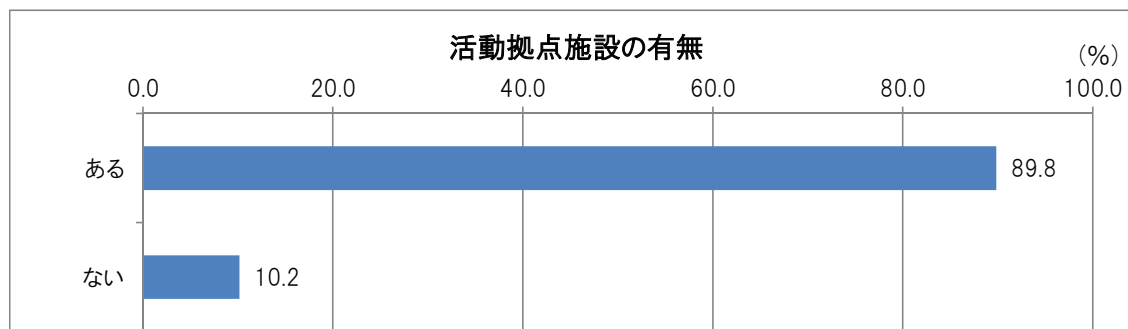
- ・「市町村からの補助金等」が最も多くなっており、次いで「構成員からの会費」、「公的施設の指定管理料」、「利用者からの利用料（生活支援サービスの対価）」及び「収益事業の収益（公的施設の管理料、受託事業収入を除く）」となっている。



6-9. 地域運営組織の活動拠点施設について

(1) 活動拠点施設の有無(個票 問3-14)

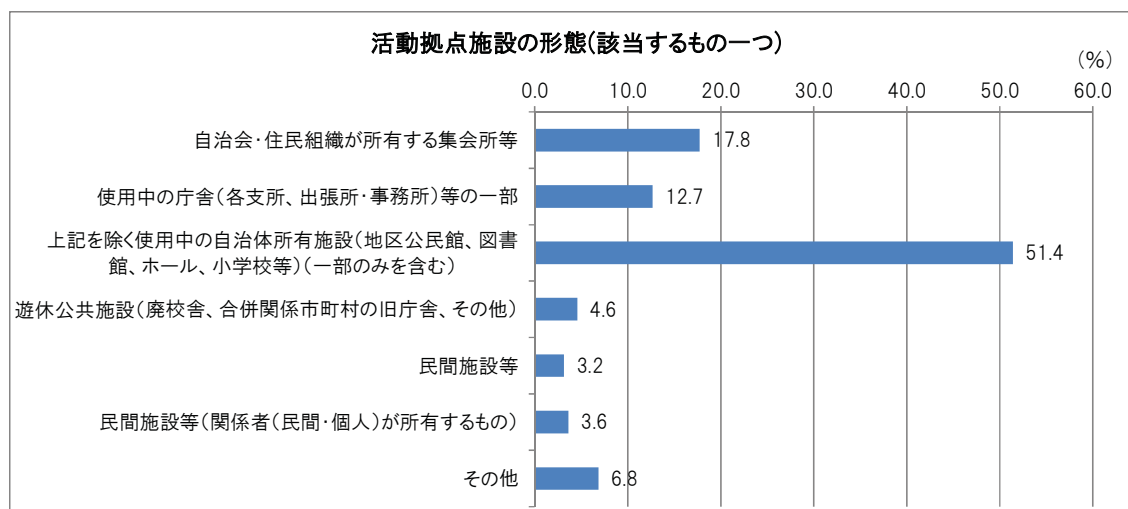
- ・活動拠点施設が「ある」(89.8%) となっている。



(2) 活動拠点施設の形態(個票 問3-15)

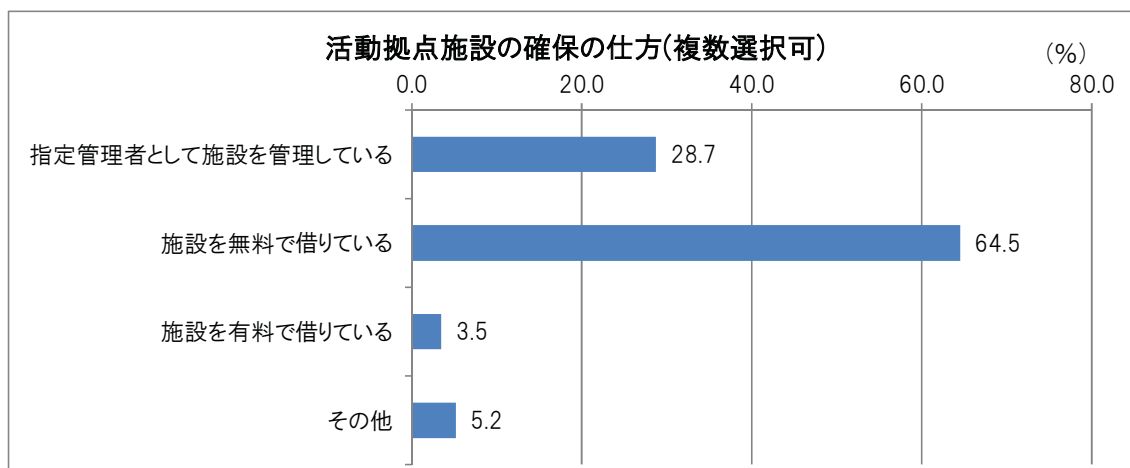
(活動拠点施設があると回答した団体への追加質問)

- ・「使用中の自治体所有の施設(地区公民館、図書館、ホール、小学校等)(一部)のみを含む」(使用中の庁舎を除く)(51.4%) が最も多くなっており、次いで「自治会・住民組織が所有する集会所等」(17.8%)、「使用中の庁舎(各支所、出張所・事務所)等の一部」(12.7%) となっている。



(3)活動拠点施設の確保方法(複数回答)(個票 問3-16)
(公共施設を活動拠点としていると回答した団体への追加質問)

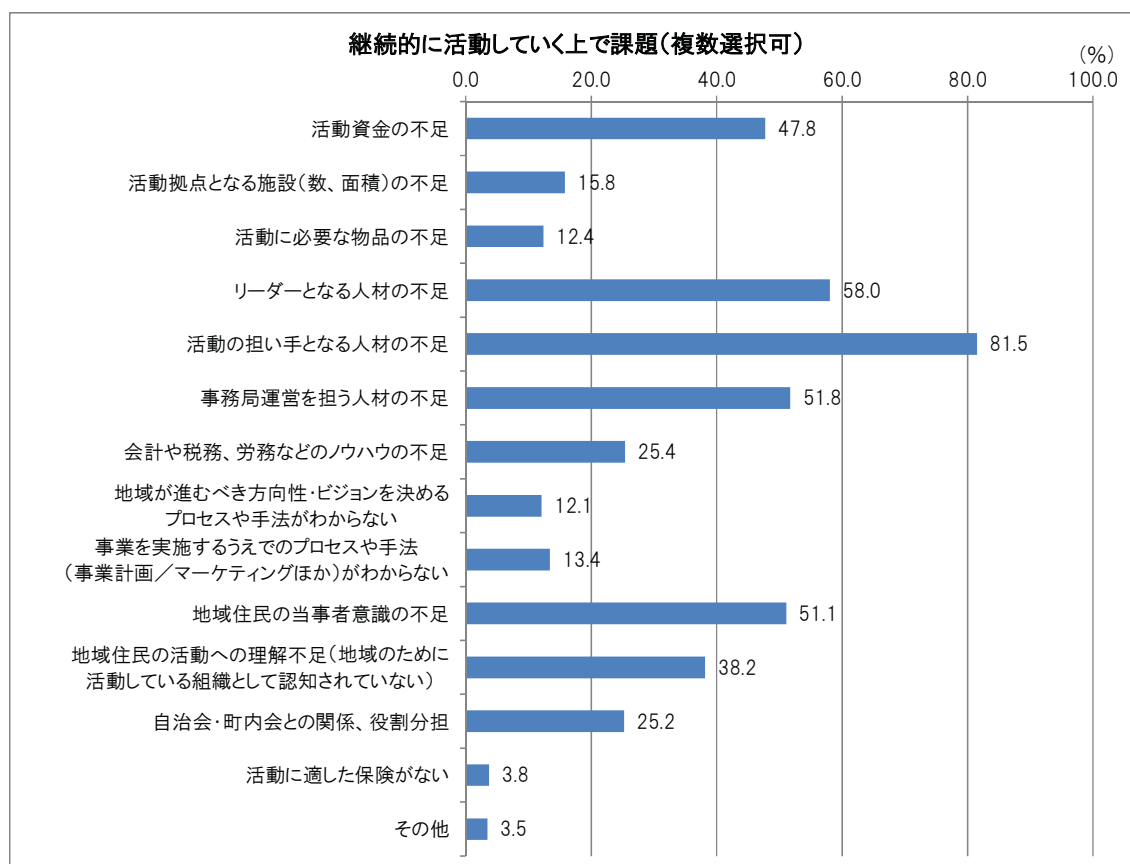
- ・「施設を無料で借りている」(64.5%)が最も多くなっており、次いで「指定管理者として施設を管理している」(28.7%)となっている。



6-10. 地域運営組織が継続的に活動していく上での課題について

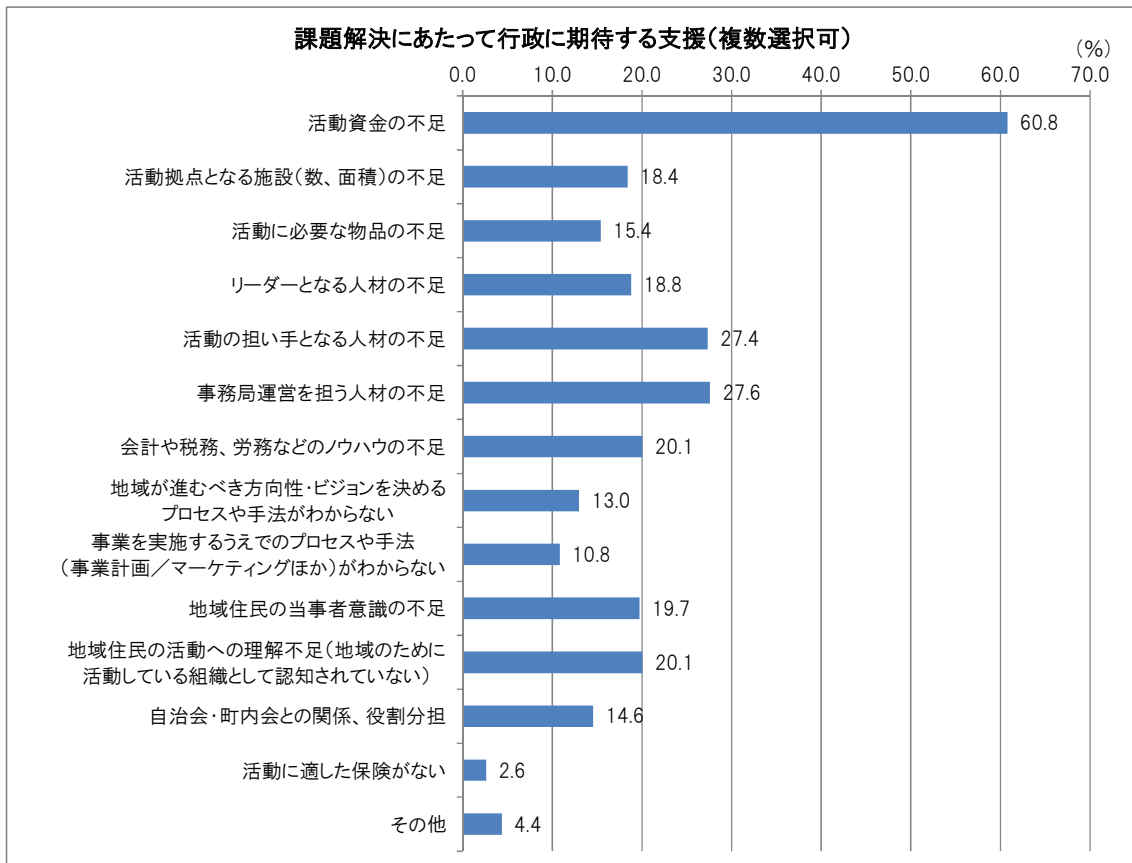
(1) 継続的に活動していく上での課題(複数回答)(個票 問3-17)

- ・「活動の担い手となる人材の不足」(81.5%) が最も多くなっており、次いで「リーダーとなる人材の不足」(58.0%)、「事務局運営を担う人材の不足」(51.8%)、「地域住民の当事者意識の不足」(51.1%)、「活動資金の不足」(47.8%) となっている。



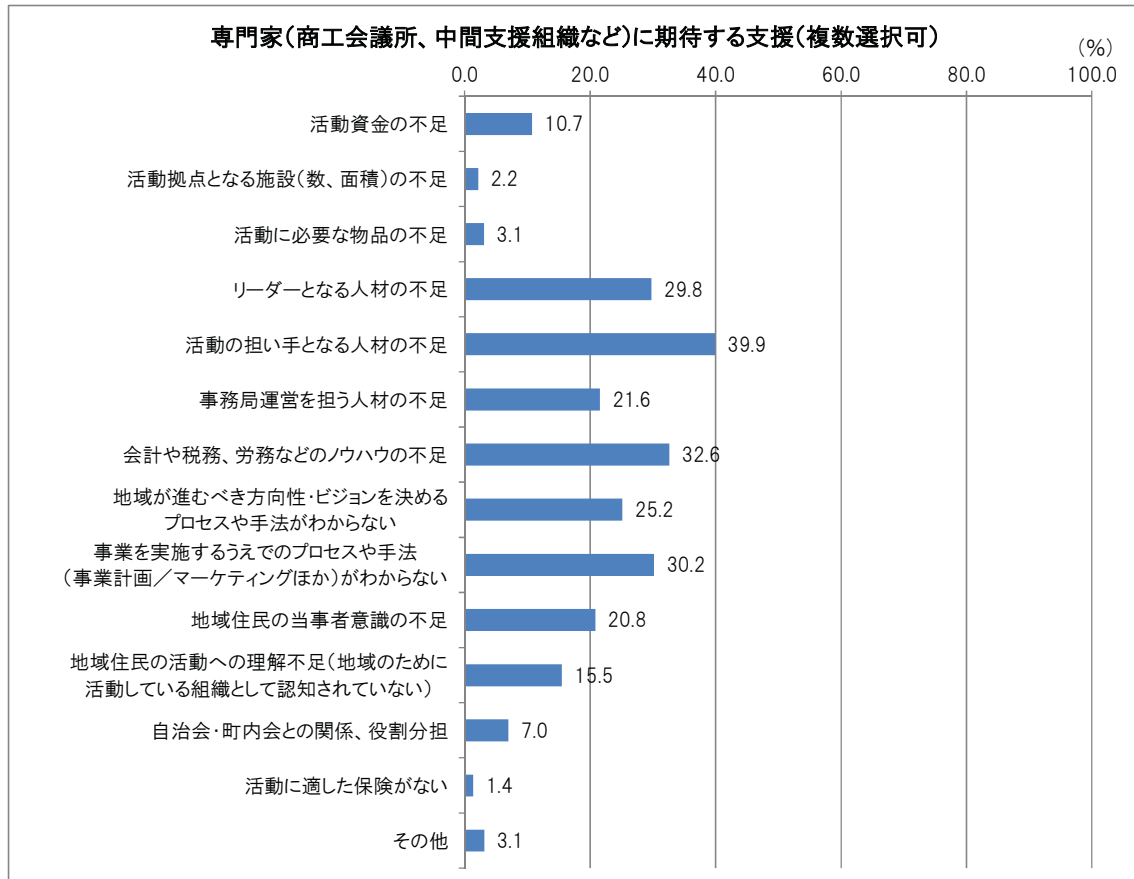
(2)行政からの支援を期待するもの(複数回答)(個票 問3-18)

- ・「活動資金の不足」(60.8%) が最も多く、次いで「事務局運営を担う人材の不足」(27.6%)、「活動の担い手となる人材の不足」(27.4%)、「会計や税務、労務などのノウハウの不足」・「地域住民の活動への理解不足(地域のために活動している組織として認知されていない)」(20.1%) となっている。
- ・「地域住民の当事者意識の不足」(19.7%) も多い。



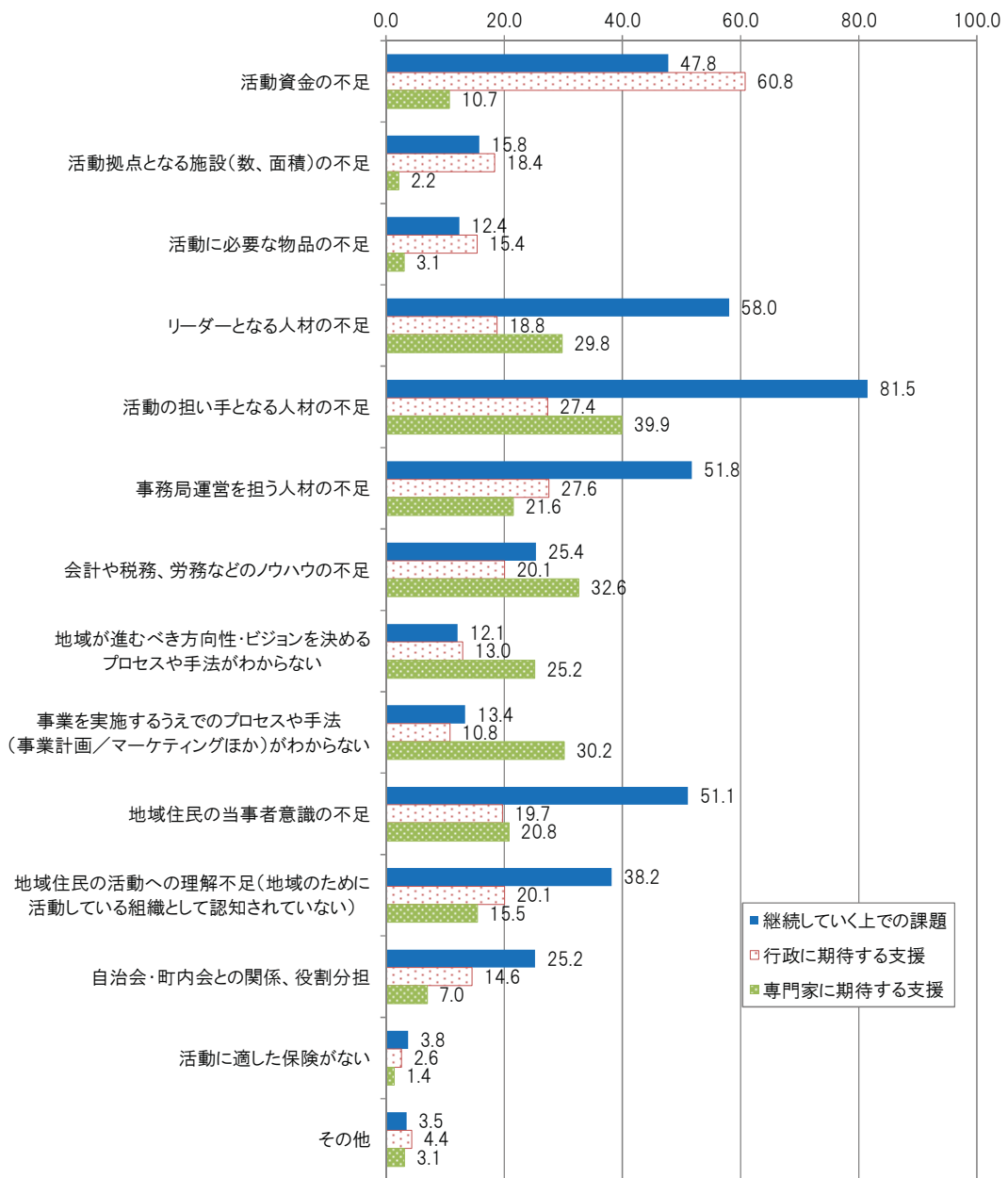
(3) 専門家からの支援を期待するもの(複数回答)(個票 問3-19)

- ・「活動の担い手となる人材の不足」(39.9%)、「会計や税務、労務などのノウハウ不足」(32.6%) が最も多くなっており、次いで「事業を実施するうえでのプロセスや手法(事業計画/マーケティングほか)がわからない」(30.2%)、「リーダーとなる人材の不足」(29.8%) となっている。



課題解決にあたって期待する支援(複数選択可)

(%)



【参考資料5】市区町村票の都道府県別集計

1. 地域運営組織の有無、設置数、設置状況、必要性

都道府県名	地域運営組織の有無					組織数	設置状況						必要性					
	ある		ない		合計		全部		一部		不明		感じない		今後		今すぐ	
01_北海道	43	26%	124	74%	167	82	14	33%	28	65%	1	2%	24	19%	100	81%	0	0%
02_青森県	15	39%	23	61%	38	58	4	27%	9	60%	2	13%	4	17%	19	83%	0	0%
03_岩手県	7	22%	25	78%	32	131	3	43%	4	57%	0	0%	1	4%	22	88%	2	8%
04_宮城県	18	55%	15	45%	33	101	7	39%	11	61%	0	0%	2	13%	12	80%	1	7%
05_秋田県	16	64%	9	36%	25	80	6	38%	9	56%	1	6%	2	22%	7	78%	0	0%
06_山形県	9	26%	26	74%	35	30	3	33%	6	67%	0	0%	1	4%	22	85%	3	12%
07_福島県	14	24%	44	76%	58	51	4	31%	9	69%	0	0%	5	11%	38	86%	1	2%
08_茨城県	6	14%	36	86%	42	17	2	33%	4	67%	0	0%	1	3%	35	97%	0	0%
09_栃木県	6	24%	19	76%	25	33	1	17%	5	83%	0	0%	0	0%	18	95%	1	5%
10_群馬県	15	43%	20	57%	35	52	5	36%	8	57%	1	7%	2	10%	18	90%	0	0%
11_埼玉県	24	39%	38	61%	62	84	9	39%	13	57%	1	4%	4	11%	34	89%	0	0%
12_千葉県	26	48%	28	52%	54	170	4	16%	19	76%	2	8%	3	11%	23	82%	2	7%
13_東京都	12	19%	50	81%	62	78	4	33%	7	58%	1	8%	15	31%	33	67%	1	2%
14_神奈川県	10	30%	23	70%	33	38	3	30%	6	60%	1	10%	8	35%	15	65%	0	0%
15_新潟県	16	57%	12	43%	28	153	5	31%	11	69%	0	0%	3	25%	8	67%	1	8%
16_富山県	7	47%	8	53%	15	13	1	14%	6	86%	0	0%	1	13%	6	75%	1	13%
17_石川県	5	26%	14	74%	19	19	2	40%	3	60%	0	0%	1	7%	12	86%	1	7%
18_福井県	7	41%	10	59%	17	22	1	14%	6	86%	0	0%	1	10%	8	80%	1	10%
19_山梨県	9	35%	17	65%	26	9	3	33%	6	67%	0	0%	3	19%	13	81%	0	0%
20_長野県	26	34%	50	66%	76	201	17	68%	7	28%	1	4%	5	10%	42	86%	2	4%
21_岐阜県	27	68%	13	33%	40	187	9	33%	18	67%	0	0%	2	15%	11	85%	0	0%
22_静岡県	18	53%	16	47%	34	162	6	33%	12	67%	0	0%	3	19%	12	75%	1	6%
23_愛知県	22	43%	29	57%	51	127	5	24%	16	76%	0	0%	0	0%	27	93%	2	7%
24_三重県	11	39%	17	61%	28	182	7	64%	4	36%	0	0%	2	12%	13	76%	2	12%
25_滋賀県	11	58%	8	42%	19	89	7	64%	4	36%	0	0%	1	13%	7	88%	0	0%
26_京都府	12	48%	13	52%	25	51	1	8%	11	92%	0	0%	3	23%	10	77%	0	0%
27_大阪府	21	53%	19	48%	40	321	9	43%	11	52%	1	5%	6	32%	13	68%	0	0%
28_兵庫県	27	68%	13	33%	40	254	12	44%	15	56%	0	0%	0	0%	11	85%	2	15%
29_奈良県	10	26%	28	74%	38	18	3	30%	7	70%	0	0%	1	4%	25	89%	2	7%
30_和歌山県	6	20%	24	80%	30	22	0	0%	6	100%	0	0%	2	8%	20	83%	2	8%
31_鳥取県	14	74%	5	26%	19	75	3	21%	11	79%	0	0%	0	0%	5	100%	0	0%
32_島根県	11	61%	7	39%	18	54	2	18%	9	82%	0	0%	1	14%	6	86%	0	0%
33_岡山県	19	70%	8	30%	27	211	6	32%	13	68%	0	0%	0	0%	8	100%	0	0%
34_広島県	12	55%	10	45%	22	78	5	45%	5	45%	1	9%	1	10%	8	80%	1	10%
35_山口県	9	50%	9	50%	18	61	2	22%	7	78%	0	0%	0	0%	8	89%	1	11%
36_徳島県	7	30%	16	70%	23	48	1	14%	6	86%	0	0%	4	25%	11	69%	1	6%
37_香川県	5	36%	9	64%	14	30	3	60%	1	20%	1	20%	1	11%	8	89%	0	0%
38_愛媛県	13	68%	6	32%	19	68	1	8%	12	92%	0	0%	1	17%	5	83%	0	0%
39_高知県	24	75%	8	25%	32	44	3	13%	21	88%	0	0%	0	0%	6	75%	2	25%
40_福岡県	20	33%	40	67%	60	87	13	65%	7	35%	0	0%	3	8%	34	85%	3	8%
41_佐賀県	7	37%	12	63%	19	36	1	14%	5	71%	1	14%	1	8%	10	83%	1	8%
42_長崎県	13	62%	8	38%	21	72	1	8%	11	92%	0	0%	1	13%	7	88%	0	0%
43_熊本県	11	26%	31	74%	42	126	3	27%	8	73%	0	0%	3	10%	25	81%	3	10%
44_大分県	12	75%	4	25%	16	73	3	25%	9	75%	0	0%	1	25%	2	50%	1	25%
45_宮崎県	11	44%	14	56%	25	52	5	45%	6	55%	0	0%	1	7%	12	86%	1	7%
46_鹿児島県	22	51%	21	49%	43	215	7	32%	15	68%	0	0%	3	14%	17	81%	1	5%
47_沖縄県	6	15%	35	85%	41	12	3	50%	3	50%	0	0%	9	26%	26	74%	0	0%
合計	672	40%	1,014	60%	1,686	4,177	219	33%	430	65%	15	2%	136	13%	832	82%	43	4%

2. 住民との協働でのまちづくりに関する条例等の制定状況

都道府県名	条例や要綱					
	条例		要綱		ない	
01_北海道	64	39%	28	17%	74	45%
02_青森県	10	26%	2	5%	26	68%
03_岩手県	10	31%	8	25%	14	44%
04_宮城県	7	21%	6	18%	20	61%
05_秋田県	6	24%	3	12%	16	64%
06_山形県	8	23%	2	6%	25	71%
07_福島県	15	26%	6	11%	36	63%
08_茨城県	9	22%	8	20%	24	59%
09_栃木県	12	50%	4	17%	8	33%
10_群馬県	4	12%	6	18%	24	71%
11_埼玉県	27	44%	8	13%	26	43%
12_千葉県	12	23%	11	21%	29	56%
13_東京都	21	34%	9	15%	32	52%
14_神奈川県	24	73%	4	12%	5	15%
15_新潟県	11	39%	1	4%	16	57%
16_富山県	3	20%	2	13%	10	67%
17_石川県	7	37%	0	0%	12	63%
18_福井県	4	24%	1	6%	12	71%
19_山梨県	4	15%	5	19%	17	65%
20_長野県	16	22%	11	15%	46	63%
21_岐阜県	14	35%	5	13%	21	53%
22_静岡県	10	31%	8	25%	14	44%
23_愛知県	26	52%	6	12%	18	36%
24_三重県	10	36%	4	14%	14	50%
25_滋賀県	12	63%	1	5%	6	32%
26_京都府	3	12%	6	24%	16	64%
27_大阪府	16	40%	5	13%	19	48%
28_兵庫県	19	49%	10	26%	10	26%
29_奈良県	6	16%	4	11%	28	74%
30_和歌山県	0	0%	3	10%	27	90%
31_鳥取県	9	47%	4	21%	6	32%
32_島根県	6	33%	5	28%	7	39%
33_岡山県	9	33%	10	37%	8	30%
34_広島県	6	29%	3	14%	12	57%
35_山口県	7	39%	0	0%	11	61%
36_徳島県	5	22%	3	13%	15	65%
37_香川県	3	21%	2	14%	9	64%
38_愛媛県	6	32%	4	21%	9	47%
39_高知県	5	16%	3	9%	24	75%
40_福岡県	18	30%	8	13%	34	57%
41_佐賀県	3	16%	0	0%	16	84%
42_長崎県	3	15%	6	30%	11	55%
43_熊本県	8	20%	2	5%	31	76%
44_大分県	7	44%	2	13%	7	44%
45_宮崎県	6	25%	4	17%	14	58%
46_鹿児島県	3	7%	7	17%	32	76%
47_沖縄県	4	10%	2	5%	35	85%
合計	498	30%	242	15%	926	56%

3. 地域運営組織の設置単位

都道府県名	設置単位としてあてはまるもの											
	平成の合併前		昭和の合併前		大字		集落		連合自治会		単位自治会	
01_北海道	12	35%	0	0%	2	6%	2	6%	10	29%	8	24%
02_青森県	4	29%	0	0%	0	0%	3	21%	5	36%	2	14%
03_岩手県	0	0%	3	50%	1	17%	0	0%	2	33%	0	0%
04_宮城県	2	13%	8	50%	2	13%	1	6%	3	19%	0	0%
05_秋田県	0	0%	5	38%	4	31%	3	23%	1	8%	0	0%
06_山形県	2	33%	2	33%	0	0%	2	33%	0	0%	0	0%
07_福島県	1	8%	6	50%	2	17%	0	0%	1	8%	2	17%
08_茨城県	0	0%	1	20%	0	0%	1	20%	2	40%	1	20%
09_栃木県	1	17%	0	0%	0	0%	1	17%	4	67%	0	0%
10_群馬県	4	29%	4	29%	2	14%	1	7%	1	7%	2	14%
11_埼玉県	6	33%	1	6%	3	17%	0	0%	6	33%	2	11%
12_千葉県	4	17%	2	9%	3	13%	3	13%	7	30%	4	17%
13_東京都	0	0%	0	0%	1	14%	1	14%	2	29%	3	43%
14_神奈川県	1	13%	0	0%	0	0%	1	13%	5	63%	1	13%
15_新潟県	2	15%	4	31%	1	8%	1	8%	4	31%	1	8%
16_富山県	1	14%	4	57%	0	0%	0	0%	2	29%	0	0%
17_石川県	0	0%	1	25%	0	0%	0	0%	2	50%	1	25%
18_福井県	1	14%	1	14%	1	14%	2	29%	1	14%	1	14%
19_山梨県	3	33%	2	22%	2	22%	1	11%	1	11%	0	0%
20_長野県	3	14%	5	24%	3	14%	5	24%	1	5%	4	19%
21_岐阜県	8	36%	5	23%	2	9%	0	0%	4	18%	3	14%
22_静岡県	1	7%	5	33%	5	33%	1	7%	3	20%	0	0%
23_愛知県	0	0%	2	14%	0	0%	1	7%	7	50%	4	29%
24_三重県	2	20%	5	50%	0	0%	0	0%	3	30%	0	0%
25_滋賀県	1	11%	1	11%	1	11%	0	0%	6	67%	0	0%
26_京都府	0	0%	3	30%	1	10%	1	10%	3	30%	2	20%
27_大阪府	0	0%	1	8%	1	8%	0	0%	7	54%	4	31%
28_兵庫県	2	9%	7	30%	0	0%	1	4%	12	52%	1	4%
29_奈良県	1	11%	2	22%	2	22%	0	0%	3	33%	1	11%
30_和歌山県	0	0%	0	0%	2	40%	0	0%	1	20%	2	40%
31_鳥取県	0	0%	6	50%	1	8%	0	0%	3	25%	2	17%
32_島根県	1	9%	4	36%	1	9%	1	9%	2	18%	2	18%
33_岡山県	0	0%	4	29%	2	14%	1	7%	5	36%	2	14%
34_広島県	2	18%	2	18%	1	9%	0	0%	5	45%	1	9%
35_山口県	0	0%	1	17%	1	17%	1	17%	3	50%	0	0%
36_徳島県	2	29%	1	14%	0	0%	1	14%	2	29%	1	14%
37_香川県	1	20%	0	0%	1	20%	0	0%	3	60%	0	0%
38_愛媛県	0	0%	3	27%	4	36%	0	0%	2	18%	2	18%
39_高知県	1	5%	5	24%	4	19%	10	48%	1	5%	0	0%
40_福岡県	2	13%	3	19%	1	6%	1	6%	7	44%	2	13%
41_佐賀県	0	0%	0	0%	1	20%	1	20%	0	0%	3	60%
42_長崎県	1	10%	1	10%	1	10%	2	20%	4	40%	1	10%
43_熊本県	0	0%	1	13%	4	50%	0	0%	2	25%	1	13%
44_大分県	1	9%	2	18%	0	0%	3	27%	5	45%	0	0%
45_宮崎県	0	0%	2	20%	1	10%	4	40%	3	30%	0	0%
46_鹿児島県	0	0%	0	0%	6	33%	7	39%	4	22%	1	6%
47_沖縄県	0	0%	0	0%	1	17%	2	33%	0	0%	3	50%
合計	73	13%	115	21%	71	13%	66	12%	160	29%	70	13%

4. 地域運営組織の活動範囲

都道府県名	活動の範囲として一致するエリア											
	中学校区		旧中学校区		小学校区		旧小学校区		中学校・小学校区		小学校区より狭い	
01_北海道	8	26%	0	0%	6	19%	2	6%	9	29%	6	19%
02_青森県	3	27%	1	9%	2	18%	1	9%	0	0%	4	36%
03_岩手県	2	29%	0	0%	2	29%	3	43%	0	0%	0	0%
04_宮城県	1	7%	1	7%	7	50%	3	21%	1	7%	1	7%
05_秋田県	2	17%	0	0%	1	8%	2	17%	1	8%	6	50%
06_山形県	1	14%	1	14%	3	43%	1	14%	0	0%	1	14%
07_福島県	2	18%	2	18%	4	36%	0	0%	1	9%	2	18%
08_茨城県	0	0%	0	0%	3	60%	0	0%	0	0%	2	40%
09_栃木県	0	0%	0	0%	3	75%	0	0%	0	0%	1	25%
10_群馬県	1	8%	1	8%	3	25%	1	8%	3	25%	3	25%
11_埼玉県	3	30%	0	0%	3	30%	1	10%	3	30%	0	0%
12_千葉県	4	20%	1	5%	7	35%	2	10%	2	10%	4	20%
13_東京都	3	38%	0	0%	3	38%	0	0%	0	0%	2	25%
14_神奈川県	1	20%	0	0%	3	60%	0	0%	0	0%	1	20%
15_新潟県	3	21%	1	7%	5	36%	3	21%	1	7%	1	7%
16_富山県	1	17%	0	0%	0	0%	2	33%	0	0%	3	50%
17_石川県	1	20%	0	0%	3	60%	0	0%	0	0%	1	20%
18_福井県	1	17%	0	0%	4	67%	0	0%	0	0%	1	17%
19_山梨県	3	38%	0	0%	0	0%	2	25%	1	13%	2	25%
20_長野県	2	11%	0	0%	5	28%	0	0%	3	17%	8	44%
21_岐阜県	3	13%	0	0%	14	61%	1	4%	3	13%	2	9%
22_静岡県	2	13%	1	6%	7	44%	2	13%	2	13%	2	13%
23_愛知県	2	12%	0	0%	9	53%	0	0%	1	6%	5	29%
24_三重県	1	14%	0	0%	5	71%	1	14%	0	0%	0	0%
25_滋賀県	1	10%	0	0%	6	60%	1	10%	1	10%	1	10%
26_京都府	0	0%	0	0%	0	0%	3	38%	2	25%	3	38%
27_大阪府	3	14%	0	0%	11	52%	3	14%	0	0%	4	19%
28_兵庫県	1	4%	0	0%	16	67%	5	21%	2	8%	0	0%
29_奈良県	2	22%	0	0%	1	11%	3	33%	1	11%	2	22%
30_和歌山県	1	20%	0	0%	2	40%	0	0%	0	0%	2	40%
31_鳥取県	0	0%	1	8%	3	23%	6	46%	0	0%	3	23%
32_島根県	1	10%	0	0%	2	20%	4	40%	1	10%	2	20%
33_岡山県	0	0%	0	0%	10	63%	2	13%	1	6%	3	19%
34_広島県	0	0%	1	11%	2	22%	3	33%	2	22%	1	11%
35_山口県	1	14%	0	0%	4	57%	2	29%	0	0%	0	0%
36_徳島県	1	17%	1	17%	1	17%	2	33%	0	0%	1	17%
37_香川県	1	20%	0	0%	4	80%	0	0%	0	0%	0	0%
38_愛媛県	0	0%	0	0%	6	55%	3	27%	0	0%	2	18%
39_高知県	1	4%	0	0%	8	35%	11	48%	2	9%	1	4%
40_福岡県	2	11%	0	0%	13	72%	1	6%	1	6%	1	6%
41_佐賀県	1	17%	0	0%	1	17%	0	0%	0	0%	4	67%
42_長崎県	2	22%	0	0%	3	33%	1	11%	0	0%	3	33%
43_熊本県	0	0%	1	9%	3	27%	3	27%	0	0%	4	36%
44_大分県	2	17%	1	8%	1	8%	7	58%	1	8%	0	0%
45_宮崎県	4	40%	0	0%	2	20%	0	0%	0	0%	4	40%
46_鹿児島県	1	5%	0	0%	14	67%	3	14%	1	5%	2	10%
47_沖縄県	1	20%	0	0%	2	40%	0	0%	0	0%	2	40%
合計	76	14%	14	3%	217	40%	90	16%	46	8%	103	19%

【参考資料6】地域運営組織に関する実態調査 クロス集計結果(市区町村)

クロス集計対象設問

1. 地域運営組織有無
2. 地域運営組織の範囲(集落との関係)
3. 地域運営組織の範囲(学校区との関係)
4. 実施している支援策
5. 継続的運営に向けて必要と考える支援
6. 国や県に期待する支援
7. 地域側の課題
8. 市区町村属性と条例等の有無

属性の軸	区分(内容)
人口区分	20万人以上、10-20万人、5-10万人、3-5万人、1-3万人、5千-1万人、5千未満
過疎区分	過疎、みなし過疎、一部過疎、非過疎
都市区分	中核市等(指定都市・中核市・施行時特例市・特別区)、一般市、町村
条例等有無	条例等有、条例等無
地域区分	北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄

1. 地域運営組織有無

① 条例等有無による比較

- ・ 条例等有の市区町村においては「地域運営組織有」が多くなっている。

集計値				
	条例等有	要綱有	定めていない	全体
地域運営組織有	258	112	297	667
地域運営組織無	241	131	633	1,005
(参考)回答数	499	243	930	1,672

回答数に対する割合				
	条例等有	要綱有	定めていない	全体
地域運営組織有	52%	46%	32%	40%
地域運営組織無	48%	54%	68%	60%
	100%	100%	100%	100%

② 地域区分による比較

- ・ 東海、中国、四国においては「地域運営組織有」が多くなっている。

集計値											
	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体	
地域運営組織有	43	79	150	19	67	98	66	51	102	675	
地域運営組織無	125	143	293	32	58	122	39	39	166	1,017	
(参考)回答数	168	222	443	51	125	220	105	90	268	1,692	

回答数に対する割合											
	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体	
地域運営組織有	26%	36%	34%	37%	54%	45%	63%	57%	38%	40%	
地域運営組織無	74%	64%	66%	63%	46%	55%	37%	43%	62%	60%	
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

2. 地域運営組織の範囲(集落との関係)

①人口区分による比較

- ・ 20万人以上、10-20万人、5-10万人の市区町村においては、「連合自治会・町内会(単独・複数集落の場合)」が最も多くなっている。
- ・ 3-5万人、1-3万人の市区町村においては、「昭和の合併前市町村」が最も多くなっている。
- ・ 5千-1万人の市区町村においては、「大字(大字=集落を含む)」が最も多くなっている。
- ・ 5千人未満の市区町村においては、「平成の合併前市町村」が最も多くなっている。

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	全体
平成の合併前市町村	3	7	11	14	16	11	11	73
昭和の合併前市町村	5	13	23	27	35	6	6	115
大字(大字=集落を含む)	2	3	11	13	21	13	8	71
集落(大字内に複数の集落がある場合)	2	7	2	12	26	8	9	66
連合自治会・町内会(単独・複数集落の場合)	41	34	30	22	22	6	5	160
単位自治会・町内会(単独・複数集落の場合)	3	7	16	11	17	8	8	70
その他	24	16	24	12	16	9	9	110
(参考)回答数	80	87	117	111	153	61	56	665

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	全体
平成の合併前市町村	4%	8%	9%	13%	10%	18%	20%	11%
昭和の合併前市町村	6%	15%	20%	24%	23%	10%	11%	17%
大字(大字=集落を含む)	3%	3%	9%	12%	14%	21%	14%	11%
集落(大字内に複数の集落がある場合)	3%	8%	2%	11%	17%	13%	16%	10%
連合自治会・町内会(単独・複数集落の場合)	51%	39%	26%	20%	14%	10%	9%	24%
単位自治会・町内会(単独・複数集落の場合)	4%	8%	14%	10%	11%	13%	14%	11%
その他	30%	18%	21%	11%	10%	15%	16%	17%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

②過疎区分による比較

- ・ 過疎地域、みなし過疎地域においては、「昭和の合併前市町村」が最も多くなっている。
- ・ 一部過疎地域、非過疎地域においては、「連合自治会・町内会(単独・複数集落の場合)」が最も多くなっている。

	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
平成の合併前市町村	32	1	10	30	73
昭和の合併前市町村	40	6	23	46	115
大字(大字=集落を含む)	35	1	7	28	71
集落(大字内に複数の集落がある場合)	33	1	6	26	66
連合自治会・町内会(単独・複数集落の場合)	31	2	29	98	160
単位自治会・町内会(単独・複数集落の場合)	17	0	1	52	70
その他	29	3	17	61	110
(参考)回答数	217	14	93	341	665

	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
平成の合併前市町村	15%	7%	11%	9%	11%
昭和の合併前市町村	18%	43%	25%	13%	17%
大字(大字=集落を含む)	16%	7%	8%	8%	11%
集落(大字内に複数の集落がある場合)	15%	7%	6%	8%	10%
連合自治会・町内会(単独・複数集落の場合)	14%	14%	31%	29%	24%
単位自治会・町内会(単独・複数集落の場合)	8%	0%	1%	15%	11%
その他	13%	21%	18%	18%	17%
	100%	100%	100%	100%	100%

③都市区分による比較

- ・ 中核市等、一般市においては、「連合自治会・町内会(単独・複数集落の場合)」が最も多くなっている。
- ・ 町村においては、「昭和の合併前市町村」が最も多くなっている。

	中核市等	一般市	町村	全体
平成の合併前市町村	2	32	39	73
昭和の合併前市町村	6	68	41	115
大字(大字=集落を含む)	2	32	37	71
集落(大字内に複数の集落がある場合)	2	30	34	66
連合自治会・町内会(単独・複数集落の場合)	36	92	32	160
単位自治会・町内会(単独・複数集落の場合)	2	33	35	70
その他	20	60	30	110
(参考)回答数	70	347	248	665

	中核市等	一般市	町村	全体
平成の合併前市町村	3%	9%	16%	11%
昭和の合併前市町村	9%	20%	17%	17%
大字(大字=集落を含む)	3%	9%	15%	11%
集落(大字内に複数の集落がある場合)	3%	9%	14%	10%
連合自治会・町内会(単独・複数集落の場合)	51%	27%	13%	24%
単位自治会・町内会(単独・複数集落の場合)	3%	10%	14%	11%
その他	29%	17%	12%	17%
	100%	100%	100%	100%

④ 条例等有無による比較

- ・ 条例・要綱等有、無いずれの市区町村においても、「連合自治会・町内会(単独・複数集落の場合)」が最も多くなっている。
- ・ 条例等有、要綱有の市区町村においては、「昭和の合併前市町村」も比較的多い。
- ・ 条例・要綱等を定めていない市区町村においては、「昭和の合併前市町村」が「連合自治会・町内会(単独・複数集落の場合)」に次いで多くなっている。

	条例等有	要綱有	定めていない	全体
平成の合併前市町村	23	8	42	73
昭和の合併前市町村	45	20	50	115
大字(大字=集落を含む)	16	17	38	71
集落(大字内に複数の集落がある場合)	16	9	41	66
連合自治会・町内会(単独・複数集落の場合)	80	25	55	160
単位自治会・町内会(単独・複数集落の場合)	28	12	30	70
その他	48	21	40	109
(参考)回答数	256	112	296	664

	条例等有	要綱有	定めていない	全体
平成の合併前市町村	9%	7%	14%	11%
昭和の合併前市町村	18%	18%	17%	17%
大字(大字=集落を含む)	6%	15%	13%	11%
集落(大字内に複数の集落がある場合)	6%	8%	14%	10%
連合自治会・町内会(単独・複数集落の場合)	31%	22%	19%	24%
単位自治会・町内会(単独・複数集落の場合)	11%	11%	10%	11%
その他	19%	19%	14%	16%
	100%	100%	100%	100%

⑤ 地域区分による比較

- ・ 北海道においては、「平成の合併前市町村」が最も多くなっている。
- ・ 東北、北陸においては、「昭和の合併前市町村」が最も多くなっている。
- ・ 関東、近畿、中国、九州・沖縄においては、「連合自治会・町内会(単独・複数集落の場合)」が最も多くなっている。
- ・ 東海においては、「連合自治会・町内会(単独・複数集落の場合)」が比較的多い。
- ・ 四国においては、「集落(大字内に複数の集落がある場合)」が最も多くなっている。

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
平成の合併前市町村	12	9	24	2	9	6	3	4	4	73
昭和の合併前市町村	0	24	19	6	12	19	17	9	9	115
大字(大字=集落を含む)	2	9	15	1	7	7	6	9	15	71
集落(大字内に複数の集落がある場合)	2	9	15	2	2	2	3	11	20	66
連合自治会・町内会(単独・複数集落の場合)	10	12	33	5	14	35	18	8	25	160
単位自治会・町内会(単独・複数集落の場合)	8	4	18	2	7	10	7	3	11	70
その他	7	11	23	1	15	19	11	7	16	110
(参考)回答数	41	78	147	19	66	98	65	51	100	665

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
平成の合併前市町村	29%	12%	16%	11%	14%	6%	5%	8%	4%	11%
昭和の合併前市町村	0%	31%	13%	32%	18%	19%	26%	18%	9%	17%
大字(大字=集落を含む)	5%	12%	10%	5%	11%	7%	9%	18%	15%	11%
集落(大字内に複数の集落がある場合)	5%	12%	10%	11%	3%	2%	5%	22%	20%	10%
連合自治会・町内会(単独・複数集落の場合)	24%	15%	22%	26%	21%	36%	28%	16%	25%	24%
単位自治会・町内会(単独・複数集落の場合)	20%	5%	12%	11%	11%	10%	11%	6%	11%	11%
その他	17%	14%	16%	5%	23%	19%	17%	14%	16%	17%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

3. 地域運営組織の範囲(学校区との関係)

①人口区分による比較

- ・ 20万人以上、10-20万人、5-10万人、3-5万人、1-3万人の市区町村においては、「小学校区と概ね一致する」が最も多くなっている。
- ・ 5千-1万人の市区町村においては、「小学校区(又は旧小学校区)より狭い」が最も多くなっている。
- ・ 5千人未満の市区町村においては、「中学校区と概ね一致する」が最も多くなっている。

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	全体
中学校区と概ね一致する	10	13	9	9	15	8	12	76
旧中学校区と概ね一致する	2	0	2	2	5	3	0	14
小学校区と概ね一致する	31	37	52	41	46	4	6	217
旧小学校区と概ね一致する	4	7	13	18	29	13	6	90
中学校区及び小学校区と概ね一致する	4	8	5	8	6	6	9	46
小学校区(又は旧小学校区)より狭い	2	8	16	19	28	19	11	103
その他	28	14	20	14	23	8	11	118
(参考)回答数	81	87	117	111	152	61	55	664

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	全体
中学校区と概ね一致する	12%	15%	8%	8%	10%	13%	22%	11%
旧中学校区と概ね一致する	2%	0%	2%	2%	3%	5%	0%	2%
小学校区と概ね一致する	38%	43%	44%	37%	30%	7%	11%	33%
旧小学校区と概ね一致する	5%	8%	11%	16%	19%	21%	11%	14%
中学校区及び小学校区と概ね一致する	5%	9%	4%	7%	4%	10%	16%	7%
小学校区(又は旧小学校区)より狭い	2%	9%	14%	17%	18%	31%	20%	16%
その他	35%	16%	17%	13%	15%	13%	20%	18%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

②過疎区分による比較

- ・ 過疎地域においては、「旧小学校区と概ね一致する」が最も多くなっている。
- ・ みなし過疎地域、一部過疎地域、非過疎地域においては、「小学校区と概ね一致する」が最も多くなっている。

	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
中学校区と概ね一致する	27	0	13	36	76
旧中学校区と概ね一致する	9	1	2	2	14
小学校区と概ね一致する	42	5	31	139	217
旧小学校区と概ね一致する	49	3	21	17	90
中学校区及び小学校区と概ね一致する	19	1	6	20	46
小学校区(又は旧小学校区)より狭い	36	2	4	61	103
その他	33	2	16	67	118
(参考)回答数	215	14	93	342	664

	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
中学校区と概ね一致する	13%	0%	14%	11%	11%
旧中学校区と概ね一致する	4%	7%	2%	1%	2%
小学校区と概ね一致する	20%	36%	33%	41%	33%
旧小学校区と概ね一致する	23%	21%	23%	5%	14%
中学校区及び小学校区と概ね一致する	9%	7%	6%	6%	7%
小学校区(又は旧小学校区)より狭い	17%	14%	4%	18%	16%
その他	15%	14%	17%	20%	18%
	100%	100%	100%	100%	100%

③都市区分による比較

- ・ 中核市等、一般市においては、「小学校区と概ね一致する」が最も多くなっている。
- ・ 町村においては、「小学校区(又は旧小学校区)より狭い」が最も多くなっている。

	中核市等	一般市	町村	全体
中学校区と概ね一致する	10	34	32	76
旧中学校区と概ね一致する	1	6	7	14
小学校区と概ね一致する	27	147	43	217
旧小学校区と概ね一致する	5	44	41	90
中学校区及び小学校区と概ね一致する	4	20	22	46
小学校区(又は旧小学校区)より狭い	1	44	58	103
その他	23	52	43	118
(参考)回答数	71	347	246	664

	中核市等	一般市	町村	全体
中学校区と概ね一致する	14%	10%	13%	11%
旧中学校区と概ね一致する	1%	2%	3%	2%
小学校区と概ね一致する	38%	42%	17%	33%
旧小学校区と概ね一致する	7%	13%	17%	14%
中学校区及び小学校区と概ね一致する	6%	6%	9%	7%
小学校区(又は旧小学校区)より狭い	1%	13%	24%	16%
その他	32%	15%	17%	18%
	100%	100%	100%	100%

④ 条例等有無による比較

- ・ 条例・要綱等有、無いずれの市区町村においても、「小学校区と概ね一致する」が最も多くなっている。
- ・ 条例・要綱等を定めていない市区町村においては、「小学校区(又は旧小学校区)より狭い」が「小学校区と概ね一致する」に次いで多くなっている。

集計値

	条例等有	要綱有	定めていない	全体
中学校区と概ね一致する	23	13	40	76
旧中学校区と概ね一致する	5	2	7	14
小学校区と概ね一致する	96	36	84	216
旧小学校区と概ね一致する	34	15	41	90
中学校区及び小学校区と概ね一致する	16	10	20	46
小学校区(又は旧小学校区)より狭い	31	16	56	103
その他	52	20	46	118
(参考)回答数	257	112	294	663

回答数に対する割合

	条例等有	要綱有	定めていない	全体
中学校区と概ね一致する	9%	12%	14%	11%
旧中学校区と概ね一致する	2%	2%	2%	2%
小学校区と概ね一致する	37%	32%	29%	33%
旧小学校区と概ね一致する	13%	13%	14%	14%
中学校区及び小学校区と概ね一致する	6%	9%	7%	7%
小学校区(又は旧小学校区)より狭い	12%	14%	19%	16%
その他	20%	18%	16%	18%
	100%	100%	100%	100%

⑤ 地域区分による比較

- ・ 北海道においては、「中学校区及び小学校区と概ね一致する」が比較的多い。
- ・ 東北、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄においては、「小学校区と概ね一致する」が最も多くなっている。
- ・ 関東においては、「小学校区と概ね一致する」が比較的多い。

集計値

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
中学校区と概ね一致する	8	11	20	3	7	9	2	3	13	76
旧中学校区と概ね一致する	0	5	3	0	1	0	2	1	2	14
小学校区と概ね一致する	6	19	35	7	30	41	21	19	39	217
旧小学校区と概ね一致する	2	10	9	2	3	16	17	16	15	90
中学校区及び小学校区と概ね一致する	9	3	13	0	6	6	4	2	3	46
小学校区(又は旧小学校区)より狭い	6	14	24	5	9	12	9	4	20	103
その他	10	16	42	2	10	13	10	6	9	118
(参考)回答数	41	78	146	19	68	97	65	51	101	664

回答数に対する割合

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
中学校区と概ね一致する	20%	14%	14%	16%	11%	9%	3%	6%	13%	11%
旧中学校区と概ね一致する	0%	6%	2%	0%	2%	0%	3%	2%	2%	2%
小学校区と概ね一致する	15%	24%	24%	37%	45%	42%	32%	37%	39%	33%
旧小学校区と概ね一致する	5%	13%	6%	11%	5%	16%	26%	31%	15%	14%
中学校区及び小学校区と概ね一致する	22%	4%	9%	0%	9%	6%	6%	4%	3%	7%
小学校区(又は旧小学校区)より狭い	15%	18%	16%	26%	14%	12%	14%	8%	20%	16%
その他	24%	21%	29%	11%	15%	13%	15%	12%	9%	18%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

4. 実施している支援策

①人口区分による比較

・いずれの人口区分においても、「助成金等の活動資金支援」が最も多くなっており、次いで「活動拠点施設の提供」となっている。

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	全体
助成金等の活動資金支援	68	71	96	91	101	42	43	512
活動拠点施設の提供	48	48	58	67	72	29	35	357
活動に必要な物品の提供	19	19	19	26	29	10	17	139
人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成	25	30	30	27	20	7	8	147
地域外部の専門家の活用	23	23	21	16	16	5	4	108
総合的な担当窓口を設置	20	28	29	30	27	13	5	152
地域担当職員制度を導入	27	29	25	29	32	14	11	167
「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援	33	25	32	32	44	11	11	188
各地域の活動団体が交流する機会の設置	26	34	34	29	25	7	6	161
(参考)回答数	78	85	112	110	147	58	55	645

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	全体
助成金等の活動資金支援	87%	84%	86%	83%	69%	72%	78%	79%
活動拠点施設の提供	62%	56%	52%	61%	49%	50%	64%	55%
活動に必要な物品の提供	24%	22%	17%	24%	20%	17%	31%	22%
人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成	32%	35%	27%	25%	14%	12%	15%	23%
地域外部の専門家の活用	29%	27%	19%	15%	11%	9%	7%	17%
総合的な担当窓口を設置	26%	33%	26%	27%	18%	22%	9%	24%
地域担当職員制度を導入	35%	34%	22%	26%	22%	24%	20%	26%
「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援	42%	29%	29%	29%	30%	19%	20%	29%
各地域の活動団体が交流する機会の設置	33%	40%	30%	26%	17%	12%	11%	25%
その他	14%	11%	12%	13%	13%	10%	5%	12%
(参考)回答数	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

②過疎区分による比較

・いずれの過疎区分においても、「助成金等の活動資金支援」が最も多くなっており、次いで「活動拠点施設の提供」となっている。

	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
助成金等の活動資金支援	155	13	77	267	512
活動拠点施設の提供	119	6	61	171	357
活動に必要な物品の提供	43	1	19	76	139
人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成	36	5	30	76	147
地域外部の専門家の活用	27	4	28	49	108
総合的な担当窓口を設置	40	1	29	82	152
地域担当職員制度を導入	57	4	29	77	167
「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援	58	1	37	92	188
各地域の活動団体が交流する機会の設置	31	2	35	93	161
(参考)回答数	212	14	91	328	645

	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
助成金等の活動資金支援	73%	93%	85%	81%	79%
活動拠点施設の提供	56%	43%	67%	52%	55%
活動に必要な物品の提供	20%	7%	21%	23%	22%
人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成	17%	36%	33%	23%	23%
地域外部の専門家の活用	13%	29%	31%	15%	17%
総合的な担当窓口を設置	19%	7%	32%	25%	24%
地域担当職員制度を導入	27%	29%	32%	23%	26%
「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援	27%	7%	41%	28%	29%
各地域の活動団体が交流する機会の設置	15%	14%	38%	28%	25%
その他	12%	14%	14%	11%	12%
(参考)回答数	100%	100%	100%	100%	100%

③都市区分による比較

・いずれの都市区分においても、「助成金等の活動資金支援」が最も多くなっており、次いで「活動拠点施設の提供」となっている。

	中核市等	一般市	町村	全体
助成金等の活動資金支援	63	272	177	512
活動拠点施設の提供	41	190	126	357
活動に必要な物品の提供	14	74	51	139
人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成	25	92	30	147
地域外部の専門家の活用	22	65	21	108
総合的な担当窓口を設置	19	92	41	152
地域担当職員制度を導入	25	94	48	167
「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援	28	107	53	188
各地域の活動団体が交流する機会の設置	26	103	32	161
(参考)回答数	68	341	236	645

	中核市等	一般市	町村	全体
助成金等の活動資金支援	93%	80%	75%	79%
活動拠点施設の提供	60%	56%	53%	55%
活動に必要な物品の提供	21%	22%	22%	22%
人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成	37%	27%	13%	23%
地域外部の専門家の活用	32%	19%	9%	17%
総合的な担当窓口を設置	28%	27%	17%	24%
地域担当職員制度を導入	37%	28%	20%	26%
「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援	41%	31%	22%	29%
各地域の活動団体が交流する機会の設置	38%	30%	14%	25%
その他	13%	12%	10%	12%
(参考)回答数	100%	100%	100%	100%

④ 条例等有無による比較

- ・ 条例・要綱等有、無いずれの市区町村においても、「助成金等の活動資金支援」が最も多くっており、次いで「活動拠点施設の提供」となっている。

集計値(複数回答)

	条例等有	要綱有	定めていない	全体
助成金等の活動資金支援	208	88	215	511
活動拠点施設の提供	146	61	149	356
活動に必要な物品の提供	56	25	58	139
人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成	80	19	47	146
地域外部の専門家の活用	51	17	40	108
総合的な担当窓口を設置	73	21	58	152
地域担当職員制度を導入	87	34	46	167
「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援	74	31	81	186
各地域の活動団体が交流する機会の設置	92	18	51	161
(参考)回答数	244	111	288	643

回答数に対する割合(複数回答)

	条例等有	要綱有	定めていない	全体
助成金等の活動資金支援	85%	79%	75%	79%
活動拠点施設の提供	60%	55%	52%	55%
活動に必要な物品の提供	23%	23%	20%	22%
人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成	33%	17%	16%	23%
地域外部の専門家の活用	21%	15%	14%	17%
総合的な担当窓口を設置	30%	19%	20%	24%
地域担当職員制度を導入	36%	31%	16%	26%
「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援	30%	28%	28%	29%
各地域の活動団体が交流する機会の設置	38%	16%	18%	25%
その他	12%	16%	9%	12%
	100%	100%	100%	100%

⑤ 地域区分による比較

- ・ 北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、九州・沖縄においては、「助成金等の活動資金支援」が最も多くっており、次いで「活動拠点施設の提供」となっている。
- ・ 四国においては、「助成金等の活動資金支援」、「活動拠点施設の提供」が最も多くなっている。

集計値(複数回答)

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
助成金等の活動資金支援	29	61	104	16	52	80	50	37	83	512
活動拠点施設の提供	22	36	68	10	31	52	37	37	64	357
活動に必要な物品の提供	7	8	33	3	14	19	13	9	33	139
人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成	4	19	27	2	13	27	22	10	23	147
地域外部の専門家の活用	0	11	21	4	8	22	19	10	13	108
総合的な担当窓口を設置	5	13	26	3	18	25	17	11	34	152
地域担当職員制度を導入	9	19	29	4	15	33	19	13	26	167
「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援	7	19	39	8	16	29	17	17	36	188
各地域の活動団体が交流する機会の設置	6	11	35	4	20	31	20	8	26	161
(参考)回答数	42	74	139	18	63	94	63	51	101	645

回答数に対する割合(複数回答)

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
助成金等の活動資金支援	69%	82%	75%	89%	83%	85%	79%	73%	82%	79%
活動拠点施設の提供	52%	49%	49%	56%	49%	55%	59%	73%	63%	55%
活動に必要な物品の提供	17%	11%	24%	17%	22%	20%	21%	18%	33%	22%
人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成	10%	26%	19%	11%	21%	29%	35%	20%	23%	23%
地域外部の専門家の活用	0%	15%	15%	22%	13%	23%	30%	20%	13%	17%
総合的な担当窓口を設置	12%	18%	19%	17%	29%	27%	27%	22%	34%	24%
地域担当職員制度を導入	21%	26%	21%	22%	24%	35%	30%	25%	26%	26%
「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援	17%	26%	28%	44%	25%	31%	27%	33%	36%	29%
各地域の活動団体が交流する機会の設置	14%	15%	25%	22%	32%	33%	32%	16%	26%	25%
その他	12%	9%	14%	0%	13%	9%	13%	10%	15%	12%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

5. 継続的運営に向けて必要と考える支援

①人口区分による比較

- ・いずれの人口区分においても、「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」が最も多くなっている。
- ・20万人以上、10-20万人、3-5万人、1-3万人の市区町村においては、「行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革」が「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」に次いで多くなっている。
- ・5-10万人、5千-1万人の市区町村においては、「地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保」が「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」に次いで多くなっている。
- ・5千人未満においては、「事務局機能などの実務的支援」が「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」に次いで多くなっている。

集計値(複数回答)

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	全体
助成金等の制度の拡充等の活動資金援助	55	64	70	73	93	42	46	443
事務局機能などの実務的支援	34	26	49	39	56	16	22	242
自治会館建設やコミュニティ・センター等の活動拠点の整備	20	29	33	25	29	14	10	170
地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保	32	43	63	49	55	20	14	276
行政の権限の一部移譲	8	10	8	10	7	2	0	45
行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革	48	48	59	59	62	19	15	310
その他	6	11	7	9	14	6	2	55
(参考)回答数	80	87	117	112	152	61	56	665

回答数に対する割合(複数回答)

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	全体
助成金等の制度の拡充等の活動資金援助	68%	74%	60%	65%	61%	69%	82%	67%
事務局機能などの実務的支援	43%	30%	42%	35%	37%	26%	39%	36%
自治会館建設やコミュニティ・センター等の活動拠点の整備	25%	33%	28%	31%	19%	23%	18%	26%
地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保	40%	49%	54%	44%	36%	33%	25%	42%
行政の権限の一部移譲	10%	11%	7%	9%	5%	3%	0%	7%
行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革	60%	55%	50%	53%	41%	31%	27%	47%
その他	8%	13%	6%	8%	9%	10%	4%	8%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

②過疎区分による比較

- ・いずれの過疎区分においても、「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」が最も多くなっている。
- ・過疎地域、一部過疎地域、非過疎地域においては、「行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革」が「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」に次いで多くなっている。
- ・みなし過疎地域においては、「地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保」が「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」に次いで多くなっている。

集計値(複数回答)

	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
助成金等の制度の拡充等の活動資金援助	153	11	66	213	443
事務局機能などの実務的支援	84	3	45	110	242
自治会館建設やコミュニティ・センター等の活動拠点の整備	50	3	26	91	170
地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保	83	10	44	139	276
行政の権限の一部移譲	9	0	12	24	45
行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革	86	8	61	155	310
その他	13	1	10	31	55
(参考)回答数	218	14	93	340	665

回答数に対する割合(複数回答)

	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
助成金等の制度の拡充等の活動資金援助	70%	79%	71%	63%	67%
事務局機能などの実務的支援	39%	21%	48%	32%	36%
自治会館建設やコミュニティ・センター等の活動拠点の整備	23%	21%	28%	27%	26%
地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保	38%	71%	47%	41%	42%
行政の権限の一部移譲	4%	0%	13%	7%	7%
行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革	39%	57%	66%	46%	47%
その他	6%	7%	11%	9%	8%
	100%	100%	100%	100%	100%

③都市区分による比較

- ・いずれの都市区分においても、「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」が最も多くなっており、次いで「行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革」となっている。

集計値(複数回答)

	中核市等	一般市	町村	全体
助成金等の制度の拡充等の活動資金援助	51	227	165	443
事務局機能などの実務的支援	30	134	78	242
自治会館建設やコミュニティ・センター等の活動拠点の整備	17	104	49	170
地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保	31	164	81	276
行政の権限の一部移譲	7	33	5	45
行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革	43	176	91	310
その他	7	29	19	55
(参考)回答数	71	348	246	665

回答数に対する割合(複数回答)

	中核市等	一般市	町村	全体
助成金等の制度の拡充等の活動資金援助	72%	65%	67%	67%
事務局機能などの実務的支援	42%	39%	32%	36%
自治会館建設やコミュニティ・センター等の活動拠点の整備	24%	30%	20%	26%
地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保	44%	47%	33%	42%
行政の権限の一部移譲	10%	9%	2%	7%
行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革	61%	51%	37%	47%
その他	10%	8%	8%	8%
	100%	100%	100%	100%

④ 条例等有無による比較

- ・ 条例・要綱等有、無いいずれの市区町村においても、「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」が最も多くなっている。
- ・ 条例等有の市区町村においては、「行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革」が「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」に次いで多くなっている。
- ・ 要綱有の市区町村、条例・要綱等を定めていない市区町村においては、「地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保」が「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」に次いで多くなっている。

集計値(複数回答)

	条例等有	要綱有	定めていない	全体
助成金等の制度の拡充等の活動資金援助	181	69	192	442
事務局機能などの実務的支援	94	41	107	242
自治会館建設やコミュニティ・センター等の活動拠点の整備	88	29	53	170
地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保	107	50	119	276
地域の権限の一部移譲	28	4	13	45
行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革	150	48	112	310
その他	26	7	22	55
(参考)回答数	258	112	294	664

回答数に対する割合(複数回答)

	条例等有	要綱有	定めていない	全体
助成金等の制度の拡充等の活動資金援助	70%	62%	65%	67%
事務局機能などの実務的支援	36%	37%	36%	36%
自治会館建設やコミュニティ・センター等の活動拠点の整備	34%	26%	18%	26%
地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保	41%	45%	40%	42%
地域の権限の一部移譲	11%	4%	4%	7%
行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革	58%	43%	38%	47%
その他	10%	6%	7%	8%
(参考)回答数	100%	100%	100%	100%

⑤ 地域区分による比較

- ・ いずれの地域区分においても、「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」が最も多くなっている。
- ・ 北海道、中国においては、「地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保」が「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」に次いで多くなっている。
- ・ 東北、関東、東海、近畿、九州・沖縄においては、「行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革」が「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」に次いで多くなっている。
- ・ 北陸、四国においては、「事務局機能などの実務的支援」が「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」に次いで多くなっている。

集計値(複数回答)

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
助成金等の制度の拡充等の活動資金援助	31	48	95	15	42	68	40	36	68	443
事務局機能などの実務的支援	11	28	48	10	26	31	20	28	40	242
自治会館建設やコミュニティ・センター等の活動拠点の整備	12	16	23	5	12	36	21	9	36	170
地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保	13	28	52	9	30	36	37	23	48	276
行政の権限の一部移譲	0	4	7	2	6	8	6	5	7	45
行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革	11	39	62	9	36	46	36	20	51	310
その他	2	4	13	2	6	13	5	2	8	55
(参考)回答数	43	78	145	19	66	98	65	51	100	665

回答数に対する割合(複数回答)

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
助成金等の制度の拡充等の活動資金援助	72%	62%	66%	79%	64%	69%	62%	71%	68%	67%
事務局機能などの実務的支援	26%	36%	33%	53%	39%	32%	31%	55%	40%	36%
自治会館建設やコミュニティ・センター等の活動拠点の整備	28%	21%	16%	26%	18%	37%	32%	18%	36%	26%
地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保	30%	36%	36%	47%	45%	37%	57%	45%	48%	42%
行政の権限の一部移譲	0%	5%	5%	11%	9%	8%	9%	10%	7%	7%
行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革	26%	50%	43%	47%	55%	47%	55%	39%	51%	47%
その他	5%	5%	9%	11%	9%	13%	8%	4%	8%	8%
(参考)回答数	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

6. 国や県に期待する支援

①人口区分による比較

・いずれの人口区分においても、「補助金・交付金等の財政支援」が最も多くなっており、次いで「専門的人材の紹介や派遣」となっている。

集計値(複数回答)								
	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	全体
補助金・交付金等の財政支援	68	80	105	99	137	55	53	597
専門的人材の紹介や派遣	50	50	76	61	74	31	18	360
行政権限の一部移譲	2	1	3	2	4	2	1	15
市区町村職員への助言・研修	26	30	46	43	45	16	16	222
その他	3	5	2	7	4	0	0	21
(参考)回答数	75	87	117	111	153	60	55	658

回答数に対する割合(複数回答)								
	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	全体
補助金・交付金等の財政支援	91%	92%	90%	89%	90%	92%	96%	91%
専門的人材の紹介や派遣	67%	57%	65%	55%	48%	52%	33%	55%
行政権限の一部移譲	3%	1%	3%	2%	3%	3%	2%	2%
市区町村職員への助言・研修	35%	34%	39%	39%	29%	27%	29%	34%
その他	4%	6%	2%	6%	3%	0%	0%	3%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

②過疎区分による比較

・いずれの過疎区分においても、「補助金・交付金等の財政支援」が最も多くなっており、次いで「専門的人材の紹介や派遣」となっている。

集計値(複数回答)					
	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
補助金・交付金等の財政支援	195	14	84	304	597
専門的人材の紹介や派遣	104	12	60	184	360
行政権限の一部移譲	5	0	4	6	15
市区町村職員への助言・研修	67	5	30	120	222
その他	3	0	4	14	21
(参考)回答数	215	14	92	337	658

回答数に対する割合(複数回答)					
	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
補助金・交付金等の財政支援	91%	100%	91%	90%	91%
専門的人材の紹介や派遣	48%	86%	65%	55%	55%
行政権限の一部移譲	2%	0%	4%	2%	2%
市区町村職員への助言・研修	31%	36%	33%	36%	34%
その他	1%	0%	4%	4%	3%
	100%	100%	100%	100%	100%

③都市区分による比較

・いずれの都市区分においても、「補助金・交付金等の財政支援」が最も多くなっており、次いで「専門的人材の紹介や派遣」となっている。

集計値(複数回答)				
	中核市等	一般市	町村	全体
補助金・交付金等の財政支援	61	311	225	597
専門的人材の紹介や派遣	44	212	104	360
行政権限の一部移譲	2	8	5	15
市区町村職員への助言・研修	21	126	75	222
その他	3	14	4	21
(参考)回答数	67	345	246	658

回答数に対する割合(複数回答)				
	中核市等	一般市	町村	全体
補助金・交付金等の財政支援	91%	90%	91%	91%
専門的人材の紹介や派遣	66%	61%	42%	55%
行政権限の一部移譲	3%	2%	2%	2%
市区町村職員への助言・研修	31%	37%	30%	34%
その他	4%	4%	2%	3%
	100%	100%	100%	100%

④条例等有無による比較

・条例・要綱等有、無いいずれの市区町村においても、「補助金・交付金等の財政支援」が最も多くなっており、次いで「専門的人材の紹介や派遣」となっている。

集計値(複数回答)				
	条例等有	要綱有	定めていない	全体
補助金・交付金等の財政支援	229	100	267	596
専門的人材の紹介や派遣	153	57	149	359
行政権限の一部移譲	7	1	7	15
市区町村職員への助言・研修	92	29	101	222
その他	10	3	7	20
(参考)回答数	252	112	292	656

回答数に対する割合(複数回答)				
	条例等有	要綱有	定めていない	全体
補助金・交付金等の財政支援	91%	89%	91%	91%
専門的人材の紹介や派遣	61%	51%	51%	55%
行政権限の一部移譲	3%	1%	2%	2%
市区町村職員への助言・研修	37%	26%	35%	34%
その他	4%	3%	2%	3%
(参考)回答数	100%	100%	100%	100%

⑤地域区分による比較

- ・ いずれの地域区分においても、「補助金・交付金等の財政支援」が最も多くなっている。
- ・ 北海道においては、「専門的人材の紹介や派遣」、「市区町村職員への助言・研修」が「補助金・交付金等の財政支援」に次いで多くなっている。
- ・ 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄においては、「専門的人材の紹介や派遣」が「補助金・交付金等の財政支援」に次いで多くなっている。

集計値(複数回答)

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
補助金・交付金等の財政支援	39	70	131	17	55	93	57	48	87	597
専門的人材の紹介や派遣	13	49	72	10	38	58	40	27	53	360
行政権限の一部移譲	1	3	3	2	0	2	1	1	2	15
市区町村職員への助言・研修	13	21	47	5	27	35	23	14	37	222
その他	0	0	6	1	4	4	2	2	2	21
(参考)回答数	41	77	144	19	66	97	63	51	100	658

回答数に対する割合(複数回答)

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
補助金・交付金等の財政支援	95%	91%	91%	89%	83%	96%	90%	94%	87%	91%
専門的人材の紹介や派遣	32%	64%	50%	53%	58%	60%	63%	53%	53%	55%
行政権限の一部移譲	2%	4%	2%	11%	0%	2%	2%	2%	2%	2%
市区町村職員への助言・研修	32%	27%	33%	26%	41%	36%	37%	27%	37%	34%
その他	0%	0%	4%	5%	6%	4%	3%	4%	2%	3%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

7. 地域側の課題

①人口区分による比較

- ・いずれの人口区分においても、「住民側の新たな担い手の確保」が最も多くなっており、次いで「活動資金の安定的な確保」となっている。

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	全体
住民側の新たな担い手の確保	78	84	112	108	143	59	50	634
住民ニーズへの柔軟な対応	37	35	48	40	44	23	22	249
活動資金の安定的な確保	62	71	87	89	114	41	40	504
活動拠点の整備	26	33	42	28	35	11	10	185
住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い	31	35	50	42	45	16	14	233
特に課題はない	0	0	0	0	2	0	1	3
その他	4	5	4	6	6	0	0	25
(参考)回答数	81	87	117	113	154	61	56	669

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	全体
住民側の新たな担い手の確保	96%	97%	96%	96%	93%	97%	89%	95%
住民ニーズへの柔軟な対応	46%	40%	41%	35%	29%	38%	39%	37%
活動資金の安定的な確保	77%	82%	74%	79%	74%	67%	71%	75%
活動拠点の整備	32%	38%	36%	25%	23%	18%	18%	28%
住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い	38%	40%	43%	37%	29%	26%	25%	35%
特に課題はない	0%	0%	0%	0%	1%	0%	2%	0%
その他	5%	6%	3%	5%	4%	0%	0%	4%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

②過疎区分による比較

- ・過疎地域、一部過疎地域、非過疎地域においては、「住民側の新たな担い手の確保」が最も多くなっている。
- ・みなし過疎地域においては、「活動資金の安定的な確保」が最も多くなっている。

	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
住民側の新たな担い手の確保	202	13	91	328	634
住民ニーズへの柔軟な対応	78	4	35	132	249
活動資金の安定的な確保	164	14	69	257	504
活動拠点の整備	44	3	29	109	185
住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い	70	5	42	116	233
特に課題はない	3	0	0	0	3
その他	2	1	8	14	25
(参考)回答数	218	14	93	344	669

	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
住民側の新たな担い手の確保	93%	93%	98%	95%	95%
住民ニーズへの柔軟な対応	36%	29%	38%	38%	37%
活動資金の安定的な確保	75%	100%	74%	75%	75%
活動拠点の整備	20%	21%	31%	32%	28%
住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い	32%	36%	45%	34%	35%
特に課題はない	1%	0%	0%	0%	0%
その他	1%	7%	9%	4%	4%
	100%	100%	100%	100%	100%

③都市区分による比較

- ・いずれの都市区分においても、「住民側の新たな担い手の確保」が最も多くなっており、次いで「活動資金の安定的な確保」となっている。

	中核市等	一般市	町村	全体
住民側の新たな担い手の確保	70	333	231	634
住民ニーズへの柔軟な対応	35	131	83	249
活動資金の安定的な確保	56	269	179	504
活動拠点の整備	22	112	51	185
住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い	30	135	68	233
特に課題はない	0	1	2	3
その他	5	14	6	25
(参考)回答数	71	349	249	669

	中核市等	一般市	町村	全体
住民側の新たな担い手の確保	99%	95%	93%	95%
住民ニーズへの柔軟な対応	49%	38%	33%	37%
活動資金の安定的な確保	79%	77%	72%	75%
活動拠点の整備	31%	32%	20%	28%
住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い	42%	39%	27%	35%
特に課題はない	0%	0%	1%	0%
その他	7%	4%	2%	4%
	100%	100%	100%	100%

④条例等有無による比較

- ・条例・要綱等有、無いいずれの市区町村においても、「住民側の新たな担い手の確保」が最も多くなっており、次いで「活動資金の安定的な確保」となっている。

	条例等有	要綱有	定めていない	全体
住民側の新たな担い手の確保	252	106	275	633
住民ニーズへの柔軟な対応	109	36	103	248
活動資金の安定的な確保	198	85	220	503
活動拠点の整備	85	32	67	184
住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い	94	38	101	233
特に課題はない	0	1	2	3
その他	13	2	9	24
(参考)回答数	258	112	297	667

	条例等有	要綱有	定めていない	全体
住民側の新たな担い手の確保	98%	95%	93%	95%
住民ニーズへの柔軟な対応	42%	32%	35%	37%
活動資金の安定的な確保	77%	76%	74%	75%
活動拠点の整備	33%	29%	23%	28%
住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い	36%	34%	34%	35%
特に課題はない	0%	1%	1%	0%
その他	5%	2%	3%	4%
	100%	100%	100%	100%

⑤地域区分による比較

・いずれの地域区分においても、「住民側の新たな担い手の確保」が最も多くなっており、次いで「活動資金の安定的な確保」となっている。

集計値(複数回答)

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
住民側の新たな担い手の確保	39	73	139	19	82	95	64	50	93	634
住民ニーズへの柔軟な対応	19	26	65	4	23	39	22	12	39	249
活動資金の安定的な確保	26	68	110	15	46	73	52	43	71	504
活動拠点の整備	9	16	41	6	14	39	20	10	30	185
住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い	9	27	57	9	23	32	26	20	30	233
特に課題はない	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3
その他	0	2	10	1	3	2	3	2	2	25
(参考)回答数	43	78	148	19	66	98	65	51	101	669

回答数に対する割合(複数回答)

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
住民側の新たな担い手の確保	91%	94%	94%	100%	94%	97%	98%	98%	92%	95%
住民ニーズへの柔軟な対応	44%	33%	44%	21%	35%	40%	34%	24%	39%	37%
活動資金の安定的な確保	60%	87%	74%	79%	70%	74%	80%	84%	70%	75%
活動拠点の整備	21%	21%	28%	32%	21%	40%	31%	20%	30%	28%
住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い	21%	35%	39%	47%	35%	33%	40%	39%	30%	35%
特に課題はない	2%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
その他	0%	3%	7%	5%	5%	2%	5%	4%	2%	4%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

8. 市区町村属性と条例等の有無

①人口区分による比較

- ・ 20万人以上、10-20万人、5-10万人の市区町村においては、「自治基本条例等の条例がある」が最も多くなっている。
- ・ 3-5万人、1-3万人、5千-1万人、5千人未満の市区町村においては、「条例や要綱などは定めていない」が最も多くなっている。

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	全体
自治基本条例等の条例がある	75	71	114	69	101	44	25	499
協働のまちづくり等の要綱がある	15	21	38	45	68	31	25	243
条例や要綱などは定めていない	37	57	109	122	254	163	188	930
無回答	5	6	8	5	24	8	13	
空白	0	0	0	0	0	0	0	
(参考)回答数	127	149	261	236	423	238	238	1,672

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	全体
自治基本条例等の条例がある	59%	48%	44%	29%	24%	18%	11%	30%
協働のまちづくり等の要綱がある	12%	14%	15%	19%	16%	13%	11%	15%
条例や要綱などは定めていない	29%	38%	42%	52%	60%	68%	79%	56%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

②過疎区分による比較

- ・ いずれの過疎区分においても、「条例や要綱等は定めていない」が最も多くなっており、次いで「自治基本条例等の条例がある」となっている。

	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
自治基本条例等の条例がある	118	8	60	313	499
協働のまちづくり等の要綱がある	88	3	20	132	243
条例や要綱などは定めていない	373	18	66	473	930
無回答	28	1	3	37	
空白	0	0	0	0	
(参考)回答数	579	29	146	918	1,672

	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
自治基本条例等の条例がある	20%	28%	41%	34%	30%
協働のまちづくり等の要綱がある	15%	10%	14%	14%	15%
条例や要綱などは定めていない	64%	62%	45%	52%	56%
	100%	100%	100%	100%	100%

③都市区分による比較

- ・ 中核市等においては、「自治基本条例等の条例がある」が最も多くなっている。
- ・ 一般市、町村においては、「条例や要綱等は定めていない」が最も多くなっている。

	中核市等	一般市	町村	全体
自治基本条例等の条例がある	65	265	169	499
協働のまちづくり等の要綱がある	8	112	123	243
条例や要綱などは定めていない	26	312	592	930
無回答	6	20	43	
空白	0	0	0	
(参考)回答数	99	689	884	1,672

	中核市等	一般市	町村	全体
自治基本条例等の条例がある	66%	38%	19%	30%
協働のまちづくり等の要綱がある	8%	16%	14%	15%
条例や要綱などは定めていない	26%	45%	67%	56%
	100%	100%	100%	100%

④地域区分による比較

- ・ いずれの地域区分においても、「条例や要綱等は定めていない」が最も多くなっており、次いで「自治基本条例等の条例がある」となっている。

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
自治基本条例等の条例がある	64	56	140	14	50	66	37	19	53	499
協働のまちづくり等の要綱がある	28	27	67	3	19	33	22	13	31	243
条例や要綱などは定めていない	75	138	227	34	53	120	45	58	180	930
無回答	12	6	16	0	9	8	3	5	10	
空白	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(参考)回答数	167	221	434	51	122	219	104	90	264	1,672

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
自治基本条例等の条例がある	38%	25%	32%	27%	41%	30%	36%	21%	20%	30%
協働のまちづくり等の要綱がある	17%	12%	15%	6%	16%	15%	21%	14%	12%	15%
条例や要綱などは定めていない	45%	62%	52%	67%	43%	55%	43%	64%	68%	56%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【参考資料7】地域運営組織に関する実態調査 クロス集計結果(個票)

クロス集計対象設問

1. 活動内容
2. 主な収入源(上位3つ)
3. 年間収入額
4. 地域おこし協力隊・集落支援員・復興支援員の参加状況
5. 継続的に活動していく上での課題
6. 行政からの支援に期待するもの
7. 専門家からの支援を期待するもの

属性の軸	区分(内容)
組織形態区分※	法人組織、任意団体等、自治会等
自治会等	単独自治会・町内会、連合自治会・町内会、その他
設立経過年区分	1-2年、3-4年、5-6年、6-7年、8-10年、10年超
人口区分	20万人以上、10-20万人、5-10万人、3-5万人、3万人未満
過疎区分	過疎、みなし過疎、一部過疎、非過疎
都市区分	中核市等(指定都市・中核市・施行時特例市・特別区)、一般市、町村
条例等有無	条例等有、条例等無
地域区分	北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄

※組織形態区分の内容

- ・法人組織： 認可地縁団体、NPO法人（認定NPO法人を含む。）、株式会社、公益社団法人、一般社団法人、協同組合
- ・任意団体等： 自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を含む。）、任意団体（自治会・町内会を除く。）、その他
- ・うち自治会等： 任意団体等のうち自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を含む。）

1. 活動内容

①組織形態区分による比較

- いずれの組織形態区分においても、地域の生活やくらしを守る取組としては、「高齢者交流サービス」が最も多くなっている。
- 法人組織、自治会等においては、「体験交流事業」が「高齢者交流サービス」に次いで多くなっている。そのほかの取組としては、「広報紙の作成・発行」、「祭り・運動会・音楽会などの運営」といった活動が多い。
- 任意団体等においては、「声かけ・見守りサービス」が「高齢者交流サービス」に次いで多くなっている。そのほかの取組としては、「広報紙の作成・発行」、「祭り・運動会・音楽会などの運営」といった活動が多い。

	法人組織	任意団体等	自治会等	全体
市町村役場の窓口代行	26	119	69	213
公的施設の維持管理(指定管理など)	116	837	303	1,056
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	57	142	59	258
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	64	73	45	182
書かき・書下し	39	82	51	172
家事支援(清掃や床木の剪定など)	70	142	51	263
弁当配達・給配食サービス	45	195	45	285
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	59	127	31	217
声かけ・見守りサービス	110	1,108	295	1,513
高齢者交流サービス	149	1,310	453	1,912
保育サービス・一時預かり	38	134	34	206
体験交流事業	117	879	321	1,317
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	74	229	93	396
空き家や里山などの維持・管理	59	188	82	329
防災訓練・研修	67	1,215	426	1,708
祭り・運動会・音楽会などの運営	112	1,480	575	2,167
地域の調査・研究・学習	69	727	249	1,045
広報紙の作成・発行	123	1,546	452	2,121
その他	84	768	160	1,012
(参考)有効回答数	313	2,672	893	3,878

	法人組織	任意団体等	自治会等	全体
市町村役場の窓口代行	8%	4%	8%	5%
公的施設の維持管理(指定管理など)	37%	24%	34%	27%
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	18%	5%	7%	6%
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	20%	3%	5%	4%
書かき・書下し	12%	3%	6%	4%
家事支援(清掃や床木の剪定など)	22%	5%	6%	6%
弁当配達・給配食サービス	14%	7%	5%	7%
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	19%	5%	3%	5%
声かけ・見守りサービス	35%	41%	33%	39%
高齢者交流サービス	48%	49%	51%	49%
保育サービス・一時預かり	12%	5%	4%	5%
体験交流事業	37%	33%	36%	34%
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	24%	9%	10%	10%
空き家や里山などの維持・管理	19%	7%	9%	8%
防災訓練・研修	21%	45%	48%	44%
祭り・運動会・音楽会などの運営	36%	55%	64%	55%
地域の調査・研究・学習	22%	27%	28%	26%
広報紙の作成・発行	39%	58%	51%	54%
その他	27%	29%	18%	26%
	100%	100%	100%	100%

②自治会等による比較

- 単位自治会・町内会、連合自治会・町内会、その他のいずれにおいても、地域の生活やくらしを守る取組としては、「高齢者交流サービス」が最も多くなっている。
- 単位自治会・町内会、その他においては、「声かけ・見守りサービス」が「高齢者交流サービス」に次いで多くなっている。そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」、「防災訓練・研修」、「広報紙の作成・発行」といった活動が多い。
- 連合自治会・町内会においては、「体験交流事業」が「高齢者交流サービス」に次いで多くなっている。そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」、「広報紙の作成・発行」といった活動が多い。

	単位自治会・町内会	連合自治会・町内会	その他	全体
市町村役場の窓口代行	7	62	144	213
公的施設の維持管理(指定管理など)	54	249	753	1,056
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	13	46	199	258
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	4	41	137	182
書かき・書下し	8	43	121	172
家事支援(清掃や床木の剪定など)	23	28	212	263
弁当配達・給配食サービス	7	38	240	285
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	9	24	186	217
声かけ・見守りサービス	57	283	1,218	1,513
高齢者交流サービス	107	346	1,459	1,912
保育サービス・一時預かり	4	30	172	206
体験交流事業	48	273	996	1,317
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	18	75	303	396
空き家や里山などの維持・管理	11	71	247	329
防災訓練・研修	33	343	1,282	1,708
祭り・運動会・音楽会などの運営	167	468	1,592	2,167
地域の調査・研究・学習	34	215	796	1,045
広報紙の作成・発行	70	382	1,669	2,121
その他	30	130	852	1,012
(参考)有効回答数	217	676	2,985	3,878

	単位自治会・町内会	連合自治会・町内会	その他	全体
市町村役場の窓口代行	3%	9%	5%	5%
公的施設の維持管理(指定管理など)	25%	37%	25%	27%
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	6%	7%	7%	6%
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	2%	6%	5%	4%
書かき・書下し	4%	6%	4%	4%
家事支援(清掃や床木の剪定など)	11%	4%	7%	6%
弁当配達・給配食サービス	3%	6%	8%	7%
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	4%	3%	6%	5%
声かけ・見守りサービス	26%	35%	41%	39%
高齢者交流サービス	49%	51%	49%	49%
保育サービス・一時預かり	2%	4%	6%	5%
体験交流事業	22%	40%	33%	34%
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	8%	11%	10%	10%
空き家や里山などの維持・管理	5%	11%	8%	8%
防災訓練・研修	38%	51%	43%	44%
祭り・運動会・音楽会などの運営	49%	69%	53%	55%
地域の調査・研究・学習	16%	32%	27%	26%
広報紙の作成・発行	32%	57%	56%	54%
その他	14%	19%	29%	26%
	100%	100%	100%	100%

③ 設立経過年区分による比較

- ・ いずれの設立経過年区分においても、地域の生活や暮らしを守る取組としては、「高齢者交流サービス」が最も多くなっている。
- ・ 組織設立後2年以内、10年以上の団体においては、「公的施設の維持管理(指定管理など)」が「高齢者交流サービス」に次いで多くなっている。そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」、「広報紙の作成・発行」といった活動が多い。
- ・ 組織設立後3～4年、5～6年、7～9年の団体においては、「声かけ・見守りサービス」が「高齢者交流サービス」に次いで多くなっている。そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」、「広報紙の作成・発行」といった活動が多い。

集計値

	～2年	3～4年	5～6年	7～9年	10年以上	全体
市町村役場の窓口代行	8	6	12	63	125	214
公的施設の維持管理(指定管理など)	28	81	85	205	622	1,021
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	6	31	29	70	114	250
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	6	16	18	59	81	180
雪かき・雪下ろし	1	14	29	50	71	165
家事支援(清掃や草木の剪定など)	6	26	37	94	93	256
弁当配達・給食サービス	2	14	67	77	117	277
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	3	25	35	81	69	213
声かけ・見守りサービス	25	188	279	378	603	1,473
高齢者交流サービス	38	249	333	508	726	1,854
保育サービス(一時預かり)	2	15	38	63	84	202
体験交流事業	23	157	196	375	523	1,274
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	4	42	58	122	155	381
空き家や里山などの維持・管理	8	32	33	125	126	324
防災訓練・研修	36	221	318	386	692	1,653
祭り・運動会・音楽会などの運営	44	278	393	510	874	2,099
地域の調査・研究・学習	25	192	157	282	359	1,015
広報紙の作成・発行	46	337	373	527	798	2,081
その他	17	169	179	249	380	994
(参考)有効回答数	90	585	656	1,000	1,449	3,780

回答数に対する割合

	～2年	3～4年	5～6年	7～9年	10年以上	全体
市町村役場の窓口代行	9%	1%	2%	6%	9%	6%
公的施設の維持管理(指定管理など)	31%	14%	13%	21%	43%	27%
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	7%	5%	4%	7%	8%	7%
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	7%	3%	3%	6%	6%	5%
雪かき・雪下ろし	1%	2%	4%	5%	5%	4%
家事支援(清掃や草木の剪定など)	7%	4%	6%	9%	6%	7%
弁当配達・給食サービス	2%	2%	10%	8%	8%	7%
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	3%	4%	5%	8%	5%	6%
声かけ・見守りサービス	28%	32%	43%	38%	42%	39%
高齢者交流サービス	42%	43%	51%	51%	50%	49%
保育サービス(一時預かり)	2%	3%	6%	6%	6%	5%
体験交流事業	26%	27%	30%	38%	36%	34%
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	4%	7%	9%	12%	11%	10%
空き家や里山などの維持・管理	9%	5%	5%	13%	9%	9%
防災訓練・研修	40%	38%	48%	39%	48%	44%
祭り・運動会・音楽会などの運営	49%	48%	60%	51%	60%	56%
地域の調査・研究・学習	28%	33%	24%	28%	25%	27%
広報紙の作成・発行	51%	58%	57%	53%	55%	55%
その他	19%	29%	27%	25%	26%	26%
(参考)有効回答数	100%	100%	100%	100%	100%	100%

④ 人口区分による比較

- ・ 20万人以上の自治体に所在する団体においては、地域の生活や暮らしを守る取組として、「声かけ・見守りサービス」が最も多くなっている。そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」といった活動が多い。
- ・ 10～20万人、5～10万人、3～5万人、1～3万人、5千人未満の自治体に所在する団体においては、地域の生活や暮らしを守る取組として、「高齢者交流サービス」が最も多くなっている。そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」といった活動が多い。
- ・ 5千～1万人の自治体に所在する団体においては、地域の生活や暮らしを守る取組として、「体験交流事業」が最も多くなっている。そのほかの取組としては、「広報紙の作成・発行」といった活動が多い。

集計値

	20万人以上	10～20万人	5～10万人	3～5万人	1～3万人	5千～1万人	5千人未満	全体
市町村役場の窓口代行	47	13	103	20	26	2	3	214
公的施設の維持管理(指定管理など)	115	162	391	199	138	37	17	1,057
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	85	54	65	30	11	9	4	258
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	42	38	32	32	26	7	5	182
雪かき・雪下ろし	20	26	33	32	36	15	10	172
家事支援(清掃や草木の剪定など)	57	53	74	22	38	8	11	263
弁当配達・給食サービス	83	41	71	44	26	9	11	285
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	16	43	62	41	37	8	10	217
声かけ・見守りサービス	513	240	391	242	156	43	21	1,516
高齢者交流サービス	509	320	428	324	249	48	36	1,914
保育サービス(一時預かり)	44	47	48	28	29	9	11	206
体験交流事業	256	233	322	252	176	58	22	1,319
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	21	34	87	103	93	35	23	396
空き家や里山などの維持・管理	28	51	83	79	53	15	21	330
防災訓練・研修	557	281	469	220	140	38	5	1,710
祭り・運動会・音楽会などの運営	584	360	604	344	211	41	25	2,169
地域の調査・研究・学習	246	191	312	165	101	24	6	1,045
広報紙の作成・発行	577	397	608	314	175	45	8	2,124
その他	334	197	189	123	127	29	25	1,014
(参考)有効回答数	1,021	658	891	595	497	127	96	3,885

回答数に対する割合

	20万人以上	10～20万人	5～10万人	3～5万人	1～3万人	5千～1万人	5千人未満	全体
市町村役場の窓口代行	5%	2%	12%	3%	5%	2%	3%	6%
公的施設の維持管理(指定管理など)	11%	25%	44%	33%	27%	29%	18%	27%
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	8%	8%	7%	5%	2%	7%	4%	7%
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	4%	6%	4%	5%	5%	6%	5%	5%
雪かき・雪下ろし	2%	4%	4%	5%	4%	7%	10%	4%
家事支援(清掃や草木の剪定など)	6%	8%	8%	4%	6%	6%	11%	7%
弁当配達・給食サービス	8%	6%	8%	7%	5%	7%	11%	7%
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	2%	7%	7%	7%	7%	6%	10%	6%
声かけ・見守りサービス	50%	36%	34%	41%	31%	34%	22%	39%
高齢者交流サービス	50%	49%	48%	54%	50%	38%	38%	49%
保育サービス(一時預かり)	4%	7%	5%	5%	6%	7%	1%	5%
体験交流事業	25%	35%	36%	42%	35%	46%	23%	34%
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	2%	5%	10%	17%	19%	28%	24%	10%
空き家や里山などの維持・管理	3%	8%	9%	13%	11%	12%	22%	8%
防災訓練・研修	55%	43%	53%	37%	28%	30%	5%	44%
祭り・運動会・音楽会などの運営	57%	55%	68%	58%	42%	32%	26%	56%
地域の調査・研究・学習	24%	29%	35%	28%	20%	19%	6%	27%
広報紙の作成・発行	57%	60%	68%	53%	35%	35%	8%	55%
その他	33%	28%	21%	21%	26%	23%	26%	26%
(参考)有効回答数	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

⑤ 過疎区分による比較

- 過疎地域、一部過疎地域、非過疎地域においては、地域の生活や暮らしを守る取組として、「高齢者交流サービス」が最も多くなっている。そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」といった活動が多い。
- みなし過疎地域においては、地域の生活や暮らしを守る取組として、「体験交流事業」が最も多くなっている。そのほかの取組としては、「広報紙の作成・発行」といった活動が多い。

	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
市町村役場の窓口代行	33	5	116	60	214
公的施設の維持管理(指定管理など)	316	19	329	393	1,057
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	36	7	66	149	258
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	41	4	63	74	182
雪かき・雪下ろし	84	9	48	31	172
家事支援(清掃や草木の剪定など)	57	2	47	157	263
弁当配達・給食サービス	72	3	71	139	285
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	72	6	45	94	217
声かけ・見守りサービス	295	15	419	787	1,516
高齢者交流サービス	389	23	493	1,009	1,914
保育サービス・一時預かり	44	4	42	116	206
体験交流事業	340	41	357	581	1,319
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	182	22	79	113	396
空き家や里山などの維持・管理	129	10	82	109	330
防災訓練・研修	278	15	549	868	1,710
祭り・運動会・音楽会などの運営	423	48	637	1,061	2,169
地域の調査・研究・学習	176	42	370	457	1,045
広報紙の作成・発行	395	61	663	1,005	2,124
その他	193	21	283	517	1,014
(参考)有効回答数	829	85	998	1,973	3,885

	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
市町村役場の窓口代行	4%	6%	12%	3%	6%
公的施設の維持管理(指定管理など)	38%	22%	33%	20%	39%
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	4%	8%	7%	8%	7%
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	5%	5%	6%	4%	5%
雪かき・雪下ろし	10%	11%	5%	2%	4%
家事支援(清掃や草木の剪定など)	7%	2%	5%	8%	7%
弁当配達・給食サービス	9%	4%	7%	7%	7%
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	9%	7%	5%	5%	6%
声かけ・見守りサービス	36%	18%	42%	40%	39%
高齢者交流サービス	47%	27%	49%	51%	49%
保育サービス・一時預かり	5%	5%	4%	6%	5%
体験交流事業	41%	48%	36%	29%	34%
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	22%	26%	8%	6%	10%
空き家や里山などの維持・管理	16%	12%	8%	6%	8%
防災訓練・研修	34%	18%	55%	44%	44%
祭り・運動会・音楽会などの運営	51%	56%	64%	54%	56%
地域の調査・研究・学習	21%	49%	37%	23%	27%
広報紙の作成・発行	48%	72%	66%	51%	55%
その他	23%	25%	28%	26%	26%
(参考)有効回答数	100%	100%	100%	100%	100%

⑥ 都市区分による比較

- 中核市等においては、地域の生活や暮らしを守る取組として、「声かけ・見守りサービス」が最も多くなっている。そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」といった活動が多い。
- 一般市、町村においては、地域の生活や暮らしを守る取組として、「高齢者交流サービス」が最も多くなっている。そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」といった活動が多い。

	中核市等	一般市	町村	全体
市町村役場の窓口代行	49	143	22	214
公的施設の維持管理(指定管理など)	94	820	143	1,057
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	77	158	23	258
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	50	103	29	182
雪かき・雪下ろし	24	109	39	172
家事支援(清掃や草木の剪定など)	56	157	50	263
弁当配達・給食サービス	81	162	42	285
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	19	156	42	217
声かけ・見守りサービス	464	846	206	1,516
高齢者交流サービス	447	1,167	300	1,914
保育サービス・一時預かり	43	139	24	206
体験交流事業	225	873	221	1,319
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	25	251	120	396
空き家や里山などの維持・管理	32	222	76	330
防災訓練・研修	513	1,054	143	1,710
祭り・運動会・音楽会などの運営	563	1,388	218	2,169
地域の調査・研究・学習	228	716	101	1,045
広報紙の作成・発行	518	1,420	186	2,124
その他	300	563	151	1,014
(参考)有効回答数	939	2,322	624	3,885

	中核市等	一般市	町村	全体
市町村役場の窓口代行	5%	6%	4%	6%
公的施設の維持管理(指定管理など)	10%	35%	23%	27%
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	8%	7%	4%	7%
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	5%	4%	5%	5%
雪かき・雪下ろし	3%	5%	6%	4%
家事支援(清掃や草木の剪定など)	6%	7%	8%	7%
弁当配達・給食サービス	9%	7%	7%	7%
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	2%	7%	7%	6%
声かけ・見守りサービス	49%	36%	33%	39%
高齢者交流サービス	48%	50%	48%	49%
保育サービス・一時預かり	5%	6%	4%	5%
体験交流事業	24%	38%	35%	34%
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	3%	11%	19%	10%
空き家や里山などの維持・管理	3%	10%	12%	8%
防災訓練・研修	55%	45%	23%	44%
祭り・運動会・音楽会などの運営	60%	60%	35%	56%
地域の調査・研究・学習	24%	31%	16%	27%
広報紙の作成・発行	55%	61%	30%	55%
その他	32%	24%	24%	26%
(参考)有効回答数	100%	100%	100%	100%

⑦ 条例等有無による比較

・ 条例等有、無いずれの市区町村においても、地域の生活やくらしを守る取組として、「高齢者交流サービス」が最も多くっており、次いで「声かけ・見守りサービス」となっている。そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」、「広報紙の作成・発行」といった活動が多い。

集計値			
	条例等有	条例等無	全体
市町村役場の窓口代行	136	78	214
公的施設の維持管理(指定管理など)	625	430	1,055
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	147	111	258
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	95	83	178
雪かき・雪下し	95	77	172
家事支援(清掃や庭木の剪定など)	105	153	258
弁当配達・給食サービス	140	145	285
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	112	100	212
声かけ・見守りサービス	724	764	1,488
高齢者交流サービス	969	906	1,875
保育サービス・一時預かり	88	116	204
体験交流事業	713	590	1,303
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	186	207	393
空き家や里山などの維持・管理	185	142	327
防災訓練・研修	919	763	1,682
祭り・運動会・音楽会などの運営	1,150	977	2,127
地域の調査・研究・学習	594	422	1,016
広報紙の作成・発行	1,228	850	2,078
その他	496	506	1,002
(参考)有効回答数	1,878	1,932	3,810

回答数に対する割合			
	条例等有	条例等無	全体
市町村役場の窓口代行	7%	4%	6%
公的施設の維持管理(指定管理など)	33%	22%	29%
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	8%	6%	7%
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	5%	4%	5%
雪かき・雪下し	5%	4%	5%
家事支援(清掃や庭木の剪定など)	6%	8%	7%
弁当配達・給食サービス	7%	8%	7%
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	6%	5%	6%
声かけ・見守りサービス	39%	40%	39%
高齢者交流サービス	52%	47%	49%
保育サービス・一時預かり	5%	6%	5%
体験交流事業	38%	31%	34%
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	10%	11%	10%
空き家や里山などの維持・管理	10%	7%	9%
防災訓練・研修	49%	39%	44%
祭り・運動会・音楽会などの運営	61%	51%	56%
地域の調査・研究・学習	32%	22%	27%
広報紙の作成・発行	65%	44%	55%
その他	26%	26%	26%
	100%	100%	100%

⑧地域区分による比較

- 北海道、関東、東海、近畿においては、地域の生活や暮らしを守る取組として、「高齢者交流サービス」が最も多くなっている。そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」といった活動が多い。
- 東北においては、地域の生活や暮らしを守る取組として、「公的施設の維持管理(指定管理など)」が最も多くなっている。そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」といった活動が多い。
- 北陸においては、地域の生活や暮らしを守る取組として、「高齢者交流サービス」、「体験交流事業」が最も多くなっている。そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」といった活動が多い。
- 中国、九州・沖縄においては、地域の生活や暮らしを守る取組として、「声かけ・見守りサービス」が最も多くなっている。そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」といった活動が多い。
- 四国においては、地域の生活や暮らしを守る取組として、「体験交流事業」が最も多くなっている。そのほかの取組としては、「広報紙の作成・発行」といった活動が多い。

集計値

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
市町村役場の窓口代行	2	26	47	3	4	56	4	9	64	214
公的施設の維持管理(指定管理など)	20	198	120	9	92	192	153	67	206	1,057
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	4	23	73	10	36	62	26	7	17	258
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	6	6	81	2	20	27	19	6	15	182
書かき・書下し	17	57	44	7	5	5	36	0	1	172
家事支援(清掃や廃木の剪定など)	9	7	113	2	30	45	18	7	32	263
弁当配達・給食サービス	3	11	45	1	13	101	57	18	36	285
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	7	12	53	3	23	37	36	7	39	217
声かけ・見守りサービス	19	78	227	9	179	381	286	58	279	1,516
高齢者交流サービス	31	156	381	14	204	541	233	81	273	1,914
保身サービス(一勝預かり)	8	12	45	2	24	58	20	6	31	206
体験交流事業	14	152	256	14	118	292	171	95	207	1,319
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	5	45	45	11	22	70	89	43	66	396
空き家や里山などの維持・管理	1	33	53	7	32	52	70	28	54	330
防災訓練・研修	21	159	224	20	150	538	230	79	289	1,710
祭り・運動会・音楽会などの運営	21	234	308	21	212	611	239	89	434	2,169
地域の調査・研究・学習	8	137	189	16	115	228	118	57	177	1,045
広報紙の作成・発行	18	229	357	20	211	580	230	95	384	2,124
その他	19	73	219	8	123	239	184	41	108	1,014
(参考)有効回答数	77	392	801	51	462	872	463	182	585	3,885

回答数に対する割合

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
市町村役場の窓口代行	3%	7%	6%	6%	1%	6%	1%	4%	11%	6%
公的施設の維持管理(指定管理など)	26%	51%	15%	18%	20%	22%	33%	37%	35%	27%
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	5%	6%	9%	20%	8%	7%	6%	4%	3%	7%
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	8%	2%	10%	4%	4%	3%	4%	3%	3%	5%
書かき・書下し	22%	15%	5%	14%	1%	1%	8%	0%	0%	4%
家事支援(清掃や廃木の剪定など)	12%	2%	14%	4%	6%	5%	4%	4%	5%	7%
弁当配達・給食サービス	4%	3%	6%	2%	3%	12%	12%	10%	6%	7%
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	9%	3%	7%	6%	5%	4%	8%	4%	7%	6%
声かけ・見守りサービス	25%	20%	28%	18%	39%	44%	62%	32%	48%	39%
高齢者交流サービス	40%	40%	48%	27%	44%	62%	50%	45%	47%	49%
保身サービス(一勝預かり)	10%	3%	6%	4%	5%	7%	4%	3%	5%	5%
体験交流事業	18%	39%	32%	27%	26%	33%	27%	52%	35%	34%
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	6%	11%	6%	22%	5%	8%	19%	24%	11%	10%
空き家や里山などの維持・管理	1%	8%	7%	14%	7%	6%	15%	15%	9%	8%
防災訓練・研修	27%	41%	28%	39%	32%	62%	50%	43%	49%	44%
祭り・運動会・音楽会などの運営	27%	60%	38%	41%	46%	70%	52%	49%	74%	56%
地域の調査・研究・学習	10%	35%	24%	31%	25%	26%	25%	31%	30%	27%
広報紙の作成・発行	23%	58%	45%	39%	46%	67%	50%	52%	66%	55%
その他	25%	19%	27%	16%	27%	27%	40%	23%	18%	26%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

2. 主な収入源(上位3つ)²¹

①組織形態区分による比較

・いずれの組織形態区分においても、「市区町村からの補助金等」が最も多くなっており、次いで「構成員からの会費」となっているが、法人組織における「市区町村からの補助金等」の割合は、他の区分と比較して低くなっている。

任意団体等(回答数2604に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	6%	18%	8%	32%
寄付金	1%	7%	7%	14%
市区町村からの補助金等	68%	14%	3%	84%
国・都道府県等からの補助金等	3%	2%	1%	5%
民間団体からの助成金	2%	5%	4%	11%
公的施設の指定管理料	9%	4%	1%	14%
市区町村からの受託事業収入 ※1	2%	4%	4%	10%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	0%	1%	0%	1%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	3%	5%	5%	14%
収益事業の収益 ※3	3%	8%	5%	16%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	2%	6%	8%
その他	4%	10%	8%	23%
	100%	100%	100%	100%

法人組織(回答数306に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	10%	20%	18%	48%
寄付金	1%	7%	9%	17%
市区町村からの補助金等	30%	13%	8%	52%
国・都道府県等からの補助金等	3%	7%	4%	14%
民間団体からの助成金	0%	4%	6%	10%
公的施設の指定管理料	10%	11%	4%	25%
市区町村からの受託事業収入 ※1	12%	8%	7%	27%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	2%	1%	1%	4%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	8%	13%	10%	31%
収益事業の収益 ※3	20%	8%	10%	38%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	2%	3%
その他	2%	4%	6%	12%
	100%	100%	100%	100%

自治会等(回答数842に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	14%	23%	11%	47%
寄付金	1%	7%	6%	14%
市区町村からの補助金等	61%	17%	8%	86%
国・都道府県等からの補助金等	2%	3%	2%	7%
民間団体からの助成金	0%	3%	4%	8%
公的施設の指定管理料	7%	8%	3%	17%
市区町村からの受託事業収入 ※1	8%	6%	7%	20%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	0%	0%	2%	2%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	2%	6%	5%	13%
収益事業の収益 ※3	2%	3%	6%	11%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	2%	3%	5%
その他	3%	8%	8%	19%
	100%	100%	100%	100%

②自治会等による比較

・単位自治会・町内会、連合自治会・町内会、その他のいずれにおいても、「市区町村からの補助金等」が最も多くなっており、次いで「構成員からの会費」となっている。

連合自治会・町内会(回答数663に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	10%	24%	11%	45%
寄付金	1%	5%	5%	12%
市区町村からの補助金等	66%	15%	6%	87%
国・都道府県等からの補助金等	1%	3%	2%	7%
民間団体からの助成金	0%	4%	5%	9%
公的施設の指定管理料	7%	8%	3%	17%
市区町村からの受託事業収入 ※1	8%	7%	7%	23%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	0%	0%	2%	2%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	1%	5%	5%	12%
収益事業の収益 ※3	2%	4%	5%	10%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	2%	4%	6%
その他	3%	9%	8%	20%
	100%	100%	100%	100%

単位自治会・町内会(回答数179に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	26%	19%	8%	54%
寄付金	1%	12%	6%	19%
市区町村からの補助金等	44%	23%	14%	81%
国・都道府県等からの補助金等	4%	1%	2%	7%
民間団体からの助成金	1%	3%	3%	7%
公的施設の指定管理料	7%	7%	2%	16%
市区町村からの受託事業収入 ※1	5%	2%	5%	12%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	0%	1%	1%	2%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	6%	10%	3%	20%
収益事業の収益 ※3	3%	3%	8%	14%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	0%	1%
その他	4%	6%	6%	16%
	100%	100%	100%	100%

その他(回答数2910に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	6%	19%	9%	34%
寄付金	1%	7%	7%	15%
市区町村からの補助金等	64%	14%	3%	81%
国・都道府県等からの補助金等	3%	2%	1%	6%
民間団体からの助成金	2%	5%	4%	11%
公的施設の指定管理料	9%	5%	1%	15%
市区町村からの受託事業収入 ※1	3%	4%	4%	11%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	1%	1%	0%	1%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	4%	6%	6%	16%
収益事業の収益 ※3	4%	8%	6%	18%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	2%	6%	8%
その他	4%	10%	8%	21%
	100%	100%	100%	100%

²¹「2. 主な収入源(上位3つ)」の選択肢における注釈は以下のとおり

※1:「市区町村からの助成金等」「公的施設の指定管理料」以外

※2:「国・都道府県等からの助成金等」「公的施設の指定管理料」以外

※3:「公的施設の指定管理料」「受託事業収入」以外

③ 設立経過年区分による比較

- いづれの設立経過年区分においても、「市区町村からの補助金等」が最も多くなっており、次いで「構成員からの会費」となっている。

1~2年(回答数94に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	4%	31%	4%	39%
寄付金	1%	1%	7%	10%
市区町村からの補助金等	60%	12%	2%	73%
国・都道府県等からの補助金等	3%	0%	2%	5%
民間団体からの助成金	2%	1%	3%	6%
公的施設の指定管理料	12%	2%	3%	17%
市区町村からの受託事業収入 ※1	2%	7%	3%	13%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	2%	0%	0%	2%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	7%	9%	0%	16%
収益事業の収益 ※3	1%	13%	3%	17%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	12%	13%
その他	5%	7%	3%	16%
	100%	100%	100%	100%

3~4年(回答数578に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	6%	17%	5%	28%
寄付金	0%	6%	7%	13%
市区町村からの補助金等	74%	13%	1%	88%
国・都道府県等からの補助金等	4%	2%	1%	6%
民間団体からの助成金	1%	5%	2%	9%
公的施設の指定管理料	4%	1%	0%	6%
市区町村からの受託事業収入 ※1	2%	4%	1%	7%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	1%	0%	0%	1%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	3%	7%	4%	14%
収益事業の収益 ※3	2%	6%	5%	14%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	5%	5%	9%
その他	3%	8%	6%	17%
	100%	100%	100%	100%

5~6年(回答数629に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	2%	5%	13%	4%
寄付金	2%	13%	9%	24%
市区町村からの補助金等	72%	13%	2%	86%
国・都道府県等からの補助金等	4%	3%	2%	10%
民間団体からの助成金	1%	4%	4%	9%
公的施設の指定管理料	2%	1%	0%	3%
市区町村からの受託事業収入 ※1	4%	4%	3%	11%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	0%	1%	0%	1%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	3%	5%	8%	17%
収益事業の収益 ※3	3%	5%	6%	15%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	3%	4%	6%
その他	3%	10%	8%	21%
	100%	100%	100%	100%

7~9年(回答数956に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	5%	20%	9%	35%
寄付金	0%	6%	6%	12%
市区町村からの補助金等	68%	10%	3%	81%
国・都道府県等からの補助金等	2%	3%	2%	6%
民間団体からの助成金	1%	7%	6%	15%
公的施設の指定管理料	5%	4%	1%	10%
市区町村からの受託事業収入 ※1	4%	4%	4%	12%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	1%	1%	1%	3%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	4%	6%	5%	16%
収益事業の収益 ※3	5%	6%	6%	18%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	2%	5%	7%
その他	3%	11%	8%	22%
	100%	100%	100%	100%

10年以上(回答数1407に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	12%	22%	13%	47%
寄付金	1%	6%	6%	13%
市区町村からの補助金等	52%	18%	8%	78%
国・都道府県等からの補助金等	2%	2%	2%	5%
民間団体からの助成金	1%	4%	4%	9%
公的施設の指定管理料	15%	11%	3%	29%
市区町村からの受託事業収入 ※1	6%	4%	8%	18%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	0%	0%	1%	2%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	3%	6%	6%	14%
収益事業の収益 ※3	4%	7%	7%	17%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	0%	5%	6%
その他	4%	9%	9%	22%
	100%	100%	100%	100%

④ 人口区分による比較

- いづれの人口区分においても、「市区町村からの補助金等」が最も多くなっており、次いで「構成員からの会費」となっている。

20万人以上(回答数969に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	8%	18%	6%	32%
寄付金	2%	11%	8%	21%
市区町村からの補助金等	68%	15%	4%	87%
国・都道府県等からの補助金等	2%	1%	1%	4%
民間団体からの助成金	1%	7%	5%	13%
公的施設の指定管理料	5%	2%	0%	7%
市区町村からの受託事業収入 ※1	6%	2%	3%	11%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	0%	0%	0%	0%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	1%	7%	7%	14%
収益事業の収益 ※3	1%	5%	5%	11%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	5%	7%
その他	4%	14%	12%	30%
	100%	100%	100%	100%

10~20万人(回答数651に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	9%	17%	9%	35%
寄付金	1%	5%	6%	12%
市区町村からの補助金等	58%	16%	6%	80%
国・都道府県等からの補助金等	3%	3%	1%	7%
民間団体からの助成金	2%	6%	6%	15%
公的施設の指定管理料	12%	2%	1%	14%
市区町村からの受託事業収入 ※1	4%	6%	6%	15%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	0%	0%	0%	0%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	4%	6%	6%	16%
収益事業の収益 ※3	3%	6%	6%	16%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	4%	5%	9%
その他	4%	8%	7%	19%
	100%	100%	100%	100%

5~10万人(回答数858に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	11%	27%	12%	50%
寄付金	0%	8%	8%	17%
市区町村からの補助金等	63%	17%	5%	85%
国・都道府県等からの補助金等	1%	2%	2%	5%
民間団体からの助成金	2%	3%	3%	7%
公的施設の指定管理料	13%	11%	3%	27%
市区町村からの受託事業収入 ※1	2%	4%	7%	13%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	1%	1%	0%	3%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	3%	5%	6%	14%
収益事業の収益 ※3	2%	6%	5%	12%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	0%	6%	7%
その他	2%	5%	7%	13%
	100%	100%	100%	100%

3~5万人(回答数580に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	7%	18%	11%	35%
寄付金	0%	4%	4%	8%
市区町村からの補助金等	69%	11%	3%	83%
国・都道府県等からの補助金等	3%	4%	2%	8%
民間団体からの助成金	1%	3%	5%	8%
公的施設の指定管理料	6%	3%	4%	13%
市区町村からの受託事業収入 ※1	3%	4%	3%	11%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	1%	1%	1%	2%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	2%	7%	4%	12%
収益事業の収益 ※3	6%	8%	7%	21%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	2%	4%	6%
その他	3%	12%	8%	23%
	100%	100%	100%	100%

1~3万人(回答数486に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	5%	15%	9%	29%
寄付金	0%	3%	6%	9%
市区町村からの補助金等	56%	13%	5%	74%
国・都道府県等からの補助金等	3%	3%	3%	10%
民間団体からの助成金	1%	4%	2%	7%
公的施設の指定管理料	6%	5%	1%	13%
市区町村からの受託事業収入 ※1	5%	6%	4%	15%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	0%	1%	2%	3%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	9%	6%	6%	21%
収益事業の収益 ※3	7%	9%	6%	22%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	3%	5%	8%
その他	7%	9%	4%	19%
	100%	100%	100%	100%

5千人未満(回答数125に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	6%	22%	12%	39%
寄付金	1%	6%	5%	12%
市区町村からの補助金等	50%	10%	4%	63%
国・都道府県等からの補助金等	9%	1%	3%	12%
民間団体からの助成金	3%	6%	5%	14%
公的施設の指定管理料	3%	10%	1%	14%
市区町村からの受託事業収入 ※1	8%	9%	9%	26%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	0%	1%	1%	2%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	5%	5%	4%	14%
収益事業の収益 ※3	11%	9%	11%	31%
資産運用益(預金利息、配当など)	1%	1%	2%	3%
その他	5%	6%	9%	19%
	100%	100%	100%	100%

5千人未満(回答数91に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	1%	11%	5%	18%
寄付金	0%	8%	3%	11%
市区町村からの補助金等	53%	5%	1%	59%
国・都道府県等からの補助金等	7%	2%	0%	12%
民間団体からの助成金	7%	2%	3%	12%
公的施設の指定管理料	2%	3%	0%	5%
市区町村からの受託事業収入 ※1	10%	4%	3%	18%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	1%	0%	1%	2%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	5%	9%	3%	18%
収益事業の収益 ※3	12%	8%	12%	32%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	1%	2%
その他	3%	2%	3%	9%
	100%	100%	100%	100%

⑤ 過疎区分による比較

・いずれの過疎区分においても、「市区町村からの補助金等」が最も多くなっており、次いで「構成員からの会費」となっている。

過疎(回答数801に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	5%	16%	12%	33%
寄付金	1%	5%	7%	13%
市区町村からの補助金等	61%	14%	2%	77%
国・都道府県等からの補助金等	3%	3%	2%	8%
民間団体からの助成金	1%	2%	2%	6%
公的施設の指定管理料	8%	10%	3%	22%
市区町村からの受託事業収入 ※1	6%	6%	5%	17%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	1%	1%	1%	3%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	3%	6%	5%	14%
収益事業の収益 ※3	8%	10%	3%	25%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	3%	4%	7%
その他	2%	5%	5%	13%
	100%	100%	100%	100%

みなし過疎(回答数84に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	4%	27%	10%	40%
寄付金	1%	4%	7%	12%
市区町村からの補助金等	62%	13%	2%	77%
国・都道府県等からの補助金等	4%	1%	0%	5%
民間団体からの助成金	0%	2%	1%	4%
公的施設の指定管理料	10%	1%	1%	12%
市区町村からの受託事業収入 ※1	4%	5%	5%	13%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	0%	6%	1%	7%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	5%	4%	8%	17%
収益事業の収益 ※3	10%	10%	5%	24%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	2%	4%
その他	2%	12%	14%	29%
	100%	100%	100%	100%

一部過疎(回答数1006に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	10%	34%	10%	53%
寄付金	0%	4%	5%	10%
市区町村からの補助金等	64%	17%	6%	87%
国・都道府県等からの補助金等	2%	2%	1%	5%
民間団体からの助成金	0%	5%	5%	11%
公的施設の指定管理料	9%	6%	3%	17%
市区町村からの受託事業収入 ※1	6%	4%	7%	16%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	0%	0%	0%	1%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	2%	4%	4%	10%
収益事業の収益 ※3	2%	3%	5%	10%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	7%	8%
その他	4%	8%	8%	21%
	100%	100%	100%	100%

非過疎(回答数1869に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	8%	13%	6%	29%
寄付金	1%	9%	7%	17%
市区町村からの補助金等	63%	13%	5%	81%
国・都道府県等からの補助金等	2%	2%	2%	6%
民間団体からの助成金	2%	6%	5%	13%
公的施設の指定管理料	8%	3%	0%	12%
市区町村からの受託事業収入 ※1	3%	4%	4%	10%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	0%	0%	1%	1%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	4%	7%	7%	17%
収益事業の収益 ※3	3%	7%	5%	16%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	2%	5%	7%
その他	4%	12%	8%	24%
	100%	100%	100%	100%

⑥ 都市区分による比較

・いずれの都市区分においても、「市区町村からの補助金等」が最も多くなっており、次いで「構成員からの会費」となっている。

中核市等(回答数906に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	8%	15%	6%	33%
寄付金	2%	1%	8%	11%
市区町村からの補助金等	69%	14%	5%	88%
国・都道府県等からの補助金等	3%	1%	1%	5%
民間団体からの助成金	2%	6%	4%	12%
公的施設の指定管理料	4%	1%	0%	5%
市区町村からの受託事業収入 ※1	7%	3%	3%	13%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	0%	0%	0%	1%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	1%	6%	7%	14%
収益事業の収益 ※3	3%	7%	5%	16%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	5%	6%
その他	4%	12%	10%	26%
	100%	100%	100%	100%

一般市(回答数2244に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	8%	21%	11%	41%
寄付金	1%	6%	6%	13%
市区町村からの補助金等	64%	15%	4%	83%
国・都道府県等からの補助金等	2%	3%	2%	6%
民間団体からの助成金	1%	4%	5%	10%
公的施設の指定管理料	11%	7%	3%	21%
市区町村からの受託事業収入 ※1	3%	5%	6%	14%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	1%	1%	0%	2%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	3%	6%	6%	14%
収益事業の収益 ※3	3%	7%	6%	16%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	2%	5%	7%
その他	3%	8%	8%	19%
	100%	100%	100%	100%

町村(回答数610に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	6%	14%	7%	27%
寄付金	0%	5%	5%	10%
市区町村からの補助金等	51%	12%	5%	68%
国・都道府県等からの補助金等	4%	4%	2%	9%
民間団体からの助成金	2%	5%	2%	9%
公的施設の指定管理料	5%	6%	1%	12%
市区町村からの受託事業収入 ※1	5%	4%	4%	13%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	0%	1%	2%	3%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	10%	7%	4%	20%
収益事業の収益 ※3	9%	8%	4%	25%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	2%	4%	6%
その他	6%	10%	4%	20%
	100%	100%	100%	100%

⑦ 条例等有無による比較

・条例等有、条例等無いずれの市区町村においても、「市区町村からの補助金等」が最も多くなっており、次いで「構成員からの会費」となっている。

条例等有(回答数1841に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	8%	19%	11%	38%
寄付金	0%	4%	6%	11%
市区町村からの補助金等	65%	15%	4%	85%
国・都道府県等からの補助金等	2%	3%	2%	6%
民間団体からの助成金	1%	5%	5%	11%
公的施設の指定管理料	8%	8%	3%	20%
市区町村からの受託事業収入 ※1	6%	5%	6%	17%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	0%	1%	1%	2%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	3%	5%	6%	14%
収益事業の収益 ※3	3%	6%	6%	15%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	2%	7%	9%
その他	2%	8%	7%	18%
	100%	100%	100%	100%

条例等無(回答数1830に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	8%	18%	8%	34%
寄付金	1%	10%	7%	18%
市区町村からの補助金等	60%	13%	5%	78%
国・都道府県等からの補助金等	3%	2%	2%	7%
民間団体からの助成金	2%	4%	4%	10%
公的施設の指定管理料	8%	3%	0%	12%
市区町村からの受託事業収入 ※1	3%	4%	4%	10%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	1%	0%	0%	2%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	3%	7%	6%	16%
収益事業の収益 ※3	5%	8%	6%	19%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	3%	5%
その他	5%	10%	9%	24%
	100%	100%	100%	100%

⑧地域区分による比較

- ・いずれの地域区分においても、「市区町村からの補助金等」が最も多くなっている。
- ・北海道においては、「利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)」が「市区町村からの補助金等」に次いで多くなっている。
- ・東北、四国においては、「公的施設の指定管理料」が「市区町村からの補助金等」に次いで多くなっている。
- ・関東、北陸、東海、近畿、中国、九州・沖縄においては、「構成員からの会費」が「市区町村からの補助金等」に次いで多くなっている。

北海道(回答数751に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	5%	11%	25%	41%
寄付金	1%	12%	4%	17%
市区町村からの補助金等	43%	12%	5%	60%
国・都道府県等からの補助金等	3%	1%	0%	4%
民間団体からの助成金	7%	4%	3%	13%
公的施設の指定管理料	5%	9%	1%	16%
市区町村からの受託事業収入 ※1	9%	5%	1%	16%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	0%	0%	0%	0%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	12%	12%	4%	28%
収益事業の収益 ※3	8%	8%	8%	24%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	1%	3%
その他	7%	3%	4%	13%
	100%	100%	100%	100%

関東(回答数735に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	11%	15%	5%	31%
寄付金	1%	3%	6%	10%
市区町村からの補助金等	52%	16%	4%	72%
国・都道府県等からの補助金等	4%	1%	2%	8%
民間団体からの助成金	1%	7%	4%	13%
公的施設の指定管理料	3%	2%	1%	6%
市区町村からの受託事業収入 ※1	10%	4%	5%	19%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	0%	1%	1%	2%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	5%	9%	6%	20%
収益事業の収益 ※3	5%	7%	6%	18%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	3%	4%
その他	7%	12%	10%	29%
	100%	100%	100%	100%

東海(回答数452に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	12%	15%	8%	36%
寄付金	0%	4%	6%	11%
市区町村からの補助金等	54%	18%	4%	76%
国・都道府県等からの補助金等	3%	0%	0%	4%
民間団体からの助成金	4%	8%	4%	16%
公的施設の指定管理料	10%	3%	0%	13%
市区町村からの受託事業収入 ※1	3%	3%	2%	8%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	0%	0%	0%	0%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	6%	6%	7%	19%
収益事業の収益 ※3	2%	5%	4%	11%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	4%	9%	13%
その他	5%	17%	7%	29%
	100%	100%	100%	100%

中国(回答数451に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	8%	20%	12%	41%
寄付金	0%	7%	5%	12%
市区町村からの補助金等	69%	14%	6%	89%
国・都道府県等からの補助金等	3%	2%	2%	7%
民間団体からの助成金	1%	4%	3%	8%
公的施設の指定管理料	1%	14%	5%	20%
市区町村からの受託事業収入 ※1	2%	5%	5%	12%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	0%	1%	2%	3%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	3%	2%	2%	8%
収益事業の収益 ※3	6%	5%	7%	18%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	2%	3%
その他	6%	7%	11%	24%
	100%	100%	100%	100%

九州・沖縄(回答数590に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	5%	32%	11%	48%
寄付金	0%	5%	13%	18%
市区町村からの補助金等	77%	12%	2%	91%
国・都道府県等からの補助金等	2%	3%	1%	6%
民間団体からの助成金	0%	2%	3%	5%
公的施設の指定管理料	8%	6%	3%	17%
市区町村からの受託事業収入 ※1	2%	7%	4%	13%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	1%	0%	0%	2%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	2%	3%	3%	8%
収益事業の収益 ※3	2%	5%	6%	13%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	3%	5%	8%
その他	1%	8%	3%	13%
	100%	100%	100%	100%

東北(回答数383に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	7%	20%	15%	41%
寄付金	1%	2%	3%	6%
市区町村からの補助金等	49%	24%	8%	81%
国・都道府県等からの補助金等	2%	2%	3%	6%
民間団体からの助成金	1%	3%	3%	7%
公的施設の指定管理料	30%	8%	1%	38%
市区町村からの受託事業収入 ※1	5%	3%	7%	15%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	1%	2%	1%	3%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	2%	9%	4%	15%
収益事業の収益 ※3	1%	6%	5%	12%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	3%	7%	10%
その他	2%	8%	7%	16%
	100%	100%	100%	100%

北陸(回答数52に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	10%	29%	10%	48%
寄付金	0%	8%	4%	12%
市区町村からの補助金等	67%	15%	2%	85%
国・都道府県等からの補助金等	8%	2%	0%	10%
民間団体からの助成金	2%	2%	10%	13%
公的施設の指定管理料	2%	2%	0%	4%
市区町村からの受託事業収入 ※1	0%	4%	0%	4%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	0%	0%	2%	2%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	2%	8%	4%	13%
収益事業の収益 ※3	6%	2%	10%	17%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	0%	0%	0%
その他	4%	15%	2%	21%
	100%	100%	100%	100%

近畿(回答数842に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	7%	15%	7%	32%
寄付金	2%	14%	7%	23%
市区町村からの補助金等	75%	10%	5%	89%
国・都道府県等からの補助金等	1%	4%	3%	7%
民間団体からの助成金	1%	4%	6%	12%
公的施設の指定管理料	4%	4%	1%	9%
市区町村からの受託事業収入 ※1	3%	4%	6%	13%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	0%	0%	0%	0%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	2%	6%	8%	16%
収益事業の収益 ※3	3%	5%	6%	16%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	5%	6%
その他	2%	8%	10%	20%
	100%	100%	100%	100%

四国(回答数180に対する割合)

	1位	2位	3位	全体
構成員からの会費	2%	13%	7%	22%
寄付金	2%	8%	1%	11%
市区町村からの補助金等	49%	13%	3%	66%
国・都道府県等からの補助金等	2%	5%	1%	8%
民間団体からの助成金	0%	3%	6%	9%
公的施設の指定管理料	23%	6%	0%	29%
市区町村からの受託事業収入 ※1	4%	3%	4%	12%
国・都道府県等からの受託事業収入 ※2	1%	1%	0%	2%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	1%	6%	9%	16%
収益事業の収益 ※3	13%	12%	9%	35%
資産運用益(預金利息、配当など)	1%	4%	6%	12%
その他	3%	2%	2%	6%
	100%	100%	100%	100%

3. 年間収入額

①組織形態区分による比較

- 法人組織においては、「1,000万円以上1,500万円未満」が最も多くなっており、1,000万円以上の割合が他の区分と比べて高くなっている。
- 任意団体等においては、「1円以上50万円未満」が最も多くなっている。
- 自治会等においては、「100万円以上200万円未満」が最も多くなっている。

	法人組織	任意団体等	自治会等	全体
0円	0	41	30	71
1円以上50万円未満	12	458	118	588
50万円以上100万円未満	12	213	100	325
100万円以上200万円未満	18	407	126	551
200万円以上300万円未満	22	314	86	422
300万円以上400万円未満	18	188	75	281
400万円以上500万円未満	12	159	48	219
500万円以上750万円未満	34	248	82	364
750万円以上1,000万円未満	25	127	51	203
1,000万円以上1,500万円未満	38	193	59	290
1,500万円以上2,000万円未満	14	86	25	125
2,000万円以上3,000万円未満	36	67	42	145
3,000万円以上4,000万円未満	12	22	14	48
4,000万円以上5,000万円未満	14	9	4	27
5,000万円以上	34	21	1	56
(参考)有効回答数	301	2,553	861	3,715

	法人組織	任意団体等	自治会等	全体
0円	0%	2%	3%	2%
1円以上50万円未満	4%	18%	14%	16%
50万円以上100万円未満	4%	8%	12%	9%
100万円以上200万円未満	6%	16%	15%	15%
200万円以上300万円未満	7%	12%	10%	11%
300万円以上400万円未満	6%	7%	9%	8%
400万円以上500万円未満	4%	6%	6%	6%
500万円以上750万円未満	11%	10%	10%	10%
750万円以上1,000万円未満	8%	5%	6%	5%
1,000万円以上1,500万円未満	13%	8%	7%	8%
1,500万円以上2,000万円未満	5%	3%	3%	3%
2,000万円以上3,000万円未満	12%	3%	5%	4%
3,000万円以上4,000万円未満	4%	1%	2%	1%
4,000万円以上5,000万円未満	5%	0%	0%	1%
5,000万円以上	11%	1%	0%	2%
	100%	100%	100%	100%

②自治会等による比較

- 単位自治会・町内会、その他においては、「1円以上50万円未満」が最も多くなっている。
- 連合自治会・町内会においては、「100万円以上200万円未満」が最も多くなっている。

	単位自治会・町内会	連合自治会・町内会	その他	全体
0円	26	4	41	71
1円以上50万円未満	58	60	470	588
50万円以上100万円未満	18	82	225	325
100万円以上200万円未満	16	110	425	551
200万円以上300万円未満	15	71	336	422
300万円以上400万円未満	5	70	205	281
400万円以上500万円未満	8	40	171	219
500万円以上750万円未満	20	62	282	364
750万円以上1,000万円未満	7	44	152	203
1,000万円以上1,500万円未満	5	54	231	290
1,500万円以上2,000万円未満	4	21	100	125
2,000万円以上3,000万円未満	12	30	103	145
3,000万円以上4,000万円未満	3	11	34	48
4,000万円以上5,000万円未満	2	2	23	27
5,000万円以上	0	1	55	56
(参考)有効回答数	199	662	2,854	3,715

	単位自治会・町内会	連合自治会・町内会	その他	全体
0円	13%	1%	1%	2%
1円以上50万円未満	29%	9%	16%	16%
50万円以上100万円未満	9%	12%	8%	9%
100万円以上200万円未満	8%	17%	15%	15%
200万円以上300万円未満	8%	11%	12%	11%
300万円以上400万円未満	3%	11%	7%	8%
400万円以上500万円未満	4%	6%	6%	6%
500万円以上750万円未満	10%	9%	10%	10%
750万円以上1,000万円未満	4%	7%	5%	5%
1,000万円以上1,500万円未満	3%	8%	8%	8%
1,500万円以上2,000万円未満	2%	3%	4%	3%
2,000万円以上3,000万円未満	6%	5%	4%	4%
3,000万円以上4,000万円未満	2%	2%	1%	1%
4,000万円以上5,000万円未満	1%	0%	1%	1%
5,000万円以上	0%	0%	2%	2%
	100%	100%	100%	100%

③設立経過年区分による比較

- ・組織設立後2年以内の団体においては、「750万円以上1,000万円未満」が最も多くなっている。
- ・組織設立後3～5年の団体においては、「100万円以上200万円未満」が最も多くなっている。
- ・組織設立後6～7年の団体においては、「200万円以上300万円未満」が最も多くなっている。
- ・組織設立後8～10年、10年超の団体においては、「1円以上50万円未満」が最も多くなっている。

集計値	～2年	3～5年	6～7年	8～10年	10年超	全体
0円	8	8	10	26	18	70
1円以上50万円未満	15	111	93	162	195	576
50万円以上100万円未満	5	71	62	92	91	321
100万円以上200万円未満	8	125	93	127	174	527
200万円以上300万円未満	15	97	107	85	110	414
300万円以上400万円未満	11	43	59	75	82	270
400万円以上500万円未満	5	25	39	65	76	210
500万円以上750万円未満	7	43	60	95	152	357
750万円以上1,000万円未満	16	17	26	47	96	202
1,000万円以上1,500万円未満	1	16	35	87	143	282
1,500万円以上2,000万円未満	0	1	20	31	73	125
2,000万円以上3,000万円未満	0	5	14	38	88	145
3,000万円以上4,000万円未満	0	5	3	10	30	48
4,000万円以上5,000万円未満	0	5	1	4	17	27
5,000万円以上	0	2	1	11	39	53
(参考)有効回答数	91	574	624	955	1,389	3,632

回答数に対する割合	～2年	3～5年	6～7年	8～10年	10年超	全体
0円	9%	1%	2%	3%	1%	2%
1円以上50万円未満	16%	19%	15%	17%	14%	16%
50万円以上100万円未満	5%	12%	10%	10%	7%	9%
100万円以上200万円未満	9%	22%	15%	13%	13%	15%
200万円以上300万円未満	16%	17%	17%	9%	8%	11%
300万円以上400万円未満	12%	7%	9%	8%	6%	7%
400万円以上500万円未満	5%	4%	6%	7%	5%	6%
500万円以上750万円未満	8%	7%	10%	10%	11%	10%
750万円以上1,000万円未満	18%	3%	4%	5%	7%	6%
1,000万円以上1,500万円未満	1%	3%	6%	9%	10%	8%
1,500万円以上2,000万円未満	0%	0%	3%	3%	6%	3%
2,000万円以上3,000万円未満	0%	1%	2%	2%	6%	4%
3,000万円以上4,000万円未満	0%	1%	0%	1%	2%	1%
4,000万円以上5,000万円未満	0%	1%	0%	0%	1%	1%
5,000万円以上	0%	0%	0%	1%	3%	1%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

④人口区分による比較

- ・20万人以上の自治体に所在する団体においては、「200万円以上300万円未満」が最も多くなっている。
- ・10～20万人、1～3万人、5千～1万人、5千人未満の自治体に所在する団体においては、「1円以上50万円未満」が最も多くなっている。
- ・5～10万人の自治体に所在する団体においては、「500万円以上750万円未満」が最も多くなっている。
- ・3～5万人の自治体に所在する団体においては、「100万円以上200万円未満」が最も多くなっている。

集計値	20万人以上	10～20万人	5～10万人	3～5万人	1～3万人	5千～1万人	5千人未満	全体
0円	16	3	28	7	11	1	5	71
1円以上50万円未満	154	99	77	74	114	30	40	588
50万円以上100万円未満	124	44	51	49	33	13	11	325
100万円以上200万円未満	154	80	123	111	62	14	7	561
200万円以上300万円未満	158	48	86	75	42	10	3	422
300万円以上400万円未満	74	44	61	49	41	10	2	281
400万円以上500万円未満	62	38	51	32	23	9	4	219
500万円以上750万円未満	82	56	125	42	45	13	1	364
750万円以上1,000万円未満	39	30	68	36	20	5	5	203
1,000万円以上1,500万円未満	39	75	84	49	34	7	2	290
1,500万円以上2,000万円未満	16	40	42	14	13	0	0	125
2,000万円以上3,000万円未満	20	36	51	19	13	3	3	145
3,000万円以上4,000万円未満	7	12	16	4	2	6	1	48
4,000万円以上5,000万円未満	2	8	6	7	1	2	1	27
5,000万円以上	11	17	10	10	7	0	1	56
(参考)有効回答数	962	632	880	578	462	123	86	3,723

回答数に対する割合	20万人以上	10～20万人	5～10万人	3～5万人	1～3万人	5千～1万人	5千人未満	全体
0円	2%	0%	3%	1%	2%	1%	6%	2%
1円以上50万円未満	16%	16%	9%	13%	25%	24%	47%	16%
50万円以上100万円未満	13%	7%	6%	8%	7%	11%	13%	9%
100万円以上200万円未満	16%	13%	14%	19%	13%	11%	8%	15%
200万円以上300万円未満	16%	8%	10%	13%	9%	8%	3%	11%
300万円以上400万円未満	8%	7%	7%	8%	9%	8%	2%	8%
400万円以上500万円未満	8%	6%	6%	6%	5%	7%	5%	6%
500万円以上750万円未満	9%	9%	14%	7%	10%	11%	1%	10%
750万円以上1,000万円未満	4%	5%	8%	6%	4%	4%	6%	5%
1,000万円以上1,500万円未満	4%	12%	10%	6%	7%	6%	2%	8%
1,500万円以上2,000万円未満	2%	6%	5%	2%	3%	0%	0%	3%
2,000万円以上3,000万円未満	2%	6%	6%	3%	3%	2%	3%	4%
3,000万円以上4,000万円未満	1%	2%	2%	1%	0%	5%	1%	1%
4,000万円以上5,000万円未満	0%	1%	1%	1%	0%	2%	1%	1%
5,000万円以上	1%	3%	1%	2%	2%	0%	1%	2%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

⑤ 過疎区分による比較

- 過疎地域、一部過疎地域、非過疎地域においては、「1万円以上50万円未満」が最も多くなっている。
- みなし過疎地域においては、「300万円以上400万円未満」が最も多くなっている。

	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
0円	12	2	3	54	71
1万円以上50万円未満	136	9	126	317	588
50万円以上100万円未満	71	8	80	166	325
100万円以上200万円未満	129	8	114	300	561
200万円以上300万円未満	87	11	121	203	422
300万円以上400万円未満	52	15	82	132	281
400万円以上500万円未満	39	8	60	112	219
500万円以上750万円未満	78	2	105	179	364
750万円以上1,000万円未満	42	2	63	96	203
1,000万円以上1,500万円未満	72	6	89	123	290
1,500万円以上2,000万円未満	21	2	55	47	125
2,000万円以上3,000万円未満	33	5	59	49	145
3,000万円以上4,000万円未満	11	2	19	16	48
4,000万円以上5,000万円未満	6	1	14	6	27
5,000万円以上	8	2	13	33	56
(参考)有効回答数	798	83	1,005	1,837	3,723

	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
0円	2%	2%	0%	3%	2%
1万円以上50万円未満	17%	11%	13%	17%	16%
50万円以上100万円未満	9%	10%	8%	9%	9%
100万円以上200万円未満	16%	10%	11%	16%	15%
200万円以上300万円未満	11%	13%	12%	11%	11%
300万円以上400万円未満	7%	18%	8%	7%	8%
400万円以上500万円未満	5%	10%	6%	6%	6%
500万円以上750万円未満	10%	2%	10%	10%	10%
750万円以上1,000万円未満	5%	2%	6%	5%	5%
1,000万円以上1,500万円未満	9%	7%	9%	7%	8%
1,500万円以上2,000万円未満	3%	2%	5%	3%	3%
2,000万円以上3,000万円未満	4%	6%	6%	3%	4%
3,000万円以上4,000万円未満	1%	2%	2%	1%	1%
4,000万円以上5,000万円未満	1%	1%	1%	0%	1%
5,000万円以上	1%	2%	1%	2%	2%
	100%	100%	100%	100%	100%

⑥ 都市区分による比較

- 中核市等、町村においては、「1万円以上50万円未満」が最も多くなっている。
- 一般市においては、「100万円以上200万円未満」が最も多くなっている。

	中核市等	一般市	町村	全体
0円	5	52	14	71
1万円以上50万円未満	154	242	192	588
50万円以上100万円未満	109	171	46	325
100万円以上200万円未満	137	350	64	551
200万円以上300万円未満	150	218	54	422
300万円以上400万円未満	70	173	38	281
400万円以上500万円未満	50	141	28	219
500万円以上750万円未満	72	260	32	364
750万円以上1,000万円未満	32	150	21	203
1,000万円以上1,500万円未満	36	209	45	290
1,500万円以上2,000万円未満	18	100	7	125
2,000万円以上3,000万円未満	28	103	14	145
3,000万円以上4,000万円未満	8	32	8	48
4,000万円以上5,000万円未満	5	18	4	27
5,000万円以上	12	35	9	56
(参考)有効回答数	888	2,258	577	3,723

	中核市等	一般市	町村	全体
0円	1%	2%	2%	2%
1万円以上50万円未満	17%	11%	33%	16%
50万円以上100万円未満	12%	8%	8%	9%
100万円以上200万円未満	15%	16%	11%	15%
200万円以上300万円未満	17%	10%	9%	11%
300万円以上400万円未満	8%	8%	7%	8%
400万円以上500万円未満	6%	6%	5%	6%
500万円以上750万円未満	8%	12%	6%	10%
750万円以上1,000万円未満	4%	7%	4%	5%
1,000万円以上1,500万円未満	4%	9%	8%	8%
1,500万円以上2,000万円未満	2%	4%	1%	3%
2,000万円以上3,000万円未満	3%	5%	2%	4%
3,000万円以上4,000万円未満	1%	1%	1%	1%
4,000万円以上5,000万円未満	1%	1%	1%	1%
5,000万円以上	1%	2%	2%	2%
	100%	100%	100%	100%

⑦ 条例等有無による比較

- ・ 条例等有の市区町村においては、「100万円以上 200万円未満」が最も多くなっている。
- ・ 条例等無の市区町村においては、「1円以上 50万円未満」が最も多くなっている。

	条例等有	条例等無	全体
0円	14	57	71
1円以上50万円未満	162	406	568
50万円以上100万円未満	155	170	325
100万円以上200万円未満	242	299	541
200万円以上300万円未満	191	190	381
300万円以上400万円未満	137	131	268
400万円以上500万円未満	110	105	215
500万円以上750万円未満	197	161	358
750万円以上1,000万円未満	125	78	203
1,000万円以上1,500万円未満	207	82	289
1,500万円以上2,000万円未満	93	32	125
2,000万円以上3,000万円未満	92	53	145
3,000万円以上4,000万円未満	35	13	48
4,000万円以上5,000万円未満	18	9	27
5,000万円以上	35	21	56
(参考)有効回答数	1,819	1,809	3,628

	条例等有	条例等無	全体
0円	1%	3%	2%
1円以上50万円未満	9%	22%	16%
50万円以上100万円未満	9%	9%	9%
100万円以上200万円未満	13%	17%	15%
200万円以上300万円未満	11%	11%	11%
300万円以上400万円未満	8%	7%	7%
400万円以上500万円未満	6%	6%	6%
500万円以上750万円未満	11%	9%	10%
750万円以上1,000万円未満	7%	4%	6%
1,000万円以上1,500万円未満	1%	5%	8%
1,500万円以上2,000万円未満	5%	2%	3%
2,000万円以上3,000万円未満	5%	3%	4%
3,000万円以上4,000万円未満	2%	1%	1%
4,000万円以上5,000万円未満	1%	0%	1%
5,000万円以上	2%	1%	2%
	100%	100%	100%

⑧ 地域区分による比較

- ・ 北海道、関東、東海、中国においては、「1円以上 50万円未満」が最も多くなっている。
- ・ 東北においては、「1,000万円以上 1,500万円未満」が最も多くなっている。
- ・ 北陸においては、「100万円以上 200万円未満」、「300万円以上 400万円未満」が最も多くなっている。
- ・ 近畿、九州・沖縄においては、「200万円以上 300万円未満」が最も多くなっている。
- ・ 四国においては、「100万円以上 200万円未満」が最も多くなっている。

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
0円	1	1	36	0	7	11	7	5	3	71
1円以上50万円未満	25	35	138	6	101	94	123	14	52	568
50万円以上100万円未満	9	28	122	6	38	37	41	14	30	325
100万円以上200万円未満	8	45	107	8	70	118	64	28	103	541
200万円以上300万円未満	6	28	39	6	26	125	48	22	124	422
300万円以上400万円未満	11	28	24	8	24	93	28	14	61	281
400万円以上500万円未満	4	19	33	2	14	79	13	12	43	219
500万円以上750万円未満	6	17	39	4	51	117	14	22	94	364
750万円以上1,000万円未満	4	29	27	4	32	49	19	12	27	203
1,000万円以上1,500万円未満	3	50	41	4	30	58	52	25	27	290
1,500万円以上2,000万円未満	0	36	30	1	18	21	16	1	2	125
2,000万円以上3,000万円未満	2	45	35	0	12	15	19	4	13	145
3,000万円以上4,000万円未満	3	8	13	0	2	9	5	1	7	48
4,000万円以上5,000万円未満	1	3	9	0	5	3	1	1	4	27
5,000万円以上	0	6	28	1	1	10	5	3	2	56
(参考)有効回答数	73	379	725	50	433	840	455	178	590	3,723

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
0円	1%	0%	5%	0%	2%	1%	2%	3%	1%	2%
1円以上50万円未満	34%	9%	19%	12%	23%	11%	27%	8%	9%	16%
50万円以上100万円未満	12%	7%	17%	12%	9%	4%	9%	8%	5%	9%
100万円以上200万円未満	11%	12%	15%	16%	16%	14%	14%	16%	17%	15%
200万円以上300万円未満	8%	7%	5%	12%	6%	15%	11%	12%	21%	11%
300万円以上400万円未満	1%	7%	3%	16%	6%	11%	6%	8%	10%	8%
400万円以上500万円未満	5%	5%	5%	4%	3%	9%	3%	7%	7%	6%
500万円以上750万円未満	8%	4%	5%	8%	12%	14%	3%	12%	16%	10%
750万円以上1,000万円未満	5%	8%	4%	8%	7%	6%	4%	7%	5%	5%
1,000万円以上1,500万円未満	4%	13%	6%	8%	7%	7%	11%	14%	5%	8%
1,500万円以上2,000万円未満	0%	9%	4%	2%	4%	3%	4%	1%	0%	3%
2,000万円以上3,000万円未満	3%	12%	5%	0%	3%	2%	4%	2%	2%	4%
3,000万円以上4,000万円未満	4%	2%	2%	0%	0%	1%	1%	1%	1%	1%
4,000万円以上5,000万円未満	1%	1%	1%	0%	1%	0%	0%	1%	1%	1%
5,000万円以上	0%	2%	4%	2%	0%	1%	1%	2%	0%	2%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

4. 地域おこし協力隊・集落支援員・復興支援員の参加状況

①組織形態区分による比較

- いずれの組織形態区分においても、「参加していない」が最も多くなっており、次いで「集落支援員が構成員」となっている。

	法人組織	任意団体等	自治会等	全体
地域おこし協力隊が構成員	31	102	44	177
地域おこし協力隊がオブザーバー・アドバイザー	24	81	45	150
集落支援員が構成員	34	191	109	334
集落支援員がオブザーバー・アドバイザー	13	39	27	79
復興支援員が構成員	1	5	2	8
復興支援員がオブザーバー・アドバイザー	2	3	2	7
参加していない	191	2,165	640	2,996
その他	30	127	54	211
(参考)有効回答数	306	2,653	869	3,833

	法人組織	任意団体等	自治会等	全体
地域おこし協力隊が構成員	10%	4%	5%	5%
地域おこし協力隊がオブザーバー・アドバイザー	8%	3%	5%	4%
集落支援員が構成員	11%	7%	13%	9%
集落支援員がオブザーバー・アドバイザー	4%	1%	3%	2%
復興支援員が構成員	0%	0%	0%	0%
復興支援員がオブザーバー・アドバイザー	1%	0%	0%	0%
参加していない	62%	81%	74%	78%
その他	10%	5%	6%	6%
	100%	100%	100%	100%

②自治会等による比較

- 単位自治会・町内会、連合自治会・町内会、その他のいずれにおいても、「参加していない」が最も多くなっており、次いで「集落支援員が構成員」となっている。

	単位自治会・町内会	連合自治会・町内会	その他	全体
地域おこし協力隊が構成員	7	37	133	177
地域おこし協力隊がオブザーバー・アドバイザー	10	35	105	150
集落支援員が構成員	15	94	225	334
集落支援員がオブザーバー・アドバイザー	3	24	52	79
復興支援員が構成員	0	2	6	8
復興支援員がオブザーバー・アドバイザー	0	2	5	7
参加していない	169	471	2,356	2,996
その他	3	51	157	211
(参考)有効回答数	204	665	2,964	3,833

	単位自治会・町内会	連合自治会・町内会	その他	全体
地域おこし協力隊が構成員	3%	6%	4%	5%
地域おこし協力隊がオブザーバー・アドバイザー	5%	5%	4%	4%
集落支援員が構成員	7%	14%	8%	9%
集落支援員がオブザーバー・アドバイザー	1%	4%	2%	2%
復興支援員が構成員	0%	0%	0%	0%
復興支援員がオブザーバー・アドバイザー	0%	0%	0%	0%
参加していない	83%	71%	79%	78%
その他	1%	8%	5%	6%
	100%	100%	100%	100%

③設立経過年区分による比較

- いずれの設立年経過区分においても、「参加していない」が最も多くなっており、次いで「集落支援員が構成員」となっている。

	～2年	3～4年	5～6年	7～9年	10年以上	全体
地域おこし協力隊が構成員	4	37	30	58	43	172
地域おこし協力隊がオブザーバー・アドバイザー	3	23	15	56	46	143
集落支援員が構成員	25	57	39	78	106	305
集落支援員がオブザーバー・アドバイザー	1	11	12	23	32	79
復興支援員が構成員	1	0	1	2	4	8
復興支援員がオブザーバー・アドバイザー	0	0	1	5	11	7
参加していない	65	450	533	758	1,128	2,934
その他	3	32	28	40	102	205
(参考)有効回答数	100	589	647	984	1,413	3,733

	～2年	3～5年	6～7年	8～10年	10年超	全体
地域おこし協力隊が構成員	4%	6%	5%	6%	3%	5%
地域おこし協力隊がオブザーバー・アドバイザー	3%	4%	2%	6%	3%	4%
集落支援員が構成員	25%	10%	6%	8%	8%	8%
集落支援員がオブザーバー・アドバイザー	1%	2%	2%	2%	2%	2%
復興支援員が構成員	1%	0%	0%	0%	0%	0%
復興支援員がオブザーバー・アドバイザー	0%	0%	0%	1%	0%	0%
参加していない	65%	76%	82%	77%	80%	79%
その他	3%	5%	4%	4%	7%	5%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

④人口区分による比較

- ・いずれの人口区分においても、「参加していない」が最も多くなっている。
- ・20万人以上の自治体に所在する団体においては、「地域おこし協力隊がオブザーバー・アドバイザー」が「参加していない」に次いで多くなっている。
- ・5～10万人、3～5万人、1～3万人、5千～1万人の自治体に所在する団体においては、「集落支援員が構成員」が「参加していない」に次いで多くなっている。

	20万人以上	10～20万人	5～10万人	3～5万人	1～3万人	5千～1万人	5千人未満	全体
地域おこし協力隊が構成員	15	17	41	45	34	13	12	177
地域おこし協力隊がオブザーバー・アドバイザー	20	17	33	45	21	10	4	150
集落支援員が構成員	3	14	122	119	38	30	8	334
集落支援員がオブザーバー・アドバイザー	3	7	20	27	16	5	1	79
復興支援員が構成員	1	1	4	1	1	0	0	7
復興支援員がオブザーバー・アドバイザー	2	3	1	0	1	0	0	7
参加していない	938	570	657	338	358	69	66	2,996
その他	26	28	54	53	29	7	14	211
(参考)有効回答数	1,003	647	881	593	488	126	95	3,833

	20万人以上	10～20万人	5～10万人	3～5万人	1～3万人	5千～1万人	5千人未満	全体
地域おこし協力隊が構成員	1%	3%	5%	8%	7%	10%	13%	5%
地域おこし協力隊がオブザーバー・アドバイザー	2%	3%	4%	8%	4%	8%	4%	4%
集落支援員が構成員	0%	2%	14%	20%	8%	24%	8%	9%
集落支援員がオブザーバー・アドバイザー	0%	1%	2%	5%	3%	4%	1%	2%
復興支援員が構成員	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
復興支援員がオブザーバー・アドバイザー	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
参加していない	94%	88%	75%	57%	73%	55%	69%	78%
その他	3%	4%	6%	9%	6%	6%	15%	6%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

⑤過疎区分による比較

- ・いずれの過疎区分においても、「参加していない」が最も多くなっている。
- ・過疎地域、一部過疎地域、非過疎地域においては、「集落支援員が構成員」が「参加していない」に次いで多くなっている。
- ・みなし過疎地域においては、「集落支援員がオブザーバー・アドバイザー」が「参加していない」に次いで多くなっている。

	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
地域おこし協力隊が構成員	71	9	53	44	177
地域おこし協力隊がオブザーバー・アドバイザー	60	9	39	42	150
集落支援員が構成員	115	5	97	117	334
集落支援員がオブザーバー・アドバイザー	28	12	21	18	79
復興支援員が構成員	3	0	4	1	8
復興支援員がオブザーバー・アドバイザー	1	0	3	3	7
参加していない	499	47	771	1,679	2,996
その他	103	9	41	58	211
(参考)有効回答数	820	81	1,002	1,930	3,833

	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
地域おこし協力隊が構成員	9%	11%	5%	2%	5%
地域おこし協力隊がオブザーバー・アドバイザー	7%	11%	4%	2%	4%
集落支援員が構成員	14%	6%	10%	6%	9%
集落支援員がオブザーバー・アドバイザー	3%	15%	2%	1%	2%
復興支援員が構成員	0%	0%	0%	0%	0%
復興支援員がオブザーバー・アドバイザー	0%	0%	0%	0%	0%
参加していない	61%	58%	77%	87%	78%
その他	13%	11%	4%	3%	6%
	100%	100%	100%	100%	100%

⑥都市区分による比較

- ・いずれの都市区分においても、「参加していない」が最も多くなっている。
- ・中核市等においては、「地域おこし協力隊が構成員」、「地域おこし協力隊がオブザーバー・アドバイザー」が「参加していない」に次いで多くなっている。
- ・一般市、町村においては、「集落支援員が構成員」が「参加していない」に次いで多くなっている。

	中核市等	一般市	町村	全体
地域おこし協力隊が構成員	16	117	44	177
地域おこし協力隊がオブザーバー・アドバイザー	22	99	29	150
集落支援員が構成員	4	257	73	334
集落支援員がオブザーバー・アドバイザー	4	65	10	79
復興支援員が構成員	1	6	1	8
復興支援員がオブザーバー・アドバイザー	2	4	1	7
参加していない	857	1,702	437	2,996
その他	28	139	44	211
(参考)有効回答数	928	2,291	614	3,833

	中核市等	一般市	町村	全体
地域おこし協力隊が構成員	2%	5%	7%	5%
地域おこし協力隊がオブザーバー・アドバイザー	2%	4%	5%	4%
集落支援員が構成員	0%	11%	12%	9%
集落支援員がオブザーバー・アドバイザー	0%	3%	2%	2%
復興支援員が構成員	0%	0%	0%	0%
復興支援員がオブザーバー・アドバイザー	0%	0%	0%	0%
参加していない	92%	74%	71%	78%
その他	3%	6%	7%	6%
	100%	100%	100%	100%

⑦ 条例等有無による比較

- ・ 条例等有、条例等無いいずれの市区町村においても、「参加していない」が最も多くなっており、次いで「集落支援員が構成員」となっている。

集計値

	条例等有	条例等無	全体
地域おこし協力隊が構成員	75	97	172
地域おこし協力隊がオブザーバー・アドバイザー	83	67	150
集落支援員が構成員	212	110	322
集落支援員がオブザーバー・アドバイザー	36	43	79
復興支援員が構成員	5	3	8
復興支援員がオブザーバー・アドバイザー	2	5	7
参加していない	1,386	1,531	2,917
その他	124	87	211
(参考)有効回答数	1,846	1,892	3,738

回答数に対する割合

	条例等有	条例等無	全体
地域おこし協力隊が構成員	4%	5%	5%
地域おこし協力隊がオブザーバー・アドバイザー	4%	4%	4%
集落支援員が構成員	11%	6%	9%
集落支援員がオブザーバー・アドバイザー	2%	2%	2%
復興支援員が構成員	0%	0%	0%
復興支援員がオブザーバー・アドバイザー	0%	0%	0%
参加していない	75%	81%	78%
その他	7%	5%	6%
	100%	100%	100%

⑧ 地域区分による比較

- ・ いずれの地域区分においても、「参加していない」が最も多くなっている。
- ・ 北海道、東北、北陸、近畿、中国、九州・沖縄においては、「集落支援員が構成員」が「参加していない」に次いで多くなっている。
- ・ 東海、四国においては、「地域おこし協力隊が構成員」が「参加していない」に次いで多くなっている。

集計値

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
地域おこし協力隊が構成員	4	10	26	5	17	34	30	25	26	177
地域おこし協力隊がオブザーバー・アドバイザー	2	11	24	0	7	35	30	13	28	150
集落支援員が構成員	5	23	22	16	15	103	73	22	55	334
集落支援員がオブザーバー・アドバイザー	0	5	16	0	2	21	20	3	12	79
復興支援員が構成員	0	3	3	0	0	1	0	0	1	8
復興支援員がオブザーバー・アドバイザー	0	0	2	0	1	2	0	0	2	7
参加していない	57	312	648	30	401	684	284	127	453	2,996
その他	10	18	36	2	16	17	66	7	39	211
(参考)有効回答数	77	375	767	52	455	861	464	182	600	3,833

回答数に対する割合

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
地域おこし協力隊が構成員	5%	3%	3%	10%	4%	4%	6%	14%	4%	5%
地域おこし協力隊がオブザーバー・アドバイザー	3%	3%	3%	0%	2%	4%	6%	7%	5%	4%
集落支援員が構成員	6%	6%	3%	31%	3%	12%	16%	12%	9%	9%
集落支援員がオブザーバー・アドバイザー	0%	1%	2%	0%	0%	2%	4%	2%	2%	2%
復興支援員が構成員	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
復興支援員がオブザーバー・アドバイザー	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
参加していない	74%	83%	84%	58%	88%	79%	61%	70%	75%	78%
その他	13%	5%	5%	4%	4%	2%	14%	4%	7%	6%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

5. 継続的に活動していく上での課題

① 組織形態区分による比較

- ・いずれの組織形態区分においても、「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっている。
- ・法人組織においては、「活動資金の不足」が「活動の担い手となる人材の不足」に次いで多くなっている。
- ・任意団体等、自治会等においては、「リーダーとなる人材の不足」が「活動の担い手となる人材の不足」に次いで多くなっている。

	法人組織	任意団体等	自治会等	全体
活動資金の不足	205	1,235	430	1,870
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	59	428	131	618
活動に必要な物品の不足	48	316	121	485
リーダーとなる人材の不足	166	1,661	545	2,272
活動の担い手となる人材の不足	252	2,222	716	3,190
事務局運営を担う人材の不足	174	1,446	406	2,026
会計や税務、労務などのノウハウの不足	113	699	182	994
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	23	338	113	474
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	22	385	118	525
地域住民の当事者意識の不足	107	1,413	478	1,998
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	79	1,131	285	1,495
自治会・町内会との関係、役割分担	38	750	200	988
活動に適した保険がない	10	119	18	147
その他	9	104	23	136
(参考)有効回答数	315	2,704	894	3,913

	法人組織	任意団体等	自治会等	全体
活動資金の不足	65%	46%	48%	48%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	19%	16%	15%	16%
活動に必要な物品の不足	15%	12%	14%	12%
リーダーとなる人材の不足	53%	59%	61%	56%
活動の担い手となる人材の不足	80%	82%	80%	82%
事務局運営を担う人材の不足	55%	53%	45%	52%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	36%	26%	20%	25%
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	7%	13%	13%	12%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	7%	14%	13%	13%
地域住民の当事者意識の不足	34%	52%	53%	51%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	25%	42%	32%	38%
自治会・町内会との関係、役割分担	12%	28%	22%	25%
活動に適した保険がない	3%	4%	2%	4%
その他	3%	4%	3%	3%
(参考)有効回答数	100%	100%	100%	100%

② 自治会等による比較

- ・単位自治会・町内会、連合自治会・町内会、その他のいずれにおいても、「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっており、次いで「リーダーとなる人材の不足」となっている。

	単位自治会・町内会	連合自治会・町内会	その他	全体
活動資金の不足	104	326	1,440	1,870
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	30	101	487	618
活動に必要な物品の不足	25	96	364	485
リーダーとなる人材の不足	113	432	1,727	2,272
活動の担い手となる人材の不足	157	559	2,474	3,190
事務局運営を担う人材の不足	57	349	1,620	2,026
会計や税務、労務などのノウハウの不足	25	157	812	994
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	16	97	361	474
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	19	98	407	525
地域住民の当事者意識の不足	83	395	1,520	1,998
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	35	250	1,210	1,495
自治会・町内会との関係、役割分担	40	160	788	988
活動に適した保険がない	4	14	129	147
その他	5	18	113	136
(参考)有効回答数	217	677	3,019	3,913

	単位自治会・町内会	連合自治会・町内会	その他	全体
活動資金の不足	48%	48%	48%	48%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	14%	15%	16%	16%
活動に必要な物品の不足	12%	14%	12%	12%
リーダーとなる人材の不足	52%	64%	57%	56%
活動の担い手となる人材の不足	72%	83%	82%	82%
事務局運営を担う人材の不足	26%	52%	54%	52%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	12%	23%	27%	25%
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	7%	14%	12%	12%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	9%	15%	13%	13%
地域住民の当事者意識の不足	38%	58%	50%	51%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	16%	37%	40%	38%
自治会・町内会との関係、役割分担	18%	24%	26%	25%
活動に適した保険がない	2%	2%	4%	4%
その他	2%	3%	4%	3%
(参考)有効回答数	100%	100%	100%	100%

③設立経過年区分による比較

- 組織設立後2年以内の団体においては、「活動の担い手となる人材の不足」、「地域住民の当事者意識の不足」が最も多くなっている。
- 組織設立後3～4年、5～6年、7～9年、10年以上の団体においては、「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっている。

	～2年	3～4年	5～6年	7～9年	10年以上	全体
活動資金の不足	51	302	293	448	734	1,828
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	8	132	84	165	222	611
活動に必要な物品の不足	15	81	65	132	178	471
リーダーとなる人材の不足	47	362	341	585	865	2,200
活動の担い手となる人材の不足	54	464	531	837	1,208	3,094
事務局運営を担う人材の不足	48	315	395	540	658	1,956
会計や総務、労務などのノウハウの不足	30	175	223	215	314	957
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	12	78	98	109	169	466
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	13	121	89	116	171	510
地域住民の当事者意識の不足	54	347	332	519	682	1,934
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	34	289	293	438	397	1,451
自治会・町内会との関係、役割分担	21	171	215	265	309	981
活動に適した保険がない	6	25	24	55	36	146
その他	3	12	9	38	78	136
(参考)有効回答数	100	598	657	1,003	1,448	3,806

	～2年	3～4年	5～6年	7～9年	10年以上	全体
活動資金の不足	51%	51%	45%	45%	51%	48%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	8%	22%	13%	16%	15%	16%
活動に必要な物品の不足	15%	14%	10%	13%	12%	12%
リーダーとなる人材の不足	47%	61%	52%	58%	60%	56%
活動の担い手となる人材の不足	54%	78%	81%	83%	83%	81%
事務局運営を担う人材の不足	48%	53%	60%	54%	45%	51%
会計や総務、労務などのノウハウの不足	30%	29%	34%	21%	22%	25%
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	12%	13%	15%	11%	12%	12%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	13%	20%	14%	12%	12%	13%
地域住民の当事者意識の不足	54%	58%	51%	52%	47%	51%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	34%	48%	45%	44%	27%	38%
自治会・町内会との関係、役割分担	21%	29%	33%	26%	21%	26%
活動に適した保険がない	6%	4%	4%	5%	2%	4%
その他	3%	2%	1%	4%	5%	4%
(参考)有効回答数	100%	100%	100%	100%	100%	100%

④人口区分による比較

- いずれの人口区分においても、「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっている。
- 20万人以上、1～3万人の自治体に所在する団体においては、「事務局運営を担う人材の不足」が「活動の担い手となる人材の不足」に次いで多くなっている。
- 10～20万人、5～10万人、3～5万人、5千～1万人、5千人未満の自治体に所在する団体においては、「リーダーとなる人材の不足」が「活動の担い手となる人材の不足」に次いで多くなっている。

	20万人以上	10～20万人	5～10万人	3～5万人	1～3万人	5千～1万人	5千人未満	全体
活動資金の不足	472	341	450	284	185	67	61	1,870
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	159	161	136	97	40	16	9	618
活動に必要な物品の不足	104	82	111	101	42	34	11	485
リーダーとなる人材の不足	490	442	571	403	232	73	61	2,272
活動の担い手となる人材の不足	814	564	707	507	408	110	80	3,190
事務局運営を担う人材の不足	542	386	444	303	239	52	60	2,026
会計や総務、労務などのノウハウの不足	257	204	223	133	120	29	28	994
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	132	56	125	80	56	17	8	474
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	128	107	115	88	59	23	5	525
地域住民の当事者意識の不足	490	406	497	340	220	33	18	1,999
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	443	317	330	218	146	28	13	1,495
自治会・町内会との関係、役割分担	309	216	198	146	81	27	11	988
活動に適した保険がない	26	60	19	16	17	4	5	147
その他	57	18	30	18	8	3	2	136
(参考)有効回答数	1,039	661	897	597	498	127	95	3,914

	20万人以上	10～20万人	5～10万人	3～5万人	1～3万人	5千～1万人	5千人未満	全体
活動資金の不足	45%	52%	50%	49%	37%	53%	64%	48%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	15%	24%	15%	16%	8%	13%	9%	16%
活動に必要な物品の不足	10%	12%	12%	17%	8%	27%	12%	12%
リーダーとなる人材の不足	47%	67%	64%	68%	47%	57%	64%	58%
活動の担い手となる人材の不足	78%	85%	79%	85%	82%	87%	84%	82%
事務局運営を担う人材の不足	52%	58%	49%	51%	48%	41%	63%	52%
会計や総務、労務などのノウハウの不足	25%	31%	25%	22%	24%	23%	29%	25%
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	13%	8%	14%	13%	11%	13%	8%	12%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	12%	16%	13%	15%	12%	18%	5%	13%
地域住民の当事者意識の不足	47%	61%	54%	57%	44%	30%	19%	51%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	43%	48%	37%	37%	29%	22%	14%	38%
自治会・町内会との関係、役割分担	30%	33%	22%	24%	16%	21%	12%	25%
活動に適した保険がない	3%	9%	2%	3%	3%	3%	5%	4%
その他	5%	3%	3%	3%	2%	2%	2%	3%
(参考)有効回答数	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

⑤ 過疎区分による比較

- ・いずれの過疎区分においても、「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっている。
- ・過疎地域、みなし過疎地域、非過疎地域においては、「リーダーとなる人材の不足」が「活動の担い手となる人材の不足」に次いで多くなっている。
- ・一部過疎地域においては、「地域住民の当事者意識の不足」が「活動の担い手となる人材の不足」に次いで多くなっている。

集計値	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
活動資金の不足	391	49	527	903	1,870
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	85	12	172	349	618
活動に必要な物品の不足	88	13	123	259	485
リーダーとなる人材の不足	493	59	575	1,145	2,272
活動の担い手となる人材の不足	685	69	830	1,606	3,190
事務局運営を担う人材の不足	459	53	461	1,053	2,026
会計や税務、労務などのノウハウの不足	214	45	210	525	994
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	107	8	142	217	474
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	113	19	126	267	525
地域住民の当事者意識の不足	389	54	579	977	1,999
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	223	31	418	823	1,495
自治会・町内会との関係、役割分担	147	14	277	550	988
活動に資した保険がない	12	3	60	72	147
その他	16	1	46	73	136
(参考)有効回答数	833	85	1,016	1,980	3,914

回答数に対する割合	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
活動資金の不足	47%	58%	52%	46%	48%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	10%	14%	17%	18%	16%
活動に必要な物品の不足	11%	15%	12%	13%	12%
リーダーとなる人材の不足	59%	69%	57%	58%	58%
活動の担い手となる人材の不足	82%	81%	82%	81%	82%
事務局運営を担う人材の不足	55%	62%	45%	53%	52%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	26%	53%	21%	27%	25%
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	13%	9%	14%	11%	12%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	14%	22%	12%	13%	13%
地域住民の当事者意識の不足	47%	64%	57%	49%	51%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	27%	36%	41%	42%	38%
自治会・町内会との関係、役割分担	18%	16%	27%	28%	25%
活動に資した保険がない	1%	4%	6%	4%	4%
その他	2%	1%	5%	4%	3%
	100%	100%	100%	100%	100%

⑥ 都市区分による比較

- ・いずれの都市区分においても、「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっている。
- ・中核市等においては、「事務局運営を担う人材の不足」が「活動の担い手となる人材の不足」に次いで多くなっている。
- ・一般市、町村においては、「リーダーとなる人材の不足」が「活動の担い手となる人材の不足」に次いで多くなっている。

集計値	中核市等	一般市	町村	全体
活動資金の不足	449	1,145	276	1,870
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	113	441	64	618
活動に必要な物品の不足	85	325	75	485
リーダーとなる人材の不足	472	1,454	346	2,272
活動の担い手となる人材の不足	767	1,897	526	3,190
事務局運営を担う人材の不足	518	1,200	308	2,026
会計や税務、労務などのノウハウの不足	235	616	143	994
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	113	289	72	474
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	99	347	79	525
地域住民の当事者意識の不足	476	1,303	220	1,999
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	409	930	156	1,495
自治会・町内会との関係、役割分担	286	591	111	988
活動に資した保険がない	30	80	27	147
その他	67	63	16	136
(参考)有効回答数	962	2,327	625	3,914

回答数に対する割合	中核市等	一般市	町村	全体
活動資金の不足	47%	49%	44%	48%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	12%	19%	10%	16%
活動に必要な物品の不足	9%	14%	12%	12%
リーダーとなる人材の不足	49%	62%	55%	58%
活動の担い手となる人材の不足	80%	82%	84%	82%
事務局運営を担う人材の不足	54%	52%	49%	52%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	24%	26%	23%	25%
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	12%	12%	12%	12%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	10%	15%	13%	13%
地域住民の当事者意識の不足	49%	56%	35%	51%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	43%	40%	25%	38%
自治会・町内会との関係、役割分担	30%	25%	18%	25%
活動に資した保険がない	3%	4%	4%	4%
その他	6%	3%	3%	3%
	100%	100%	100%	100%

⑦ 条例等有無による比較

- ・条例等有、条例等無いずれの市区町村においても、「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっている。
- ・条例等有の市区町村においては、「リーダーとなる人材の不足」が「活動の担い手となる人材の不足」に次いで多くなっている。
- ・条例等無の市区町村においては、「活動資金の不足」が「活動の担い手となる人材の不足」に次いで多くなっている。

集計値	条例等有	条例等無	全体
活動資金の不足	894	946	1,840
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	359	249	608
活動に必要な物品の不足	253	218	471
リーダーとなる人材の不足	1,280	940	2,220
活動の担い手となる人材の不足	1,598	1,528	3,126
事務局運営を担う人材の不足	1,124	871	1,995
会計や税務、労務などのノウハウの不足	558	409	967
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	256	200	456
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	279	231	510
地域住民の当事者意識の不足	1,148	785	1,933
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	827	532	1,459
自治会・町内会との関係、役割分担	617	351	968
活動に資した保険がない	99	43	142
その他	63	72	135
(参考)有効回答数	1,886	1,932	3,818

回答数に対する割合	条例等有	条例等無	全体
活動資金の不足	47%	49%	48%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	19%	13%	16%
活動に必要な物品の不足	13%	11%	12%
リーダーとなる人材の不足	68%	49%	58%
活動の担い手となる人材の不足	85%	79%	82%
事務局運営を担う人材の不足	60%	45%	52%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	30%	21%	25%
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	14%	10%	12%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	15%	12%	13%
地域住民の当事者意識の不足	61%	41%	51%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	49%	28%	38%
自治会・町内会との関係、役割分担	33%	18%	25%
活動に資した保険がない	5%	2%	4%
その他	3%	4%	4%
	100%	100%	100%

⑧地域区分による比較

- ・ いずれの地域区分においても、「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっている。
- ・ 北海道においては、「事務局運営を担う人材の不足」が「活動の担い手となる人材の不足」に次いで多くなっている。
- ・ 東北においては、「活動資金の不足」が「活動の担い手となる人材の不足」に次いで多くなっている。
- ・ 関東、北陸、東海、近畿、中国、九州・沖縄においては、「リーダーとなる人材の不足」が「活動の担い手となる人材の不足」に次いで多くなっている。
- ・ 四国においては、「リーダーとなる人材の不足」、「事務局運営を担う人材の不足」が「活動の担い手となる人材の不足」に次いで多くなっている。

集計値

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
活動資金の不足	33	224	308	21	203	445	235	94	307	1,870
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	11	37	125	4	71	156	65	40	109	618
活動に必要な物品の不足	11	56	66	9	68	119	52	34	70	485
リーダーとなる人材の不足	40	209	415	30	290	529	261	105	393	2,272
活動の担い手となる人材の不足	70	293	622	41	382	737	415	154	476	3,190
事務局運営を担う人材の不足	43	212	321	27	272	499	219	105	328	2,026
会社や税務、労務などのノウハウの不足	17	141	104	10	107	351	68	55	121	994
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	9	50	85	9	51	116	35	16	103	474
事業を実施するまでのプロセスや手法がわからない	9	56	86	10	79	138	54	21	72	525
地域住民の当事者意識の不足	32	223	371	29	212	508	192	89	343	1,999
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	28	113	294	16	202	417	109	61	255	1,495
自治会・町内会との関係、役割分担	19	91	204	20	123	266	104	24	137	988
活動に適した保険がない	1	11	21	2	9	58	24	4	17	147
その他	4	16	29	2	13	19	40	1	12	136
(参考)有効回答数	77	390	805	52	458	877	464	184	607	3,914

回答数に対する割合

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
活動資金の不足	43%	57%	38%	40%	44%	51%	51%	51%	51%	48%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	14%	9%	16%	8%	16%	18%	14%	22%	18%	16%
活動に必要な物品の不足	14%	14%	8%	17%	15%	14%	11%	18%	12%	12%
リーダーとなる人材の不足	52%	54%	52%	58%	63%	60%	56%	57%	65%	58%
活動の担い手となる人材の不足	91%	75%	77%	79%	83%	84%	89%	84%	78%	82%
事務局運営を担う人材の不足	56%	54%	40%	52%	59%	57%	47%	57%	54%	52%
会社や税務、労務などのノウハウの不足	22%	36%	13%	19%	23%	40%	19%	30%	20%	25%
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	12%	13%	11%	17%	11%	13%	8%	9%	17%	12%
事業を実施するまでのプロセスや手法がわからない	12%	14%	11%	19%	17%	16%	12%	11%	12%	13%
地域住民の当事者意識の不足	42%	57%	46%	56%	46%	58%	41%	48%	57%	51%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	36%	29%	37%	31%	44%	48%	23%	33%	42%	38%
自治会・町内会との関係、役割分担	25%	23%	25%	38%	27%	30%	22%	13%	23%	25%
活動に適した保険がない	1%	3%	3%	4%	2%	7%	5%	2%	3%	4%
その他	5%	4%	4%	4%	3%	2%	9%	1%	2%	3%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

6. 行政からの支援に期待するもの

①組織形態区分による比較

- ・いずれの組織形態区分においても、「活動資金の不足」が最も多くなっている。
- ・法人組織、自治会等においては、「活動の担い手となる人材の不足」が「活動資金の不足」に次いで多くなっている。
- ・任意団体等においては、「事務局運営を担う人材の不足」が「活動資金の不足」に次いで多くなっている。

集計値	法人組織	任意団体等	自治会等	全体
活動資金の不足	190	1,313	508	2,011
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	47	429	133	609
活動に必要な物品の不足	45	338	127	510
リーダーとなる人材の不足	39	443	140	622
活動の担い手となる人材の不足	66	624	215	905
事務局運営を担う人材の不足	42	689	182	913
会計や税務、労務などのノウハウの不足	41	509	114	664
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	22	283	125	430
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	9	263	86	358
地域住民の当事者意識の不足	38	482	132	652
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	42	498	124	664
自治会・町内会との関係、役割分担	24	386	72	482
活動に適した保険がない	5	67	15	87
その他	21	99	25	145
(参考)有効回答数	278	2,266	764	3,308

回答数に対する割合	法人組織	任意団体等	自治会等	全体
活動資金の不足	68%	58%	66%	61%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	17%	19%	17%	18%
活動に必要な物品の不足	16%	15%	17%	15%
リーダーとなる人材の不足	14%	20%	18%	19%
活動の担い手となる人材の不足	24%	28%	28%	27%
事務局運営を担う人材の不足	15%	30%	24%	28%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	15%	22%	15%	20%
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	8%	12%	16%	13%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	3%	12%	11%	11%
地域住民の当事者意識の不足	14%	21%	17%	20%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	15%	22%	16%	20%
自治会・町内会との関係、役割分担	9%	17%	9%	15%
活動に適した保険がない	2%	3%	2%	3%
その他	8%	4%	3%	4%
	100%	100%	100%	100%

②自治会等による比較

- ・単位自治会・町内会、連合自治会・町内会、その他のいずれにおいても、「活動資金の不足」が最も多くなっている。
- ・単位自治会・町内会、連合自治会・町内会においては、「活動の担い手となる人材の不足」が「活動資金の不足」に次いで多くなっている。
- ・その他においては、「事務局運営を担う人材の不足」が「活動資金の不足」に次いで多くなっている。

集計値	単位自治会・町内会	連合自治会・町内会	その他	全体
活動資金の不足	108	402	1,503	2,011
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	24	109	476	609
活動に必要な物品の不足	26	101	383	510
リーダーとなる人材の不足	25	115	482	622
活動の担い手となる人材の不足	34	181	690	905
事務局運営を担う人材の不足	21	161	731	913
会計や税務、労務などのノウハウの不足	15	99	550	664
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	13	112	305	430
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	20	86	272	358
地域住民の当事者意識の不足	21	111	520	652
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	16	108	540	664
自治会・町内会との関係、役割分担	19	53	410	482
活動に適した保険がない	4	11	72	87
その他	5	20	120	145
(参考)有効回答数	155	609	2,544	3,308

回答数に対する割合	単位自治会・町内会	連合自治会・町内会	その他	全体
活動資金の不足	68%	66%	59%	61%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	15%	18%	19%	18%
活動に必要な物品の不足	17%	17%	15%	15%
リーダーとなる人材の不足	16%	19%	19%	19%
活動の担い手となる人材の不足	22%	30%	27%	27%
事務局運営を担う人材の不足	14%	26%	29%	28%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	10%	16%	22%	20%
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	8%	18%	12%	13%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	13%	11%	11%	11%
地域住民の当事者意識の不足	14%	18%	20%	20%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	10%	18%	21%	20%
自治会・町内会との関係、役割分担	12%	9%	16%	15%
活動に適した保険がない	3%	2%	3%	3%
その他	3%	3%	5%	4%

③設立経過年区分による比較

- ・いずれの設立経過年区分においても、「活動資金の不足」が最も多くなっている。
- ・組織設立後2年以内、3～4年、5～6年、7～9年の団体においては、「事務局運営を担う人材の不足」が「活動資金の不足」に次いで多くなっている。
- ・組織設立後10年超の団体においては、「活動の担い手となる人材の不足」が「活動資金の不足」に次いで多くなっている。

	～2年	3～4年	5～6年	7～9年	10年以上	全体
活動資金の不足	59	316	312	488	779	1,954
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	9	109	86	171	209	584
活動に必要な物品の不足	16	78	63	137	189	483
リーダーとなる人材の不足	13	95	100	173	233	614
活動の担い手となる人材の不足	15	132	179	215	326	867
事務局運営を担う人材の不足	28	146	195	245	253	867
会計や税務、労務などのノウハウの不足	26	115	153	116	243	653
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	8	66	66	113	166	419
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	10	64	55	94	129	352
地域住民の当事者意識の不足	14	136	112	171	212	645
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	12	107	136	191	210	656
自治会・町内会との関係、役割分担	7	81	104	130	156	478
活動に適した保険がない	4	12	18	25	28	87
その他	4	16	13	53	57	143
(参考)有効回答数	78	532	563	842	1,199	3,214

	～2年	3～4年	5～6年	7～9年	10年以上	全体
活動資金の不足	76%	59%	55%	58%	65%	61%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	12%	20%	15%	20%	17%	18%
活動に必要な物品の不足	21%	15%	11%	16%	16%	15%
リーダーとなる人材の不足	17%	18%	18%	21%	19%	19%
活動の担い手となる人材の不足	19%	25%	32%	26%	27%	27%
事務局運営を担う人材の不足	36%	27%	35%	29%	21%	27%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	33%	22%	27%	14%	20%	20%
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	10%	12%	12%	13%	14%	13%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	13%	12%	10%	11%	11%	11%
地域住民の当事者意識の不足	18%	26%	20%	20%	18%	20%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	15%	20%	24%	23%	18%	20%
自治会・町内会との関係、役割分担	9%	15%	18%	15%	13%	15%
活動に適した保険がない	5%	2%	3%	3%	2%	3%
その他	5%	3%	2%	6%	5%	4%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

④人口区分による比較

- ・いずれの人口区分においても、「活動資金の不足」が最も多くなっている。
- ・20万人以上、10～20万人、5～10万人、5千人未満の自治体に所在する団体においては、「事務局運営を担う人材の不足」が「活動資金の不足」に次いで多くなっている。
- ・3～5万人、1～3万人、5千～1万人の自治体に所在する団体においては、「活動の担い手となる人材の不足」が「活動資金の不足」に次いで多くなっている。

	20万人以上	10～20万人	5～10万人	3～5万人	1～3万人	5千～1万人	5千人未満	全体
活動資金の不足	504	373	468	299	235	72	80	2,011
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	174	149	129	82	50	18	7	609
活動に必要な物品の不足	117	98	94	119	40	34	8	510
リーダーとなる人材の不足	145	102	146	83	84	33	29	622
活動の担い手となる人材の不足	224	136	189	137	157	35	27	905
事務局運営を担う人材の不足	250	148	197	127	128	33	30	913
会計や税務、労務などのノウハウの不足	177	146	148	105	76	4	8	664
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	107	61	88	84	68	13	8	430
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	92	66	70	70	58	8	4	358
地域住民の当事者意識の不足	173	140	148	106	61	18	6	652
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	206	120	140	104	73	18	3	664
自治会・町内会との関係、役割分担	168	87	90	72	46	15	4	482
活動に適した保険がない	17	25	18	11	13	1	2	87
その他	44	42	24	20	10	2	3	145
(参考)有効回答数	863	566	760	507	408	115	89	3,308

	20万人以上	10～20万人	5～10万人	3～5万人	1～3万人	5千～1万人	5千人未満	全体
活動資金の不足	58%	66%	62%	59%	58%	63%	67%	61%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	20%	26%	17%	16%	12%	16%	8%	18%
活動に必要な物品の不足	14%	17%	12%	23%	10%	30%	9%	15%
リーダーとなる人材の不足	17%	18%	19%	16%	21%	29%	33%	19%
活動の担い手となる人材の不足	26%	24%	25%	27%	38%	30%	30%	27%
事務局運営を担う人材の不足	29%	26%	26%	25%	31%	29%	34%	28%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	21%	26%	19%	21%	19%	3%	8%	20%
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	12%	11%	12%	17%	17%	11%	9%	13%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	11%	10%	9%	14%	14%	7%	4%	11%
地域住民の当事者意識の不足	20%	25%	19%	21%	15%	16%	7%	20%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	24%	21%	18%	21%	18%	16%	3%	20%
自治会・町内会との関係、役割分担	19%	15%	12%	14%	11%	13%	4%	15%
活動に適した保険がない	2%	4%	2%	2%	3%	1%	2%	3%
その他	5%	7%	3%	4%	2%	2%	3%	4%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

⑤過疎区分による比較

- ・いずれの過疎区分においても、「活動資金の不足」が最も多くなっている。
- ・過疎地域、非過疎地域においては、「活動の担い手となる人材の不足」が「活動資金の不足」に次いで多くなっている。
- ・みなし過疎地域においては、「事務局運営を担う人材の不足」が「活動資金の不足」に次いで多くなっている。
- ・一部過疎地域においては、「活動の担い手となる人材の不足」、「事務局運営を担う人材の不足」が「活動資金の不足」に次いで多くなっている。

	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
活動資金の不足	446	51	542	972	2,011
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	96	15	181	317	609
活動に必要な物品の不足	103	20	122	265	510
リーダーとなる人材の不足	164	11	144	303	622
活動の担い手となる人材の不足	205	16	211	473	905
事務局運営を担う人材の不足	204	33	211	465	913
会計や税務、労務などのノウハウの不足	142	25	143	354	664
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	103	9	115	203	430
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	80	15	94	169	358
地域住民の当事者意識の不足	112	8	164	368	652
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	106	13	162	383	664
自治会・町内会との関係、役割分担	73	3	130	276	482
活動に適した保険がない	10	2	43	32	87
その他	15	3	37	90	145
(参考)有効回答数	729	77	876	1,626	3,308

	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
活動資金の不足	61%	66%	62%	60%	61%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	13%	19%	21%	19%	16%
活動に必要な物品の不足	14%	26%	14%	16%	15%
リーダーとなる人材の不足	22%	14%	16%	19%	19%
活動の担い手となる人材の不足	28%	21%	24%	29%	27%
事務局運営を担う人材の不足	28%	43%	24%	29%	28%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	19%	32%	16%	22%	20%
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	14%	12%	13%	12%	13%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	11%	19%	11%	10%	11%
地域住民の当事者意識の不足	15%	10%	19%	23%	20%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	15%	17%	18%	24%	20%
自治会・町内会との関係、役割分担	10%	4%	15%	17%	15%
活動に適した保険がない	1%	3%	5%	2%	3%
その他	2%	4%	4%	6%	4%
	100%	100%	100%	100%	100%

⑥都市区分による比較

- ・いずれの都市区分においても、「活動資金の不足」が最も多くなっている。
- ・中核市等、一般市においては、「事務局運営を担う人材の不足」が「活動資金の不足」に次いで多くなっている。
- ・町村においては、「活動の担い手となる人材の不足」が「活動資金の不足」に次いで多くなっている。

	中核市等	一般市	町村	全体
活動資金の不足	463	1,226	322	2,011
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	125	423	61	609
活動に必要な物品の不足	63	354	73	510
リーダーとなる人材の不足	129	368	125	622
活動の担い手となる人材の不足	212	525	168	905
事務局運営を担う人材の不足	218	534	161	913
会計や税務、労務などのノウハウの不足	152	449	63	664
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	75	272	83	430
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	61	233	64	358
地域住民の当事者意識の不足	144	430	78	652
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	163	421	80	664
自治会・町内会との関係、役割分担	135	281	66	482
活動に適した保険がない	18	53	16	87
その他	45	84	16	145
(参考)有効回答数	781	2,016	511	3,308

	中核市等	一般市	町村	全体
活動資金の不足	59%	61%	63%	61%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	16%	21%	12%	16%
活動に必要な物品の不足	11%	18%	14%	15%
リーダーとなる人材の不足	17%	18%	24%	19%
活動の担い手となる人材の不足	27%	26%	33%	27%
事務局運営を担う人材の不足	28%	26%	32%	28%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	19%	22%	12%	20%
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	10%	13%	16%	13%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	8%	12%	13%	11%
地域住民の当事者意識の不足	18%	21%	15%	20%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	21%	21%	16%	20%
自治会・町内会との関係、役割分担	17%	14%	13%	15%
活動に適した保険がない	2%	3%	3%	3%
その他	6%	4%	3%	4%
	100%	100%	100%	100%

⑦条例等有無による比較

- ・条例等有、条例等無いいずれの市区町村においても、「活動資金の不足」が最も多くなっている。
- ・条例等有の市区町村においては、「事務局運営を担う人材の不足」が「活動資金の不足」に次いで多くなっている。
- ・条例等無の市区町村においては、「活動の担い手となる人材の不足」が「活動資金の不足」に次いで多くなっている。

	条例等有	条例等無	全体
活動資金の不足	1,002	980	1,982
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	360	242	602
活動に必要な物品の不足	271	228	499
リーダーとなる人材の不足	367	250	617
活動の担い手となる人材の不足	479	418	897
事務局運営を担う人材の不足	497	408	905
会計や税務、労務などのノウハウの不足	365	283	648
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	216	196	412
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	175	175	350
地域住民の当事者意識の不足	400	236	636
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	404	246	650
自治会・町内会との関係、役割分担	331	139	470
活動に適した保険がない	60	23	83
その他	84	59	143
(参考)有効回答数	1,659	1,599	3,258

	条例等有	条例等無	全体
活動資金の不足	60%	61%	61%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	22%	15%	18%
活動に必要な物品の不足	16%	14%	15%
リーダーとなる人材の不足	22%	16%	19%
活動の担い手となる人材の不足	29%	26%	28%
事務局運営を担う人材の不足	30%	26%	28%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	22%	18%	20%
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	13%	12%	13%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	11%	11%	11%
地域住民の当事者意識の不足	24%	15%	20%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	24%	15%	20%
自治会・町内会との関係、役割分担	20%	9%	14%
活動に適した保険がない	4%	1%	3%
その他	5%	4%	4%
	100%	100%	100%

⑧地域区分による比較

- ・ いずれの地域区分においても、「活動資金の不足」が最も多くなっている。
- ・ 北海道、関東、近畿、中国においては、「活動の担い手となる人材の不足」が「活動資金の不足」に次いで多くなっている。
- ・ 東北、北陸、東海、四国、九州・沖縄においては、「事務局運営を担う人材の不足」が「活動資金の不足」に次いで多くなっている。

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
活動資金の不足	41	231	326	23	232	455	256	103	344	2,011
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	9	54	123	2	50	160	68	31	112	609
活動に必要な物品の不足	10	61	75	6	77	122	49	39	71	510
リーダーとなる人材の不足	23	60	88	7	62	161	75	17	134	622
活動の担い手となる人材の不足	27	74	145	7	117	264	83	40	148	905
事務局運営を担う人材の不足	22	95	118	13	136	238	72	65	154	913
会計や税務、労務などのノウハウの不足	5	86	53	4	67	249	74	39	87	664
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	6	61	80	5	47	93	47	15	76	430
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	4	43	62	3	44	97	42	12	51	358
地域住民の当事者意識の不足	20	54	108	2	104	194	73	16	81	652
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	15	60	122	2	72	197	72	26	98	664
自治会・町内会との関係、役割分担	14	33	75	2	52	152	70	12	72	482
活動に適した保険がない	0	6	13	1	3	23	21	3	17	87
その他	0	13	63	2	12	30	15	11	9	145
(参考)有効回答数	67	351	604	45	399	784	381	163	514	3,308

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
活動資金の不足	61%	66%	54%	51%	58%	58%	67%	63%	67%	61%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	13%	15%	20%	4%	13%	20%	18%	19%	22%	18%
活動に必要な物品の不足	15%	17%	12%	13%	19%	16%	13%	24%	14%	15%
リーダーとなる人材の不足	34%	17%	14%	16%	16%	21%	20%	10%	26%	19%
活動の担い手となる人材の不足	40%	21%	24%	16%	29%	34%	22%	25%	29%	27%
事務局運営を担う人材の不足	33%	27%	20%	29%	34%	30%	19%	40%	30%	28%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	7%	25%	9%	8%	17%	32%	19%	24%	17%	20%
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	9%	17%	13%	11%	12%	12%	12%	9%	15%	13%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	6%	12%	10%	7%	11%	12%	11%	7%	10%	11%
地域住民の当事者意識の不足	30%	15%	18%	4%	26%	25%	19%	10%	16%	20%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	22%	17%	20%	4%	18%	25%	19%	16%	19%	20%
自治会・町内会との関係、役割分担	21%	9%	12%	4%	13%	19%	18%	7%	14%	15%
活動に適した保険がない	0%	2%	2%	2%	1%	3%	6%	2%	3%	3%
その他	0%	4%	10%	4%	3%	4%	4%	1%	2%	4%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

7. 専門家からの支援を期待するもの

①組織形態区分による比較

- 法人組織においては、「会計や税務、労務などのノウハウの不足」が最も多くなっている。
- 任意団体等、自治会等においては、「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっている。

集計値	法人組織	任意団体等	自治会等	全体
活動資金の不足	28	190	39	257
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	6	42	4	52
活動に必要な物品の不足	11	49	14	74
リーダーとなる人材の不足	54	490	169	713
活動の担い手となる人材の不足	58	670	227	955
事務局運営を担う人材の不足	43	361	112	516
会計や税務、労務などのノウハウの不足	107	545	128	780
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	32	436	134	602
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	42	511	169	722
地域住民の当事者意識の不足	25	335	138	498
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	22	286	63	371
自治会・町内会との関係、役割分担	8	124	35	167
活動に適した保険がない	1	26	6	33
その他	9	45	21	75
(参考)有効回答数	224	1,626	542	2,392

回答数に対する割合	法人組織	任意団体等	自治会等	全体
活動資金の不足	13%	12%	7%	11%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	3%	3%	1%	2%
活動に必要な物品の不足	5%	3%	3%	3%
リーダーとなる人材の不足	24%	30%	31%	30%
活動の担い手となる人材の不足	26%	41%	42%	40%
事務局運営を担う人材の不足	19%	22%	21%	22%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	48%	34%	24%	33%
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	14%	27%	25%	25%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	19%	31%	31%	30%
地域住民の当事者意識の不足	11%	21%	25%	21%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	10%	18%	12%	16%
自治会・町内会との関係、役割分担	4%	8%	6%	7%
活動に適した保険がない	0%	2%	1%	1%
その他	4%	3%	4%	3%
	100%	100%	100%	100%

②自治会等による比較

- 単位自治会・町内会においては、「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」が最も多くなっている。
- 連合自治会・町内会、その他においては、「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっている。

集計値	単位自治会・町内会	連合自治会・町内会	その他	全体
活動資金の不足	4	35	218	257
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	0	4	48	52
活動に必要な物品の不足	2	12	60	74
リーダーとなる人材の不足	30	139	544	713
活動の担い手となる人材の不足	31	196	728	955
事務局運営を担う人材の不足	11	101	404	516
会計や税務、労務などのノウハウの不足	19	109	652	780
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	24	110	468	602
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	32	137	553	722
地域住民の当事者意識の不足	12	128	360	498
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	5	58	308	371
自治会・町内会との関係、役割分担	6	29	132	167
活動に適した保険がない	0	6	27	33
その他	4	17	54	75
(参考)有効回答数	91	451	1,850	2,392

回答数に対する割合	単位自治会・町内会	連合自治会・町内会	その他	全体
活動資金の不足	4%	8%	12%	11%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	0%	1%	3%	2%
活動に必要な物品の不足	2%	3%	3%	3%
リーダーとなる人材の不足	33%	31%	29%	30%
活動の担い手となる人材の不足	34%	43%	39%	40%
事務局運営を担う人材の不足	12%	22%	22%	22%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	21%	24%	35%	33%
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	26%	24%	25%	25%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	35%	30%	30%	30%
地域住民の当事者意識の不足	13%	28%	19%	21%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	5%	13%	17%	16%
自治会・町内会との関係、役割分担	7%	6%	7%	7%
活動に適した保険がない	0%	1%	1%	1%
その他	4%	4%	3%	3%
	100%	100%	100%	100%

③ 設立経過年区分による比較

- ・ 組織設立後 2 年以内の団体においては、「会計や税務、労務などのノウハウの不足」が最も多くなっている。
- ・ 組織設立後 3～4 年、5～6 年、7～9 年、10 年以上の団体においては、「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっている。

	～2年	3～4年	5～6年	7～9年	10年以上	全体
活動資金の不足	5	49	70	68	62	254
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	0	20	6	9	15	50
活動に必要な物品の不足	2	14	16	17	22	71
リーダーとなる人材の不足	17	125	111	212	227	692
活動の担い手となる人材の不足	17	148	224	247	285	922
事務局運営を担う人材の不足	14	89	147	124	113	487
会計や税務、労務などのノウハウの不足	29	139	159	168	252	747
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	13	93	111	148	225	590
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	19	117	135	198	232	701
地域住民の当事者意識の不足	8	87	105	155	133	488
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	6	69	96	114	85	370
自治会・町内会との関係、役割分担	3	36	28	46	52	165
活動に適した保険がない	5	6	3	6	13	33
その他	4	6	10	20	30	70
(参考)有効回答数	65	410	461	617	763	2,316

	～2年	3～4年	5～6年	7～9年	10年以上	全体
活動資金の不足	8%	12%	15%	11%	8%	11%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	0%	5%	1%	1%	2%	2%
活動に必要な物品の不足	3%	3%	3%	3%	3%	3%
リーダーとなる人材の不足	26%	30%	24%	34%	30%	30%
活動の担い手となる人材の不足	26%	36%	49%	40%	37%	40%
事務局運営を担う人材の不足	22%	22%	32%	20%	15%	21%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	45%	34%	34%	27%	33%	32%
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	20%	23%	24%	24%	29%	25%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	29%	29%	29%	32%	30%	30%
地域住民の当事者意識の不足	12%	21%	23%	25%	17%	21%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	9%	17%	21%	18%	11%	16%
自治会・町内会との関係、役割分担	5%	9%	6%	7%	7%	7%
活動に適した保険がない	8%	1%	1%	1%	2%	1%
その他	6%	1%	2%	3%	4%	3%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

④ 人口区分による比較

- ・ 20 万人以上、10～20 万人、5～10 万人、1～3 万人、5 千人未満の自治体に所在する団体においては、「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっている。
- ・ 3～5 万人の自治体に所在する団体においては、「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」が最も多くなっている。
- ・ 5 千～1 万人の自治体に所在する団体においては、「リーダーとなる人材の不足」が最も多くなっている。

	20万人以上	10～20万人	5～10万人	3～5万人	1～3万人	5千～1万人	5千人未満	全体
活動資金の不足	88	30	49	39	25	4	22	257
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	8	13	19	8	3	0	1	52
活動に必要な物品の不足	23	11	15	17	4	2	2	74
リーダーとなる人材の不足	158	126	190	89	82	18	27	718
活動の担い手となる人材の不足	287	161	204	132	125	35	31	955
事務局運営を担う人材の不足	161	65	104	79	71	14	22	516
会計や税務、労務などのノウハウの不足	222	139	160	126	86	20	27	780
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	170	69	133	125	81	17	7	602
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	186	112	143	149	97	27	8	722
地域住民の当事者意識の不足	144	105	95	70	70	12	2	498
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	154	66	67	46	31	4	3	371
自治会・町内会との関係、役割分担	50	42	40	21	10	2	1	167
活動に適した保険がない	4	15	6	4	2	1	1	33
その他	17	18	13	12	13	1	1	75
(参考)有効回答数	985	420	539	360	320	93	75	2,392

	20万人以上	10～20万人	5～10万人	3～5万人	1～3万人	5千～1万人	5千人未満	全体
活動資金の不足	15%	7%	9%	11%	8%	4%	29%	11%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	1%	3%	4%	2%	1%	0%	1%	2%
活動に必要な物品の不足	4%	3%	3%	5%	1%	2%	3%	3%
リーダーとなる人材の不足	27%	30%	35%	25%	26%	44%	36%	30%
活動の担い手となる人材の不足	46%	38%	38%	37%	39%	38%	41%	40%
事務局運営を担う人材の不足	28%	15%	19%	22%	22%	15%	29%	22%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	38%	33%	30%	35%	27%	22%	36%	33%
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	29%	16%	25%	35%	25%	18%	9%	25%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	32%	27%	27%	41%	30%	29%	11%	30%
地域住民の当事者意識の不足	25%	25%	18%	19%	22%	13%	3%	21%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	28%	16%	12%	13%	10%	4%	4%	16%
自治会・町内会との関係、役割分担	9%	10%	7%	6%	3%	2%	3%	7%
活動に適した保険がない	1%	4%	1%	1%	1%	1%	1%	1%
その他	3%	4%	2%	3%	4%	1%	1%	3%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

⑤ 過疎区分による比較

- 過疎地域においては、「活動の担い手となる人材の不足」、「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」が最も多くなっている。
- みなし過疎地域においては、「会計や税務、労務などのノウハウの不足」が最も多くなっている。
- 一部過疎地域、非過疎地域においては、「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっている。

集計値	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
活動資金の不足	55	5	48	149	257
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	5	2	18	26	52
活動に必要な物品の不足	10	3	15	46	74
リーダーとなる人材の不足	179	17	224	293	713
活動の担い手となる人材の不足	202	21	265	467	955
事務局運営を担う人材の不足	124	18	117	257	516
会計や税務、労務などのノウハウの不足	194	34	168	384	780
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	170	20	165	247	602
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	202	29	180	311	722
地域住民の当事者意識の不足	85	15	136	262	498
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	47	13	87	214	371
自治会・町内会との関係、役割分担	13	5	59	90	167
活動に適した保険がない	3	3	18	9	33
その他	13	1	11	50	75
(参考)有効回答数	576	68	614	1,134	2,392

回答数に対する割合	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎	全体
活動資金の不足	10%	7%	8%	13%	11%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	1%	3%	3%	2%	2%
活動に必要な物品の不足	2%	4%	2%	4%	3%
リーダーとなる人材の不足	31%	25%	36%	26%	30%
活動の担い手となる人材の不足	35%	31%	43%	41%	40%
事務局運営を担う人材の不足	22%	26%	19%	23%	22%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	34%	50%	27%	34%	33%
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	30%	29%	27%	22%	25%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	35%	43%	29%	27%	30%
地域住民の当事者意識の不足	15%	22%	22%	23%	21%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	8%	19%	16%	19%	16%
自治会・町内会との関係、役割分担	2%	7%	10%	8%	7%
活動に適した保険がない	1%	4%	3%	1%	1%
その他	2%	1%	2%	4%	3%
(参考)有効回答数	100%	100%	100%	100%	100%

⑥ 都市区分による比較

- いずれの都市区分においても、「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっている。
- 中核市等、一般市においては、「会計や税務、労務などのノウハウの不足」が「活動の担い手となる人材の不足」に次いで多くなっている。
- 町村においては、「リーダーとなる人材の不足」が「活動の担い手となる人材の不足」に次いで多くなっている。

集計値	中核市等	一般市	町村	全体
活動資金の不足	75	143	39	257
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	4	44	4	52
活動に必要な物品の不足	21	46	7	74
リーダーとなる人材の不足	151	420	142	713
活動の担い手となる人材の不足	258	522	175	955
事務局運営を担う人材の不足	142	286	88	516
会計や税務、労務などのノウハウの不足	196	472	112	780
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	143	363	96	602
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	150	455	117	722
地域住民の当事者意識の不足	128	315	55	498
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	125	212	34	371
自治会・町内会との関係、役割分担	34	118	15	167
活動に適した保険がない	6	23	4	33
その他	11	47	17	75
(参考)有効回答数	539	1,442	411	2,392

回答数に対する割合	中核市等	一般市	町村	全体
活動資金の不足	14%	10%	9%	11%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	1%	3%	1%	2%
活動に必要な物品の不足	4%	3%	2%	3%
リーダーとなる人材の不足	28%	29%	35%	30%
活動の担い手となる人材の不足	48%	36%	43%	40%
事務局運営を担う人材の不足	26%	20%	21%	22%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	36%	33%	27%	33%
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	27%	25%	23%	25%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	28%	32%	28%	30%
地域住民の当事者意識の不足	24%	22%	13%	21%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	23%	15%	8%	16%
自治会・町内会との関係、役割分担	6%	8%	4%	7%
活動に適した保険がない	1%	2%	1%	1%
その他	2%	3%	4%	3%
(参考)有効回答数	100%	100%	100%	100%

⑦ 条例等有無による比較

- 条例等有、条例等無いいずれの市区町村においても、「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっており、次いで「会計や税務、労務などのノウハウの不足」となっている。

集計値	条例等有	条例等無	全体
活動資金の不足	82	174	256
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	18	34	52
活動に必要な物品の不足	25	46	74
リーダーとなる人材の不足	402	301	703
活動の担い手となる人材の不足	450	495	945
事務局運営を担う人材の不足	230	280	510
会計や税務、労務などのノウハウの不足	404	368	772
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	332	253	585
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	397	311	708
地域住民の当事者意識の不足	283	201	484
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	186	172	358
自治会・町内会との関係、役割分担	91	69	160
活動に適した保険がない	17	14	31
その他	36	37	73
(参考)有効回答数	1,207	1,150	2,357

回答数に対する割合	条例等有	条例等無	全体
活動資金の不足	7%	15%	11%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	1%	3%	2%
活動に必要な物品の不足	2%	4%	3%
リーダーとなる人材の不足	33%	26%	30%
活動の担い手となる人材の不足	37%	43%	40%
事務局運営を担う人材の不足	19%	24%	22%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	33%	32%	33%
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	28%	22%	25%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	33%	27%	30%
地域住民の当事者意識の不足	23%	17%	21%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	15%	15%	15%
自治会・町内会との関係、役割分担	8%	6%	7%
活動に適した保険がない	1%	1%	1%
その他	3%	3%	3%
(参考)有効回答数	100%	100%	100%

⑧地域区分による比較

- ・北海道、北陸においては、「リーダーとなる人材の不足」が最も多くなっている。
- ・東北、近畿、四国においては、「会計や税務、労務などのノウハウの不足」が最も多くなっている。
- ・関東、東海、九州・沖縄においては、「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっている。
- ・中国においては、「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」が最も多くなっている。

集計値	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
活動資金の不足	5	31	35	4	32	80	12	9	49	257
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	1	1	16	0	3	9	4	2	16	52
活動に必要な物品の不足	2	4	9	7	21	13	5	3	10	74
リーダーとなる人材の不足	23	77	104	13	75	151	75	27	168	713
活動の担い手となる人材の不足	21	99	161	5	111	263	93	34	178	955
事務局運営を担う人材の不足	17	70	49	5	75	148	33	24	95	516
会計や税務、労務などのノウハウの不足	13	101	81	12	90	278	89	36	80	780
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	5	69	96	10	53	155	86	29	99	602
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	10	75	113	10	62	199	121	33	99	722
地域住民の当事者意識の不足	20	57	92	11	54	126	27	22	89	498
地域住民の活動への理解不足(両体の認知不足)	15	28	77	3	39	117	15	13	64	371
自治会・町内会との関係、役割分担	3	18	36	6	19	54	11	3	17	167
活動に適した保険がない	1	4	7	1	3	12	3	0	2	33
その他	1	6	19	0	12	15	14	2	6	75
(参考)有効回答数	51	257	410	36	288	595	252	122	381	2,392

回答数に対する割合	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	全体
活動資金の不足	10%	12%	9%	11%	11%	13%	5%	7%	13%	11%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	2%	0%	4%	0%	1%	2%	2%	2%	4%	2%
活動に必要な物品の不足	4%	2%	2%	19%	7%	2%	2%	2%	3%	3%
リーダーとなる人材の不足	45%	30%	25%	36%	26%	25%	30%	22%	44%	30%
活動の担い手となる人材の不足	41%	39%	39%	14%	39%	44%	33%	28%	47%	40%
事務局運営を担う人材の不足	33%	27%	12%	14%	26%	25%	13%	20%	25%	22%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	25%	39%	20%	33%	31%	47%	35%	30%	21%	33%
地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	10%	27%	23%	28%	18%	26%	34%	24%	26%	25%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	20%	29%	28%	28%	22%	33%	48%	27%	26%	30%
地域住民の当事者意識の不足	39%	22%	22%	31%	19%	21%	11%	18%	23%	21%
地域住民の活動への理解不足(両体の認知不足)	29%	11%	19%	8%	14%	20%	6%	11%	17%	16%
自治会・町内会との関係、役割分担	6%	7%	9%	17%	7%	9%	4%	2%	4%	7%
活動に適した保険がない	2%	2%	2%	3%	1%	2%	1%	0%	1%	1%
その他	2%	2%	5%	0%	4%	3%	6%	2%	2%	3%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【参考資料8】地域運営組織に関する実態調査 調査票一式

総行地第124号
平成29年9月1日

各都道府県地域活性化担当部長 殿

総務省自治行政局地域振興室長
(公印省略)

「地域運営組織の形成及び持続的な運営」に関する調査の実施について（依頼）

平素より総務省の施策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

いま、地域においては、高齢化による生活機能の低下や人口減少による集落の生活支援機能の低下が進む中、地域で暮らし続けることができるように、地域で暮らす人々を中心とって組織を形成し、暮らしを支える新たな活動がはじまっています。

総務省では、このような組織を「地域運営組織」として、「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する研究会（座長：小田切徳美明治大学農学部教授）」を開催し、どのようにすれば地域運営組織の形成が進み、持続的な運営が可能になるのか調査研究を行っているところです。また、平成29年度地方財政計画において、「高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりの推進」に500億円を計上したところです。

今年度につきましても、同研究会において、下記のとおり調査を実施しますので、各都道府県の地域活性化担当部局におかれましては、業務多忙の折恐縮ですが、都道府県内の各市区町村（政令指定都市を含む。以下同じ。）に照会の上、回答を取りまとめいただきますようお願いいたします。

記

1 調査方法

別添の『平成29年度「地域運営組織の形成及び持続的な運営」に関する調査（市区町村票）』及び『平成29年度「地域運営組織の形成及び持続的な運営」に関する調査（個票）』にご記入ください。

※ 調査の流れや地域運営組織の定義（調査の対象となる組織）等については、（別紙1）をご参照ください。例えば、小学校区単位などで地域住民・関係者が一体となった地域協働の実現のための仕組みをつくっている場合、その団体（協議会等）も、本調査の対象となります。

※ 個票は地域運営組織にお答えいただくものですので、市区町村から各組織に配布（1組織1個票）し、回答を取りまとめて（又は団体にヒアリングのうえ市区町村がご作成）ください。

また、参考として、昨年度調査において個票を提出された団体の一覧表（別紙2）をお送りしますので、一覧表掲載の団体からは確実にご回答いただくほか、（別紙1）のフローチャートに沿って追加選定してください。

※ 昨年度ご回答いただいた「個票」について、市区町村から提供の依頼がある場合、調査票提出先から送付可能です。直接、調査票提出先にお申し出ください。

※ 都道府県の地域活性化担当部局におかれましては、お手数ですが、各市区町村から提出された調査票（個票含む。）を取りまとめの上、以下の提出先へ電子メールにてご回答ください。

2 調査票提出先

みずほ総合研究所株式会社 社会・公共アドバイザー部
担当者：小林（こばやし）、青木（あおき）、梅村（うめむら）
Eメール rmo-anq@mizuho-ri.co.jp

3 調査票提出期限

平成29年10月13日（金）17時まで

4 個人情報の取扱いについて

個票における組織名、ご担当者名（ご記入者名）、電話番号及びEメールアドレスについては、本調査の集計・分析や本調査研究事業の報告書の取りまとめに当たり、各団体へのヒアリング等が必要な場合の連絡先（内部資料）として使用するものであり、これらの情報については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理させていただきます。

また、個票においてEメールアドレスをご記入いただいた団体については、後日、本調査研究事業の報告書（調査結果含む）を電子メールにて送付させていただく予定です。

5 その他

- ・ 昨年度調査研究事業の内容については、（別紙5）及び総務省ホームページ※をご参照ください。
- ※ 総務省 HP (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei09_02000051.html)
- ・ 本調査の集計結果は、昨年度と同様、調査研究事業の報告書の一部として公表する予定です。
- ・ 本調査についてご不明な点等があれば、以下までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

<本調査の趣旨について>

総務省地域力創造グループ 地域振興室 地域振興第二係
担当者：中田
電話 03（5253）5533（直通）Eメールアドレス：chishin@soumu.go.jp

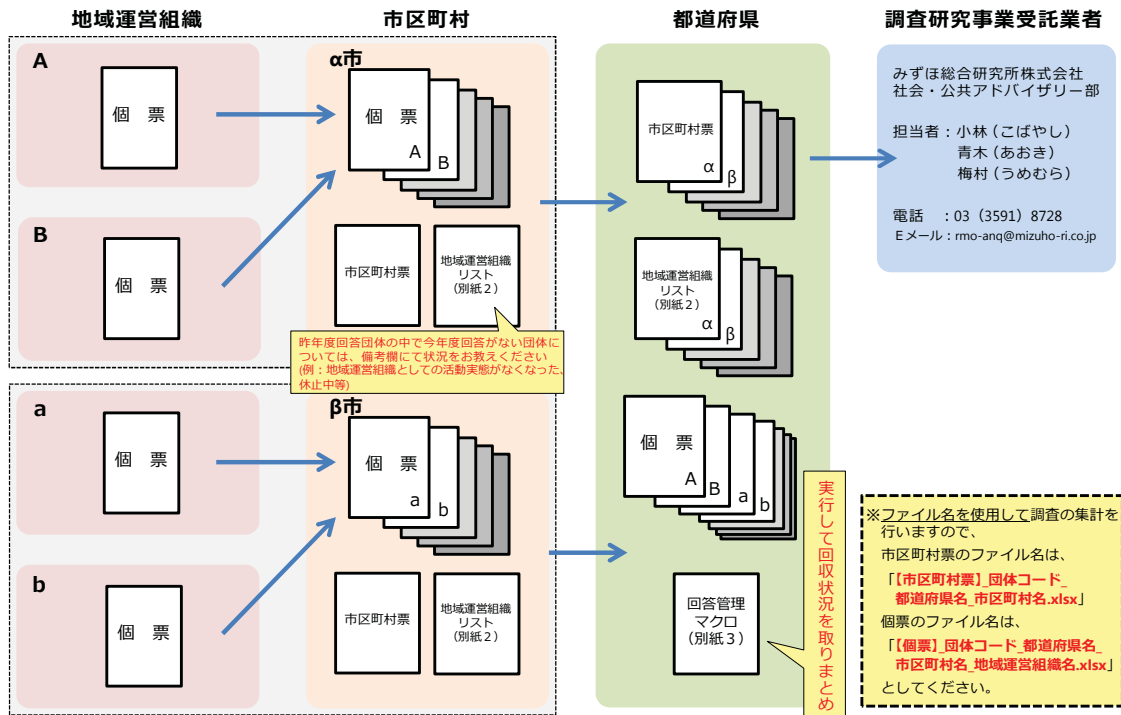
<本調査の内容（調査票の記入方法等）について>

みずほ総合研究所株式会社 社会・公共アドバイザー部
担当者：小林（こばやし）、青木（あおき）、梅村（うめむら）
電話 03-3591-8728（土・日・祝日を除く平日9:30～17:30）
Eメール rmo-anq@mizuho-ri.co.jp

※ みずほ総合研究所株式会社（調査票の提出先）は本調査研究事業の受託業者です。

平成29年度「地域運営組織の形成及び持続的運営」に関する調査
参考資料

1 調査の流れ



<提出にあたっての留意事項>

市区町村から都道府県に調査票を提出される際は、以下の命名規則に従ってファイル名を設定してください。

(命名規則)

- 市区町村票の場合 → 「【市区町村票】_団体コード_都道府県名_市区町村名.xlsx」
- 個票の場合 → 「【個票】_団体コード_都道府県名_市区町村名_地域運営組織名.xlsx」

(例)

- 市区町村票の場合 → 「【市区町村票】_01100_北海道_札幌市.xlsx」
- 個票の場合 → 「【個票】_01100_北海道_札幌市_〇〇の会.xlsx」

※郡・支庁名は不要です

2 「暮らしを支える活動」に取り組む地域運営組織とは

- 地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々を中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。
具体的には、従来の自治・相互扶助活動から一歩踏み出し、次のような活動を行っている組織。

<活動の例※>

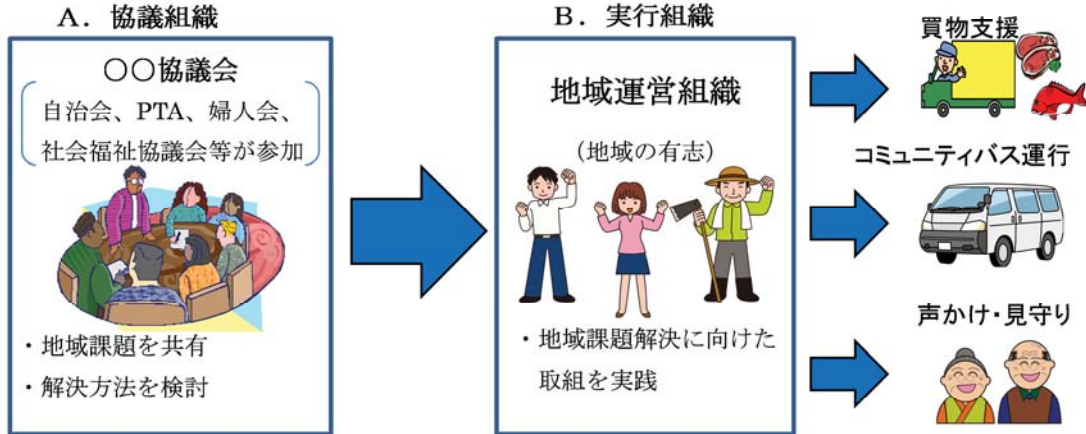
総合的なもの 生活支援関係	市区町村役場の窓口代行、公的施設の維持管理（指定管理など） コミュニティバスの運行、送迎サービス、雪かき・雪下ろし、家事支援（清掃、庭の手入れなど）、弁当配達・給配食サービス、買い物支援（配達・地域商店運営、移動販売など）
高齢者福祉関係	声かけ・見守り、高齢者交流サービス*
子育て支援関係	保育サービス、一時預かり
地域産業関係	体験交流事業、名産品・特産品の加工・販売（直売所の設置・運営など）
財産管理関係	空き家や里山の維持・管理など

*集会所等に集まり時間を共有することで、孤立化の防止やコミュニティ機能を維持向上。

※以下のように一般の経済活動の一環として行われているものは調査の対象外。

- ・民間事業者による交通事業
- ・生活協同組合、農業協同組合等による店舗運営、配達・移動販売等
- ・主として介護保険の適用を受ける事業を行っている事業者による介護事業等
- ・学校法人、医療法人、社会福祉法人等による事業（学校・保育所、病院、介護施設等）やそれに付帯する送迎等

3 「暮らしを支える活動」に取り組む地域運営組織のイメージ



※本調査では、A、B双方の組織に個票を配布してください。

※地域によっては、A、Bが同じ組織である場合もあります。

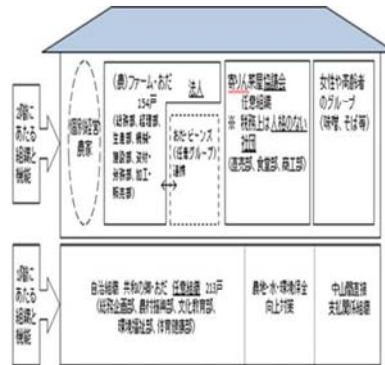
(参考事例①) 協議組織 (A) と実行組織 (B) が別々になっている事例

広島県東広島市小田地区

広島県東広島市小田地区の地域づくりは、自治活動(コミュニティ活動)を行う「共和の郷・おだ」を1階部分、集落営農組織の「ファーム・おだ」等を2階部分とする「二階建て方式」となっている。

1階部分の「共和の郷・おだ」においては、「小田地域センター」(旧小田小学校)を拠点に、生涯学習発表会や史跡めぐりウォーキングなど地域における生涯学習や青少年育成、地域文化活動を積極的に推進している。平成25年度からは10年先のビジョン(小田ビジョン)の策定に取り組んでいる。

2階部分の「ファーム・おだ」(農事組合法人)においては、小学校区(13集落)を1つの農場として集約させることにより、低コストで効率的な集落営農システムを確立し、水稻やそば、小麦などを栽培している。平成24年には米粉を使った米粉パン工房(パン&米夢(パントマイム))を設立し、米粉パンの製造・販売を開始した。「ファーム・おだ」の農産物売上額は約1億2千万円に上り、集落の農業所得として年間約6千万円を地域に還元している。



(参考事例②) 協議組織 (A) と実行組織 (B) 一体となっている事例

特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク (山形県川西町)

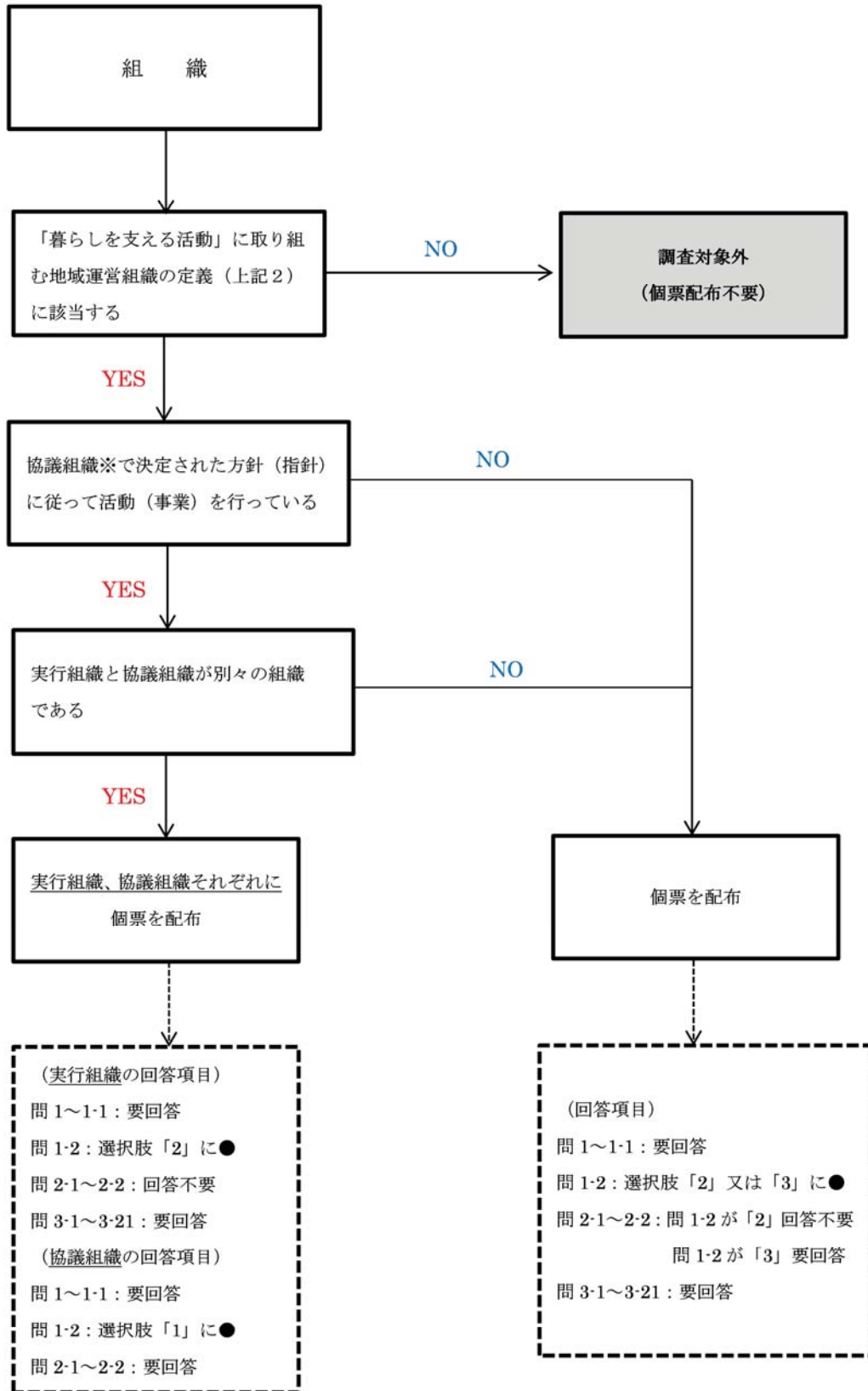
きらりよしじまネットワークは地区の全世帯が加入するNPO法人で、「合意形成のシステム」と「資金づくりのシステム」に独自の手法を取り入れている。

「合意形成のシステム」においては、より多くの住民が参加できるよう、「決めない会議」と「決める会議」とを使い分けている。「決めない会議」は住民ワークショップ等を実施することによって地域の様々な意見や課題を集約していく「参加の場」である。「決める会議」は「決めない会議」で集約された意見や課題を基に具体的な事業の内容や予算の使い道等を決定する「協議の場」(意思決定機関)としての機能を果たしている。

「資金づくりのシステム」においては、コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施するほか、6次産業化の取り組みや地域のスポーツクラブ運営、買い物支援・見守りサービス等に取り組んでいる。今後、都市との地域交流等の観光事業の拡大のため、株式会社の設立も視野に入れた検討を行っている。



4 個票の配布先と回答項目に関するフローチャート



※「協議組織」とは、自治会・町内会、老人クラブ、婦人会、テーマ型の市民団体、NPO など地域内の様々な関係機関が参加し、地域課題の解決策等を協議する場のことをいう。

平成29年度「地域運営組織の形成及び持続的運営」に関する調査(市区町村票)

■ご記入にあたって

- ◇ご回答は、あてはまるものを選び、**回答欄に○印**をつけてください。
○印を選ぶ数は、複数回答可となっているもの以外は、原則1つ選択となっております。(一部、**数値、文字をご記入いただく項目**もございます。)
- ◇ご回答は、**平成29年4月1日現在**の状況や考え方についてご回答ください。
- ◇ご回答は、本エクセルファイルにて、ご記入ください。
- ◇ファイルを保存するとき、**提出ファイル名は、「【市区町村票】団体コード 都道府県名 市区町村名.xlsx**としてください。
- ◇ご回答の終わった調査票を保存していただき、所定の期限(都道府県が指定する期限)までに、**都道府県の担当課までご提出**ください。

■問合せ先

- ◇**調査趣旨**
総務省地域力創造グループ 地域振興室 地域振興第二係 中田
電話 03-5253-5533 Eメール chishin@soumu.go.jp
- ◇**記入方法等全般**
みずほ総合研究所株式会社 社会・公共アドバイザー一部
担当者:小林(こばやし)、青木(あおき)、梅村(うめむら)
電話 03-3591-8728(土・日・祝日を除く平日9:30~17:30) Eメール rmo-anq@mizuho-ri.co.jp

平成29年度「地域運営組織の形成及び持続的運営」に関する調査(市区町村票) 回答結果確認

貴団体について伺います。

地方公共団体名及びご担当についてご記入ください。

地方公共団体名	
担当部課名	
ご担当者名(ご記入者名)	
電話番号	
(内線)	
Eメールアドレス	

Q1: 貴団体の平成29年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口(外国人含む)をご記入ください。		人
Q2: 貴団体の都市分類について、あてはまるものを一つお選びください。	1 政令指定都市 2 中核市 3 施行時特例市 4 一般市 5 町村 6 特別区(東京23区)	
Q3: 貴団体には、「暮らしを支える活動」に取り組む地域運営組織がありますか。	1 ある 2 ない	
Q3-1-1: 「1 ある」と回答された団体は、組織数を教えてください。		組織
Q3-1-2: 「1 ある」と回答された団体は、地域運営組織の設置状況について、あてはまるものを一つお選びください。	1 市区町村の全域に地域運営組織が設置されている 2 市区町村の一部に地域運営組織が設置されている 3 わからない(把握していない)	
Q3-2: 「2 ない」(又は市区町村の一部に設置されている)と回答された団体は、「暮らしを支える活動」に取り組む地域運営組織を、現在ない地域に立ち上げていく必要があると感じますか。	1 必要性を感じない 2 今後必要と感じる 3 今すぐ必要と感じる地域がある	
Q3-3: (Q3-1-2で「2」「3」と回答した方、Q3-2で「2」「3」と回答した方) 今後、地域運営組織を市区町村全域に設置していく意向をお持ちですか。	1 市区町村の全域に地域運営組織を設置していく予定 2 市区町村全域に設置を拡大していく意向はなく、地域の自主性に任せる予定 3 わからない	

問1. 貴団体における地域住民との協働でのまちづくりに関する条例等について問1-1～5につき、ご回答ください。

問1-1		回答欄
貴団体には地域住民との協働でのまちづくりに関する条例や要綱などがありますか。	1 自治基本条例等の条例がある 2 協働のまちづくり等の要綱がある 3 条例や要綱などは定めていない	
問1-2		回答欄
貴団体では、地域運営組織との関係をどのように位置づけていますか。またはどのようなことを期待していますか。あてはまるものを一つお選びください。	1 地方公共団体の依頼に基づき、地域における施策を補助する関係 2 地方公共団体と対等な立場で地域課題を決定し実行していくパートナーとしての関係 3 民間組織としての立場を尊重し、積極的には関係を構築していない 4 その他(自由記述)⌋ (具体的に)	
問1-3		回答欄
地域運営組織の活動範囲として、標準的にどのようなエリアであると考えていますか。最もあてはまるものを一つお選びください。	1 平成の合併前市町村 2 昭和の合併前市町村 3 大字(大字=集落を含む) 4 集落(大字内に複数の集落がある場合) 5 連合自治会・町内会(上記「1」～「4」に該当する場合を除く) 6 単位自治会・町内会(上記「1」～「4」に該当する場合を除く) 7 その他⌋ (具体的に)	
問1-4		回答欄
問1-3の活動範囲について、あてはまるものを一つお選びください。	1 中学校区と概ね一致する 2 旧中学校区(平成の大合併以後の統廃合の直前まで中学校区があったエリア)と概ね一致する 3 小学校区と概ね一致する 4 旧小学校区(平成の大合併以後の統廃合の直前まで小学校区があったエリア)と概ね一致する 5 中学校区(上記「1」)及び小学校区(上記「3」)と概ね一致する 6 小学校区(又は旧小学校区)より狭い 7 その他⌋ (具体的に)	
問1-5		回答欄
貴団体では、地域運営組織が設置されたことによる影響(効果)をどのように評価していますか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	1 地域コミュニティの活動がやりやすくなった 2 地域の声が行政の施策に反映されやすくなった 3 今までできなかった多額の費用を要する活動ができるようになった 4 地域内の話し合いにより、今まで取り組まれなかった課題に取り組むことができるようになった 5 地域内の類似した活動(組織)の整理・統合が図られた 6 地域内の新しい人材の発掘・育成につながった 7 歳出削減につながった 8 従来の縦割りの助成金等が整理されて住民の事務負担が軽減された 9 従来の縦割りの助成金等が整理されて行政の事務負担が軽減された 10 組織は設立されたが、あまり機能しなかった(ほとんど活動実態がない、活動が形骸化している等) 11 地域での会議が増えて地域住民の間で不評であった 12 自治会・町内会などの地縁団体から不満の声が聞かれるようになった 13 その他⌋ (具体的に)	

問2. 貴団体における地域運営組織に対する支援の実態等についての問2-1～11につき、ご回答ください。

問2-1		回答欄
貴団地で地域運営組織の形成・設立に向けて実施している(検討している)支援策について、あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各自治会への説明会等の実施 2 地域でのワークショップ開催支援 3 立ち上げのための資金支援 4 立ち上げのための人的支援 5 その他_⌵ (具体的に) 	
問2-2		回答欄
(Q3で「1 ある」と回答された方) 貴団地で既存の地域運営組織に対して実施している支援策について、あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	<ol style="list-style-type: none"> 1 助成金等の活動資金支援 2 活動拠点施設の提供 3 活動に必要な物品の提供 4 人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成 5 地域外部の専門家の活用 6 総合的な担当窓口を設置 7 地域担当職員制度を導入 8 「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援 9 各地域の活動団体が交流する機会の設置 10 その他_⌵ (具体的に) 	
問2-3		回答欄
(問2-2で「1」と回答した方) 使途をあらかじめ個別に指定しない一括交付金(運営交付金)制度がありますか。	<ol style="list-style-type: none"> 1 ある 2 ない 	
問2-3-1		回答欄
「1 ある」とした方へ、運営交付金はどのような方法で算定されていますか。	<ol style="list-style-type: none"> 1 人口等の客観的な指標に基づき算定 2 対象団体において事業実施に要した経費に補助率を乗じて算定(複数の補助金を運営交付金として統合しつつ、算定基準は従前の基準(対象経費及び補助率)を基本的に踏襲している場合等) 3 その他_⌵ (具体的に) 	
問2-4		回答欄
(問2-2で「2」と回答した方) 活動拠点施設は、どういったものですか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	<ol style="list-style-type: none"> 1 自治会・住民組織が所有する集会所等 2 使用中の庁舎(各支所、出張所・事務所)等の一部 3 「2」を除く使用中の地方公共団体所有施設(地区公民館、図書館、ホール等)の一部 4 遊休公共施設(廃校舎、合併関係市町村の旧庁舎、その他) 5 民間施設等 6 民間施設等(関係者(民間・個人)が所有するもの) 7 その他_⌵ (具体的に) 	
問2-5		回答欄
(問2-4で「2」～「4」と回答した方) 活動拠点施設は、どういう形で団体に提供されていますか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者として施設の維持・管理を委託している 2 施設の賃借料を免除している 3 施設の利用許可を与えている 4 有償での賃借 5 その他_⌵ (具体的に) 	
問2-6		回答欄
(問2-2で「5」と回答した方) 地域外部の専門家の属性として、あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ファシリテーター 2 中間支援組織(NPO法人など) 3 商工会議所 4 その他_⌵ (具体的に) 	
問2-7		回答欄
(問2-2で「6」と回答した方) 担当窓口の部課室名を教えてください。		

問2-8		回答欄
(問2-2で「8」と回答した方) 事務局運営について、どのような支援を実施していますか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体職員を事務局に派遣している 2 人件費を含む事務局運営経費を補助している 3 人件費を除く事務局運営経費を補助している 4 その他_⌋ (具体的に)	
問2-9		回答欄
地域運営組織における継続的の運営を確保していくため、 貴団体として 、どのような支援を実施していく必要があると思いますか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> 1 助成金等の制度の拡充等の活動資金援助 2 事務局機能などの実務的支援 3 自治会館建設やコミュニティ・センター等の活動拠点の整備 4 地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保 5 行政の権限の一部移譲 6 行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革 7 その他_⌋ (具体的に)	
問2-10		回答欄
貴団体が地域運営組織の活動を継続的に支援していくにあたり、 国や県に対して 期待する支援はありますか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> 1 補助金・交付金等の財政支援 2 専門的人材の紹介や派遣 3 行政権限の一部移譲 4 市区町村職員への助言・研修 5 その他_⌋ (具体的に)	
問2-11		回答欄
今後も「暮らしを支える活動」に取り組む地域運営組織が継続的に活動していくうえでの地域側の課題は何だと思いますか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> 1 住民側の新たな担い手の確保 2 住民ニーズへの柔軟な対応 3 活動資金の安定的な確保 4 活動拠点の整備 5 住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い 6 特に課題はない 7 その他_⌋ (具体的に)	

平成29年度「地域運営組織の形成及び持続的運営」に関する調査(個票)

「暮らしを支える活動」に取り組む地域運営組織が複数ある場合、**ファイルをコピー**して回答して下さい。

■ご記入にあたって

- ◇ご回答は、あてはまるものを選び、**回答欄に●印**をつけてください。
●印を選ぶ数は、複数回答可となっているもの以外は、原則1つ選択となっております。(一部、**数値、文字をご記入いただく項目**もございます。)
- ◇ご回答は、**平成29年4月1日現在**の状況や考え方についてご回答ください。
- ◇ご回答は、本エクセルファイルにて、ご記入ください。
- ◇ファイルを保存するとき、**提出ファイル名は、「【個票】団体コード 都道府県名 市区町村名 地域運営組織名.xlsx**としてください。
(市区町村ご担当者様へ、各地域運営組織の回答は、別々のファイルのまま、市区町村名のフォルダにまとめて保存して提出をお願いします。)
- ◇組織名、ご担当者名(ご記入者名)、電話番号及びEメールアドレスについては、本アンケート調査の集計・分析や本調査研究事業の報告書の取りまとめにあたり、各団体へのヒアリング等が必要な場合の連絡先(内部資料)として使用するものであり、これらの情報については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理させていただきます。
- ◇ご回答の終わった調査票を保存していただき、所定の期限(市区町村が指定する期限)までに、**市区町村の担当課**までご提出ください。

■問合せ先

- ◇**調査趣旨**
総務省地域力創造グループ 地域振興室 地域振興第二係 中田
電話 03-5253-5533 Eメール chishin@soumu.go.jp
- ◇**記入方法等全般**
みずほ総合研究所株式会社 社会・公共アドバイザー一部
担当者:小林(こばやし)、青木(あおき)、梅村(うめむら)
電話 03-3591-8728(土・日・祝日を除く平日9:30~17:30) Eメール rmo-anq@mizuho-ri.co.jp

平成29年度「地域運営組織の形成及び持続的運営」に関する調査(個票) 回答結果確認

Q1			
都道府県			
市区町村			
市区町村以下所在地			
郵便番号	〒		—
Q2			
団体名			
ご担当者様について			
ご担当者名(ご記入者名)			
電話番号			
(内線)			
Eメールアドレス※			

※Eメールアドレスについては任意です。記載していただいた場合には、後日報告書のとりまとめ結果をお送りします。

問1		回答欄
貴団体の設立年を西暦でご入力ください。	西暦	年
問1-1		回答欄
貴団体が地域運営組織として活動するに至った経緯について、あてはまるものをお選びください。	<ol style="list-style-type: none"> 既存組織を見直し、新たに地域運営組織の機能を追加した 組織を新たに立ち上げてから活動内容等を検討した ワークショップ等で活動内容等を検討してから現在の組織を立ち上げた その他 (具体的に)	
問1-1-1		回答欄
(問1-1で「1」と回答した方のみ) 貴団体について、あてはまるものをお選びください。	<ol style="list-style-type: none"> 自治会・町内会を母体として、その延長線上で共助・サービスを発展させたもの 自治会・町内会の連合組織を母体として、その延長線上で共助・サービスを発展させたもの 公民館活動を母体として、その延長線上で共助・サービスを発展させたもの わからない その他 (具体的に)	
問1-2		回答欄
貴団体は「協議組織」ですか、「実行組織」ですか。あてはまるものをお選びください。	<ol style="list-style-type: none"> 協議組織 実行組織 協議組織と実行組織の両方 	
問1-3		回答欄
貴団体では、地域のビジョンや地域運営の方針を策定していますか。	<ol style="list-style-type: none"> 策定している 策定していない 	
問1-3-1		回答欄
(問1-3で「1」と回答した方のみ) 地域のビジョンや地域運営の方針を定期的に見直しを行う仕組みはありますか。	<ol style="list-style-type: none"> ある ない 	
問1-4		回答欄
貴団体では、実行組織の事業実施方針(事業計画や予算等)を決めていますか。	<ol style="list-style-type: none"> 決めている 決めていない 	
問1-5		回答欄
貴団体では、自らの組織の体制・在り方等に関する協議を行う機会がありますか。	<ol style="list-style-type: none"> ある そのような機会はない 	
問1-5-1		回答欄
(問1-5で「1」と回答された方に伺います) 貴団体では、自らの組織の体制・在り方等に関する協議をどの程度の間隔(頻度)で行うこととしていますか。	<ol style="list-style-type: none"> 1年に1回程度 2年に1回～3年に1回程度 4年に1回～5年に1回程度 6年に1回～7年に1回程度 8年に1回～10年に1回程度 それ以上の間隔 時期は決めていないが、必要に応じて行うこととしている 	

問1-6,1-6-1		問1-6	問1-6-1
問1-6 貴団体が実施している活動について、あてはまるものをお選びください。(複数選択可) 問1-6-1 貴団体が実施している活動の収益性について、あてはまるものをお選びください。	1 市町村役場の窓口代行		
	2 公的施設の維持管理(指定管理など)		
	3 コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス		
	4 送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)		
	5 雪かき・雪下ろし		
	6 家事支援(清掃や庭木の剪定など)		
	7 弁当配達・給配食サービス		
	8 買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)		
	9 声かけ、見守りサービス		
	10 高齢者交流サービス		
	11 保育サービス・一時預かり		
	12 体験交流事業		
	13 名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)		
	14 空き家や里山などの維持・管理		
	15 防災訓練・研修		
	16 祭り・運動会・音楽会などの運営		
	17 地域の調査・研究・学習		
	18 広報紙の作成・発行		
	19 その他		
(具体的に)			
活動の収益性についての選択肢			
1 収益がある			
2 活動に係る実費のみの収入がある			
3 無償で行っている			
問1-6-2		回答欄	
問1-6-2 貴団体が実施している活動について、主要な活動であると考えているもの上位3つをお答えください。	1 市町村役場の窓口代行		
	2 公的施設の維持管理(指定管理など)		
	3 コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス		
	4 送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)		
	5 雪かき・雪下ろし		
	6 家事支援(清掃や庭木の剪定など)		
	7 弁当配達・給配食サービス		
	8 買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)		
	9 声かけ、見守りサービス		
	10 高齢者交流サービス		
	11 保育サービス・一時預かり		
	12 体験交流事業		
	13 名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)		
	14 空き家や里山などの維持・管理		
	15 防災訓練・研修		
	16 祭り・運動会・音楽会などの運営		
	17 地域の調査・研究・学習		
	18 広報紙の作成・発行		
	19 その他		

問1-2で「1. 協議組織」又は「3. 協議組織と実行組織の両方」と回答された団体についてお尋ねします。

問2	回答欄	
貴団体が策定(決定)した地域のビジョンや地域運営の方針あるいは事業実施方針に沿って地域課題の解決に向けた取組を実践している組織(実行組織)の組織数をお答えください。		組織

問1-2で「2. 実行組織」又は「3. 協議組織と実行組織の両方」と回答された団体についてお尋ねします。

問3-1		回答欄
貴団体について、あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> 1 協議組織において決定された地域のビジョンに従って活動を行っている 2 地域のビジョンは無いが、協議組織で決定された地域運営の方針に沿って活動を行っている 3 協議組織で決定された事業実施方針(事業計画や予算等)に基づいて活動を行っている 4 協議組織と活動の内容(方針)に特段の関連性はない(団体独自の判断に基づいて活動を行っている) 5 その他 	
	(具体的に)	
問3-2	回答欄	
「問3-1」でお答えいただいた「協議組織」の名称をご入力ください。		
問3-3		回答欄
貴団体の組織形態として、あてはまるものをお選びください。 ※法人格を持っていない場合(自治会・町内会やその連合組織を除く)は、「任意団体」としてください。	<ul style="list-style-type: none"> 1 認可地縁団体 2 認定NPO法人(みなし寄附などの税制優遇措置の適用を受けるもの) 3 NPO法人(NPO法に基づく所轄庁の認証を受けた上記「2」以外のNPO法人) 4 株式会社 5 公益社団法人 6 一般社団法人 7 協同組合 8 自治会・町内会(法人格を持たないもの。連合組織を除く。) 9 自治会・町内会の連合組織(法人格を持たないもの。) 10 任意団体(上記「8、9」を除く) 11 その他 	
	(具体的に)	
問3-4		回答欄
問3-3で「1.」「6.」と回答した団体に伺います。法人格の取得年をご入力ください。	西暦	年
問3-5		回答欄
貴団体はどういった目的で設立されましたか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> 1 自治会・町内会の活動を補完し、地域の活性化を図るため 2 身近な生活課題を地域住民自らが解決する活動を活発にするため 3 地域の多様な意見を集約し、行政に反映させるため 4 市町村合併を契機として住民自治を回復する(地域の課題を地域で解決する)必要があったため 5 地域住民等から地域活動を活発にしたいという要望があったため 6 その他(自由記述) 	
	(具体的に)	
問3-6		回答欄
貴団体の活動範囲として、最もあてはまるものをお選びください。	<ul style="list-style-type: none"> 1 平成の合併前市町村 2 昭和の合併前市町村 3 大字(大字=集落を含む) 4 集落(大字内に複数の集落がある場合) 5 連合自治会・町内会(上記「1」~「4」に該当する場合を除く) 6 単位自治会・町内会(上記「1」~「4」に該当する場合を除く) 7 その他 	
	(具体的に)	
問3-7		回答欄
問3-6の活動範囲について、あてはまるものをお選びください。	<ul style="list-style-type: none"> 1 中学校区と概ね一致する 2 旧中学校区(平成の大合併以後の統廃合の直前まで中学校区があったエリア)と概ね一致する 3 小学校区と概ね一致する 4 旧小学校区(平成の大合併以後の統廃合の直前まで小学校区があったエリア)と概ね一致する 5 中学校区(上記「1」)及び小学校区(上記「3」)と概ね一致する 6 小学校区(又は旧小学校区)より狭い 7 その他 	
	(具体的に)	

問3-8			回答欄
貴団体に地域おこし協力隊、集落支援員あるいは復興支援員が参加していますか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	1 地域おこし協力隊が構成員として参加している		
	2 地域おこし協力隊がオブザーバー・アドバイザーとして参加している		
	3 集落支援員が構成員として参加している		
	4 集落支援員がオブザーバー・アドバイザーとして参加している		
	5 復興支援員が構成員として参加している		
	6 復興支援員がオブザーバー・アドバイザーとして参加している		
	7 地域おこし協力隊・集落支援員・復興支援員は参加していない		
	8 その他		
	(具体的に)		
問3-9			回答欄
問3-8以外で、貴団体に地域外の人材が参加(地域外からの移住者を含む。行政職員が職務として参加している場合を除く。)していますか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	1 構成員として参加している		
	2 オブザーバー・アドバイザーとして参加している		
	3 賛助会員として参加している		
	4 地域外の人材は関わっていない		
	5 その他		
	(具体的に)		
問3-10			
貴団体の役員・スタッフの数をお教えてください。	常勤役員		名
	(うち有償常勤役員)		名
	非常勤役員		名
	(うち有償非常勤役員)		名
	常勤スタッフ		名
	(うち有償常勤スタッフ)		名
	非常勤スタッフ		名
(うち有償非常勤スタッフ)		名	
問3-11			回答欄
事務局運営にあたって困っていることや苦労していることについてあてはまるものをお選びください。(複数選択可)	1 スタッフ(人材)の不足		
	2 スタッフ(人材)の育成		
	3 運営費(資金)の不足		
	4 会計・労務管理についての知見・ノウハウの不足		
	5 その他		
	(具体的に)		
問3-12			回答欄
貴団体の運営に係る1年間の収支をご入力ください。 (問3-3で「10、11」以外とした方のみ) また、支出額については人件費、翌年繰越金もご入力ください。	収入額		
	支出額		
	(支出額のうち人件費)		
	(支出額のうち翌年繰越金)		
問3-13			回答欄
貴団体の主な収入源について、選択肢から上位5つを選択してください。 (「12.その他」を選択した場合は、具体的な回答をご記入ください。)	1位		
	その他を選択した場合		
	2位		
	その他を選択した場合		
	3位		
	その他を選択した場合		
	4位		
	その他を選択した場合		
	5位		
	その他を選択した場合		
問3-14			回答欄
活動拠点施設はありますか。	1 ある		
	2 ない		

問3-15				回答欄
(問3-14で「1 ある」と回答した方) 活動拠点施設は、どういったものですか。 あてはまるものをお選びください。	<ul style="list-style-type: none"> 1 自治会・住民組織が所有する集会所等 2 使用中の庁舎(各支所、出張所・事務所)等の一部 3 「2」を除く使用中の自治体所有施設(地区公民館、図書館、ホール、小学校等)(一部のみを含む) 4 遊休公共施設(廃校舎、合併関係市町村の旧庁舎、その他) 5 民間施設等 6 民間施設等(関係者(民間・個人)が所有するもの) 7 その他 			
	(具体的に)			
問3-16				回答欄
(問3-15で「2」「4」と回答した方) 活動拠点施設は、どういう形で確保されていますか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定管理者として施設を管理している 2 施設を無料で借りている 3 施設を有料で借りている 4 その他 			
	(具体的に)			
問3-17,18,19		問3-17	問3-18	問3-19
問3-17. 貴団体が継続的に活動していく上で課題と考えていることは何ですか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> 1 活動資金の不足 2 活動拠点となる施設(数、面積)の不足 3 活動に必要な物品の不足 4 リーダーとなる人材の不足 5 活動の担い手となる人材の不足 6 事務局運営を担う人材の不足 			
問3-18. 課題解決にあたって行政からの支援を期待するものがありますか。(複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> 7 会計や税務、労務などのノウハウの不足 8 地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない 9 事業を実施するうえでのプロセスや手法(事業計画/マーケティングほか)がわからない 			
問3-19. 課題解決にあたって専門家(商工会議所、中間支援組織など)からの支援を期待するものがありますか。(複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> 10 地域住民の当事者意識の不足 11 地域住民の活動への理解不足(地域のために活動している組織として認知されていない) 12 自治会・町内会との関係、役割分担 13 活動に適した保険がない 14 その他 			
問3-17で「14. その他」と回答した方	(具体的に)			
問3-18で「14. その他」と回答した方	(具体的に)			
問3-19で「14. その他」と回答した方	(具体的に)			